

嚴

祕

特高外事月報

昭和十二年一月分

内務省警保局保安課

国立公文書館

分類	警 察 庁
類	9
排架番号	4 E
	15 - 4
	509

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 二、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 三、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 四、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、無產政黨運動
- 一、勞働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外 事 關 係

- 一、入國、居住、送還關係
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、外謀取締關係
- 一、情報其の他

特高關係

(運動狀況)

一、概説	一
二、共産主義運動の状況	六
一、極左分子の檢舉取締状況	六
二、日本無産階級同盟の運動状況	二二
三、學生運動の状況	二二
四、海外よりの左翼宣傳印刷物の状況	二四
五、國家(黨本)主義運動の状況	二七
一、叛亂事件第三次判決	二七
二、政變に對する各團體の運動状況	三四
三、時局協議會の動靜	七七
四、愛國労働農民同志會の動靜	八一
五、日本主義選舉闘争協議會の結成準備	八四
六、大日本生産黨の情勢	八五
七、立憲黨正會の情勢	九〇
一、無産政黨運動の状況	九二
一、社會大衆黨の動靜	九二
二、労働無産階級協議會の動靜	九七

一、労働運動の状況	一〇五
一、労働無産階級協議會並に關係労働團體等の政治路線統	一〇五
一運動の状況(其の四)	一〇五
二、東交及び市從の對市共同闘争状況(其の一)	一〇八
三、組合會議擴大執行委員會状況	一一二
四、労働組合法、小作法制定促進に關する請願運動狀況(其の二)	一一四
五、愛國労働組合全國懇話會の動靜	一一八
六、物價騰貴と労働運動	一二五
一、農民運動の状況	一二七
一、全國農民組合の情勢	一二七
二、皇國農民同盟の情勢	一二七
三、中央農民協議會の運動状況	一二七
四、産業組合の運動状況	一三三
五、系統農會の運動状況	一三四
六、帝國水産會の運動状況	一三五
七、全國町村長會の運動状況	一三六
八、東北振興町村長聯盟の運動状況	一三六

一、商工運動の状況	一三七
一、全日本商權擁護聯盟の運動	一三七
二、日本實業組合聯合會	一三八
一、水平運動の状況	一三八
一、全水第十四回全國大會準備運動の状況	一三八
二、差別事件並に糾弾運動の状況	一三九
一、朝鮮人運動の状況	一四四
一、警視廳管下に於ける極左朝鮮人の活動と檢舉の概	一四四
二、在京都朝鮮人に依る演劇團體「白藝團」の結成と第	一四四
一回公演状況	一五二
三、兵庫縣朝鮮人團體聯合會の創立	一五三

四、海外不逞鮮人の近況(其の一)	一五五
五、朝鮮人の内地出入状況調	一六五
一、宗教運動の状況	一六六
一、類似宗教「生長の家」概況	一六六
一、其の他の運動	一七四
一、消費組合運動の状況	一七四
(雜錄)	
一、特高關係主要機關紙發行状況	一七五
一、運動日誌	一七七
一、時事日誌	一八四
一、主なる社會運動團體一覽表	一八五

外事關係

一、概説	一八七
一、入國、居住、送還關係	一八八
一、中國人(滿洲國人)入國禁止調	一八八
二、中國人(滿洲國人)送還調	一八九
一、外謀取締關係	一九五

一、外謀容疑者取締状況	一九五
一、社會運動の國際的連絡關係	一九七
一、情報其の他	一九九
一、浦鹽に於けるソ官憲の對邦人、船舶に對する取締	一九九

税制改革案を繞る農村、商工關係團體の運動狀況(三)

特 高 關 係

運動狀況

概 説

一月中に於ける各種社會運動を概観するに、共產主義運動に在りては、昨年十二月五日以來檢舉せる極左分子の取調進行に従ひ黨中央再建準備委員會の外、各地に共產主義非合法グループが結成せられ、之等のグループは或は黨全協と同一の目的を以て、或は黨全協組織の素地を作る目的の下に、而も官憲の取締を避け大衆を獲得する意圖の下に、或るものは合法團體内に潛入し、或るものは合法團體名を濫用して極力合法運動を利用又は擬装することに努め、尙會合協議等の場合に於ても努めて全員會合することを避け個々而接乃至は少人數の懇談形式を採る等、極めて巧妙なる戦術を採用し居ること判明せり。然るに一方之等戦術を教示乃至は煽動する海外よりの左翼宣傳印刷物の國內送附は、依然としてその跡を絶たず、又非合法分子の合法擬装の運動も依然として行はれつゝあるやに認めらるゝを以て、その取締は寸時も忽略に附し得ざるの狀況に在り。

叛亂事件に對する審理は昨年七月二回に亙りて中心的人物の判決ありたる以後、引續き進捗して外廓的關係者三十餘名に對しては、既に舊贖迄に何れも求刑行はれたるところなるが、一月十八日北、西田、亀川、中橋の四名のみを残し他の三十名に對して第三次判決行はるゝと共に翌十九日此旨陸軍省より發表せられたり。又眞崎大將も一月二十五日起訴せられたる

趣にして、事件審理も漸く終局に近づきつゝあり。

右翼運動の分野に於ては、休會明け議會の勞田代議士の質問演説に端を發したる政變に對する諸運動に終始せり。即ち濱田代議士の演説を契機として第七十議會の停會となり次いで廣田内閣の總辭職となるや右翼各團體は何れも軍部の強硬態度を支持鞭撻すると共に進んで革新内閣要望の諸運動を爲したるが、二十五日宇垣大將に對する大命降下するに及んでは軍部方面の反宇垣的氣勢に聲息相通するが如く、一齊に宇垣反對、軍部支持の方向に邁進し、熾烈なる運動を展開する處ありたり。而して之に對する宇垣大將の態度は彌が上にも本運動に拍車を掛くる結果となり、二十六、七日頃の最高潮期に於ける情勢は相當險惡なる雰囲気呈したるも、同二十九日宇垣大將は大命を拜辭し、林銑十郎大將に大命降下するに至りたる爲、一部急進分子に於て直ちに反對的氣勢を示しつゝあるの外、大勢は靜觀的態度に傾き不安情勢は一應解消するに至りたり。尙右政變の副産物として見逃し得ざることは、第一に、客年以來右翼陣營に現はれて各方面に其の動向を期待されたる建川、小林(省)等が、政變に對して容疑的行動ありたりとして、時協青年分子等より排撃さるゝに至りしこと、第二に政變に因りて早くも議會解散を豫期し、選舉闘争の爲の新團體結成の氣運擡頭したることなり。

無産政黨運動に在りては、社大黨は第七十議會闘争に全力を傾倒し、院内に於ては一般質問に安部黨首を起て、院外に於ては社會立法獲得の大衆運動を起し、院内外相呼應して果敢なる議會闘争を展開すべく準備を整へ居りしも、本月二十一日議會停會に次ぐに内閣の總辭職を見政情緊迫を告ぐるや、早くも衆議院の解散を豫想し、本部は勿論所屬各府縣支部聯合會とも總選舉對策を講ずる處ありたり。又本年度全國的に施行せらるべき市町村會議員選舉につきても「自治體は資本主義政治機構の母體なるを以て、之を掌中に收奪するか否かは國家改新の成否の分かるゝ處なり」とし、全國的に統制ある闘争を展開

開しつゝあり。次に勞農無産協議會は社大黨との合同問題も全く決裂に終りたるを以て、専ら其の陣容の整備に努め、組織の擴大強化全國的進出を圖ると共に、對議會闘争其の他を活潑に展開しつゝありて、来る二月中旬頃全國大會を開催して新運動方針を確立し黨名をも改稱して純然たる政黨として新に發足すべく準備中なり。

勞働運動に在りては、所謂左翼勞働團體の無産政治戦線統一運動は、其の後依然社大黨が勞協並に全評排撃の態度強硬なる爲と、關係團體中東京市從は單獨に社大黨を支持するに至り、東京自動車亦社大黨支持を決議し、東交は内部に勞協派と社大派との對立ありて足並揃はず、全評亦社大支持を斷念して専ら勞協の擴大に努むる等、本運動は今や殆んど實現性なき状態となれり。最近東京市當局に於ては、市吏、雇、傭員の市會議員立候補其の他政治的進出に對し、或る種の制限を加へんとする計畫あるに對抗、東交、市從の兩國體は之が反對の共同闘争を展開しつゝあり。組合會議は本月十二日擴大執行委員會を開催して議會對策の決定及國際勞働代表等の候補者を選出せり。又組合會議外三團體の勞働組合法、小作法制定促進請願運動は、各關係組合に於て夫々之が署名運動を進めつゝありしが、近く之を取組め議會に提出する模様なり。愛國勞働組合全國懇話會は、最近政黨樹立問題を繞り意見の對立を招來し内部の不統制を暴露しつゝあるも、電力國營促進運動、銑鐵飢饉問題對策等日常の闘争を相當活潑に行ひつゝあり。更に近時物價騰貴の影響を受け賃銀値上に因る勞働爭議の發生漸く繁からむとする傾向顯著なるものあり。

農民運動の分野に在りては、全國農民組合は二月下旬本年度大會を開催の豫定にて、「政府が默せる大衆の大なる負擔と犠牲とに於て行はんとする政策に對する闘争方針を決定せん」として之が準備に専念しつゝあり。又東京、栃木、靜岡、岐阜、福岡、愛媛等の諸聯合會は夫々大會を開催し全國大會に對する態度と地方的實情の上に立つ活動方針等を決する處あり

たり。一方皇國農民同盟は、「内外時局の重大化しつゝある際農村大衆の實生活を體驗し、眞に大地を踏みしめたる偉丈夫を全國の村々に送るため」と稱し、一月二日より四日間大阪府北河内郡交野村「愛汗塾道場」に於て講習會を開催せるが、一月十七日には奈良縣聯合會を結成する等何れも活潑なる活動を續けつゝあり。

舊臘農山漁村の經濟更生を目的として結成せられたる中央農林協議會に於ては、新内閣に對し農村水産行政機構を改革強化し確固たる農村水産國策の樹立實行要望の聲明書を發表し、愛國農會は道府縣農會長協議會を開催して農村國策其の他農村關係法案の實現促進方に關し、聲明書並決議を可決して其の實現に邁進することとなり、又關西二府十七縣農會聯合會に於ても大會を開催して國民負擔の均衡を圖り農山漁村の負擔輕減を絶叫する處あり、全國町村長會も亦農村振興の爲地方財政調整交付金制度の確立要望の運動を爲しつゝあり。産業組合中央會に於ては支部役職員及主事協議會を開催して第二次産業組合擴充計畫、産業組合に依る農村保健運動促進に關する運動方策等を決定して産業組合の擴充強化に努め居れり。

商工運動にありては、全日本商權擁護聯盟は各地支部代表者協議會を開催して産業組合政策の是正、中小商工業振興に關する方策等に就き協議する處あり。又日本實業組合聯合會、全日本肥料團體聯合會等の諸團體は、産業組合に對する課税要望に關し政府當局並關係方面に陳情運動を續けつゝあり。

税制改革案を繞る農村、商工關係各團體の運動は、休會明けの議會を旨して一齊に全國大會等を開催して活潑なる運動を爲すべく準備工作を進め居たる處、議會再會傍頭に於て停會となり續いて政變ありたる爲運動は一時中絶の状態となりたり。而して各種團體にありては、新内閣の政策の發表を俟つて更に運動を展開せむとして靜觀的態度を持し居る模様なり。

宗教關係にありては、時流に投じて全國に多數の鑽仰者を得つゝありし類似宗教「生長の家」本部が、最近首腦部の葛藤を

暴露し、其の業績も亦漸次下降線を辿り來り財政難打開等を策する布教活動の實情は漸く注目の要あるものと認めらるゝに至れり。

終りに朝鮮人運動にありては、最近民族主義系分子の策動漸次活況を呈し各種の分野に於て具體化されつゝあり、就中兵庫縣下に於て本月創立を見たる朝鮮人團體聯合會の如きは、全く此派分子の策動に依る戰線統一運動の奏效したるものと認められ、今後の動向注目を要する所なり。一方所謂海外不逞鮮人の策動状況を見るに、各派間に於ける派閥感情は依然として清算し得ざる状況にあるも、朝鮮獨立運動に關しては各派共に執拗なる策動を繼續しつゝありて將來益々熾烈化せむとするやの情勢に在り。何時不逞一味の潛入を見るやも計り難く之が警戒は愈々嚴密を加ふるの要あり。

共産主義運動の状況

一、極左分子の檢舉取調状況

昨年十二月五日以來極左非法分子を檢舉し目下關係府縣に於て取調中なることは十二月分月報に既述せる所なるが、目下その全貌の判明せる府縣の状況を述べれば次の如し。

(一) 高知縣下の状況

(1) 非合法グループ

(イ) 結成状況

高知縣下に於ける極左運動は昭和八年八月共青地方委員會の檢舉に依り其の指導者を失ひたる爲一時不振の狀態に在りたるが、殘留分子たる藤坂定夫は昭和十一年四月頃當時東京市市ヶ谷刑務所を保釋に依り出所し居りたる高知縣出身の竹村悌三郎に對し高知縣下に於ける極左運動の状況を通報して其の歸郷を慫慂し、竹村は直ちに家事整理の名の下に歸郷して其の指導に當りたる爲、爾來此等分子を中心として其の運動は漸次活氣を呈するに至れり。

而して武村悌三郎は同年五月控訴公判の爲上京したる際、高知縣出身の岩郷義雄を通して東京市に於ける極左分子加藤某、吉仲某等より中央に於ける黨及全協の現況を聴取し同人等より「全協ニュース」及「ロゾフスキー論文」等入手歸郷して以來速かに極左組織に著手して自己の入獄前に其の組織確立を計るべく決意し先づ理論的に優秀なる藤坂定夫と協議の上之が組織方針は黨中央部並全協とは別個なる高知縣独自の組織たらしめ、其の運動の戰略戰術はコミンテルン第七回世界大會の決議に基く反ファツショ統一戰線の樹立合法運動の偽裝等を以て大衆の獲得に努むるの方針を樹立し先づ横川登、田村乙彦、公文雅治、毛利孟夫等を目標メンバーとし爾來之等分子との連絡協議に努めたり。

而して之等分子に對する連絡協議に當りては極力取締官憲に偵知せられざることを期し、竹村悌三郎及藤坂定夫が中心となり昭和十一年五月より同年七月初旬に至る間、同志の結婚、子供の生産、節句祝賀、竹村の上京、入獄送別會等に名を藉りて會合し或は各メンバー個別的に或は二、三人宛隨時隨所に數十回に亘り面接協議をなし此の間に於て前記分子は總べて相互に面接をなし其の目的及運動方針を理解し且之が運動に参加すべきことを承諾せるが、更に七月十日には毛利孟夫を除く各メンバーが全員會同し會議の形式は採らざるも更めて竹村悌三郎より各メンバーに對し運動上の擔任を命じ（毛利孟夫に對しては其の分擔を使者をして傳言せしむ）以て本グループを結成せり。

而して本グループの具體的目的並運動方針に付ては行動綱領並運動方針書等の如きものを作成せざる爲關係者の供述に俟つより外なき狀況なるが、只之が決定に付ても全く會議の形式を避け、前述の如く數十回に亘る個別的協議の方法に依り意見の一致を見たるものなる爲、各關係者に於ても個別的に其の協議内容及其の會見月日、會見者等を具體的に供述することは困難なるも大體左記事項に付協議をなし其の目的に向つて運動をなすべきことに意見一致したる旨自供しつゝあり。

協議事項

(一) 過去の黨並全協の運動方針に對する批判

從來の日本共産黨を中心とする運動は全く非合法形態なりし爲、運動夫自體が必然的にセクト化し大衆より遊離し居りたるを以て一度彈壓を受くるに於ては其の組織は根本的に破壊せらる。従つて我々は今後徹底的にセクト的誤謬を清算すると共に現在の客觀状況を充分に把握し、此の客觀的情勢に照應したる新運動方針を確立せざるべからず。

共産主義運動の状況

(二) 運動方針の確立

(1) 従つて今後の新運動方針は可能なる限り合法運動を利用し或は合法運動を偽裝して先づ廣汎なる大衆を獲得することを當面の任務としなければならぬこと、又此の方針がコミンテルン第七回世界大會に於て決定せる方針に一致するものなること。

(2) 而して之が爲の戰術として大衆の反ファツショ的氣運を利用し、反ファツショの統一戰線を樹立し此の闘争を通して大衆を左翼的に指導訓練し以て極左組織の素地とすること。

共産主義運動の状況

八

- (3) 前記分子を以てグループを結成し高知縣下に於ける共産主義運動の推進力とすること(グループの目的に付ては直接之を決定せざるも前記分子の思想傾向よりして黨と同一目的即ち國體變革私有財産制度否認を目的として活動するものなることは各自の認識する所にして、殊に黨運動を批判し、コミンテルンの運動方針と一致せる方針に依り運動せんことを協議したる以上本グループが前記目的の下に結合せんとするものなることは當然各自に於て認識し居りたるものなることを自供す)。
- (4) 此グループは將來黨全協の組織に合同若くは解消することあり。

(ロ) 結成後の活動状況

(A) 労働者層獲得運動

非合法グループ

には先づ労働者の意識水準を高揚するの要ありとして労働者層獲得の横川登の影響下にあるメンバー三名を集め讀書會を開催してレーニンの「何を爲すべきか」をテキストとして講義をなし、或は座談會を開催してスペイン反亂事件支那侵略問題、労働運動等に對し各共産主義的立場より批判講義をなしたり。

又、労働者層獲得の横川登は非合法グループの方針に基き之を獲得すべく全評系組合に策動をなし或は自己の影響下に在りたる岡村鶴亀に對し労働組合の組織を慫慂し、或は濱田寅彦なる者を通じ自動車運轉手及印刷職工を獲得すべく策動せり。

(B) 農民層獲得運動

農民層獲得運動

非合法グループ

の運動方針に基き農民層を獲得すべく全農内分子に對し反戰印刷物を揭示し、或は極左パンフを輪讀せしめ或は高知縣下宿毛町、林新田等の小作爭議を指導し、又非合法グループの方針(コミンテルンの人民戰線の方針)に基き社會大衆黨内の實權を把握する目的の下に先づ淺沼稻次郎、水谷長三郎を招聘し、演說會を開催する等、諸種工作の上社大黨加盟に成功し更に自己の指導下に在る岡崎和郎、千頭長男、西原貞、岡崎

精郎、筒井泉一等の全農分子をも加盟せしめ、之を各常任委員たらしめ以て、社大黨高知縣聯の實權把握に努めたり。

(C) 學生・婦人層獲得の運動

高知高校内に優秀分子を養成して學生の同志を獲得するの方針を以て竹村悌三郎が中心となり元高校生片岡薫及伊尾某外二名を勧誘して研究會を開催し、又婦人闘士を獲得する方針を以て池知政子、藤坂保子、池内一枝、有光絢子等に策應し婦人研究會を開催し竹村悌三郎よりレーニンの「何をなすべきか」をテキストとして講義をなし以て之等分子の意識高揚に努めたり。

(D) プロレタリア文化・娯楽組合運動を通しての活動

竹村悌三郎司會の下に優秀分子を發見獲得する目的を以て昭和十一年八月より數回に亘りプロ文學座談會を開催し、又毛利孟夫が中心となりて雑誌「鐵脈」を發行し或は公文雅治が中心となり雑誌「藝文文學」を發行し以て大衆に共産主義的意識を浸透せしむることに努めたり。

(E) 其他のアチプロ活動

本グループの結合成りたる後も前記グループ分子は時々會合の上協議をなし或は諸種の會合を機會にアチプロ活動をなし來りたるが殊に昭和十一年九月初旬の竹村悌三郎入獄送別會の際にグループ員藤坂定夫、横川登、毛利孟夫及之が影響下分子古味峯次郎、岡林亀、吉永進、岩郷義雄、片岡薫等集合し赤旗革命歌を合唱し「共産黨萬歲」を三唱して退散したる事實あり。

(2) 竹村和郎を中心とする全協再建運動

(イ) 再建グループの結成

竹村和郎は前述非合法グループの中心人物たる竹村悌三郎の實弟にして悌三郎の感化を受けて共産主義思想を信奉するに至りたる者なるが、昭和九年一月悌三郎が上京するに及び自己が高知縣下の實踐運動を指導すべく決意し高知屋外労働者自治會所屬中村廣(目下所在不明)と相謀り先づ高知縣下に全協の組織を再建すべく右自治會所屬の松本爲忠、京島眞正(全協に對する正確なる認識を缺く)兩名に策應したる結

るや計り難きも、現在の所之等と有機的組織關係を有するものたらしめざる或は之等を支援することを直接の目的とせざる別個の組織とすること。

(三) 各擔任部署の決定

田村乙彦、公文雅治は農民運動の擔任者とする。

横川登を労働運動の擔任者とする。

毛利孟夫、藤坂定夫は理論的指導に當ること。

武村悌三郎は同志の指導連絡に當ること又毛利孟夫は書記格として竹村の入獄後武村に代つて同志の指導連絡に當ること。

共産主義運動の状況

一〇

果、之等分子を獲得するに至りたる爲、同年四月右兩名を以て全協再建非合法グループを結成せり。

(ロ) 結成後の活動 而して右四名協議の上高知市内の大工場に全協フラクを結成すべく三業組、土佐セメント會社、野村工作所、片倉製絲工場、日本樽材會社、日本紙業旭工場、南海晒粉會社、土佐揚枝會社等の會社工場を目標として策動すると共に全評加盟土佐紙工組合其他街頭分子に参加方を慫慂したるも孰れも失敗に歸したり。

(3) 全協室戸分會を中心とする活動 (イ) 全協室戸分會の結成状況 本分會の中心人物夷井富得は日本プロレタリア

科學同盟機關紙「プロレタリア科學」を購讀中其の實踐活動の必要を認め昭和七年二月日本プロレタリア科學同盟室戸班を結成したるが、其の後全協の運動方針に共鳴し、縣下室戸町の漁民を以て之を組織すべく先づ其の前提として、昭和八年三月初旬同町を中心とする漁民及船員を以て藝東漁業労働組合準備會を組織せり。斯くて同年六月には竹村悌三郎より學新及赤旗各五部を入手し、之を組合員に配布すると共に、其中心人物夷井富得、宮下安治、安東直馬の三名は當時同縣下上の加江町に結成せられ居りたる「全協上の加江分會」に對し加盟申込をなす一方、全協室戸分會準備會を結成せり、而して其の後室戸町居住の江口充壽、山下春喜を結合員として獲得すると共に昭和八年七月プロ科本部に對し全協本部との連絡を依頼したる所全協中央部より漁業労働者に關する機關なき爲め中央部に直屬せしむべき旨の指令を受けたるを以て昭和九年一月下旬正式に日本労働組合全國協議會室戸分會として結成せるが檢舉當時の組織次の如し。

(イ) 係員及分擔(△印は其の後死亡者)

一、責任者 夷井富得

一、大型(漁船)係 △安藤直馬 (兼)夷井富得

山下春喜

一、小型係(兼)

夷井富得

△江口充壽

一、其他の一般會員

久保 稔

(九年六
月加盟)

山本

稔 (九年七
月加盟)

山田菊爲

(九年七
月加盟)

藤原

某(不詳)

一、準分會員

桑野芳次郎 今西梅吉 川村幸喜

守口繁太郎

(ロ) 運動状況

準備會當時より藝東漁業労働組合(室戸分會組織の基礎となりたる組合)に對してはニュースの發行、委員會並總會の開催、其の他の一切の日常闘争及從來の部落別班を船別分會に編成替をなすことを指導して之を機會に各分會内に全協員及準全協員を配置して全く其の指導權を把握し、一方プロ科室戸班に對しては毎月開催の座談會を指導し、又小釣業者の室戸浦漁業組合幹部排斥運動を指導して其の室戸浦漁業組合自主化闘争同盟の組織を策し、其他風水害に據る罹災民救援活動、日傭人賃銀値上運動等を指導し以て大衆に全協の精神を反映することに努めたり。

(二) 福岡縣の状況

(1) 北九州地方

(イ) 九州無産者同盟組織準備委員會

(A) 組織經過

昭和七年朝鮮に於て

太平洋労働組合關係の治安維持法違反事件に關係し、檢舉不起訴處分に附せられたる野田進こと波多野幸晴は、昭和八年九月頃より八幡製鐵所職工として稼働中なりしが、昭和九年十一月頃より會つて治安維持法違反事件(昭和八年の所謂二月事件)に連座起訴留保處分となりたる黒田こと安武正雄と連絡するに及び、北九州地方に「眞に無産者の階級的開放を目的とする労働者農民の組織なきことは極めて遺憾なるを以て速かに之が結成をなさざるべからず」となし昭和十年四月福岡縣戸畑の牧山峠に於て其の結成に關する協議をなしたり。而して其の結果

「新團體は早急に黨若くは全協との線を附くる目標の下に活動し、其の線の付き次第黨若くは全協の指導下に入り或は之等に發展的解消を爲すことを目的として活動すること、然し假令黨若くは全協と連絡附かざる場合と雖も自主的に黨的若くは全協的活動をなすこと」

共産主義運動の状況

一一

等の方針を決定せり。

爾來兩名は右方針を速かに實踐に移すべく其の目的人物の選定に當りたる結果、小倉の秋吉大三、森原春一、八幡の淵武、成重誠（八幡失業業者同盟）等の賛同を得、遂に昭和十年六月二十九日小倉市の森原春一方に於て前記方針の下に九州無産者同盟組織準備委員會を結成せるが、其の結成状況及び運動方針等次の如し。

(イ) 會同者

波多野幸晴 安武正雄 淵武 秋吉大三
成重 誠 外三名（正田、森原、森山）

(ロ) 組織方針

- 一、新團體の組織形態は飽く迄合法線上に沿ふこと。
- 二、職場分子は特別の情勢以外は浮び上らない様に注意し街頭分子即ち波多野安武、森原等は一切闘争の表面に於て活動すること。
- 三、然し組織活動の遂行は飽く迄職場分子に依り遂行せねばならぬこと。
- 四、若し黨全協の線が新團體に附いても、一度表面に浮び上つた吾々は（波多野、安武、森原）飽く迄合法線上に於て活躍し絶対に非合法組織體との線を附けず、其の線は浮ばない職場分子が附け合法線上に浮び上つたものを利用して活動すること。

(ハ) 各部門責任者の決定（七月四日の第二回準備委員會に於て決定）

財政部 波多野幸晴 森原
組織部 波多野幸晴 正田 秋吉大三

婦人部 淵武 成重 誠
西山スミ

(ニ) 行動綱領

協議の結果出席者は總べて新團體結成の眞の目的は了解し居るも其の意圖を其の儘直接採用することは徒らに彈壓の目標となるを以て、此の際特に高度のスローガンを掲げざることとし、其の綱領を次の如く決定す。

綱領

- 一、我々は團結の壓力を以て労働者の生活の安定向上の爲め合理的に闘ふことを期す。
- 一、我々は一日も早く無産階級の完全なる解放を希望しそれが解決の爲めに勇敢に闘ふことを期す。
- 行動綱領
- 一、賃銀値上げの爲めの闘争
- 二、一切の首切、賃下、時間延長、労働強化反對のための闘争
- 三、賃下を伴はざる労働時間短縮の爲めの闘争
- 四、同一労働に對する同一賃銀支給獲得の爲めの闘争
- 五、臨時工制度、人夫制度及一切の請負制度の反對の爲めの闘争

の爲の闘争

- 六、婦人労働者に對する生理休暇獲得の爲の闘争
- 七、最低賃銀獲得の爲の闘争
- 八、工場法、鑛山法、健康保險法、労働者災害扶助法の改正の爲の闘争
- 九、資本家地主金額負擔の失業保險法獲得の爲の闘争
- 一〇、鮮人労働者に對する特殊壓迫反對の爲の闘争
- 一一、労働運動の犠牲者救援、労働運動のデモ隊排撃の爲の闘争
- 一二、ストライキ、示威運動、言論、出版、集會結社の自由獲得

(B) 同盟準備委員會の運動状況並其の解消

同盟準備委員會の結成後、七月中旬には「進歩的労働者の當面の活動に關する提唱」と題するパンフレット及八月初旬にはニュース第一號を發行配付して活動したるが、之等の文書は相當階級的な字句を以て綴られ、又前記メンバーは總べてペンネームを使用する等本團體は形式的にも非合法團體たるの感を與ふるに至りたる爲、漸次取締官憲の注意を引き結成當時意圖したる合法團體を偽裝すること困難となり、一方波多野幸晴の招請に依り黨オルグと稱し大阪より來幡したる松村義士男（波多野の朝鮮時代の友人）は本團體の状況を觀て「北九州に斯くの如き意識分子のみを叫合せる新團體を結成することは黨の新運動方針に合致せず、將來の黨的活動に支障あり」となし之が解消を勧誘したる爲、昭和十一年八月二十五日遂に之を解消せり。

以上の如く九州無産者同盟準備委員會は結成後幾何もなく見るべき活動なくして解消したるが、之等の分子は決して黨的活動を中止する爲に解消したるものに非ずして運動遂行の戦略戦術上解消したるものにして、右同盟解消後は黨オルグ松村義士男を中心として引續き次項の如き運動をなしたり。

(ロ) 北九州に於ける黨オルグ松村義士男を中心とする活動 前述九州無産者同盟組織準備會の中心人物波多野幸晴は、其の準備會結成に着手すると共に、曾て朝鮮時代の同志にして當時大阪に於て運動中なりし矢野健一こと松村義士男に對し、北九州の一般狀勢特に九州無産者同盟組織準備委員會の組織計畫を通信して黨との連絡斡旋を依頼すると共に、松村義士男の來幡を要望せる爲、松村は昭和十年六月下旬黨員桑原録郎と協議の上黨オルグ（當時松村が入黨したるや否や目下明瞭ならず取調中）と稱して來幡せり。

爾來松村は大阪に於ける黨員桑原録郎と連絡の下に、九州無産者同盟組織準備委員會の分子を指導して九州無産者同盟組織準備委員會の結成は黨の新運動方針に合致せざるものなりとして之を解消せしめ（前項参照）、黨の統一戰線樹立の方針に基き、八幡の失業者同盟の西部産業労働組合との合同實現を計り、又大阪に於ける桑原より赤旗及パンフレットの郵送を受け之を成重誠、秋吉大三に手交して黨員たらしむべく教養に努めたり。以下之等關係者の黨的活動の狀況を示せば次の如し。

(イ) 松村義士男 昭和十年一月大阪労働學校第三十七期生として入校したる者なるが、爾來校友桑原録郎、知念喜男等と相謀り同校の校友會を日本共産黨の貯水池たらしむべく活動中、昭和十年六月曾て朝鮮當時の同志にして當時八幡市に於て運動中の舊同志たる波多野幸晴より共産主義的地方團體を結成し居ることを報告すると共に黨との連絡斡旋方を依頼し來りたる爲、松村義士男は、同志桑原録郎と連絡して（桑原、吉見より入黨勧誘を受けたるも正しき運動をなすに於ては入黨するの要なかるべしと稱して入黨せずと稱す）右北九州の狀況を報告して之に對する指導方針を協議の上、黨活動の指導者として昭和十年六月末來幡せり。斯くて前記の如く九州無産者同盟準備委員會を解消せしめ、又同年十月初旬情勢報告を兼ねて上阪し桑原、吉見等の黨關係者と打合せの結果、今後北九州に於ける運動方針として失業同盟と西部産業労働組合と

の合同を實現せしむるの方針を決定し、同年十一月初旬再び來幡して成重誠、安武正雄を指導し之が實現を計れり。而して同年十二月上旬上阪以來は秋吉指定のあとを通じて滯幡中獲得せる分子と連絡して黨の影響を反映せしむることに努めたり。

(ロ) 安武正雄 前記松村義士男が黨關西地方委員會のオルグなることの情を知り屢々之と連絡し又昭和十年十一月十五日同志たる秋吉大三を紹介連絡せしめたり。

(ハ) 成重誠 前記松村義士男が黨關西地方オルグなることの情を知り之を援助する目的を以て自宅に寄宿せしめ、又松村義士男の依頼に依り黨關西地方委員會との連絡アドレスを戸畑市西天簫寺大谷町有光男に囑託し、又松村義士男、波多野幸晴等より黨關西地方委員會は所謂人民戰線運動強化の爲在幡の日本西産業労働組合と八幡失業者同盟との合同を期待し居るを以て之が合同促進に當るべきことを懇懇せられ、之に應じて其の合同斡旋をなし遂に之を實現せしめたり。

(ニ) 秋吉大三 昭和十年十一月十五日同志安武正雄より松村義士男なる者を紹介せられたるが、右松村義士男が黨關西地方委員會のオルグなることの情を知り之よりコミンテルン第七回世界大會決定の新運動方針を聴取し之に基き北九州地方に於ける黨活動の責任者たらんことを約し、爾來松村義士男と連絡し東洋製罐工場内部の狀況を報告し、或は東洋陶器工場に對する歳末闘争の行動隊に参加し或は松村の歸阪旅費を調達し（一圓五十錢）或は松村歸阪後の連絡アドとして門司市大里大杉町三丁目乙木茂を指定し、松村歸阪後は専ら此のアドを通して連絡する一方黨文書の郵送を受け更に之等黨文書を右乙木茂に閱讀せしめ、或は乙木茂、平良幸一等と讀書會を開催して之等分子に對し黨の影響を反映せしむることに努めたり。

(ホ) 淵 武 松村義士男、波多野幸晴より黨文書の交付を受け黨の實踐活動の勧誘を受けるに及び黨に對する認識を深め黨の指導方針が最も正常なることを認識し、追々は自分の影響下分子を黨的に指導し黨九州地方委員会の如き組織を結成する方針なりしが、中途病氣となりたる爲其の目的達せずして終れり。

(2) 筑豊、久留米地方 全農福佐聯合會常任書記近藤四郎は昭和九年十二月大阪地方裁判所に於て治安維持法違反事件に依り執行猶豫となり爾來郷里福岡縣飯塚市に歸省し昭和十一年五月より右常任書記となりたる者なるが其の思想は轉向せず益々共産主義思想を強固にせり。然るに只其の運動方法に於ては從來の如き黨の運動方針を以てしては到底其の發展性をきを慮り獨自の信念より之に對し批判檢討を加へ、先づ合法運動を通し或は合法場面を利用して黨の政綱政策を大衆に反映せしめざるべからずとなし、同志橋田久富に對しても此の方針に依るべきことをアデプロし來れり。

(イ) 飯塚映畫觀賞會及九州文學の發行 斯くて其の實踐活動として、昭和十年三月十五日前記橋田久富をして飯塚映畫觀賞會を組織せしめ、前後六回に亘り座談會若しくは合評會を開催して大衆の左翼意識の向上と傾向分子の物色に努め來りたるが、一般會員より其の思想的背景の危險なることを看破せられ自然崩壊するに至りたる爲、更に之に代るべき大衆啓蒙機關として同人雜誌發行を計畫し當時廢刊同様たりし九州文學を復活發行することとし、昭和十年十一月より第一號、第二號を發行せるが資金意の如くならず遂に廢刊の已むなきに至れり。

(ロ) 勞働雜誌の配布 茲に於て近藤四郎は中央方面と連絡の上其の實踐的運動を打開せざるべからずとなし、昭和十一年四月初旬上阪したるが、同志市橋龜吉(當時公判の爲上阪中の者)を通じて横井洋一、河原某、川上貫一、袴田陸奥男と連絡協議中歸郷後は勞働雜誌の讀者網を確立して大衆啓蒙に努むる決意をなし、豫め川上貫一に之に關する相談をなし同年五月下旬歸郷せり。

而して歸郷と共に直ちに全農福佐聯合會の常任書記となりたるが、其の旁ら勞働雜誌の配布をなすべく、其の方針として

- (イ) 福佐聯合會を中心として勞働九州支局を設置し、其の勞働誌を通じて反ファツシヨの戦線を統一すること
- (ロ) 一般勞働大衆庶民層の啓蒙を計ること
- (ハ) 讀者會、合評會を組織すること

等の大綱方針を樹立せり。

斯くて昭和十一年六月初旬福岡地方合同勞働組合の福島日出夫をして福岡地方の讀者會確立に努めしめ(福島には前述の傳へず)、又同年七月頃飯塚市の橋田久富に對し前記方針を傳へて筑後地方に於ける勞働雜誌配布責任者たることを承諾せしめ、又同年十月中旬には全農福佐聯合會の影響下分子赤司見吉に對しても暗黙裡に前記の方針を認識せしめて讀者網の組織に努めしめたり。因に近藤四郎を通じて配布せられたる勞働雜誌の部数は昭和十一年十一月現在にて、五十三部に達し居れり。

(3) 福岡地方合同勞働組合を中心とする運動 福岡地方合同勞働組合幹部にして全水關係者たる山崎明治郎は昭和八年二月治安維持法違反に於て檢舉せられ執行猶豫中の者なるが、昭和十一年六月差別糾弾闘争應援の爲岡山縣下に出張したる際岡山縣上道郡財田村全水中央委員三木謙次郎方に於て、全水本部員井元麟之よりコミンテルン第七回世界大會に於ける「デイミトロフ」の報告演説及日本共産黨關西地方委員會發行の「日本ニ於ける人民戰線運動ノ結成ニ就テ」と題する文書の閱覽を受け、後日運動方針の參考に供するの目的を以て之を複寫して歸宅せり。

爾來同志たる岩田正夫、日高安重其の後死者に右複寫を閲覧せしめ之が方針に基き反ファツショ人民戦線運動を展開すべく協議し、昭和十一年八月先づ福岡地方合同労働組合、全農福佐聯合會福早地區委員會、社大黨福岡支部準の有志に之が統一戦線を提唱して福岡地方無産團體協議會を組織せしめ、更に之が協議會に大衆を獲得する手段方法として昭和鐵工所分會、福岡電車分會等を組織し以て福岡地方に於ける戦線運動の樹立に努めたり。

(ロ) 又山崎明治郎は龜井友喜に對し前記「デイミトロフノ報告演説」及「日本ニ於ケル人民戦線ノ結成ニ就テ」なる文書(寫)を閲覧せしめ、又福岡合同労働組合常任書記福岡日出男は昭和十一年八月組合事務所に於て福岡高商生薄井健太郎に對し赤旗及日本に於ける情勢と日本共産黨の任務に關するテーゼを交付閲覧せしめたり。

(三) 廣島縣の状況 廣島縣下の左翼分子平原甚松、山本正一、中村定男等は大阪に於ける黨中央再建準備委員會と連絡關係あるやに認められ檢舉取調をなしたる處、黨中央再建準備委員會とは未だ組織的連絡關係なきも、其の關係者の指導下に所謂人民戦線運動を通じて其の目途行爲を爲し來りたることを判明せり。其の状況次の如し。

(1) 平原甚松 右者昭和八年十二月二十七日治安維持法違反に依り廣島地方裁判所に於て懲役三年六月に處せられ同年二月十一日假出獄に依り歸郷せるものなるが、同年六月二十七日森本榮三を頼りて上阪七月七日迄滞在せるが其間黨中央再建準備委員會森本亮一、岩間光雄、阪本能等より人民戦線の本質並日本共産黨との關係に付

『コミンテルン第七回大會はファシズムに對抗する爲各國情に即したる闘争方針を決議し我國に對しては五・一五事件を契機として急激に擡頭せるファツショに對し反對闘争を強化する事が日本共産黨當面の任務なることを指示せられ居ること又其具體的方法としては從來排斥し來りたる社會民主主義的諸團體とも提携し學生、労働者、インテリゲンチヤ其他凡有

進歩的分子を總動員し極めて廣汎なる人民戦線運動を樹立し表面合法政黨又は合法労働組合に組織化し漸進的に共産主義イデオロギーを浸透せしむる等屈伸性ある行動を採らねばならぬこと』

等の説明を聴取し之が運動を煽動せらるゝや之に共鳴し其の實踐運動に入るべく決意の上歸郷し、先づ其の目的達成の爲同年八月二十六日管俊樹と共に全水系の結社組織をなし之を漸次福山労働組合に發展的に解消せしむることを策し、或は同年八月三十日右同人と共に福山労働組合の啓蒙活動に關し(研究會の開催)或は同年八月下旬居村々道の一部が森川石粉工場に買収せられんとする計劃を聞知し之が反對運動を捲き起すべく各協議し、越へて同年九月二十日森川石粉工場職工解雇に伴ふ争議勃發するや之に介在し以て大衆を人民戦線運動に動員すべく努め、又同年十月廿四日より十一月十二日の間村上忠人、中村定男、片岡義夫、山崎政高、田中豊に對し前述の人民戦線運動に付煽動し其共鳴を得て「將來労働争議發生の場合には進んで之に介在し労働者を指導すると共に労働雜誌月極讀者層を確立して其擴大強化を図り之を通して労働者の戦線統一を樹立し之を基礎として反ファシズム政治戦線を結成せしむる事」を協議決定し以て人民戦線運動を通し黨の活動を支援することに努めたり。

(2) 山本正一 本名は昭和十年五月十三日廣島地方裁判所に於て治安維持法違反に依り懲役二年(五年間刑の執行猶豫)に處せられ現在廣島労働組合木材支部の執行委員なるが、昭和十一年十月十五日大阪木材労働組合常任長壁民之助を頼りて上阪五日間滞在せるが其間同人より

『我國に於ける左翼運動はコミンテルン第七回大會の決議に基き反ファツショ闘争の爲には社會民主主義系諸團體とも提携し廣汎なる人民戦線運動を組織し大衆を動員し意識の昂揚に努める等極めて屈伸性ある運動を展開せざるべからず、又

我國に於ける最近全國の軍需品工場を總動員して軍擴に狂奔し一面東京向島船渠を廣島地方に移轉すべく計劃し居る模様あり、帝國主義戦争が吾々無産大衆にとり悪影響を與ふるは必然の事にして吾々は徹底的に反對せざるべからず、而して軍需品工場の調査は此の反對闘争に重大なる役割を果すのみならず廣島は軍需品工業の發達せる地域なるを以て其調査をなし資料蒐集に努め報告ありたし』

と人民戦線運動の組織並軍需品工場の調査に付アデプロせらるゝや、本人は斯の如き運動が日本共産黨の活動を援助するものなる事を認識の上之を承諾し且つ相當のアドを交換し、歸廣後直ちに玖島三一、中村定男に對し其情を明かし、玖島とは工場調査に關する方策を協議し中村に對しては吳竝廣島工廠の調査を命じ更に日野熊太郎、上田秀夫、風早謙、吉岡道人に對しては組合の擴大強化に藉口して夫々廣島市内に於ける各工場の調査を依頼せるものなり。

(3) 中村定男 昭和十一年十月下旬頃前記山本正一より『人民戦線運動の本質並反帝國主義戦争に備へる爲の軍需品工場調査』(長壁よりアデプロせられたると同様)等に付アデプロせらるゝや之に同意し、斯くする事が日本共産黨の活動を援助するものなることの認識の下に山本正一と共に一般大衆の啓蒙方法として座談會又は讀書會を開催することの打合をなし、或は労働雑誌配布網責任者となり或は亦山本の命に依り同年十一月下旬同志山河邦夫を通じて吳海軍工廠職工待遇状況及請負制度等に付調査をなし之を同人に報告すると共に、廣島市所在錦華人絹工場調査を目的として同工場に潜入すべく劃策し居たるものなり。

(4) 山崎政高 昭和十一年十月二十七日平原甚松より『最近黨は當面の方針としてコミンテルンの決議に基く人民戦線運動を採用し合法を擬装して大衆の啓蒙に努めて居る故に今後の運動は合法場面へ潜入し眞の意圖たる非合法の目的を看破

せられざる様心掛ざるべからず』云々と人民戦線運動の本質に付説明煽動せらるゝや、其實踐活動に入るべく決意し居りたる處、同月三十日風早謙より社大黨支部常任書記就任方勸誘せらるゝや前記の合法運動擬装の絶好なる機会なりとして即時之を承諾し、又同年十一月廿五日中午村定男より『労働雑誌は労働者の啓蒙上最も進歩的にして影響下分子の養成上缺くべからざるものにして目下廣島支局を設置し讀者倍加運動中なるを以て之が獲得に奔走せられたき』旨の勸誘せらるゝや之又前記目的の下に直ちに之を承諾し吳市に於ける配布網責任者となり、其後森島榮身を獲得し更に中村定男と共に工場調査の方法等に付研究協議して居たるものなり。

(5) 片岡義夫 昭和十一年九月八日文化運動を通じて人民戦線運動に誘導する目的を以て山河邦夫等と共に文化團體「建設會」を組織し九月十七日吳憲兵隊に檢舉せられたるものなるが、同年十月三日より十一月九日迄の間前後八回に涉り安原甚松、田中豊、中村定男、山崎政高等と會合し平原甚松より人民戦線運動の本質に付説明を聴取するや之が實踐運動を決定し、爾後の運動方策に關し「將來労働争議發生したる場合は自ら進んで之に介入指導し一般労働者の争議に對する關心を誘發し且つ労働雑誌月報讀者網を確立せしめ漸次其擴大強化を圖り之を通して労働者の戦線統一を樹立以て反ファシズム政治戦線を結成せしむる事」等に付協議決定せるものなり。

(6) 田中 豊 昭和十一年九月八日片岡義夫の勸誘に應じ文化團體「建設會」の結成會議に參列し吳憲兵隊に檢舉せられたるものなるが、同年十月三十日より十一月九日迄の間前後十一回に亘り平原甚松、片岡義夫、中村定男、山崎政高等と會合し平原甚松より人民戦線運動の本質に付説明を聴取するや之が實踐運動を決定し、爾今労働争議を指導し之を通じて労働者の戦線統一を樹立し以て反ファシズム戦線を結成せしむる事等(詳細は片岡義夫と同様)に付協議決定せるものなり。

二、日本無産者療養同盟の運動状況

(一) 全縣統一運動の状況

新潟縣療養同盟全縣統一準備會に在りては、各組織の間に意見の對立ありて具體的運動の見るべきものなかりしが、一月二十一日、北日本農民組合龜田地區事務所に於て、醫師水野進、米澤進、葛塚醫同書記中林象平、五泉醫同書記齋藤國定、龜田醫同書記古泉常作其他數名參集の上準備委員會を開催し、技術者獲得、龜田醫同結成促進等に關し協議する處ありたるが早急には實現困難なる狀況にあり。

(二) 本田醫同組合の状況

本組合は昭和十年五月北日本農民組合員を中心に葛塚醫同の指導下に創立せられ、醫師米澤進を聘して同年九月診療を開始せるが日ならずして多額の負債を生じ經營難に陥り十一月四月遂に之を閉鎖せり、而して本問題を繞り組合幹部と米澤醫師との軋轢を生じ、且つ葛塚醫同の積極的支援を失ひたるのみならず、組合幹部自ら熱意を喪失するに至り只自滅の一途を辿りつゝ經過したり。然るに昨夏來近接水原郷療養組合(産組法)より加盟方懇懇せられ其去就に迷ひ居たるが、一月八日幹部會を開催し協議の結果、組合の再興は到底不可能なるを以て水原郷療養組合の實情を調査したる上加盟の可否を決する事とし散會せり。

三、學生運動の状況

(一) 二高生の新協公演推薦

第二高等學校に於ける新歩的左翼的學生等は豫て久しく沈滞下に置かれたる校内文化運動の再興を企圖しつゝありたるも適當なる機會なく荏苒今日に及びたるが二月六、七日の兩日に互り仙臺市所在仙臺座に於て新協劇團の公演あるに對し在仙共産主義分子多田基一等中心となり積極的援助を與へ併せて地方文化團體の振策を圖らんとしつゝあるに刺戟せられ之を好機とし同校文化三ノ二佐々木六郎外數名中心となり校内共済部を動かし次で雜誌部員とも連絡

を取り、新協の演劇鑑賞を全學生に推薦することとし「新協のどん底を薦む」と題する左記の如き宣傳印刷物を作成するの一方新協觀覽券の前賣を引受け一月十六日を期し一齊に運動を開始せんとせるが、學校當局に於ては右行動に對し職員會議の結果之を不可とし中止せしむるに到れり。然れども一部生徒は當局のこの措置を快しとせず新協關係者と連絡を取り上演に對する積極的援助を爲さんとしつゝある模様なり。

記

新協の「どん底」を薦む

推薦の趣旨
久しく沈滞に瀕める二高が文化的氣運の今や漸く再興せんとしつゝあるに當り其の興隆を悦び其の發展三臂の助力を致し伴々に文化的向上の道を歩まんと欲し此處に敢て新協協會の「どん底」公演を蜂章子諸兄に推薦する。「どん底」は言ふ迄もなく去歲病致せし露西亞の大劇作家マキシム・ゴーリキイの傑作であり所謂人生の「どん底」に呻吟しても常に何等かの夢を描き美なるものに憧れ正し

(二) 東北帝大共済部の新協劇團上演に對する活動

共済部に在りては新協劇團の仙臺座に於ける劇上演に對し積極的援助を爲すことに決し上演準備の爲來仙中の同劇團演出部員陳内鎮等と連絡を取り種々刺策し部員武田精一、富樫芳雄、八並操五郎等を責任者として觀覽券約五百枚の前賣を引受け一月十五日より共済部書店に於て前賣を開始するの一方上演宣傳ビラを諸處に掲示しその宣傳に努め居れり。

(三) 東北帝大關係者の文化團體結成

新聞研究會員にして法文學部本年度卒業の吉柱悟、太齊正雄、國谷雄三郎等は學内文化運動と卒業生間の連絡による文化運動の發展を目的とする團體を結成すべく、豫て左翼學生たる舊新聞研究會員河合徹、

遠山景弘等の積極的支持を以て奔走中にありたるが之が具體化を見一月三十日仙臺市東一番町明治製菓階上に於て関係者集合し次の如き方針に基く文化團體「杜の會」を創立するに至れり。

- (1) 學生文化運動は學内から發生し而も學内に止まる事なく實社會に延長し影響され成長されねばならぬ
- (2) 學生文化運動は實社會に於て生長した卒業生の許に於て強力に擴大されねばならぬ
- (3) 卒業後學内文化運動との連絡を絶つてゐる實情があるが之を是正し連絡を保つ様になさねばならぬ

四、海外よりの左翼宣傳印刷物の状況

海外より我國内に頒布せらるる左翼宣傳印刷物の内容に關しては茲に一應之を輯録し置きたる處なるが其後右印刷物は引續き國內に頒布せられつゝありて之が一月中に於ける密送越の状況を見るに大要左表の如し。

種 類	振 装 表 紙	各 府 縣 別 (一 月 中 に 於 け る 各 府 縣 報 告 に 基 づ け る)	部 數
太平洋労働者	危機せまる世界の大勢	福島一部	一
昭和十一年九月號	彈壓下の労働組合	三重、廣島各一部	二
十一月號	躍進準備の爲に	香川、茨城、神奈川、宮崎、熊本、山口各一部	一二
昭和十一年一月十日發行	新しい形態の組織へ	和歌山一部	一
第三卷第八號	戰雲たなびく東亞の天地	岡山、宮崎、京都、千葉、三重各一部	五
第九號	戰雲たなびく東亞の天地	愛媛、福岡、岡山、熊本、廣島各一部	九
第十號	前進の秋	新潟、神奈川、長崎、長野、熊本、三重、福岡、福岡、千葉各一部 大阪、高知、茨城、青森各一部 和歌山三部	二〇

昭和十一年十一月七日附	平和と幸福の社會へ	大阪、高知各一部	二
十一月十五日附	民衆の英雄市川	大阪一部	三
十二月十五日附	スペインはどうなる	香川、宮崎各一部	二
海上通信第十八號		大阪一部	一

尚ほ右印刷物中取締上參考となるべきものの中主たる内容を要約すれば次の如し

(一) 國通第三卷第九號

「戦雲たなびく東亞の天地」

(1) 故國の同志への手紙赤旗再刊第一號について
日本共産黨再建中央委員會が「赤旗」第一號を再刊したるに對し祝意を表し同紙の内容は基本的にはコミンテルンの指示に沿ひ更に同紙がファッショ軍部の露骨とこの闘争の爲に統一戦線や人民戦線の重要性を説き更にこの戦線結成の最も重要な主體的條件は共産黨でありその統一強化が當面の緊急任務なることを強調せる點等は又理論的に優れたる主張なる旨を述べ然れども第一、社會民主主義者に對する態度に於て依然セクト的傾向を残してゐること第二、黨の當面の具體的政策が現はれてゐないこと等を挙げ誤謬を申し居れる旨指摘説明せり

(2) 中國共産黨創立十五週年に際して

中國共産黨は強力なる革命黨として成長しソヴェート地區を樹立し赤軍を編成し更に現段階に於ける重大なる歴史的任務として日本に抵抗する爲民主的共和國樹立を宣言し闘争を展開

共産主義運動の状況

しつゝある旨を述べ之を賞揚し黨の前途に横はる凡ゆる困難と障害を克服し抗日戦線の統一に成功すべき旨を強調せり

(3) スペイン民衆擁護の爲に

(國際救援會(モツブル)の日本労働者にあてた檄文)

巴里救援會本部より日本救援會とその支持者に對しスペイン人民革命軍救援活動開始の態度を爲したる檄

(4) 黨再建基金三千圓募集

赤旗再刊一號より轉載し國通社に於て之が基金の取次を爲す旨を記載す

(二) 太平洋労働者(昭和十一年十一月號)

「躍進準備の爲に」

(1) 組合最高幹部はなぜ三反主義をかつぎ出したか

社大黨全總同盟等の幹部の反人民戦線三反主義の強調はその背後に官俸ある旨を指摘し斯かる幹部の反對にも拘はらず社大黨や組合の地方支部の大衆はその指令を無視してファッショ反動反對の爲立ち上れる旨を論述せり

(2) 重鎮二十日の橋キンの新ファッショ綱領

三月事件十月事件を計劃せる橋本大佐は八月移動にて豫備とな

共産主義運動の状況

りたる直後大日本青年黨をつくり軍部ファッショの新方針の實踐に暗躍しつゝあるが彼の日本主義はヒットラー張のものにして所謂精神的經濟的外交的軍事的政治的の五飛躍と稱するは中世紀の暗黒時代徳川末期への逆飛躍なる旨を強調せり。

(3) 何故麻生一派と闘はねばならぬか

麻生一派は軍部支持の人民戦線結成を妨害する痛なるを以つてこれ等の反動思想と闘ひその勢力の孤立化を計らねばならぬ旨を記述せり。

(4) 全労働者農民團體の社大黨への合流

本社は日本の同志から次の如きすぐれた寄稿をうけとつた、その論旨は本社のそれと完全に一致するものであり日本に於ても本論に主張されてゐることは既に實踐に移され始めてゐる云々との太勢編輯局の前書ありて論文を掲載し居れるが論旨の要約次の如し。

ファシスト軍部は二月叛亂失敗以後陣營を再整備し大戦争準備の爲の政府を造り上げ更に軍事獨裁の樹立の爲の準備を爲しつゝある、このファシスト獨裁の危険と闘ふ爲には人民の間に盛り上れる反ファッショ氣分を強力な人民戦線結成に成功せしむることである。

ファッショ反對の爲に社大黨が労働者農民の統一黨となりその發起者たる事を希望したる多くの労働者農民の組織は自發的に社大黨支持を聲明して居るにも拘はらず社大黨一部反動幹部は門戸を閉し更に労働者も亦社大黨幹部の態度に對し消極的態度を取つた。統一反ファッショ運動の道は社大黨を廣汎な労働者農民の統一戦線黨にそして眞の反ファッショ黨に轉化させる事でその達成は社大黨内部での势力的な活動と合法左翼團體の社大黨への加盟而してファッショ反對者の社大黨の新地方組織の結成等々にある云云。

國家(農本)主義運動の状況

一、叛亂事件第三次判決

客年二月二十六日發生の叛亂事件被告に對し、同年七月二日に互りて判決行はれたる以後所謂外廓的被告に對しては、夫夫求刑ありたるのみにて越年したり。而して本年一月十八日には北、西田、亀川、中橋の四名を残し他の三十名に對して左表の如く判決言渡行はれ翌十九日後記の如き陸軍省發表ありたり。

更に問題の眞崎大將も一月二十五日起訴せられたるやの趣きにして、同事件の審理も漸く完了に近づきつゝあり。

起訴名	求刑	判決	所屬階級又は住所(本籍)	氏名	年齢
一〇、五 反亂者(利)	二二、二 禁錮十五年	三、二 禁錮五年	東京市大森區上池上八九四(長野)	齊藤 潤	五八
九、九	二二、三 八年	同右	歩兵第四十五聯隊(宮崎)歩兵大尉	菅波 三郎	三三
八、二〇	一〇、一 七年	四年	歩兵第五聯隊(福岡)同	末松 太平	三二
九、九	一一、七 八年	同右	歩兵第七十三聯隊(大分)同	大藏 榮一	三四
八、一五	一一、二 十年	三年	陸軍大學(福岡)歩兵中佐	滿井 佐吉	四四
八、二〇	一〇、一 五年	同右	歩兵第五聯隊(宮城)歩兵中尉	志村 陸城	二六
九、一	一一、三 五年	禁一年六	歩兵第十三聯隊(福岡)同	志岐 孝人	二六
反亂	一一、二 七年	三年	東京市淀橋區柏木四ノ九七九(佐賀)	福井 幸	三四

九、二六	反	亂		三、二八	三年	東京市王子區岩淵町二ノ二八七	町田 專藏	三〇
九、二二	〃	〃	一一、二二	禁錮	六年	東京市王子區岩淵町二ノ二八七	越村 拾次郎	三六
八、二〇	〃	〃	〃	禁	二年	石川縣金澤市橋山町二番地二五ノ二	宮本 正之	二三
〃	〃	〃	一一、二二	禁	一年	石川縣金澤市高岡町五九(石川)	加藤 春海	三三
〃	〃	〃	〃	禁	四年	埼玉縣大宮市清水公園内(福島)	佐藤 正三	二三
〃	〃	〃	〃	禁	四年	東京市杉並區阿佐ヶ谷三ノ二五六(青森)	宮本 誠三	二八
〃	〃	〃	〃	禁	四年	東京市目黒區三田町五四大倉方(青森)	杉田 省吾	三五
九、一	〃	〃	〃	〃	〃	東京市日本橋區本町四ノ一四ノ五(茨城)	松平 昭光	三八
九、二二	〃	〃	一一、二七	〃	〃	步兵第二聯隊(東京)歩兵大尉	宮斗 修三	三四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京市豊島區西巢鴨町二ノ二、三九〇	北村 良一	三二
八、二五	〃	〃	一〇、二	〃	〃	職軍第四大隊(滋賀)歩兵大尉	西山 敬九郎	三七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	關東軍野戰兵器廠(佐賀)同	杉野 良任	二七
八、二〇	〃	〃	一〇、二九	〃	〃	步兵第五聯隊(熊本)歩兵中尉	片岡 俊郎	三〇
九、二二	〃	〃	〃	〃	〃	步兵第二十五聯隊(岡山)同	柴 有 時	三八
〃	〃	〃	一一、二七	〃	〃	戸山學校(福島)歩兵大尉	小川 三郎	三一
九、一九	〃	〃	一一、九	〃	〃	步兵第十二聯隊(熊本)同	江藤 五郎	二七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	同(鹿児島)歩兵中尉	佐々木 二郎	三二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	步兵第七十三聯隊(福岡)歩兵大尉		

〃	〃	〃	〃	〃	〃	野砲第二十五聯隊(大分)砲兵中尉	朝山 小二郎	三四
八、一五	〃	〃	一〇、二	〃	〃	滿洲國奉天市紅梅町一七山下(東京)	淺沼 慶太郎	二九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	滿洲國奉天省公主嶺獨地町二ノ五	辻 正 雄	四二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	(鹿児島)	空 華 太	四五
九、二二	反	亂	一一、六	〃	〃	東京市澁谷區千駄ヶ谷一ノ三六二(奈良)	松井 龜 太	五五
一一、二二	〃	〃	〃	〃	〃	京都市下京區吉祥院西内田ノ四〇(京都)	石原 廣一郎	四七

〔十九日午後一時五十八分陸軍省発表〕

客年二月二十六日東京に勃發したる叛亂事件における直接参加者及び關係者の一部に對する東京陸軍軍法會議の判決に關しては既に兩度に互り發表したる所なるがその他事件關係者に付ては引續き慎重審理中の處その大部に對し一月十八日判決の言渡ありたり右判決の概要左の如し

犯罪事實の概要

滿井 佐吉 は大正十三年十一月陸軍大學校卒業後主として陸軍中央部に勤務し夙に我國現下の狀態を目し對内的にも對外的にも悉く萎縮退却し多年の積弊は政治經濟に將又外交にその破綻を百出し國防は果敢の危きに放置せられて顧みらるゝところなく國家の前途轉た寒心に堪へざるものありと爲し斯の如きは畢竟財閥が愛國の至情に乏しく只管その營利のみを本位として産業を獨占支配し金融の絕對力を通じて國防及び國民經濟の全面に互り支配拘束し更に重臣等と結託して國策を左右し現狀を維持せんとする策動に基因するものなりと斷じ斯では亡國の一途を迎るのみとな

し痛く國運を憂ひ國家革新に深く關心を抱くに至り現狀を打開するは方に刻下の緊要事なりと思惟し有ゆる機會を捉へ現狀打開の急務なる所以を力説高唱しつゝ革新意識濃厚なる青年將校等に接觸せるが由來本人は直接行動による飛躍的改革には反對なるも萬一合法的に國家の現狀を打開し得ざるにおいては早晩軍内又は民間側より直接行動に出づることあるべく斯る場合には本人も亦維新轉換に努むることを期し居たる處昭和十年八月相澤事件發生し其辯護人となるや熱情に驅られ重臣財閥等所謂特權階級に峻烈なる非難攻撃を加へ相澤中佐の行爲を稱揚するが如き極端なる辯論を敢てしこのため一部青年將校等の所謂昭和維新進行の機運を感、促進助長せしむるの結果を招來するに至らしめたるものなるが昭和十一年二月二十六日事件勃發し村中孝次等叛亂者が帝都の樞要地域を占據し以て國權の發動を妨害したる上陸軍首腦部に對し維新實現の爲の建設工作を要望する等叛亂を續行するや滿井は豫て憂慮ありたる不祥事態の竟に惹起したるに驚駭し此の際一步處置を過たば益々混亂擴大し遂に收拾すべからざる事態に陥る

國家(農本)主義運動の状況

べきを懸念し平素の信念に基き寧ろ此の驅起を機とし所謂昭和維新を實現せしむると共に之により事態を圓滿に收拾するの外なしと決意し二月二十六日午後三時頃陸軍大臣官邸に到り村中孝次、磯部淺一、香山清貞等と會見しその希望並に意見を詳細に聴取して之を軍首脳部に上申せるが更に進んで青年將校の精神を生かしこれを機會に速かに維新を實現せしめんことを期し同日午後九時頃同官邸に參集せる軍事參議官等に對し叛亂將校等の希望を或程度迄認容し叛亂部隊を處置せしめむと欲し現在軍内外は一般に昭和維新の氣勢旺盛なるを以て徒らに叛亂部隊を彈壓することなく善處するの要ある趣旨を力説進言し且翌二十七日強力維新内閣組織の企圖の下に戒嚴參謀に對し要領書策する所あり。更に二十八日朝村中より叛亂部隊は維新氣勢の中心なるを以て維新の實現を見る迄は現位置の占據を維持すべき旨を聴くや軍事參議官の一部、參謀次長、陸軍次官等に對し叛亂者の意志を達成せしむる意圖の下に維新の斷行と叛亂者に對する同情ある處置とにより事態を收拾せんことを具體的方策に互りて意見具申し以て村中等叛亂者に對し軍事上の利益を與ふる行爲をなしたるものなり

菅波三郎 は陸軍士官學校在學時代仲兄の病歿に際し懷疑思想に囚はれ爾來宗教、歴史、社會科學等に關する文獻を涉獵しありたるが日本改造法案大綱を閱讀するに及び深くその所説に共鳴し概してその趣旨に則り政治經濟等の諸機構を改造して國家革新の實を擧げんことを決意し右所信を披瀝して同志の獲得に努めつゝありしが、昭和六年頃より軍内外の一部に起れる急進的國家革新運動の渦中に投ずるに及び、青年將校間に急進的革新思想を鼓吹してその横斷的結束を鞏固にし又民間の同志に接觸して革新

て叛亂者を利する爲軍事上の利益を害したるものなり

大藏第一 は昭和二年陸軍戸山學校入校以來日本改造法案大綱其他國家革新に關する文獻を閱讀し又夙に西田税と相識り深く其の國家革新に關する所説に共鳴し同人と親交を重ねるところあり、次で昭和六年頃より軍内外の一部に起れる急進的國家革新運動の渦中に入り、漸次革新意識を深め我國現下の情勢を以て我國體に反するもの多しとなし先づ啓蒙運動を擴大強化して國體の眞姿を顯現せんことを期し同志青年將校の横斷的結束を圖り又民間同志と結びて所謂昭和維新實現の機運促進に努め居りたる者なりが昭和十一年二月二十六日任地鹿兒島市において今次事件勃發を知り叛亂者の目的達成を支援し事態を維新實現に導き以て叛亂者の地位を有利ならしめんことを決意し同夜同志歩兵第四十五聯隊歩兵大尉菅波三郎に宛叛亂者支援の爲め善處方要望の電報案文を作成し、更に維新實現の機運を醸成し上司を推進し之を軍中央部に反映せしめんことを企圖しその策動に因り二十七日夕刻所屬聯隊將校の一部が將校集會所に集會したる際其席に臨み參會者一同に對し聯隊に於ては先づ青年將校結束して聯隊長を推進し更に横斷的に他隊に連絡して師團を動かさざるべからざる旨を述べて其の奮起を要望し以て叛亂者を利する爲めに策動して軍の統率を紊し軍事上の利益を害したるものなり

末松太平、志村陸城 は豫て今次叛亂事件被告人等と同志的關係にありて革新機運の促進に努め居りたるものにして末松は自ら所屬聯隊青年將校の指導者を以て任じ革新思想の扶植に努めありしが昭和十一年二月二十六日朝任地青森に於て新聞社等より得たる情報により今次事件の勃發を知り今や舉軍一體昭和維新に

國家(農本)主義運動の状況

三〇

意識を扶植し、所謂昭和維新實現の機運醸成に努め居るが昭和九年十一月村中、磯部が叛亂陰謀の嫌疑に因り檢察せらるゝや同志と共に之が對策を講じ次で同十年相澤事件の發生するや同志と共に公判闘争によりて素志を貫徹せんことを期し又運動資金の調達を圖り資金數千圓を村中、西山等に交付して劃策運動し居たる者なる處昭和十一年二月廿六日任地鹿兒島市に於て今次事件勃發を知り叛亂者の目的達成を支援し事態を維新實現に導き以て叛亂者の地位を有利ならしめんことを決意し居たるが同日鹿兒島憲兵分隊長が叛亂者と同志關係にある同人に對してその身邊を監視するや大いに憤激し之を中止せしめんとして同分隊長に對し強硬に折衝を試みたるも右監視の要否は憲兵の職務上の事に屬し明答の限りにあらずとして一蹴し去られたるを怒り二十八日憲兵分隊長附近に於て所屬中隊の夜間演習を實施したる際憲兵分隊長を訪問の上我背後には一箇中隊の部下現存する旨を放言して同分隊長を脅威し將來尾行を附せざることを強要し以て叛亂擴大を豫防すべき憲兵の職務上の行爲を制肘し更に右夜間演習終了後中隊兵員一同を憲兵分隊長の路上に集合せしめ當夜の演習に對する講評の後部下並に一般市民に對し叛亂者の行爲を是認せしむべき意圖を以て暗に之を正當視すべき所以を訓話し若し予の命することに誤りあれば先づ予を殺せ、若し間違ひなしと確信する者は隨ひ來れ予は何時にも先頭に立つべしと附加し翌二十九日午前十時頃同志熊本歩兵第十三聯隊附步兵中尉志岐孝人の旨を承けて來鹿せる常人某の來訪を受け今次事件に對應すべき行動の指示を乞はるゝや各自の信念に於て獨斷決行すべきのみ速かに歸郷の上斷乎たる決心を以て事に當れと激勵し旅費として金四十五圓を同人に供與し以

進むべき秋なりと爲し、所屬聯隊長等より輕舉妄動を戒められありしに拘らず相謀りて叛亂者の目的達成を支援せんとし志村は二十七日夜任地青森に於て東京に於ける叛亂部隊と之が鎮定部隊との間に相撃の危険ある旨の情報に接するや斯る事態の發生を防止すると共に叛亂部隊の討滅せらるゝを救はん事を計り同日午後九時頃擅に戒嚴司令官宛「行動部隊を絕對に窮地に陥るべからず歩五」との電報を發信し末松、志村は同日夜某新聞社の情報により叛亂主謀者たる安藤輝三が東京麹町區山下幸樂にあるを聞知し協議の上同人等の志氣を鼓舞せんことを圖り二十八日午前零時四十分同人宛「師團は我等と共に行動するの態勢に在り」との電報を發信し更にその他各地の同志青年將校數名に對し電報或は書信を發送しその善處方を要望し以て叛亂者を利するため軍の統率を紊し軍事上の利益を害したるものなり

志岐孝人 は豫てより國家革新問題に關心を有し同志と氣脈を通じありしが昭和十一年二月二十六日午前任地熊本市において今次事件勃發を知りこの際地方同志として右叛亂者を支援しその目的達成の爲努力せんことを決意し同日夕刻所屬聯隊長の許可を得ずして自ら久留米市に赴き某將校と會見し叛亂者を支援してその目的達成のため奔走する意圖を以て共に上京せんことを勧めたるも却て同人より自重を促され上京を中止して歸郷し次で二十七日夜民間同志より今次叛亂事件支援の爲南九州の同志と連絡し度々旨を聞き同人に對し在鹿兒島菅波三郎に對する連絡方を依頼し翌朝旅費として金十圓を與へて出發せしめ又所屬聯隊將校をして叛亂者の驅起を是認すべき所以を認識せしむる目的を以て先に入手しありし齋藤内府宛進言書様の文書を謄寫印刷し所屬聯隊長よりそ

三一

國家(農本)主義運動の狀況

の配布を禁ぜられたるに拘らず翌二十九日午前同聯隊將校數名にこれを交付し更に聯隊外同志將校二名に宛て若干部を郵送する等叛亂者を利用するため軍事上の利益を害したるものなり

齊藤 昭 昭和五年三月豫備役付けられ其の後明倫會の理事と爲りたるものなるが豫て我國當時の情勢就中政界に幾多の缺陷存し濁濁する所ありとして深く憂慮し須らく其の積弊を打破し以て皇道國家の精神を基調とする制度に改革するの要ありとなしこれが實現を期せんには軍の力特に純真なる青年將校の運動によるの外なしと確信し恰も腕惡の關係にある當時陸軍歩兵中尉栗原安秀等をして之に當らしむるを以て最も適當なりと思惟し青年將校の國家革新運動に關する研究のため同人に資金其の他の援助を與へ來りしところ昭和十一年二月二十日栗原安秀より愈々近直接行動を以て斷起し昭和維新を斷行する旨を告げられその資金調達方の依頼を受けるや遂に同人等軍人の叛亂行爲を補助せんとする意を生じ直に資金を斡旋調達し翌二十一日現金千圓を栗原に供與し叛亂の資金に充當せしめ次で同月二十六日朝栗原より只今斷起せしに付き速かに出馬し軍上層部に折衝し事態收拾に努力せられたる旨の懇請を受けるや叛亂行爲を支援せんと欲し軍服著用の上急遽首相官邸に赴き叛亂者に對し慰問の言を發してこれを激勵し更に陸軍大臣官邸に到り大臣に對し青年將校の主張及終極の目的とする所を活かす如く臨機徹底的に處置せられたる旨を進言し又同官邸において陸軍次官に對し將校等の決意を告げ更に彼等は維新の曙光を見る迄は斷じて現位置を撤退せず所謂維新の政治を要望し居る旨を力説して其の善處方を要請する等叛亂者の主張を擁護援護し又翌二十七日首相官邸に到り叛亂將校數名と面談し

其の際栗原に行動資金として現金百圓を供與し次で同人より昭和維新促進の爲叛亂部隊を成るべく此の附近に集結せしむる様戒嚴司令官に交渉方の依頼を受け直に戒嚴司令部に到り司令官に之を進言し叛亂者の目的達成を容れ易ならしめ以て叛亂行爲を支援し之に利益を與へたるものなり

宮本正之 は豫てより右翼運動に興味を有し昭和八年頃金澤市に國粹青年會を組織して次で神武會石川支部に加盟し同運動に従事し中村中、磯部、西田等と逐次相識り同志として相結ぶに至り同人等の指導感化により漸次其の信念を強め同十年四月頃村中孝次より所謂昭和維新斷行のため軍民一致の輿論を作興すべく指示せられこれがため同年七月頃西田の示唆により金澤市に天劍塾を結成し中央において維新斷行の烽火上りたる際これと相呼應斷起すべき別働隊たらしむべく同志清水市郎外十數名を獲得しこれが指導の任に當り居りたるものなり

越村捨次郎 は我國現下の情勢を以て我國體に反するものと爲し國家革新の必要を痛感し昭和十年四月頃宮本正之と相識るや互に其信念を披瀝して意氣投合し同志として相結へ所謂昭和維新に邁進せんことを期し同年八月頃より村中孝次との直接文通連絡により意見を交換すると共に同年十月頃より前記天劍塾の顧問として在京同志斷起の際これを相呼應斷起すべき時機を待望し居たるものなる處今次事勃發するや右兩人は孰れも二月二十六日午前九時頃迄に右斷起の事實を知り豫て村中、磯部等と連絡決定せる企圖に基き行動せんと欲し金澤市石浦町事業通信社に集合して情報の蒐集に努むると共に地方同志として執るべき實行計畫に付協議の上先づ石川縣知事をして所謂昭和維新斷行の趣旨に賛同せし

むるため同正午頃相携へて知事に面接せんとしたるも果せず、次で兩人は他の同志と共に各自日本刀一振宛を携へ同市所在の天劍塾に赴き豫て募集せる同志數名に對し愈々我等同志待望の維新は來り情勢の如何により斷起すべきに付各員はその覺悟を以て自重し指令を待つべき旨傳達し翌二十七日越村捨次郎は同市廣坂警察署に赴き知事に面會斡旋方を要請したるも拒絶せられ遂に憤怒激憤し單身擅に知事に面接せんとし之を阻止せんとしたる同署勤務警部補土田幸太郎に對し同署備付の帶劔を以て同人の左拇指等に治癒約一週間を要する切創を負はしめたる等の行爲を行ひ以て東京に於ける叛亂部隊と相呼應しその目的達成のため各種工作を爲したるものなり

福井 幸 は大正十三年三月佐賀縣師範學校卒業後支那浙江省九江日本小學校に勤務したるが現下における我國内外の狀態は國體に悖るものありとなし豫てより信奉せる日本改造法案大綱の趣旨に基き國家の革新を圖らざるべからずと思惟するに至り遂に昭和八年三月頃教職を辭して歸國上京し爾後北郷次郎に接觸師事し次で西田、村中等と相識り同志關係を結ぶに及び益々其の所信を鞏め維新實現の爲には超法的直接行動も亦敢て辭する所にあらずと爲すに至りたるところ相澤事件勃發するや村中、磯部、西田等と共に「大眼目」を發行し激越なる辭句を以て維新斷行を煽動せる記事を掲載して秘に軍部及び民間同志に頒布する等一意維新促進に努め居りたるものなり

加藤 壽海 は昭和六年三月東京帝國大學工學部を卒業し同年十二月埼玉縣岩槻土木事務所長を命ぜられ目下休職中なるが弘前高等學校在學の頃より日本改造法案大綱の趣旨を信奉し上京後

國家(農本)主義運動の狀況

西田、瀧川、福井等と親交を結ぶに及び國家革新の實現を期するためには場合により超法的直接行動も亦止むを得ずとの信念を鞏固にし維新運動の同志となり活動し來りたるものなり

佐藤正三、宮本誠三 は共に弘前高等學校を卒業後昭和五年末以降相前後して修學の爲上京したるが孰れも日本改造法案大綱の所説に共鳴し西田、瀧川、福井等と交遊して信念を固め國家革新の實現を期するためには場合により非合法手段も亦已むを得ずとなし福井等の活動に協力し維新運動に従事し居りたるものなり

杉田 省吾 は豫てより國家革新は歴史的必然なりと確信し其指針として日本改造法案大綱の趣旨を信奉し西田、村中、磯部、福井等と親交を結びて維新機運の促進に努力し居りたるものなり

福井等と親交を結びて維新機運の促進に努力し居りたるものなり

西田宅に於いて情報蒐集し又加藤、佐藤、宮本も叛亂勃發を知るや西田宅に到り事件の概要を知り何れもこの機に乗じ維新達成の目的を遂げんことを欲し福井、加藤は同日午後二時頃西田宅において協議の結果各地の同志に對し帝都に於ける情報を知り維新運動の輿論喚起を要望し且同志の呼應斷起を促し以て一舉に維新を實現せしめむことを企て該趣旨を記載せる文書を印刷頒布すべきことを決定し之に基き維新同志會同人名義の下に「二月二十六日早朝維新皇軍東京部隊大舉斷起し皇城を率して」云々と冒頭し各地の軍關係及び地方同志の斷起を煽動したる「昭和維新第一報」の原稿を作成し同夜佐藤、宮本の賛同を得たる上共に右文書を印刷し之を各地軍關係及び民間同志に郵送頒布し以てその呼應斷起を煽動し又右四名は孰れも瀧川善助が叛亂部隊に参加しあるの情

國家(農本)主義運動の状況

を察知し居たるに拘らず同月二十七日朝西田宅に於て澁川善助と會同し協議の末地方同志の激起を促す爲青森歩兵第五聯隊に勤務中の歩兵大尉末松太平の許に佐藤を派遣すべきことを決定し因て同人は二十九日朝青森市外なる末松宅を訪ひ同人の奮起を促したり、而して福井は前同様名義の下に一層過激なる昭和維新第二報並に同報案を作成し更に福井、佐藤、加藤、宮本は同第三報並に昭和維新の大詔演説請願案を作成し激起趣意書と共にこれを各地軍民同志に郵送頒布し以てその激起を促すと共に昭和維新の大詔演説の請願をなすべきことを煽動し杉田は同十一月二十六日午前七時頃澁川より「今晩青年將校等が出動し重臣等を襲撃中なる」旨の電話を受けこの機において維新達成の目的を遂げんとを願望し爾後澁川、西田等より情報を得てこれを民間同志に傳へむことを努め居たるが同日午後八時頃澁川より電報を以て叛亂部隊兵士に對し握り飯、菓子等の給與方を労働團體方面に交渉せられたき旨の依頼を受け之を承諾し偶々來宅中の日本労働組合總聯合中央執行委員に對し右電話の趣旨を告げ同總聯合をして叛亂部隊兵士に對し握り飯等を給與せしむべく奔走方を懇請し更に翌二十七日午後四時頃北宅において西田と會見し其際同入より叛亂部隊の情報や西田宅に在る福井、加藤等に傳達すべき依頼を受け同人等に右情報を告げたる上澁川が叛亂部隊に参加しあるの情を察知し居たるに拘らず同所に於て澁川及び福井、加藤、佐藤、宮本が「昭和維新第三報」及び請願文案を協議作成するに方りては

二、政變に對する各團體の運動状況

帝都叛亂事件以後政局は極めて多事多端なるものありたるが、特に陸軍當局にありては異常なる決意の下に肅軍を敢行す

ると共に、一路庶政刷新に邁進せんとしつゝありたるに反し、既成政黨方面にありては肅軍に關しては之を支持しつゝも、庶政刷新に關しては之を以て軍の政治干與なりとして事毎に軍と對蹠的立場を堅持し、既に客秋議會制度改革問題を繞りて兩者の間に小波瀾を惹起したる所なり。

而して庶政一新方策の具體的成果たる、電力國營問題、税制改革問題を初め軍事豫算問題其他對外的諸問題等重要問題を討議すべき第七十議會に當面するに至り、早晚政府對政黨間に相當の確執あるべきを思はしめたるが、一月二十一日再會明け議會の劈頭に於て行はれたる政友會所屬、濱田國松代議士の所謂侮軍的質問演説は、果然各方面に深刻なる刺激を與へたるのみならず、軍部對既成政黨の拮抗は豫想外に早期に表面化する事となりたり。

斯くて議會は二十二、三の兩日停會を命ぜられ、二十三日には遂に廣田内閣の總辭職となり、翌二十四日には宇垣大將に組閣の大命降下したる所なるが、宇垣大將に對しては肅軍工作途上にある陸軍當局としては、部内一致して反對的態勢を持し同二十六日陸軍大臣は宇垣大將を訪問して後任陸相に關し「三長官に於て慎重考慮の結果推挙したる候補者は全部辭退されたる旨」の回答を爲す事となり、遂に同大將は同月二十九日大命を拜辭すると共に陸軍大將の辭任の旨を發表するに至れり。

尙右拜辭に先立ち宇垣大將の側近者林彌三吉中將は組織本部に於て別添の如き軍部への挑戰的聲明書を發表し各方面に著しき刺激を與へたるが、西原龜三亦之と相前後して新聞記者に對し「宇垣大將は三月事件には關係なき」旨の談話を試むる等の事ありて禍根は更に將來に胎さるゝの結果となりたり。

次で同二十九日林銑十郎大將に大命降下し組閣工作は容易に進展するものと豫想されたるが、後任陸海相問題を繞り亦復

國家(農本)主義運動の状況

其趣旨に賛同して之に協力し該文書を頒布するに至らしめて各地同志の激起を促すと共に昭和維新の大詔演説の請願をなすべきことを煽動し以て以上五名はいづれも叛亂に共同加擔してその外部工作に従事したるものなり

町田專藏は大日本生産黨に加入し國家革新運動に奔走し居たるが昭和八年七月所謂神戶兵隊事件に連坐して檢擧せられ釋放後は同黨關東本部理事に就任する傍千代田通信社及び帝國新報社等の囑託として各種情報の蒐集に従事し居たところ今次事件起るや二月二十八日午後五時頃叛亂者の占據し居たる永山町料亭幸榮に到り豫て面識ある安藤三三に面會し同人より激起の趣旨を説示せられ痛く共鳴感激し茲に右叛亂に参加し同人等と相提携して維新達成に協力すべき決意を披瀝し同人の承認を得爾後同月二十九日午後一時頃迄の間に或は激起の趣旨並に叛亂者の情勢を諸所に傳へて之を讚美稱揚し或は大日本生産黨本部に陣中見舞品の寄贈を勸説したるのみならず自らも酒肴を提供して叛亂將兵の勞を犒ひ以て叛亂者の志氣を鼓舞激勵するに努め且同月二十九日朝安藤に從ひて山王ホテルに至り同人の身邊の世話その他の雜務に従事したるのみならず、歸順説得の爲來れる將校等に對し叛亂軍を尊王義軍と認め斷じて武力を以て之を討伐せざる模極力懇請したる他糧食の運搬配給に従事する等終始安藤の部隊と行動を共にし以て叛亂に共同加擔したるものなり。

蹉跌を生ぜんとしたるも、二月一日陸相板垣、海相末次説を強調し居れりと稱せらるゝ組閣參謀長十河信二の後退により、林大將と軍當局との意見は相一致するに至れるやにて、二月二日新内閣成立し親任式舉行の運びとなりたり。

此間右翼團體方面にありては年來の主張たる所謂維新内閣の出現を要望して各團體共異常の緊張裡に活潑なる運動を展開したるが、宇垣大將に大命降下するや軍當局の反對的態度に倣ひて概ね「宇垣反對、軍部支持」の態度を持して關係各方面への進言書提出及電報発信を爲す等の事ありたり。

林大將に對しては、同大將が昭和十年陸軍大臣在職當時眞崎教育總監の轉補の事ありたるを理由とし、直心道場系の各團體に於ては絶對反對的態度を表明しつゝあるの外、他の右翼團體は概ね靜觀的態度を持しつゝありたるが、愈々内閣の成立を見るや、其の組閣工作途上の経緯を理由として現狀維持的内閣なりと斷じ、或は關係の人物を云爲して所謂弱體内閣なりと爲すものある等今後の動向は相當注目を要する所なり。

而して、他面軍部對既成政黨間に於ける葛藤は今次政變を機として一層深刻化したるやに窺知さるゝの實情にあり、今後の既成政黨方面に於ける軍部攻撃は動もすれば所謂反軍的軍民離間となるの虞あるを以て、此方面に關しても細心周密の注意を要するものあるべし。

一月二十九日午前九時三十分宇垣大將組閣本部に於ける林彌三吉中將の發表

私は頼まれまして宇垣大將の手傳に上つたものであります。現時局の重大性を察し國家及皇軍の爲に一臂の努力を爲さんとして來たのであります。私はこの重大時局は宇垣大將に非ずんば斷じて救ひ得ずとの信念を持つて居ります。これから宇垣大將の使と

して昨日河合大將の所へ行つた所の状況を御話致します。

宇垣大將の河合大將に對する挨拶

軍の状況及世論は御察察の通りで宇垣の見る所では權力の地位にある者數名が中心となり當局を強要して軍の總意なりと言ひ觸らして夫が大勢なるが如く裝つて居る。

そも／＼軍は陛下の軍である過般來の行動は陛下の軍の總意な

りや問はずして明なり。三長官の陸相後任推薦の如きも形式的のやり方のみにして著しく誠意を缺いて居る。現役將官個人の中には此の際進んで難局に當るを辭せずとの意氣を有する人もあるけれども其の進出が壅塞されて居る最早殘された所は自分としては變通の手段を有するのみ又世上傳ふるが如き優越を奏請するが如きは考へたることもなし若し私の拜辭後の軍の成行き及君國の前途は痛心に堪へざるものがある、私は今はフアツショカ日本固有の憲政かの分岐點に立つたものと信ずる。

軍を今日の如く政治團體的狀態に至らしめたるは私も亦微力其の一部の責を負ふべきであるが、聖明に對して轉た恐懼に堪へず。

而も永年愛する所の軍が如斯の狀態に至りたるは誠に遺憾に堪へず、今や御採納相成るや否やは拜察の限りに非ざるも最後の軍に對する手段として陸軍大將の官を辭する決意を固めました。

大勢の判斷が違ふならば格別なるも若し私の意見に御同感ならば私の毀譽浮沈は別として救國救軍の意味に於て一臂の勞を垂れらるゝの餘地なきや恐らく何等の餘地も存せざること、拜察致して居るも永年の愛顧を蒙り軍の長老としての閣下に對し軍と袂別する前に於て愚見を申述べて御諒承を得て置く。

との旨を承けて御挨拶に罷出たわけであります。之に對する河合閣下の話を發表すると

河合大將は一寸泣かれて暫く物も言へませんでした而して後言はれたる事は

「辭表が未だ御手許を離れて居らぬならば此の際切に思ひ止まられんことを望みます。自分の見る所では決して軍の總意は閣下

國家(農本)主義運動の状況

を排斥して居らぬと信ずる然し乍ら三長官の決議とあるが故に私は今迄躊躇をして居た譯である此の時局は宇垣閣下にあらざるは斷じて救ひ得ないと思ふから最後の努力を祈る次第である。」とそこで私は

「三長官の決議に就ては充分御検討を願ひます。」と申して置きました。然して後は雙方共何も言ふ事は出来ませんでした。

以下は全然林自身第三者の立場として所感を申し上げます。

首相は文官である、文官たる首相が軍の統制に何の關係ありや、軍の統制は軍の首脳部さへしつかりしてゐれば可なり、故に宇垣閣下が首相となられても軍の統制に何等の影響もなしと信ずる。

然るにも拘はらずその統制を保ち得ぬとは何たるべきまか、抑、組閣行爲は嚴然たる政治行爲であるこれに向つて軍を擧げて反對するとは違勅ではないかと思はれる。慎重にありたいものである、過日來軍の發表に軍の總意なる語を繰り返してゐる、抑、軍は大元帥陛下の軍である、陸相は果して陛下の御裁下を経て發表せられたるものであるか、まさか陛下はこんな政治進出を御許しになるまい、これまた切に慎重を望む、現役軍人は政治に係はることを禁ぜられてありますからこの際何もいはれぬのであらうが願くは朋輩相戒めて貰ひたい、在郷軍人は忠良の臣民として在郷してをるものであるから個人としては勝手な所見を述べ得るはずであるから願くは進んで意見を述べて貰ひたい、いまや單なる組閣問題を超越して國家皇軍を救ひ得るや否やの分岐點にあります、然るに正論は梗概せられて邪論のみ行はれてゐる如く見えます、日本にはなほ正義の鬱勃たるものもあると信じてをります、吾輩は天下の志士願くは御高見を發表して貰ひたい、私の付度するところ

ではその輿論の歸するところを見て宇垣閣下は期するところあるものと信じてゐる、就中軍人の意見を徴して貰ひたい、就ては成

るべく早くこれをやつて貰ひたい。

(一) 時局協議會 舊閣所謂昭和維新斷行を標榜して結成したる時局協議會にありては爾來其の運動の主力を既成政治勢力の打倒に注ぎ來れるが、今次政變に際しては革新的勢力伸張の絶好の機會なりとし、一月二十二日議會停會となるや先づ軍の態度絶對支持なる根本方針を決定し爾來概ね左記の如き相當果敢なる策動を續けたり。

(1) 廣田内閣總辭職要望運動 本會は二月二十一日休會明議會劈頭の波瀾により政局愈々緊迫の状態となるや翌二十二日急遽擴大幹事會を開催し、時局對策につきて種々協議したる結果、「目下の議會情勢及現内閣の無力を以てしては到底現下の非常時局を開するを得ず」と爲し「廣田内閣即時總辭職」要望の決議を爲し、直ちに小林順一郎外十五名の代表を舉げ廣田首相及陸海兩相宛同趣旨の進言書を手交する所ありたり。

一方二十三日の新聞紙上に二十二日夜來永野海相が妥協工作に奔走中の旨報道せらるゝや本會は右海相の態度は軍部一致の行動に反するものなりとし、同日午後本部に小林以下十六名參集し之が對策協議の結果、陸海兩相を訪問進言を爲すことに決定し、直ちに之が委員として高山久藏外四名代表として海軍省及陸軍省を訪問し後記(一)進言書を手交する所ありたり。

(2) 維新内閣要望運動 次で一月二十三日廣田内閣の總辭職を見るや、翌二十四日客員及各委員等本部に參集し、後繼内閣奏薦問題を中心として種々意見の交換を行ひたる結果、「齋藤内閣以來の憂慮すべき國內情勢は、順逆絶對に相容れざるものを併立せしめ所謂形式的舉國一致を圖りたる元老重臣の誤謬に基因せるものなるを以て此際順逆を明にし、政界より

國を賊せる凡ての功利主義勢力たる既成政黨を斷乎清算解體せしめ所謂皇道政治を確立し得る政府の出現を要望すべし」との態度を決定すると共に同日直ちに左記進言書を西園寺公及各重臣宛電報又は速達郵便を以て發送する一面陸海軍部兩大臣宛にも後記(二)進言書を手交する所ありたり。

(3) 維新斷行要望演說會の開催狀況 本會は政局の緊迫に伴ひ強力内閣出現要望運動と並行して皇道政治確立、政黨政治粉碎を目標とする標記演說會を企圖し著々準備中の處豫定の通り各所屬團體主催の下に一月三十日より三日間各團體代表の辯士により夫々後記の如く東京市内各所に於て之を開催せり。而して同演說會に於ては各代表は何れも我國現下の非常時局の重大性と維新斷行の急務なるを強調し一般輿論の喚起に努むる所ありたり。

警視廳當局にありては右演說會に對し豫め主催者に對して嚴重なる警告を發し取締を爲したるを以て後記(三)の如く、警察事故も前後を通じ注意八、中止二、檢束三の他些したる事故なく經過せり。

(4) 宇垣大將組閣に對する反對運動 本會は宇垣大將の組閣問題に關し、終始陸軍絶對支持の態度を決定したるも會の本質上直接の運動は主として其の加盟團體之を行ひ、本會自體は専ら側面的に輿論の喚起に努めたり。而して一月二十六日陸軍對組閣本部との關係益々激化の情勢となるや本會客員建川中將は組閣本部に宇垣大將を訪問(個人の資格なりと稱す)し、直接大命拜辭を勸説する所ありたり。

斯くて一月二十九日宇垣大將は遂に大命拜辭の止むなきに至るや本會江藤、小林(順)外各委員十數名は本部に參集して、林彌三吉中將の聲明問題對策につき協議したる結果、「苟も陸軍の將官として如斯軍秩を破壊し、皇軍の威信を傷くるが如き聲明を發表するは不都合につき此際直ちに同中將を檢束し宇垣大將と共に其の不逞の行動を彈劾すべきなり」との意見一

國家(農本)主義運動の状況

致し直ちに後記(四)懇請書を作成し、陸軍三長官、海軍二長官宛夫々郵送する所ありたり。

(5) 林大將組閣に對する態度 一月二十九日宇垣大將大命拜辭に伴ひ即日林銑十郎大將に組閣の大命降下するや更に翌三十日午後本部事務所に江藤、小林(順)外十三名參集の下に世話人會を開催し種々協議する所ありたるが、(イ)宇垣大將に反對する以上林大將をも否なりと爲すもの、(ロ)林大將には全然反對すべしと主張するもの、(ハ)林内閣ならばと之を支持するもの等賛否兩論に岐れ意見容易に纏らず結局兩論の中間的態度として同大將の組閣に際し、政黨員除外の要望を爲すことに決定し、席上直ちに後記(五)進言書を作成し、組閣本部宛郵送したり。

後記(一) 進言書

今回陸海軍當局の執られたる御處置竝に昨夜御發表の將來に對する御聲明は、共に我等萬端の支持を惜しまざる所、國民の大部亦同様の感を懷くべしと確信罷在候。
併しながら現状維持を策する功利主義陣營は、あらゆる奸策を弄して、大義を歪曲し、日本主義を偽裝して革新の氣運を懷柔するに努むべきは極めて明かに看取せらるる所に於て、固より陸海軍當局は依然牢固たる御決意を以て明らかなる皇道政治確立に邁進せらるべきは、我等の深く信頼を措く所なるも、組閣の方針にして一步を誤らんか、九仞の功を一簣に缺くの虞あり、憂寧堪え難く、玆に謹みて左記事項を進言仕候。
一、順逆絶對に妥協すべからざるものを共存せしめて、舉國一致は望むべからず、過去の憂慮すべき國情は之を取てせんとしたる誤謬に因由す。此際最も緊要なるは此誤謬を匡し、左の根本方針を以て邁進するにあり。

イ、無産諸黨を含めたる既成諸政黨は、過去の反國體的批政の責任と、竝に數年以來の國內不祥事變の禍因をなせる道義的責任とを負ふて、速に一應解黨謹慎の誠意を披瀝せしむべし。
ロ、形式の如何を問はず、既成諸政黨の中堅者の功利的策謀が、政治の中心たる間は禍根は去らざることを此際特に明確ならしむること。
ハ、以上の處置の後、政府は既成政黨員の自己保存の不純なる策謀に乗ぜらることなく純正なる日本主義の基礎の上に新政治勢力の結成を助成すること。
ニ、若し前項の處置に出づることなく、我が國獨特の憲法を無視して、外國流憲政を夢みて結成されたる反國體的既成諸政黨を此儘となし、之に對立せしめて、日本主義政黨を樹立し、其可否を民意に問ひ、選出さるべき議員の數に依て國體を擁護せんとすることは、明かに民主思想にして、我が國體の絶對に許さざる所なり。即ち大義は、選挙の勝敗に依つて決せしむべきもの

に非ずして絶對なり。

多年來の國內不安は實質に於て自己を本位とし、大義を顧みざりし諸政黨に對する忠良なる國民の憤激に因す。斯かる諸政黨は即ち選挙に依て清算消滅せしむべきものに非ずして、國體擁護の重責ある政府と軍部の力によりて、當然斷乎としてなさるべきものとす。

大義を守る資格ある民間の諸勢力は、其以後に於て堂々と皇道日本の建設に協力せしむべきものとす。
三、苟も天皇の軍と、反國體的民間團體たる既成諸政黨とを對立的に考ふることは、夫れ自體が甚だ大なる誤謬なり。
軍部が公然と既成諸政黨を根本的に否認したる今日の場合に於て、是等諸政黨が過去の罪惡に對する責任を自覺せず、更に軍部に抗して、選挙に於て全國民を煽動するが如きことは、斷じて許し得べきことに非ず。

軍部として此立場よりしても、斷乎として前項の根本源泉的處置を此際講ずるに非ずんば、軍今回の行動は首尾一貫せず、禍根を更に將來に遺して此非常時に對處すること能はざるべし。
四、新内閣は必ず前項の目的を貫徹し得るものなるを要す。
昭和十二年一月二十四日 時局協議會

陸軍大臣閣下

海軍大臣閣下

後記(二)

(協賛號外)
本時局協議會は廣田内閣總辭職による重大政局に鑑み、一月二十四日午前九時より客員、世話人、幹事、運動方針研究委員會委員其他在京會員有志、地方よりの上京有志等と熟議の上、左の進言

國家(農本)主義運動の状況

書を西園寺公宛に至急電し、更に湯淺、松平、平沼、清浦、若槻、百武等の重臣を歴訪して同一の進言書を手交するところあつた。

左記

君國の爲に謹みて元老並に重臣各閣下に一書奉呈仕候 寔に容易ならざる時局、御心痛の御事と奉恐察候 併しながら齋藤内閣以來の憂慮すべき國內情勢は、順逆絶對に相容れざるものを併立せしめて形式的舉國一致を圖られたる元老重臣各閣下の誤謬に基因せるもの頗る大なるものと確信罷在候、眞の舉國一致は大義に則り、常に順逆を明かにし、政界より國を賊せる總ての功利主義勢力たる既成政黨を斷乎清算解體せしめて皇道政治を確立し得る政府の現出によつてのみ望み得べきことは自明の儀と奉存候

右儀薦と御考慮の上、此際過去の誤謬を御繰返し給はざることを憂國の至誠を以て謹みて玆に懇請仕候
一月二十四日 頓首再拜

時局協議會
入江種矩
新妻徳壽
直心道場
大森一肇
新日本國民同盟
神田兵三
大日本生産黨
吉田益三
高山久藏
永井了吉
大日本生産黨
八幡博堂

〃	〃	二月一日	〃	三十一日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
瀧野川西ヶ原演藝場	本所公會堂	下谷公會堂	神田帝國教育會館	京橋公會堂	大塚豐島亭	高田鬼子母神會館	星製藥商業學校 大講堂	中野橋場公會場	小石川傳通會館	
大日本生産黨	日本産業軍	愛國鐵線統一協議會	日本社	愛國勞働農民同志會	梅櫻會	梅櫻會	大日本生産黨	新日本國民同盟	直心道場	
赤松船 松田生 克兵利 鷹三重 瀬赤橋 尾尾德 榮次郎 太敏郎	佐伊赤 藤松藤 守克信 義鷹司 橋松德 下次彦 郎一	新伊織 妻藤田 德信四 壽司郎 赤赤深 尾松吟 克次郎 敏鷹郎	阿米松 部持本 巳格勇 與夫平 小杉神 川康兵 博道有三	松船今 本生里 勇利勝 平重雄 近阿部 藤巳與 榮藏午	奧森佐 津藤鐵 英直鐵 三次馬 藤矢ヶ 井崎靜 碩馬	佐角佐 藤田藤 鐵清守 馬彦義 奧本多 津武良 英三夫	龜伊小 川松崎 信保司 船陶山 生篤太 利重郎	神佐吉 田々井 兵六三 井口榮 治義	大松垣 本要之 助平井 金上子 農智夫	
二五〇	七〇〇	六〇〇	計 九〇〇	計 五五〇	計 三〇〇	一五〇	六〇〇	四〇〇	四〇〇	
なし	なし	なし	檢 束杉 康一	中 止	なし	注意 角田 清彦	なし	なし	檢 束 (短刀所持者)	

國家(農本)主義運動の狀況

愛國勞働農民同志會	國民協會	新日本海員組合	建國會
前田虎雄	小林順一郎	赤松克麿	赤崎寅藏
			赤尾敏

新日本國民同盟	佐々井一晁
東電愛國同盟	佐藤守義
大日本生渣黨	薩摩雄次
大日本青年黨	鈴木善一
	陶山篤太郎

後記(三)

時局協議會後援
皇道政治確立
政黨政治粉碎演說會狀況
維新斷行要望

月 日	場 所	主 催 團 體	主 なる 辯 士	聽 衆 數	警 察 事 故
一月三十日	青山會館	國民協會	森本佐藤、本守、義耕、津久井龍雄、木崎清、森久、克人	五〇〇	注意 木崎 克二
	平和會館	建國會	赤野尾口、鐵、舟敏、河前下、野田澤、康芳秀、夫藏、夫	二六〇	なし
	日暮里自治會館	建國會	深澤源、秀鐵、舟敏、野赤野、中尾口、貞敏、幹	二〇〇	注意 赤尾 敏一
	淀橋公會堂	新日本國民同盟	小半、谷、亮、古玉、孝壽、造、野、松、永、井、兵、三、晃、村	六五〇	なし
	協調會館	日本勞働組合總聯合	高上、山、崎、國、久、馬、助、藏、新、三、島、妻、田、吟、次、郎、治、壽	三五〇	注意 中止 島助治
	赤坂三會堂	戰線統一協議會	高木、山、崎、欣、也、深、三、島、妻、田、吟、次、郎、治、壽	二〇〇	注意 木崎、克二、佐藤、守
	牛込公會堂	維新寮	牧野、幸、晴、雄、米、影、持、山、格、正、夫、治	五〇〇	なし

國家(農本)主義運動の状況

八王子市 關谷座	三多摩 愛國團體協議會	三野高 山口久 藤井幹藏 前松本 藤田勇 馬造平	一、〇〇〇	注意 中止 浦鉄 舟一
府下立川町 演藝館	右同	森松佐 木藤 直勇鉄 次平馬 三高野 島山口 助久 治藏幹	五〇〇	注意 三島 助治
計	三、〇五〇			

四四

後記(四) 懇請書

吾等は只今左の如く聲明致しました軍部當局としては絶大の御決意を以て御善處あらんことを血涙を振つて懇請致します

聲明

宇垣内閣本部に於ける林中將の發表は苟も陸軍大中將として此の非常時に於て三長官會議の權威冒瀆を敢てし外部より軍秩を崩壊し皇軍の威信を傷くるの甚しきものなり
明かに軍秩破壊者として林中將は直ちに檢束し陸軍三長官は軍の生命擁護上直ちに帷幄上奏して宇垣の不逞の行動を彈劾せざるべからざるものと信ず
又該聲明夫れ自體か宇垣内閣が軍の統制及存立上斷じて許し得べからずとする軍當局の主張を裏書するものに非ずして何ぞ斯かる不逞の人士を奏請したる重臣の責任も亦頗る重大なり
一月二十九日

時局協議會有志一同

參謀總長 載仁親王殿下
軍令部總長 博恭王殿下

時局協議會

後記(五) 組閣に對する進言書

(各通)

時局協議會は一月二十四日別紙進言書を陸海軍大臣閣下に呈出し更に別紙勸告書を既成政黨全員に發送仕候
閣下若し組閣に御決心被遊候は、該進言書並に勸告書の内容を必ず實現し得べき内閣を組織し以て維新翼賛の爲め固き御決意あられむ事緊要至極と奉存候
之れが爲めには、自由主義、功利主義的新舊官僚は勿論無政黨を含めたる既成政黨員はたとひ脫黨の形式を探るとも此際は斷じて入閣せしめざる事を絶対に必要なりと確信罷在候
右謹みて進言仕候
昭和十二年一月三十日

陸軍大臣 寺内壽一閣下
海軍大臣 永野修身閣下
教育總監 杉山元閣下

時局協議會

(二) 維新制度研究會

本會は第七十議會休會明勢頭、政黨對軍部の對立による停會に際し永野海相の執りたる妥協工作は維新實現の過程にある現下の時局に對する認識を缺くものなりとし、一月二十三日正午より午後一時三十分迄本部に於て常任委員會を開催し赤松克廣以下十一名出席して協議の結果、海相に對する問責決議文(別記一)及陸相宛の鞭撻決議文(別記二)を決定午後三時五十分より赤松以下八名代表として海軍省並に陸軍省を訪問之を提出する所ありたり。其後一月二十七日第三回常任委員會を開催し松永材以下十二名出席政變後に於ける情報の交換を爲したる後「時局重大の折柄正確なる認識なくして輕舉妄動することは徒に紛淆を増すのみなるを以て本會としては適當の時機迄態度を鮮明せず靜觀すること」を中合せて散會せり。

別記(一)

決議

第七十議會勢頭の波瀾を契機として展開せられたる刻下政局の新情勢は自由主義現狀維持勢力と日本主義現狀打破勢力との全面的對立を意味するものにして維新實現過程に於ける極めて重大なる意義を含むものと認む。

然るに海相閣下の採られる昨夜來の行動は此の重大時局に對する認識を缺くものにして其の結果は徒らに皇軍一體の精神を紊り自由主義現狀維持勢力の復活を助長し以て澎湃たる庶政一新の大潮を阻止するの反動的役割を演ずるに終るのみ吾人は閣下の行動に對し絶對の反意を表明し其の猛省を促して熄ざるものなり。

昭和十二年一月二十三日

國家(農本)主義運動の状況

別記(二)

決議

第七十議會勢頭の波瀾を契機として展開せられたる刻下政局の新情勢は自由主義現狀維持勢力と日本主義現狀打破勢力との全面的對立を意味するものにして維新實現過程に於ける極めて重大なる意義を含むものと認む吾人は此の際に於て陸相閣下の毅然たる態度に滿腔の敬意を表すると共に更に一倍の決意を以て其の所信に邁進し以て皇國現下の難局打開の上に大乗的貢獻を致されむことを切望す。

昭和十二年一月二十三日

維新制度研究會

四五

(三) 愛國労働農民同志會

愛國労働農民同志會にありては今次政變に際し所謂維新達成を圖るべき絶好の機會なりとし、

一月二十二日議會停會以後現林内閣の成立に至る迄概要左記の如き果敢なる運動を相次で行ひたる所なるが、就中宇垣大將組閣問題に對しては終始陸軍の態度絶對支持の方針の下に相當執拗なる策動を續け其間三名の檢束者を出す等の事ありたり。

(1) 廣田内閣總辭職要請運動

愛同本部にありては二十二日本部に顧問小林順一郎、會長松本勇平外四名參集の下に緊急總務委員會を開催し、急迫せる時局對策につき種々協議したる結果、廣田内閣にては到底現下の時局收拾の能力無きを以て即時總辭職要請することに決定し、翌二十三日午後松本會長以下五名は廣田首相を官邸に訪問し(室木崎秘書官と會見)後記(一)要請書を提出の上種々意見を開陳し、次で陸相官邸(副官小松少佐と會見)、海軍省(常任將校伊藤少佐に會見)等を歴訪し、後記(二)要請書を提出すると共に同日對外的にも後記(三)及(四)の聲明書を發表したり。

他面右本部の方針を各地方支部に徹底せしむべく直ちに各地方支部宛、「公武合體内閣は政黨と關ふ資格なし、却つて時局を混亂せしむ」及「現内閣は直に辭職し維新内閣成立に依りて時局收拾せしむるを要す」との電報を陸海軍大臣宛發送すべき旨の電報指令を通過せり。

次で時局重大化を憂慮せる永野海相が二十二日夜より陸軍對政黨間の妥協工作に奔走するに至りたる事案に關し、本會は前編の立場より「永野海相の行動は現下情勢に逆行するものなり」とし、同二十三日午前松本會長以下六名は海相官邸を訪問し(秘書官松永少佐と會見)再び前記要請書及聲明書を提出したる後直に現内閣は總辭職し維新内閣の出現を要望する旨進言し、次で陸軍省を訪問磯谷軍務局長に會見同様要請を爲す處ありたり。

(2) 維新内閣要望運動

如斯、本會は廣田内閣の總辭職要請運動を果敢に續行すると共に一面後繼内閣は此際維新を斷行する強力内閣の出現を要すと爲し、同月二十三日夜麹町區内幸町中央ホテルに松本會長以下五名參集の下に總務委員會を開催し、後繼内閣問題を中心として種々協議したる結果愛同としては此際 (一)政黨員の入閣を絶對反對し維新内閣を樹立すること、(二)新政權に對する勤勞國民の要求として、經濟機構を一新せしむること、(三)金權財閥の走狗既成政黨を擯り國民生活の安定と政治改革を要望すること等の方針を決定し、翌二十四日右方針を解説せる機關紙愛同新聞號外を發行東京市内外に散布する處ありたり。

一方本會は右本部の方針及中央情勢を地方支部員等に傳へ其の奮起を促すべく、同二十四日急遽常任理事今里勝雄を東北地方に相談役近藤榮藏を中部關西方面に派遣し、維新内閣要望の爲種々策動する處ありたり。

(B) 宇垣内閣出現反對運動

一月二十五日宇垣大將に組閣の大命降下したるに對し俄然陸軍當局が強硬なる反對的意思表示あるや愛同本部にありては急遽本部に會合對策協議の結果、此際軍の態度を支持し宇垣内閣出現に反對することに根本的態度を決定し、同日直に各地方支部宛、「宇垣反對軍部支持の旨組閣本部と軍に打電せよ」なる電報指令を通過し全國的に反宇垣策動を開始すると共に翌二十六日夜理事長阿部已與外四名は陸軍省を訪問(川原副官と會見)し「今回の組閣に對し陸軍は既成政黨を加へざる革新内閣の出現に努力せられ度し」との意見を開陳し、次で麻布區廣尾の組閣本部に宇垣大將を訪問したるも面會不能の爲後記(五)の如き組閣斷念、大命拜辭方の決議文を手交する處ありたり。

而して本會は更に一般輿論の喚起を圖るべく一月二十七日後記(六)の如く、「陸軍の反對には確固たる歴史的理山あり、道鏡勝つか清勝つか」と題する相當激越なる内容の機關紙愛同新聞號外を多數發行(注意處分に附す)し東京市内を中

心として各方面に配布せり。

如斯本會は全國的に反宇垣の運動を展開せりと雖も一方宇垣大將は軍の強硬態度に對抗して飽迄組閣を進めんとする情勢に鑑み更に各地方支部より電報又は直接代表者をして組閣本部に大命拜辭勸説の策動を續けたるが其の間同二十七日理事長阿部巳與午、新潟皇國農民聯盟代表登石清、高橋興次郎の三名は同様組閣本部を訪問し、直接宇垣大將に同趣旨の決議文を手交せんとしたるも、警察官及憲兵に阻止せられ一時檢束(即日釋放)せらるゝに至れり。而して、本部常任書記二見秋之助は同日夕刊により右阿部理事長等の檢束されたるを知るや極度に興奮し突如翌二十八日所在不明となりたるを以て、時節柄警視廳に於て嚴重捜査の結果、漸く其の所在を發見檢束を加へたるが取調の結果、阿部の失敗を自己に於て償はんとし、宇垣大將に直接決議文を突きつけんとし準備中なりし外他意なきこと判明せるより之又間もなく釋放せり。

斯くて一月二十九日宇垣大將は遂に大命を拜辭するに至れるが本會は、正義の叫びは終に勝利せりと自負すると共に同日「此際更に一切の功利的非日本の勢力を徹底的に撃滅すべきなり、」云々との聲明を發表せり。

後記(一)

要請書

國體擁護の重任を有する軍と反國體的稅政の責任者であり、且つ續出せる不詳事件の禍因をなせる道義的責任者たる既成政黨とが正面衝突をなすに至れるは當然の事にして寧ろ遲きに失する憾があります。従つて兩者は妥協すべからざるものであります。

斯くの如く妥協すべからざる既成政黨出身者を閣僚に列せしめしは一大失態にして斯かる吳越同舟の内閣を以つて時局を收拾せ

内閣總理大臣 廣田弘毅閣下
愛國勞働農民同志會

後記(二)

要請書

國體擁護の重任を有する軍と、反國體的稅政の責任者があり且つ續出せる不詳事件の禍因をなせる道義的責任者たる既成政黨とが正面衝突をなすに至れるは當然の事にして寧ろ遲きに失する憾があります。

従つて兩者は妥協すべからざるものであります。斯の如く妥協すべからざる既成政黨出身者を閣僚とせる現内閣を以つて時局を收拾せむとするは大なる禍根を後に殘すものにして寧ろ時局を混亂せしむるものであります。依つて我等は斯かる廣田内閣に依つて議會を解散せむとすることは絶対に反對であります。軍部大臣は直ちに辭職し政黨員を交へざる純正維新内閣の出現を待つて直ちに既成政黨を解體せしめ全國民を一つ白紙に還元せしめ皇道維新のために御盡瘁あられむ事を懇請します。

昭和拾貳年壹月貳拾貳日

愛國勞働農民同志會

陸軍大臣伯爵 寺内壽一閣下
海軍大臣 永野修身閣下

後記(三)

聲明書

一月二十一日衆議院本會議に於て國體擁護に當る軍部と過去の反國體稅政の責任者たる既成政黨との正面衝突が終に行はれた。吾等はこの正面衝突が寧ろ遅かりしを識るものであるが、事茲に至れる以上再び既成政黨勢力を内包するが如き廣田内閣に依る工作に絶對的に反對する、即ち現妥協内閣に依る議會解散に反對

國家(農本)主義運動の狀況

すると共に、悲聞傳ふる總的「新政黨」の出現にも反對である、我々は此機會に眞に國體明微内閣の成立を期待するものであり、其の爲に六萬五千の愛國的勞働者及び農民の結集力を總動員して目的の達成に邁進するものである。

右聲明す

昭和十二年一月二十二日

愛國勞働農民同志會
小林 勇 堂

後記(四)

此の際議會を解散せしめ豫め新政黨を造つて選舉に臨まんとするは左の理由に據りて不可なり
一、新政黨は何れ既成政黨員の一部を中堅としたるものなるべし斯る政黨の結成は別紙時局協議會の聲明通り純情愛國の國民を一層憤激せしむるに到り此國際非常時に於て國內を更に混亂に陥れるものなり。

二、軍部と既成政黨との各自の正面衝突は決して偶發のことと解すべからず之が解決を斯る彌縫的策を以つて棄切らんとするは一面穩健に似て却つて大禍を貽すものなり此の際は一舉にして此の禍根一掃の決意あるを要す。

三、之れが爲めには何事も大義に照して本を匡すの覺悟最も大切なり。罪惡に滿ちたる既成政黨の中堅者の策謀が政治の中心たる間は形式の變化如何に拘らず禍因は去らざることは明瞭なり依つて左の根本方針を以て邁進するの外案なし。

四、之れが爲めには議會は現政府の許には決して解散することなし

國家(農本)主義運動の狀況

く既成政黨との合併の内閣は直ちに解職し前項の目的達成の決意ある點の國體明微内閣の出現を待つて先づ之を斷行せしむるを要す。

現内閣を以て議會を解散するも政黨出身閣僚の節を賣らしめ彼等を中心に加へての策謀となるを以て斷じて不可なり

後記(五)

決議

陸軍當局の意を無視して組閣を施行せんとせらるゝ事は此の國際非常時局に於て軍を亂さるゝものなり。

事態甚だ容易ならず閣下は速かに之を斷念して大命を拜辭せられんことを懇請す。

昭和十二年一月二十五日

陸軍大將 宇垣一成閣下

愛國勞働農民同志會

後記(六)

愛國勞働農民新聞號外

宇垣内閣結局不成立か?

國民は舉つて軍部を支持せよ!

豫備役〇〇中將、〇〇中將等の警告にも抱らず、廿四日陸軍部内の期待を裏切つて宇垣大將は大命を拜受した。由來宇垣氏は總理大臣の椅子を狙つて工作すること多年、國民周知の如く政民兩黨から無遺黨に至るまで凡ゆる方面に買収と豫約によつて自己中心の勢力を地下的に張り來たつたのであるから

此の際 陸軍の警告が耳に入らなかつたのも無理からぬ次第で

五〇

はあつた。然しながら宇垣大將の認識不足は愈々時局に對する陸軍當局の責任を重からしめ寺内陸相の悲壯なる決意を最後のに固めしめた如くである。二十六日夕刻の形勢は宇垣大將の組閣流産を見透させてゐる。

陸軍の反對には

確乎たる歴史的理由あり

道義勝つか清勝つか?

陸軍の宇垣内閣に對する決定的反對は一般ジャーナリズムが大體反軍的であるのと、宇垣内閣出現によつて利益するであらう政權亡者連の猛烈なデマによつて甚だしく歪曲されて巷間に傳へられてゐる。その結果陸軍は恰も大權干犯にまで及ぼさんとしてゐるなどと暴言を吐く認識不足者さへ飛び出すに至つた次第であるが、かゝる暴言こそが世を騒がしめ皇軍を誣ふる不忠極まるデマだ。陸軍が一致して強硬に宇垣内閣に反對する眞の理由は、主として肅軍に關する問題であると想像されるが、〇〇事件、〇月〇日、〇〇事件、五・一五事件、二・二六事件と續いた慌しき事變の渦はそも／＼誰の責任に歸著すべきものであるか、若しも萬一その責任者たる者が國民一般の斯る隠された事實に對する無智を幸ひとして政局の要地に立つが如きことになれば、多大なる貴き犠牲を拂つて漸く達成された肅軍が何の役にも立たぬことになり、再び不祥事變の勃發なしとも限られぬ現實を陸軍當局は深慮するのであらうと察せられるのである。

非常時に當つて國の柱たる皇軍をして磐石の堅きに置かんとする寺内陸相はじめ當局者の苦衷を深く察せず、單に何等か不可解な理由によつて組閣に横軍を抑すかの如くにデマ、一般ジャーナ

リズムに對して愛國團體は一齊に奮起し、反軍デマを粉砕することとが此際必要だ!

宇垣大將を取巻く政權亡者等は殆んど全部既成政黨分子乃至官僚部内の現狀維持派だ。假令宇垣氏に於て完全に軍部の正しい意見を容れる態度ありとしても、出來上つた宇垣内閣は全く現狀維

持派勢力の牙城たるに終ること必然である。昭和維新を希ふ一切の忠良なる國民は斷乎宇垣内閣出現に反對せねばならぬ!

革新的軍部を絶對的に支持せよ!

反軍デマを正義の叫びを以て打消せ!

現狀維持派の最後の努力を粉砕せよ!

(四) 明倫會

(1) 宇垣大將組閣反對運動

明倫會にありては、一月二十三日田中總裁以下常任理事會合の下に時局對

策協議の結果「政黨も時局の重大性に鑑み虚心擔懷大局的見地に立ち特に明年度豫算案の成立に協力すべきなり」との趣旨の下に後記(一)聲明書を作成し直ちに首相外各大臣貴衆兩院各派及新聞社等に郵送したり。

其後宇垣大將に組閣の大命降下するや同月二十六日日本部に田中總裁以下二十名參集して會の態度を協議したるに、激勵の聲明書を發表すべし等の意見もありたるも結局當分靜觀の態度を採るべく決定せり。然るに宇垣大將は軍の強硬態度に對抗し飽迄組閣を進めんとする態度を示し、事態愈々惡化の情勢となりたるを以て本會は「此際肅軍の必要と政局の安定の爲同大將に速時組閣斷念せしむべし」と爲し、同二十八日田中總裁名を以て後記(二)の如き要望書を作成し、組閣本部、陸軍三長官、各大臣西園寺公、其他各方面に郵送したり。

斯くて宇垣大將は同月二十九日大命を拜辭するに至りたるが其の際林彌三吉中將の發表せる聲明に對しては即日本部に渡邊良三以下十三名參集して緊急理事會を開催し、席上渡邊より「如斯言辭を何等時局を省ることなく發表したる林中將の常識を疑ふと共に、此の儘放任するに於ては軍の統制上深憂に堪へず此際同中將を在郷軍人として置くことは考慮すべき」旨の意見を述べ此の趣旨を明倫會有志として陸相に建言すべしと提案したるを一同異議なく可決したるを以て即時渡邊良三、

國家(農本)主義運動の狀況

中山建の兩名右代表として陸軍省を訪問し、口頭を以て右趣旨を建言する所ありたり。

(2) 林内閣に對する態度 本會は宇垣大將に對しては敍上の如く反對的態度を採りたるも林大將に大命降下に對しては何れも満足の意を表し目下の處何等の策動する模様なし。

後記(一)

聲明書

今や内外時局極めて重大にして舉國一致誠心誠意時難打開に協力せざるべからず、就中國防豫算の成立は一日を緩うべからざるに不拘、第七十議會開議に於ける既成政黨の態度は徒らに作爲的攻撃を敢てし遂に議事の進行を不可能ならしめたるは誠に遺憾とする所なり、既成政黨は此際須く驕然其態度を改め反省の實を示して國政に對する協賛の誠意を致す可く政府及軍部も亦徒らに感情に走らず、先づ政黨の反省を促す爲め最善の實を示す以上、虚

昭和十二年一月二十三日
明倫會本部
(以上)
閣下の出馬は陸軍の諸軍工作を妨害し統制を困難ならしむるの處あるのみならず軍の現狀を無視して組閣を強行することは却て政局の安定を阻害し後果を貽すの憂大なり軍の長老たる閣下は此際諸軍の必要と國家の大局に鑑み速に組閣を斷念せられんことを敢て友情を披瀝して要する所以なり。
昭和十二年一月二十八日
明倫會總裁 田 中國 重

要するに政府も政黨も時局の重大性に鑑みて私心を去り感情を挟まず須く大局の見地より一意國運の伸展、特に明年度豫算案の成立に向つて協力せんことを切望して止まざるなり。

(五) 皇道會

皇道會にありては一月二十五日午後本部に黒澤會長以下九名出席の下に緊急常任委員會を開催し、宇垣大將組閣問題を中心に時局對策を協議したる結果、既に宇垣大將に大命降下したる以上組閣前に兎角云爲するは不謹慎の議を免かれざるを以て此の際靜觀すること、若し、組閣方針にして、(イ)既成政黨員を絶対に入閣せしめざること、(ロ)革新的國策を樹立し、非常時突破國民生活安定を期すべき實力あること等に於て不徹底なる場合には絶対反對することに會の態度を決

定し、直ちに左記通知書を作成し、一般會員其他關係者に發送したり。

然るに其後宇垣大將は陸軍の強硬なる態度により一月二十九日遂に大命拜辭の止むなきに至りたるが、本會は同日午後急遽本部に常任幹事會を開催し、意見交換の結果、(イ)今回の陸軍の態度には賛成し難し、(ロ)林彌三吉中將の聲明は軍民離間の空氣に拍車を加へるものにして遺憾なり、(ハ)衆議院に於ける天機奉伺問題に對する既成政黨の態度は益々其の無力を發揮したるものなり、等の意見を交換し各趣旨の聲明書發表の議もありたるが結局、引續き靜觀することに決定し散會せり。

左記

拜啓 時局多難の折柄各位益々御健勝の段屬賀の至りに存候。陳者本日本會々長、幹事長、各常任理事參集の上、宇垣内閣に關する件を協議仕候處、一度大命降下したる宇垣氏に對して直ちに諸般の論議を致すべきに非ず、其の組閣方針及諸政策を公けにされる迄は靜觀的態度を執ることに決定致し候間左様御承知相成

但し本會の希望としては宇垣氏が既成政黨に媚びるが如き態度の斷じて無からん事を希望するものに御座候。
右御通知申上候
昭和十二年一月二十六日
皇道會本部

(六) 新日本國民同盟

(1) 廣田内閣總辭職前後に於ける運動

一月二十二日第七十議會の停會を契機として政局極度に緊迫を告ぐるや本同盟に在りては早くも政變或は議會解散の必至なるを豫想し二十二日午前十時三十分より本部に於て緊急首腦部會議を開催し佐々井委員長外七名出席して之が對策を協議したる結果時局に對する同盟の態度を表明し別記(一)の如き聲明書を發表全國各支部並友誼團體に發送すると共に同一内容の進言書を作成神田兵三以下七名の代表委員を選び陸海軍大臣並軍部要路者を訪問せしめ之を提出する處あり翌二十三日永野海相の妥協工作乗出しの報傳へらるゝや首腦部會議を開催「海相の妥協工作斷乎排撃」を決議し別記(二)進言書を作成實行委員半谷彰三外四名をして陸海兩省を訪問せしめ時局に對する同盟の所信を述べ進言書を陸海軍大臣に提出する處ありたり更に同日廣田内閣總辭職決定するや本部に再び首腦部會

議を開催協議の結果後繼内閣組閣に對する牽制の目的を以て「今次政變に就いて我が同盟の態度決定に關する件」と題する政變の経緯並同盟の要望なりとして「(一)新内閣は皇國國體の本質を具現する所の眞平天皇の内閣として天皇政治の徹底即ち國體明徴を徹底せしむる内閣ならざるべからず(二)新内閣は從つて日本民族當然の大使命たる皇國理想達成の爲めの大陸經綸を遂行し國內改造を斷行せざるべからず」と後繼内閣に關する同盟の所信を明かにせる指令を全國各支部宛發送し且陸海軍大臣宛に「御奮闘を謝す新内閣に政黨員代表の入閣を拒絶し革新政策斷行内閣の出現を望む」旨の打電方及元老重臣別記(三)の進言書の郵送方を指令すると共に本部員神田兵三外八名は進言書を携へ樞密院議長内大臣宮内大臣侍從長貴族院議長陸海軍大臣參謀次長教育總監等を歴訪の上夫々提出したり。

(2) 宇垣内閣阻止運動 一月二十五日宇垣大將に大命降下するや午前八時より同盟本部に急據首腦部會議を開催協議したる結果、宇垣内閣絕對反對陸軍支持の根本方針を決定し別記(四)聲明書を發表すると共に同盟の態度を闡明し陸軍大臣教育總監參謀次長宛「御奮闘感謝に堪へず我々はあくまで陸軍を支持し宇垣内閣に絕對反對す」との打電を爲し、翌二十六日には宇垣大將に對し「現下の情勢に鑑み閣下は速に大命拜辭の大義に立たれんことを謹んで要望す」との要望書を手交する處ありたる外、更に二十七日「既に陸軍の態度が嚴乎宣明せられたる今日この上尙宇垣大將が組閣を強行せらるゝことは皇國の治安を不可測の危機に導くものなり」と爲し「宇垣内閣出現絕對反對」の聲明書を發表して宇垣大將要路大官宛夫々發送する等極力宇垣内閣阻止に努むる處ありたり。

(3) 後繼内閣に對する要望運動 超へて一月二十九日宇垣大將の大命拜辭ありたるを以て同盟本部に於ては首腦部會議を開催して後繼内閣に對する同盟の態度運動方針を協議決定し元老西園寺公に對し「輔弼の大任を負ふ閣下が宇垣氏を推し爲めに宸襟を惱し奉りしその責や重くよつて更に時局の認識を新にして後繼首腦の奏請に過なからんことを望む」と警告的打電を爲したる外翌三十日附同盟機關紙「錦旗國民軍」號外二萬枚を印刷「新内閣に對する國民の要望」と題する別記(五)聲明書を發表全國各支部並關係方面に發送する等今次政變に關しては同盟の態度を闡明にし相當活潑なる運動を展開する處ありたり。

別記(一)

聲明書

一月廿一日衆議院本會議に於ける政友會代議士濱田國松氏の質問演説に最近政、民兩黨の宣言等に見るに、彼等既成政黨は、皇國現下の國際危局並に國內情勢及び民心の歸嚮を認識せず、彼等自身の過去に於ける罪過を棚に上げて、徒らに軍部と國家革新諸勢力に對する挑戰的態度を執るものである。斯る無反省無責任にして且つ國政の機微に參する資格なきものと共に應政一新を遂行することは斷じて不可能である。故に當面この重大なる政局を正しき軌道に乗せるものは閣内にあつては軍部大臣の奮闘に俟つの外はない。依つて我等は軍部大臣に向つて左の如く要望するものである。

- 一、即時議會解散を奏請すべし。
- 一、前項の所信を斷行する能はずんば内閣總辭職を執行すべし。
- 一、内閣總辭職されたる場合次の内閣に政黨員の入閣を拒絶すべし。

右聲明す。

昭和十二年一月二十二日

國家(農本)主義運動の狀況

別記(二)

進言書

巷間傳へられる所によれば永野海軍大臣は現下の國際危局に際し國內の紛争を避くべしとの見地より、軍部と既成政黨との妥協工作に乘出したとのことである。若し果して然らばこれ既成政黨の本質及び彼等の主張に對する認識誤謬に基くものとして我國情今日の危局を招來したる重要な一大根因を見極めざるの致す所、かゝる工作は斷じて排擠せねばならぬ。故に昨日我等の進言したる如く政府は即時衆議院の解散を奏請すべし。之に對し若し閣議不統一とならば總辭職も已むを得ず、閣下は皇軍士氣の振作と今日の國情に於ける軍部の責任上皇軍の面目を堅持し進退を過たれざらんことを切望す。

昭和十二年一月二十三日

陸、海軍大臣宛

新日本國民同盟

五五

別記(三)

遺言書

惟ふに今次の政變は、近くは二二六事件の最後の後始末を追うものであり、遡りては皇國々運進展の過程に於ける必然性に因由するものである。従つて左の二項目は組閣上絕對的必須條件たるべきである。即ち新内閣は

一、閣僚の構成に於て、本質的に國家の根本的革新を斷行し、大陸經綸を遂行するの能力ある内閣たるべきこと。
二、既成政黨員の入閣を絕對に拒絶し、彼等とは全然無關係たるべきこと。

右條件を具備する内閣の出現するやう御盡力を冀ふものである。右謹んで進言す。

昭和十二年 月 日

新日本國民同盟〇〇支部

樞密院議長男爵 平沼騏一郎閣下
内大臣 湯淺倉平閣下
宮内大臣 松平恒雄閣下
侍從長海軍大將 百武三郎閣下
教育總監陸軍大將 杉山元閣下
參謀次長陸軍中將 西尾壽造閣下
公爵 西園寺公望閣下

別記(四)

聲明書

内閣組閣の大命宇垣一成氏に降下し、宇垣内閣出現の情勢を前

にして、我等は嚴乎不退轉の態度、方針を堅持せる軍部と完全にその所信を一にし、あくまでも軍部を絕對支持して時難克服に邁進せんとするものである。

同時に我等は元老、重臣が今日に至るも尙時局の非常時性を正しく認識し居らざるを衷心より遺憾とする。

昭和十二年一月廿五日

新日本國民同盟

別記(五)

聲明

新内閣に對する國民の要望

今次の政變たる二二六事件並に之を誘發したる禍因の根源に向つて真正最後の解決を迫る歴史的軍大意義を有するものにして、今年來、國を擧げて全國民の熱烈措かざりし内閣改造の序幕開くか否かの極めて重要な分岐の頂點に立つ。故に、もし一たび之が措置を過たんか、皇國々運の消長に關する寔に深刻絶大なるものあるや必せり。

惟ふに、時局の非常時性解消の途は一に懸つて年來國民の翹望する所を果敢に遂行實現するにあるのみ。これ、現下非常時局の客觀性とその史的意義の明示するところ、然らばその國民的要望や如何。即ち眼前、新内閣の大任を拜する者、こゝに留意する所あつて尠くも左記諸項を必須條件とすべき也。

第一 新内閣の使命

一、皇國々體の本質を具現する所の眞乎 天皇の内閣として、天皇政治の徹底、即ち國體明徴を徹底せしむる内閣たらざる可らず

す

一、從つて日本民族當面の大使命たる皇國理想達成のための大陸經綸を遂行し内閣改造を斷行せざる可らず

第二 閣僚詮衡に關する必須條件

一、前項の使命を果すべき新内閣の閣僚は、至誠盡忠の士にして正鵠なる時局認識を有する眞の人材たらざる可らず
一、在來幾多の罪過を犯し今なほ反省する所なき既成政黨を代表する政黨員の入閣を許すべからざるは勿論、如何なる意味に於ても彼等とは全然無關係のものたらざる可らず

第三 施政方針の三大眼目並に重要政綱

三大眼目

一、天皇政治の徹底—即ち國體明徴の具體的遂行
二、國家統制經濟を軌範とする準戰時經濟體制の確立
三、大陸經綸の積極政策遂行

重要政綱

一、皇國々體を軌範とする議院制度の改革、行政機構の改革及び教育制度の改革

(七) 大日本生産黨

最近に於ける既成政黨方面の所謂憲政擁護運動の氣鋒は、議會切迫に伴ひ漸く顯著なるものありて、休會明け議會に於ては政黨の政府及軍部に對する攻撃は相當熾烈なるものあるべしと豫想せられつゝありたるが、議會再會劈頭濱田國松代議士の陸軍大臣に對する痛烈なる質問に端を發し、早くも政局に深刻なる渦紋を生ずるに至るや、本黨に在りては前敘濱田代議士の質問演説は、軍を侮辱するの甚だしきものであると共に、之により事態は軍部對政黨の正面衝突を見たりとして「之れ個人的認識の相違乃至感情の衝突等の如き局部的問題に非ずして、現狀維持勢力と國家革新の歴史的必

國家(農本)主義運動の狀況

然性に順應進せんとする維新勢力との不可避的抗争の現れに他ならず、且、果次非常事件勃發により其の存在性を喪失せる政黨の所謂憲政擁護運動、或は政黨官僚等一部により企圖されつゝある偽裝日本主義政黨樹立策動の如きは黙過し得ざる所なり」として、一月二十二日左記聲明書を發表し、現狀維持勢力の徹底的打倒を強調する所ありたり。

斯くして廣田内閣總辭職して宇垣大將に組閣の大命降下するや、黨内の大勢は宇垣反對の便論に傾き策動の微ありし處、總裁内田良平より「個人宇垣を度外視して國民は、大所高所より達觀し、以て速かに同大將をして組閣を完了せしめ大御心を安じ奉るべし」とて黨の自重方を促したる爲、同大將の組閣問題に對しては、本黨は専ら靜觀的態度に終始したり。

(左記)

聲明書

政友會代議士廣田氏の侮軍演説に端を發し、政黨對軍部は正面衝突を突發するに至つた。

これは畢竟するに個人廣田氏或は寺内陸相の認識の相違感情の衝突の如き局部的問題に基因するものに非ず即ち現在せる金權支配階級の代辯機關たる政黨の現狀維持的非維新反動勢力と皇軍本然の使命に立脚し、國家革新の歴史的必要性に順應進せんとする維新勢力の不可避的抗争の表はれにして單なる解散や總辭職或は妥協等の彌縫策に依つて解決し得られるものに非ず。

果次非常事件の續發に依つて其の日本の存在性を喪失せる政黨

(八) 純正日本主義青年運動全國協議會 (1) 維新内閣要望運動

は憲政擁護ファツショ排撃等の欺瞞的策謀に藉口して現狀維持勢力の挽回に狂奔し或は議會政治再建の爲め、政黨出身現閣僚、新官僚或は幕軍の一部を糾合し偽裝日本主義を標榜して新政黨を樹立せんと策動しつゝある所謂公武合體運動の如きは、國體の眞本義に立脚し維新日本の建設に翼賛せんとする皇國民の斷じて默許し得ざる處我が大日本生産黨はこの際、此の議會を通じて反國體的政治の復活を策する現狀維持派勢力の打倒に更に一層果敢なる抗争を展開せんとするの斷々乎たる決意を敢て満天下に表明せんとするものである。

昭和十二年一月二十二日

大日本生産黨

たる本協議會は、議會が再會傍頭停會となり、解散、總辭職の二大局面を繞り政局の歸趨混沌たるものありたるに際し、一月二十三日左記(一)の如き「既成政黨の所謂護憲運動排撃並巷間傳へらるゝ新黨樹立策謀こそ、既成政黨の新時代的偽裝によ

る更生運動にして、現狀維持を目的とする公武合體運動に他ならず」とし、之が粉碎方を強調せる聲明書を發表すると共に、各方面宛維新内閣要望運動展開方の打電を爲す所ありたるが、翌二十四日更に各地方協議會、連絡委員宛「議會員解散は欺瞞的舉國一致内閣出現の虞あるを以て、解散を阻止して内閣を總辭職せしめ、以て軍民一致純正維新内閣要望運動を開始すること」並「既成政黨、官僚の一部により劃策せられつゝある偽裝日本主義新黨樹立工作の粉碎」を意味する指令を發する所ありたり。

(2) 宇垣大將反對運動 斯くて内閣總辭職により宇垣大將に組閣の大命降下するや「現狀維持勢力の代辯者たる宇垣内

閣の出現を見むか、軍内の抗争を激化せしめ延ては不祥事件再發の素因を醸成する虞あり」として、同月二十六日左記(二)の聲明及指令を發し、又其間屢、電報を發して各地方協議會、友誼團體等の活動を促すと共に、一般輿論の喚起に努め、飽迄同内閣成立阻止の貫徹を期しつゝありたるが、其後宇垣大將の組閣難を繞り政局は愈々暗澹混迷を極め、同時に軍部横暴の聲漸く多からんとする情勢にありたる爲、東京連絡員金子智一は同月二十九日「政局の眞相を報告す」と題し「時局の正しき認識を普く一般に認識せしめ、軍部をして其の正しき主張を行ふに不安なき情勢を作る爲全國同志の奮起を望む」旨の左記(三)印刷物(二月三十日發禁)を作成し各方面に頒布する等、終始執拗、熾烈なる運動を續けたり。

(3) 林内閣に對する態度 宇垣大將は組閣難の爲一月二十九日遂に大命拜辭の已むなきに至り、次で林大將に大命降下したるに對し本協議會に在りては、未だ何等の表顯的行動なしと雖も、指導者中川祐は「吾人が宇垣内閣反對の爲所謂統制派と提携せる所以のものは、目的達成の一段たる意味に於てのみ、宇垣大將の大命拜辭を見たる上は本然の皇道派たる立場に還り林内閣に反對せん」とて、同内閣絶對反對の意を表明すると共に、密かに直心道場系分子等と連絡して之が對策

を講じつゝある模様ありて、近く何等かの策動に出づるものと認めらるゝを以て、今後の動向は注意を要するものありと思料せらる。

左記(一)

聲明書

我等が協議會設立宣言に於て、既に指摘せる通り、金權と官僚との抱合によりて成る現狀擁護を使命とする廣田内閣ですら、尙且つ庶政一新を看板とせざるを得ないといふ事實の證明する如く駁々たる日本國體開闢の歴史の必然性には何物と雖も之に抗すべくもないのである。

かゝる情勢下に於て、我等の最も警戒すべき存在は、公武合體の策動である事は、これまた屢々我等の論證し來つた所である。殊に昨年十二月十一日全通路員會に於て申し合せたる左の二項は、我等の記憶に未だ生々しく印象されてゐるところのものである。

「申し合せ」

一、我等は、主權在民思想を根柢とし、天皇統治の本義に背反せる現行の政治組織の根本的改革の爲め、憲法の眞義を歪曲して大權擅斷の不法を冒し來れる政黨の議會制度改革反對、軍民離間の欺瞞的「護憲運動」の粉砕を期す

一、我等は、純正日本主義運動の全面的大同の可及的速かなる成立の爲め、戮力協心至誠を竭すと同時に、苟しくも、維新奉行之道念を有せず、不純なる心情に基き、朋黨の合同を策し、或は公武合體の協調主義に墮せんとするが如き場合に於ては、

而して總裁候補として、先づ近衛文麿に接觸して拒絶されたりとの事である。

かくて彼等は、閣内の同志と相呼應して議會を解散に導き、解散より總選舉までの期間に急遽、新黨を樹立し、第一黨を目指して進み、次期政權に野望をかけてゐると傳へられてゐる。

宛かも、これ德川麾下の領袖連が、昨日まで皇室を御式微に陥らせ來り、國體を毒害したるの罪狀に何等悔悟することをなさず、平然として、自己保存のために尊皇維新を偽裝し、之が首班たらんとするの醜狀である。その動機、その目的は飽く迄も自己功利以外に一步も出づるものではない。

かゝる醜徒の策謀になる偽裝日本主義政治團體結成陰謀に對しては、寸毫も假借することなく、剔抉し粉砕し去らねばならぬ。それがためには、全國同志諸賢の御奮起により言論に文章に凡ゆる方法を以て、彼等の欺瞞性と不逞性を暴露し、全國民輿論として、純正なる誠忠心に基づく、皇道維新翼賛の方向へと急速に指向せしめねばならぬ。切に同志諸賢の御奮起を祈る。

昭和十二年一月二十三日

純正日本主義青年運動全國協議會

左記(二)

時局に對する認識を誤り歴史の趨勢に逆行せんとする現狀維持派勢力の代辯宇垣内閣の出現に絶對反對を表明す

理由

一、宇垣内閣の出現は陸軍部内の抗争を再激化せしめ再び非常事件誘發の素因を醸成する虞ある事
一、宇垣大將の今日迄探り來りたる政策態度竝に時局認識は依然

國家(農本)主義運動の狀況

斷然起つて、之れが排撃に當るの決意を有す

かくの如く、我等が豫測的に相齟めたる存在が、果然、數月を出でざるに表面化して來た。即ち昨二十日、讀賣新聞朝刊紙上に大々的に報道されたる既成政黨中の一部の者によつて調策されつつある「軍民一致の強力政治」を標榜し「新鮮なる日本主義」を標榜せる新政黨結成運動が之れである。これこそ既に實質的には崩壊せる既成政黨の新时代的偽裝による更生運動であり、現狀擁護を目的とするところの公武合體運動である。

試みに先づ彼等の掲ぐるところの新黨樹立の眼目なるものを見よ曰く、わが議會政治再建のため、軍民一致協力の新體制により強力政治を斷行せしむること。

曰く、從つて所謂、憲政常道を排し、憲法政治の眞髓を發揮せしむると共に、政黨を根本的に廓清し、從來の腐敗墮落を一掃し、新鮮なる日本主義精神の下に憲法政治の母體たらしむること。而して、次にその顔觸れを見よ。盗人猛々しとは正にこの場合に於ける彼等の態度を形容せる言葉なることを知るであらう。

即ち、昨年後半期以來内閣裡に進められたるこの策謀の中心人物は、政友會の中島知久平、昭和會の山崎達之輔、現職相の前田米藏等なりと言はれてゐる。其他これに調策する者は、新官僚群の後藤文夫、小原直、伊澤多喜男、松本學等、及び右馬頼家、兒玉秀雄、大谷尊由、林銑十郎、永井柳太郎等々である。

現狀維持を一步も出でず國家革新を斷行し得ざる事
一、宇垣大將は二月事件及び其他諸事件誘發の派閥的對象人物たる事

一、宇垣大將は全權支配閣の支持を受け來たれる特權階級の擁護的人物にして一般國民大衆の支持者たらざる事

一、宇垣大將は國體不明微皇軍の私兵化を犯し來たれる既成政黨の一人として既に試験済人物たる事

對策

一、庶政一新を斷行し非常時局の突破に邁進せんとする軍部をして正しき方面を誤まらせざる模範指導する事

一、既成政黨新官僚財閥軍部の一部を以て新政黨を樹立すべく策動せられつつありこれが徹底的粉砕に最善を盡す事

一、時局認識を有せず依然舊弊を打破し得ざる老朽軍臣ブロックの策動を排撃する事

一、公武合體の妥協を絶對排撃し純正維新内閣要望の全面的運動を各地に於て適宜開始せられ度し

昭和十二年一月二十六日朝

純正日本主義青年運動全國協議會

左記(三)

政局の眞相を報告す

一、濱田の演説

濱田の意圖は軍の革新勢力を粉砕する爲めに、豫算の膨脹と物價騰貴とは、軍部横暴の結果であるとデマリ、軍をして國民の怨府たらしめむべく、財閥の意を體して壇上に立つたのであつた。昭和十二年度豫算決定と同時に、財閥は國防に最も必要な金屬

材料、即ち銑鐵、銅、ニッケル等を始めとして、紙、砂糖等の生活資料に至る迄、獨占産業の力を以て故意に釣上げ、而も實は此の陰謀による物價騰貴が、軍部横暴の結果であるとして、大々的に宣傳を開始したのである。

紙類は大體二割釣上げたが、大新聞及び有力雑誌に對しては値上げをせず、ジャーナリズムに對する買収にも似たる統制を強化したのも彼等の陰謀の基礎工作である。

物價騰貴によつて、先づ國民生活に脅威を與へて置き、次にジャーナリズムを總動員として、國民の不滿を軍部に向つて挑發し、而して議政壇上に於て軍部攻撃を敢行し、一舉に維新勢力の一據點たる軍部勢力を粉砕し、財閥政黨の自己保存を計らむとしたのである。

陸相と濱田との一問一答は、決して議壇に於ける偶發的事件ではない。政黨財閥の深刻なる陰謀の一過程に過ぎないのだ。

二、解散問題

解散についても亦深刻な陰謀が包蔵せられてゐるのであるが、それは、所謂偽稱日本主義新政黨樹立計畫なるものの前提工作である。即ち中島久平、前田米蔵、山崎達之輔、永井柳太郎等を中心とする新政黨樹立計畫これである。

既成政黨の不入氣は既に決定的であるから、今日迄の政黨形態では、財閥としても頼りにならない。財閥としては、頼もしい政治勢力の出現を熱望して居るので、其の願望に應ずべく一國一黨的な、そして一方には資本主義を擁護し、他方には生活難から来る國民の不平を彈壓し得る強力な一大政黨を樹立する計畫であつて、明らかに財閥ファッショ政權確立の陰謀なのだ。そして此の

陰謀遂行のチャンスと、軍と議會との衝突の際にキャッチしやうとしたのが、あの解散騒ぎである。本來ならば、政黨出身の閣僚は全部反對すべきであるに拘らず、頼母木、前田の兩名は、馬場あたりと一緒に、盛んに解散風を吹かしたものだ。

之即ち既成政黨を解體して、一大政黨を樹立し、金權政治勢力を擁護する陰謀に他ならぬ事實を證明して居るのである。

陸海軍の上層部では此の陰謀に一寸乗ぜられた形跡があるといふ。今後亦かかる計劃は間斷なく行はれると見なければならぬ。

要路にあるもの須らく深甚なる戒心が必要である。

三、宇垣の出現

財閥政黨と一聯の腐れ縁につながる重臣關係は、もとより前項の意味に於けるが如きすべての新政黨には大賛成である。彼等は軍部の強硬なる態度に愕然とし、急迫せる事態を彼等にとりて有利に導くために、かねてより最後の切れとして用意し置きたる宇垣を引っぱり出して來た。支配勢力のために四ヶ師團を削減した彼、屈辱的ロンドン條約の締結にあたり財閥に組した彼、○事件を自己の野望のため操縦したる彼、支配閣に奉仕して自己の榮達をこそはかれ、毫も國家を念はざる不臣にして醜惡なる宇垣一咸、その内閣が出現すれば當然財閥政黨者流と氣脈を通じて議會を解散し、直ちに既成政黨中の一部と官僚及び民間から人氣役者を糾合しての一大金權ファッショ政黨を樹立し憎むべき民主

別道の強力政治を遂行するであらうことは火を見るよりも明かであるが、夫では決して國家の難局を打開することは出来ない。のみならず、軍部の威信は地に墮ち、國民生活は窮迫し、日本は弱腰を見すかされて、國際關係は愈々惡化し、支那の排日侮日は徹底的となり、滿洲經營は一大破綻を見ることとなる。若し夫れ、宇垣奸惡内閣にして成立することありとせば、嗚呼、日本は危き哉！

四、國民に真相を傳へよ

目下のところ、財閥政黨のジャーナリズム統制が成功して、『軍部横暴』の聲がかまびすしい。憂慮すべき風潮は刻々に擴大す

(九) 純正維新共同青年隊準備會

(1) 宇垣大將反對運動

本隊準備會は紀元節當日を期し結成大會を舉行すべく一月下旬より屢々準備中なりしが、政變に當面するや、一月二十七日緊急常任委員會を開催し、大會準備を兼ねて、宇垣大將の組閣工作に關し宇垣大將へは大命拜辭進言書(別記一)陸軍大臣へは鞭撻の進言書を(別記二)石塚樞密顧問官、松井石根大將へは不用の斡旋を差控へられ度き旨の進言書(別記三)を決定し、即日代表者をして組閣本部及陸軍省等を訪問せしむるの外同日付を以て別記四の如き「尊攘維新派の同志に檄す」と題する檄文を發表したり(尙此四文書を印刷に附し發表せんとしたるも禁止處分となる)

別記一

進言書

拜啓前略

病膏肓に入れる自由主義者元老重臣がこの重大時に於てなほ恬然と現狀維持維新阻止に汲々として後繼内閣の首班に關

國家(農本)主義運動の状況

下を奏應せるはこれ聖明を蔽ひ奉り輔弼の大任を誤りしものなり閣下にして若し一點の皇民魂に發する良心ありしならば機力その任に堪へず罪業その職を汚すに忍びざるを自覺し大命を拜辭し門を閉して謹慎したるべし、然るに俗流新聞の書き立てたる如く

我等この秋にして起たずんば、『愛國者』の名は一片の虛妄と化するぞ。全國の同志よ奮起せよ。急務中の急務を左に示さん。曰く、時局の正しき認識を普く一般國民に徹底せしめ、軍部をしてその正しき主張を、いさゝかの不安なく貫徹し得る底の狀態を作れ。曰く、臨機應變の姿勢に於て、全國の同志待機せよ！

昭和十二年一月二十九日

純正日本主義全國協議會東京連絡員

責任者 小石川區水道端二ノ六四 金子 智一

國家(農本)主義運動の狀況

「待てば海路の日和」

政權到來の喜悅に我を忘れて大命を輕率不用意に拜受して直ちに組閣に著手し軍部より強硬なる反省を求められて猶ほらず軍部軟化組閣強行の策動陰謀に没頭狂奔せるは不謹慎無反省の狂とならざるべからず

閣下は嘗て無謀なる陸軍々備縮少を行ひて國防を危殆に瀕せしめたる責任者にあらずや

閣下は嘗て濱口民政黨内閣に列し統帥權を干犯して亡國ロンドン條約を締結せる共犯者にあらずや

閣下は既成政黨軍臣財閥等を結託迎合して政權獲得に虎視眈眈たりし俗稱「政界の惡星」慢性總理大臣病患者にあらずや

閣下は陸軍大臣としてその公職を濫用し軍内に宇垣系なる日家勢力を形成し皇軍を私兵化し派閥抗争を激化する禍根を作りし皇軍擾亂者たる罪業を忘れたるか

閣下は所謂三月事件の首謀者たり而して當時の事件責任者の多くが今日「軍部」の犠牲となり閣下一人悄然として身を保ちる事實を思はざるか

閣下は典型的職業軍人たると共に礼付き野心政治家として昭和皇道維新聖業を翼賛し奉るべき宰相として一點の資格も能力もなき過時代の遺物たることを自覺せざるか

閣下は夜郎自大これ等の點をすべて忘却し全く自覺する處なしと雖も被害者たる國民特に陸軍上部は閣下のこれ等の累積せる罪過事實上閣下の本質本性を忘却し得べくもあらざ從つて閣下に國體明徴統帥權確立眞正肅軍政一新政黨解散軍備充實等々の眞國策大經綸を期待し能はざるは當然なり

六四

これ軍部が閣下の組閣に反對意向を表明する所以なり閣下これを以て單なる在來の派閥的反宇垣感情と見る勿れこれ感情や政策や勢力の對立に非ず時局認識の相違に非ず「肅軍工作」の障害たるに止まらずして根本的絶對的なる原理的思想對立に他ならざるなり

我等は閣下が自己の皇道背反思想國體没却行爲を反省せず軍部の意圖を無視して自由主義民政黨府の最後の現狀維持内閣の組織を強行せんとする態度を以て斷じて赦すべからざる不忠不臣無恥非道の行爲なりと認め今は只閣下が天命を拜辭して強憤されんことを嚴肅に進言し且つ閣下にしてなほ自ら悟らず天命に背口して私心を逞進せんとするならば吾人は神意を體し神命を奉じ全皇民と共に閣下の不逞不臣なる野望を粉砕せざれば止まざる決意あることを警告するもの也

昭和十二年一月二十七日

純正維新共同青年隊準備會

陸軍大將 宇垣 一成閣下

別記(二)

遺書

拜啓前略

今回の政變は國體明徴と國體違反維新聖業と維新阻止現狀打開と現狀維持との相容れざる根本的思想的對立に依り生じたるものにして單なる軍部と政黨との感情的對立や政黨の衝突より生じたるものに非ず從つて近時政情の重大化は微力其の任に堪へずとして挂冠せる廣山内閣の後を繼ぐべき新内閣は單に眼前に浮動する現象に提はれ妥協苟且を事とすることなく之の政局

の本質と重大性を徹見し絶對原理皇道に即して皇國日本無窮の防護完成と民俗至上使命遂行成就を庶幾して何よりも先づ國體を明徴にし庶政一新の根氣を建つる思想の純粹性と實踐的斷行力を具備せし天皇維新内閣たらざるへからず然るに今時政變に際して奏薦せられたる後繼内閣組織者は現狀維持派の重鎮として吾人共に許す宇垣一成大將にして之を吾等は重臣の維新阻止現狀維持の意圖を見るべく其の行動に反し時局を無視する輔弼任務の濫用は天人共に許し難き處なりとす之の意味に於て吾人は陸軍が既成政黨を排撃し強力内閣を翹望すると共に宇垣内閣の出現に對し絶對反對意思を表明したる態度に對し滿腔の支持を措しまさるものなり

然るに俗流世論の如きは暫く間はす苟も身陸軍大將として皇軍と不離一體たるべき松井石根大將は軍部軟化の工作に没頭し樞密院顧問官石塚英蔵は其の眞正なるべき重職を遺忘して宇垣一成其の者の爲に犬馬の勞をとり不謹慎にも現閣下に對し已に宇垣大將に大命降下せられ陸軍側か反對意見を表明するは大權干犯的行爲に非らざるや云々と詰問せりと云ふ嗚呼皇道の大義國體の名文地を拂つて空しき事斯の如し以て閣下の使命の如何に重且大なるかを思ふべきなり皇軍の第一使命は皇國國體の防護開闢にあり

天津日嗣天皇の奉護は皇道國體の宣布恢弘にあり斷して齋藤隆夫の唱ふる如き國防費備軍を以て足れりとすへき理なし之の第一主義至上絶對使命に即し國體明徴庶政一新統帥權確立眞正肅軍國防充實を遂行する眞個天皇の政務を翹望し之れに背反せる如き一切の内閣成立を皇國體の原理に於て皇軍の名に於て絶

國家(農本)主義運動の狀況

六五

對拒否すべきは元より皇軍本質の任務たるべきのみ宇垣大將か軍備縮小統帥權干犯皇軍擾亂派閥形成皇軍私兵化の元兇たりし事は忌むべからず

閣下等か宇垣内閣成立に反對し現軍部將官一人の進んで内閣を背するものなき理由は單なる時局認識の相違に非ず實なる肅軍工作の障害なるか故に止まらざるへし即ち吾人は彼れか皇國防護國體明徴忠誠絶對の根本的皇民觀念を缺如せる人物にして之の故にこそ醇乎として純なる皇軍と絶對相容れざる存在なりと云ふ深刻なる思想的根據によるものなりと了解し今回陸軍のとりし態度に對して全幅の賛意を表明する事を惜まざるものなり

然しなから閣下は石塚顧問官の應答は餘りにも消極的辯解的態度にして皇軍及閣下其の人の爲めにも悲痛に絶へす抑も彼れ石塚は何者ぞ苟も身天皇の最高諮詢府の重任を奉ずるもの輕々しく宇垣組閣の爲めに奔走し尙大權に借りて臣下輔弼の責を至尊に轉嫁し衰龍の御袖に隠れて皇軍を抑壓し非違を強行せんとす閣下たるもの大喝して其の不臣を詰しるべきなり閣下等か反對する對象は大權大命に非ずして斯る明白なる不適任者を奏薦せる元老重臣と其の無爲其無能更に其の累積は至重罪科に顧みて大命を拜辭する宇垣大將の輔弼責任感皇道臣節觀念間ふものと見るへし之れ皇軍本來の任務に顧みたる閣下の絶對的任務至上善行爲なり然るに若し石塚流の論法を以てせば已に勅令を以て將軍の職を得たりし逆賊足利尊氏及德川幕府の打倒と從つて天皇政治の復活は永久に不可能なり

勤王倒幕は即大權干犯なりとも云ふ奇怪千萬なる論理を認めざるを得ざるに至るへし

國家(農本)主義運動の狀況

宇垣大將が今日天皇機關説自由主義の上に北條足利的金權法
治民政務府の井伊直弼たらんとするもの軍部は須く皇軍の第一
至上絶対任務に覺醒し無限絶対の議會の下に此の亡國の宇垣新
内閣の組織に反對し而して更に烈々たる皇道隨順國體奉護維新
翼賛の至誠に燃ゆる人物を以てする眞個舉國一致強力内閣をし
て皇道を世界に宣布するの推進力たらんとする軍部は思想的に
最も純粹無難なる絶対境地に立つべく實行的に最も勇斷徹底荷
くも妥協と因質を爲さざるべく之の思想的立場と實行的決意を
鮮明するに於て始めて全國民之れを支持し軍民一致皇國維新に
翼賛するを得へし敢て進言して閣下の明斷に待つ

昭和十二年一月二十七日

敬具

陸軍大臣 寺内 壽一閣下

別記(三)

警告書

拜啓前略

政黨と軍部の對立より生じたる今次政變は在來の政變と根本
的にその性質を異にせるものにして國體明徴皇道維新を翼賛せ
んとする思想と之を飽くまで阻止して天皇機關説を奉ずる自由
主義民主主義現狀を維持せんとする思想との絶対相容れざるの
對立より生じたるものなり

これ所謂昭和維新の最後の過程に入れる現象にして單純なる
政黨と軍部の妥協を以て解決し得る處にあらず時難を匡救せん
と欲すれば須らくその基く處の思想的原因を明かにし國體原理

のにあらざるなり

軍部は國體明徴統帥權確立肅軍完成國防充實を要求し之を遂
行實現すべき内閣を翹望し之をなし得ざる如き弱體無能内閣は
皇國日本を害するものとして否定するものなり而して宇垣大將
は二回に互る無謀なる軍備縮小を行ふて時の世俗に媚ひ國防を
危殆に陥れたる責任者なり

濱口民政黨内閣に列し統帥權を干犯し亡國のロンドン條約を
締結せる共犯者なり

陸軍大臣の地位を濫用して陸軍部内に自家勢力所謂宇垣閣を
形成して派閥抗争の種子を蒔き皇軍擾亂者なり

既成政黨と結託して常に政權を視へる萬年大臣病患者なり

而して三月事件の責任者なり「國體明徴」とは何のことかわか
らぬと放言せる國體觀念疎離者なり

此の人物に國體明徴統帥權確立肅軍國防充實を期待すへから
ざるは明々白々三歳の童子と雖も辨識に苦しまざるなり

軍部の宇垣内閣出現に反對するは當然にあらずや

若し貴下の云はるゝ如く宇垣内閣出現反對を以て大權干犯な
りとせば昔勅許を経て征夷大將軍となれる足利徳川幕府に反對
するは不忠となり勅許討幕は一致せずして却て佐幕即勅許の顛
倒を生ずるは論理の必然なり然らば楠公の忠節も幕末諸烈士
の忠節もすべて大權干犯となり大義廢れ名分墜つるにあらずや

抑々貴下等自由主義者は意識的乃至無意識的に天皇機關説を
奉し天皇親政直接政治を否認して民政主義責任政治を唱へ且つ
實行し來りたる者なり

然るに今後後繼内閣問題に際して大權大命を云々するや臣下

國家(農本)主義運動の狀況

六六

に則り皇國無窮の發展完成を期する對策を講ぜざる可らず
然るに元老重臣思を此處に致さず後繼内閣の首班として全然
其の資格なき宇垣一成大將を奏薦せるはその輔弼の重任を全ふ
せざるものと斷せざるを得ず軍部か宇垣内閣出現に反對意向を
表明せるは國體防護を第一義使命とする皇軍使命に忠實なるも
のにして皇國々民の支持する處なり

然るに貴下は去る二十五日午前十時半寺内陸相をその官邸に
訪問して「宇垣大將が大命を拜したるに對し陸軍側か反對意見
を表明せるは大權阻止干犯の行動と見らるゝ惧あり不穩當にあ
らずや」と詰れる事實ありその他貴下か各方面を歴訪し宇垣内
閣成立の爲に奔走せるは新聞紙上に表れたるのみにて人もをし
て深刻なる疑惑を抱かしむるものなり

貴下は樞密顧問官の重職にあり 天皇の最高諮問に奉答する
の大任を有す縱令個人の資格なる選辭を用ふるといへし
も樞密顧問官の重責を辨へす其の他位を濫用して策士の如く奔
走し宇垣内閣の産婆役をつとむること夫自體既に不忠不臣の沙
汰にして不謹慎も甚だしきものなり

況や猥りに大權大命に藉口して宇垣大將を庇護し軍部を牽制
抑壓せんとするに至りては斷じて許すへからざる不逞行爲とな
さざるを得ず

陸軍か其の首腦部を會して表明せる宇垣内閣出現反對意向は
皇軍の使命たる皇國防護の任務に立つ當然事にして宇垣大將の
如き時局擔當國難救済の資格能力全然なき反國體の淺皇道の
非皇軍的人物を後繼内閣首班として奏薦せる元老重臣の輔弼の
責を問ふものに他ならず斷じて大權を干犯し大命を阻止するも

輔弼扶翼の責任を至尊に轉嫁し奉り自己等の過失も免れんとす
る不敬不逞の行爲にして所謂衰龍の袖に隠れて惡をなす者と斷
せざるを得ずこれ吾人か皇道國體原理に即して絶対に默認する
能はざる所以なり

貴下の現在の思想行動は斷じて陛下の御諮詢に應じ奉る 天
皇の樞密顧問官たる思想的行動にあらず皇國體を解せず陛下の
御信任に背き自由主義支配權力の代辨として亡國の叛逆の行動
に没頭する「幕吏」的存在なりこれ皇祖皇宗の御神美の赦し給は
ざる處忠良なる皇國日本臣民の公憤する處なり

よつて吾人は貴下か直ちに宇垣内閣組織の妄動より手を引き
陸軍大臣に向ひて爲せる不逞の言を取消すと共に樞密顧問官の
重任を汚して御信任に背き奉れる罪を自覺し閣下に骸骨を乞ひ
奉られんことを嚴肅に警告するもの也

昭和十二年一月二十七日

純正維新共同青年隊準備會

石塚樞密顧問官閣下

別記(四)

維新派の同志に檄す

今や時局は未曾有の險惡なる情勢裡に推移して居る而して「買
はれた」俗流諸新聞論調に明かなる如く軍部は宇垣擁立現狀維持
自由主義諸勢力の四面楚歌の間にあり積極的に軍部を支持すべき
革新運動諸團體すらも多くは「靜觀」の態度を保持して暗に宇垣内閣
の出現を肯定するかの如く見へる斯かる情勢下にあつて我が純正
維新共同青年隊結成準備會が斷呼として軍部を支持し宇垣内閣出
現絕對反對の態度を鮮明にしたる所以は何ぞや

六七

今次の軍部對政黨及軍部對宇垣の衝突は單なる派閥的感情的乃至政策的局部的原因によるに非ず(派閥的感情に基く如く云ふ者は理論的には反宇垣が二、三事件とこれに續く所謂肅軍工作によりて消滅したるべきこと現實的には中央及地方を通じての全軍隊が今次陸軍の結束を支持せる事實を知らざる者のみ。それは國體明徴か國體違反か皇道維新か現狀維持かの絕對相容れざる根本的本質的なる思想の最後の對立矛盾抗争に他ならず従つて此の時局に於てすべての日本人我等は二者その一を擇ばざるべからず日本人として國體問題に關し中立の立場とか靜觀の態度とか第三の原理とかは現實具體にあり得ざるが故である

勿論吾人は現在の軍部特に其の首腦部に對して思想的に政策的に許すべからざる多くの不滿を持つ。乍然今や軍部内眞正革新派の指導により、軍部が現狀打破、維新の推進力として現狀維持自主主義支配勢力と尖鋭に對立し果敢に戦ひつゝある時吾人は大義名分に即し進んで此の軍部を支持擁護激勵すると共に思想的に明瞭なる方向を與へ皇道維新斷行翼賛の一路に指導しなければならぬのである

宇垣大將は現自由主義金權法治民政幕府の井伊直弼として登場せる者いやくも「天皇の維新内閣」を嚮望する者は一身を忘れて軍部と共に之を排撃せねばならない純理論を囑し或は因循論を弄

(2) 林大將に對する態度 次で林大將に對して大命降下するや同月三十日常任委員會を開催して、青年隊として要望を

項目的に列擧せる左の如き要請書を作成し即日組閣本部及陸軍省に提出する所ありたり。

別記

要請書

閣下今次大命を拜受組閣の上大政を輔弼扶翼せられんとするに當り特に現場維持皇軍素戔の元兇として宇垣一成氏を斷乎排撃せる皇軍一致の革新的意向を體認し皇民活目の信條に徹し一死を期し決然左記事項の實現に邁進し以て維新成就の根基を確立されん事を要請してやまざる次第なり

- 一、政黨財閥出身者を絕對入閣せしめざることを
- 二、偽裝革新派たる官僚アサシスト反動在郷將官等一切の事大主義者の入閣を拒絶すること
- 三、關係及政府首班者は總て國體原理を體得せる純忠誠識の人材を以て充つること
- 四、施政根本方針として

(三) 大日本青年黨の状況 本黨統領橋本大佐は去る一月二十一日突如北支視察の爲めと稱して渡滿の途に就きたるが、出發後議會停會となり政局は頓に急轉を見たる爲め幹部、木崎、陶山、西本、河野等は時局に對し黨の態度を闡明ならしむるの

要ありとして、一月二十三日緊急幹部會を開催し協議の結果「舊態依然たる政黨政派は危局に處するの資格無きを以て妥協を機して解散すべきなり」と爲し別記(一)聲明書を發表する處ありたるが當日内閣の總辭職となり宇垣大將に大命降下するや同月二十五日「宇垣内閣は勿論、如何なる内閣の出現を見るも革新斷行の資格無しと認むる場合は斷乎反對する」趣旨の別記(二)聲明書を發表し、次で陸相の入閣拒否問題を繞り組閣行儀の情勢ありたるに對し同月二十七日「軍は革新の中樞的推進力

國家(農本)主義運動の状況

して軍部支持を躊躇する者は結局に於て宇垣大將を庇護して昭和維新翼賛臣道に背きつゝある者に他ならぬ

或は「大命に背きつゝある者には他ならぬ」或は「或は偽裝を云々して組閣強行を圖るが如きは輔弼の責任を至尊に轉嫁し率り衰微の袖に隠れて惡を爲さんとする不逞兇逆神人共に許さざる不忠行爲である寺内陸相は皇軍攪亂者を總理大臣たらしめるが如き場合陸相としての輔弼の責を如何にするか全日本臣民は萬一斯の反國體非皇道の人物をして「天皇の宰相」たらしめ天皇政治を阻止せしめるに至らば、その扶翼の任務を果さざる不臣の罪は萬死を以てしても償ふべからざることを思ふべきである

吾人は此の見地よりして維新聖業翼賛のためには「軍部支持せざるべからず、宇垣排撃せざるべからず」の決意を衆昨一月二十七日寺内陸軍大臣、宇垣一成大將及び宇垣擁立の策謀者石塚樞密顧問官に夫々進言警告する處があつたこゝにその進言警告の内容を滿天下に發表して宇垣大將及びこれと同一思想に立つすべての現狀維持内閣の出現に反對し眞乎、維新内閣確立のために軍部と共に戦はむことを促してやまぬものである

昭和十二年一月二十九日

純正維新共同青年隊結成準備會

責任者 東京市四谷區大番町九三 木 亮 孝

- 一、國體明徴の徹底皇民生活の安定
- 二、眞正國防の確立等に依る皇道政治經濟文化の確立に依つて眼目とする

- 右の大眼目實現の爲め先づ第一に著手斷行すべき事項
- 一、政友會民政黨、社大、勞農無黨議會の即時解散
- 二、朝日、日々、讀賣、亡國自由主義大新聞の發行停止
- 三、維新運動犠牲者の即時釋放
- 四、一切の天皇機關説信率者を嚴刑に處すこと
- 五、土地資本生産機關等奉還實現の前提として銀行保險信託等金融機關及重要産業土地等の國家管理を斷行すること

右要請書 昭和十二年一月三十日

純正維新共同青年隊結成準備會

林 銑十郎閣下

となり之が貫徹を期せられ度き」旨の軍部の強硬態度を要望せる別記(三)の如き進言書を作成の上陶山、外二名は陸軍省を訪問し之を提出する處ありたり、然るに政局の推移は遂に宇垣大將の命拜辭を見たる爲め「軍は宇垣内閣阻止の理由を闡明し其の抱持する經綸を披瀝して國民の疑惑を一掃すべし」と爲し別記(四)の如き進言書を發表する等のことありたり。

斯くて本黨は今次の政變に關しては一貫して革新内閣の出現を要望する處ありたるが、宇垣大將の組閣に對する賛否に就ては一般右翼團體に見るが如き闡明なる態度は之を避けたるやに認めらるゝものあり。

尙在關西黨員を以て組織する十七日會に在りては宇垣内閣排撃を標榜し若松清一の經營に係る洛北青年新聞を利用し又檄文を發行する處ありたるが、

一月二十四日附洛北青年新聞第十六號。

一月二十五日附檄「財閥政黨特權階級の傀儡宇垣内閣出現を死を以て反撃せよ」と題するもの。

一月二十七日附洛北青年新聞第十七號。

は夫々發禁處分に附せらるゝ等のことありたり。

別記(一)

議會即時解散案協工作排撃に關する聲明書

この度政局紛亂を誘發せる濱田國松代議士の質問演説及び寺内陸相に對する言論は、現狀打破を希求する革新勢力の勃興に全く恐怖狼狽し、頭腦惑亂その度を失したる非國民的感情論に外ならず。而してこれに拍手喝采せる大部分の政黨政派は舊態依然たる低劣醜惡なる現狀維持的存在にして、この重大なる内外轉換の危

局に直面せる我國協賛の府を構成するの資格を全く缺如せるものであることを暴露立證せり。

わが國民は斯の如き不眞摯にしてしかも現狀維持に手段を選ばざる議會の存續を欲せず即時議會解散を斷行し眞に憲法協賛の任を竭し得べき忠義眞摯なる革新議會の出現を熱求す。

故に我が黨は、一時を彌縫糊塗する陋劣なる妥協工作を絕對に排撃し、一路醜惡議會解散の奏請に邁進せんことを要望す。

別記(二)

聲明

今や皇國は未曾有の危局に直面す。

この時にあたり、時局收拾の大任を果すべき革新の道は、唯だ、聖旨奉戴の飛躍的維新内閣樹立によらざれば不可能なりと信ず。依て我等は、宇垣内閣は勿論、如何なる内閣の出現を見るも、此の革新斷行の資格なきものに對しては、飽く迄も嚴たる立憲精神に基き斷乎之を排撃する。

別記(三)

進言書

今や時局は益々重大性を加へたり。よろしく俗論を排し、全國民の忠誠を結集、天業恢弘に舉國邁進すべき秋なり。苟しくも當面の政局を糊塗せんとして皇國の前途を膠る如きは斷じて許さず。矢を放つて革新の的を逸せんかその責こそ死を以ても償ひ難し。

聖旨昭々たり、順逆の大義は明白なり。皇道政治發現への緒動は今日を措いて他なし。

我等は陸軍當局が飽く迄も革新の中樞的推進力たる歴史的大使命の下に、不退轉の決意を以て臣節を竭さんとする熱誠に滿腔の賛意を表し、愈々素志の貫徹に邁進されんことを要望す。

別記(四)

進言書

督軍的既成政治家は遂に倒れたり。

我が軍部が國家改造の大義に立ち國情打開の指導勢力たるは、昭和初年以來國民之を待望す。

國家(農本)主義運動の狀況

今次の政變を機としてその現實的威力の躍進を示しつつある

は、皇國前途の爲め欣喜に堪へざる所なり。軍の行動既に現實の政治過程に入り、當面の政局を活殺支配するに至る。これ即ち軍の抱懷せる國策大綱の明示されざる可からざる時なるを意味す。

國民之を聽きて方途を定めんとするに至る要望たり。

組閣の大命を奉ぜざる者軍の協力を得ざるが爲め組閣の力を喪へり。今や政局の一大昏迷は陛下の宸襟を悩まし奉り萬民去就に迷はんとす。軍の精神嚴として動かざるは明かなりと雖も、その眼前政局に對する具體的所見の奈邊にあるかは、國民が熱望して未だ聽く能はざる所、爲に疑惑漸く國民の心を掩はんとす。新聞紙の殆んど全部が軍の意を問ふの叫を擧げつつあるが如き、以て民意動向の一バロメーターとなすに足らん。

斯の如きは國民の軍に對する期待と信頼を損ふものにして、恐るべき軍民離間の端こゝに認めらる。

宇垣氏今次の大命拜辭に至れる事情は、軍の威力の一大躍進にして事態頗る喜ぶべし。然れ共斯の如き威力を發揮するの眞意を明かにするの要、軍の力の強化に比例して愈々切實なり。

以上の理に鑑みるに、軍が今日に於て速かに爲すべきは、軍の抱懷する經綸を國民の前に提示するに在り。依て以て軍が之を排撃したるの理義明白なるを得ん。軍の現實的國策内容は我等も未だ之を知らずと雖も、軍の政治的進出の本質に鑑み左の如き要綱を包含せざる可からずと信ず。

一、國體明徹に基く全國家機構の改革。

二、國防の絕對的充實と國民生活の安定とを兩立一致即合せしむる新財政機構の建設。

國家(農本)主義運動の状況

三、外交を國防方策に歸屬せしむる非常時的外交一元化の打成。
其の他尚存すべきも、斯の如きは何れも我が國明日の國歩を展開せんが爲めの必至の條件にして、革新的軍民の指導及び協力に依りてのみ之を行ひ得るもの。既成政黨及び舊軍の既成政治家はその妨礙勢力たる所に之を排撃し、之を打倒するの名分存するなり。
今軍部之等の方策を示すことに依つて、既存の諸勢力何れも歴史的非常時の政を行ふ能はざるものなることを同時に暴露せらるべきなり。斯くして甫めて當面政局の一大磨擦が軍論と之に追隨

(二) 農國自治會

佐藤慶次郎の主宰する農國自治會にありては再會明け議會に於ける政府對政黨の對立以後に於ける、陸軍當局の態度を極力禮讃支持し一月二十四日各支部及地方同志に宛別記(一)の如き激勵文を發送する所ありたるが、其後宇垣大將に對する反對運動旺盛となるや一月二十六日別記(二)の如く西園寺公の責任を問へる矯激なる謄寫版印刷物を發行し各方面に發送する所ありたり。

尙本會の姉妹關係にある天井村塾は殆んど解散の状態にありたるが、一月十二日塾頭に熊本縣より皇道義盟井上寅雄を聘し頽勢の挽回に努むることとなりたり。

別記(一)

陸軍内の維新同志は今次議會を契機として自由主義現狀維持勢力の代表たる既成政黨との正面衝突を以て皇道農本維新遂行の絶好機となし決然起つてあらゆる妥協工作を排し既成諸勢力の合作による擬裝舉國內閣を粉碎し政黨と決戦の覺悟を定め一路現狀打破に邁進の態勢を整へつゝある。

七二
し能はざる現狀維持意識との對立に存するの理明白なるを得。軍の絶大なる威力發揮が堂々たる經國の行動たるを證するに足らん。
之を行はば軍に對する國民の信頼強化確立し、之を行はざれば軍民離間の勢激せん。
時情の洵に重大なるを見て、軍當局者の即急の明斷を希ふこと切なり。
敢て進言す

懷ふに滿洲事變以來内外維新主義に向つて邁進し來れる軍部は中途幾多の曲折ありしにせよ維新主動力として將又農兵一體の本義に鑑み全面的に支持し來れる我等は昨年二・二六事件後動もすれば既成諸勢力に籠絡せられ之と合體して維新陣營を彈壓するやに見受られあたかも翼に懲りて喙を吹く如き軍の態度に關しては衷心遺憾とせる處なるが今回既成諸勢力の捲土重來の逆襲に

す)

- 4 皇國維新の時運に盲目にして順逆不明の徒輩を來閣に奏請し來れる元老重臣の隱退。
 - 5 維新諸勢力の急進結成。
 - 6 内外農本維新強力内閣の請願。
- 昭和十二年一月廿四日

皇國自治會

東北 關東
北陸 關西
中國 九州
外 各地
同志 一同

別記(二)

(本文は即日發給分となり、更に附屬法違反として罰則處にて取調中)

廿五日の大命降下に際して本部のとれる行動
廿五日大命宇垣氏に降下せるを知るや事態頗る重大なるに鑑み同日午前より午後互つて本部に緊急中央委員會を開催本會の態度を宇垣排撃並に元老の陰謀的行爲覆滅に決定し左の宣言文を起草して本朝陸海軍大臣參謀本部軍令部兩次長に齎らし極力鞭撻激勵に努むると共に麻布廣尾町なる組閣本部に至つて同宣言文を手交し宇垣氏に自決を迫り他方元老にも之を送達して彼の態度を糾弾應酬するの舉に出でたり。

軍部と政黨との對立決戦は皇道革新陣營と自由主義現狀維持勢力との對立決戦を意味し此の兩者は順逆相容る可らずして早晚興敗を決すべき時期に達すべきは自明の理にして今次の政變は此

七三

參照電文草案(省略)

昭和十二年一月廿四日

決議

- 一、我等は皇道農本維新達成の爲め今回陸軍の取つた第一段的行動を絶對的に支持す。
 - 一、我等は皇道維新達成の爲め功利自由主義陣營の總排撃を期す之が爲め左の要綱の急進實現を要す。
 - 1 國運發展に逆行する功利自由主義諸政黨の解散斷行。
 - 2 既成諸勢力の合作に依る擬裝舉國內閣出現の防遏。
 - 3 自由主義軍閥の排撃。
- (海相の今回政變に際して取れる行動は公武合體の俗論的行爲にして正に自由主義軍閥の本體を露呈するものなり我等は海軍内部に蟠居する自由主義軍閥の一掃を期せざるべから
- 國家(農本)主義運動の状況

國家(農本)主義運動の狀況

七四

の意味に於て維新途上劃期的事變である吾等は皇國維新國體明徴の成否此の一舉にあるを信念し總躍起して以て既成大逆勢力の中央突破を敢行せざる可らず嘗ては陛下の軍隊を政黨に賣り自家名利の具に使用したる疑ある自由主義軍閥の巨頭宇垣を奏請したる元老西園寺の行動は皇國維新の趨勢を無視し既成勢力を代表して維新大義勢力に挑戦し大權を擁して皇道維新の達成を阻止せんとする陰謀なりと認む吾等は維新の途上必然幾難關に遭遇するを覺悟し上陛下の御前を斷じて清祇せん爲大道直行堂々の進軍を

開始せんことを誓ふ此の條一度屈せば又延ぶべからず維新の成敗此の一舉にあり軍部諸公願はくば國體明徴の大義に則り宇垣自由主義軍閥を徹底排撃し奸賊西園寺元老の陰謀を斷乎覆滅せられんことを天神地祇は唯至誠一貫の上にあり。
右宣言す。
昭和十二年一月二十六日
興國自治會同志一同

(三) 其他の右翼團體の運動概況

府縣名	團體又は運動者名	運動	内容	容
北海道	北海道愛國團體同盟	一月二十五日、元護國聯盟の林貞四郎が主唱し、小樽市千代山ビル内集會所に於て維新内閣要望演説會を開催し、宇垣大將組閣反對の氣勢を擧ぐる處ありたるが、同月二十七日之が開催經過報告書を作成、全國友誼團體に配送せり。		
東京	鶴鳴莊	一月二十四日、廣田内閣總辭職に伴ふ後繼内閣は左記を具現し得べき強力内閣たるべき要望書を作成、各方面に配送せり。 (1) 純正維新内閣たるべきこと。 (2) 國際關係の緊迫化に鑑み軍備の飛躍的擴充。 (3) 國體關係の緊迫化に鑑み軍備の飛躍的擴充。 (4) 自由主義經濟組織の打破。 (5) 反日本主義的兇惡結社の解散と言論抑壓。 一月二十六日、宇垣大將は會つて大權干犯、國內擾亂の不逞大逆の臣なるを以て軍當局は絕對關係を送らざる旨の進言書を陸、海相宛に提出せり。		
同	日本精神宣揚會	一月二十六日、最近に於ける外交其の他の失敗により國威を失墜せしむる事態の續出は既成勢力者の災なる旨の聲明書を愛國團體方面に發送したる外、同日宇垣大將に對外強硬政策遂行要望書を手交せり。		
同	對外問題解決青年同盟			

同	愛國革新聯盟	(一) 一月二十六日、時局協議會と連絡を取り、宇垣大將の組閣情報蒐集に努め、二十五日幹部會を召集協議し、一般會員に組閣難の事情を周知せしむる要ありとし、機關紙革新新聞の號外を二十五、六日及二十八日の三回に亘り發行し、東京市内に配布したり。 (二) 一月二十九日、本部に幹部會を開催し、維新斷行、革新内閣出現の要望書を決定し、愛國團體方面に配布すると共に革新新聞外に發表することを決議せり。		
同	更始一心會	一月二十七日、現下の時局は宇垣大將をして大命を拜辭せしむるが臣子の名分を明かにするものなりとし、西園寺公を初め其他元老、重臣、陸海軍首腦部に電報を以て之が要請を爲したるなり。		
同	風雲俱樂部	一月二十七日、主宰者千々波敬太郎は麻布區廣尾町の組閣本部を訪問、名刺に「宇垣、松本出馬の時期に非ず」と記載したるものを提出し、宇垣内閣成立反對を表明せり。		
同	直心道場	一月二十九日、熱同人たる純正日本主義全國協議會東京連絡員金子智一を以て「政局の真相を報告す」と題し、政黨財閥の陰謀を攻撃、延て宇垣好惡内閣出現を豫言せよの檄文、一萬五千部を作成、時局協議會其他全國友誼團體に配布せんとしたるが即日發禁處分に附せられたり。		
同	日本國民軍	一月二十九日、政變以來幹部部に對策協議中の處、斷然陸軍當局支持に態度を決定、本日之が進言書を作成、四宮六郎外七名は陸軍省並參謀本部を訪問手交せり。		
同	昭和義塾	一月三十一日、「林大將の組閣に對し感奮を述べ」と題する林内閣反對の檄文を作成し、配布せんとしたるも二月一日附發禁處分となれり。		
兵庫	神戸殊勳會	一月二十一日、會長大越兵藏名義を以て寺内陸相に感謝並に激勵電報を發したり。		
同	愛國社同盟	一月二十四日、軍部支持の態度を表明「昭和維新近づく。新内閣に政黨を許す勿れ。起てよ、愛國の青年」と題する傳單數萬枚を印刷して神戸、尼崎兩市内に撒布せり。		
同	國民明治會	一月二十八日、會長増本光誠は宇垣大將組閣問題で聖慮を備へ奉るは恐懼の至なりとし、時局收拾善處方要望書を元老、重臣、陸海軍首腦部方面に發送す。		
同	神戸愛國青年聯盟	一月二十八日、在神民政黨院外團が神戸市内海員會館に於て政黨支持、宇垣内閣成立與論を喚起すべく演説會を開催するや之に反對して妨害行為に出でたるを以て檢束者三名ありたり。		
福島	皇道維新會	(一) 一月二十六日、主宰者戸田精一は在京時局協議會と連絡し、陸軍次官宛統帥權干犯の宇垣内閣に陸相を送るなとの旨打電せり。 (二) 一月二十七日、會員桑原啓は陸海軍首腦部、時協、三六俱樂部、直心道場宛宇垣の組閣流産感謝の旨打電せり。 (三) 一月二十八日、若松市に於て純正全國協議會東北地方協議準備會發會式を擧げ、其の席上反宇垣内閣の聲明書を發表したり。		

國家(農本)主義運動の狀況

七五

岩手	盛岡皇道維新聯盟 準備會	一月二十八日、時局問題の執行委員會を組織し、同月三十日軍部支持、維新内閣要望の聲明書に之が決議文を作成、軍部、重臣其の他愛國團體方面に發送せり。 一月三十日、支部長北田徹夫は林大將宛組閣を急ぎ、維新斷行を期せられたき旨の激勵電報を發したり。
青森	東天塾	(一) 一月二十四日、塾長長堀菊松は京都中川裕の指令に基き陸、海兩相及時局協議會本部宛既成政黨粉砕、維新内閣を出現せしめよと打電せり。 (二) 一月三十日、次で純正日本主義八戸青年協議會名義にて維新内閣要望の聲明書三〇〇部を作成、全國愛國團體方面に發送せり。 (三) 一月三十一日、塾長長堀菊松は京都中川裕宛、「林内閣に對する態度決定すべし」の旨打電したる外、同日陸、海軍、軍部、參謀本部、時局協議會宛「眞崎總監更迭事件により皇軍の危機招來せば林の資大義に照し明かなるを以て軍部は結束して拜辭を勸告せよ」と打電せり。
山形	庄内自治會庄内支部聯合會 (興國自治會系)	一月二十六日、在京石塚樞密顧問官宛、「皇國維新の爲め皇軍支持、政黨其の他自由主義支配群の潰滅を期す」旨打電せり。 一月二十六日、山形縣下郷局より「宇垣内閣絕對反對、既成政黨潰滅、軍部を支持、昭和維新の斷行を期す」旨元老、陸、海軍首腦部、貴族院議長今井田組閣參謀長に打電せり。
同	山雨會	一月二十八日、寺内陸相宛皇道維新内閣要望の上申書を郵送せり。
秋田	皇道挺身隊	一月三十日、隊員七ヶ虎雄は林大將宛組閣の大命降下の祝電を發せり。
石川	政黨解消聯盟石川支部	一月二十五日、支部長大山俊雄は林大將に對し「庶政一新に御奮起を請ふ旨及在京愛國團體方面に維新斷行の機會躍起せよ」との旨打電せり。
廣島	廣島青年黑潮會	一月二十七日、會員高田勇は宇垣政權反對聯盟の旨陸、海兩相宛打電せり。
山口	大日本護國軍中國本部	(一) 一月二十六日、本部長青木作雄は湯淺内府宛「聖德を果することなき様」の打電を爲したり。 (二) 一月二十七日、軍團員小森國健は寺内陸相に宇垣内閣絕對反對、既定の方針により昭和維新確立の大業に邁進すべき旨の進言書を郵送せり。 (三) 一月二十八日、本部長青木作雄は寺内陸相に「皇國興廢の岐路にあり。所信を貫け」の激勵電報を發したり。
同	日本産業軍下關支部準備會	一月二十八日、主幹吉富保雄は宇垣内閣絕對反對の旨陸、海兩相宛打電せり。

同	鹿兒島	熊毛國防團	皇道義盟	協議會方面に激勵電報を發したり。
熊本	敬神義塾	一月二十五日、團員山幸三は商川先佐保市より、陸、海軍首腦部其他關係方面に對し、「時局打開の強力内閣樹立を望む」旨を打電せり。		
同	佐賀護國青年聯合會	一月二十四日、會長宇都宮三千雄名義を以て廣田首相、軍部、其の在京右翼團體方面に左の如く打電せり。 (1) 黨人を關係とする内閣は時局打開の能力なしと斷ぜらる。軍部の決意に對し佐賀護國青年の名を以て深厚の敬意を表し所信の實行に邁進せられんことを要望す。 (2) 御組閣に際しまして吾等九州佐賀青年は黨籍を有する大臣は非常時打開の障礙なりとの結論に達して居りますことを謹んで進言す。 (3) 御組閣に對し皇國現危局打開の爲には現狀維持、退嬰思想の勢力たる政黨人を入閣せしめざるを最も肝要なりと信ず。敢て進言す。 (4) 皇軍の總意に反して組閣せらるゝが忠か、拜辭せらるゝが忠か、汚名を千古に残さざる様速に善處し、國內の危機を脱せんことを願つて進言す。		
佐賀	佐賀縣維新運動聯盟	一月二十四日、(1)非常時局打開の爲徹底に既成政黨の現狀維持、退嬰思想勢力を一掃せんことを切望すとの電報を寺内、軍部、其の在京右翼團體方面に發したり。 (2) 其の他現下の危局に對し何等認識なき現狀維持勢力たる政黨人の入閣は絕對拒絶せられんこととの進言書を關係方面に發したり。		
同	皇道義盟	一月二十八日、久留米市幹部今村滋樹等は軍部の強硬決意を支持し、此の時局を國民に認識せしむるの要ありとし、國防時報の臨時特別號千部を發行、全國愛國團體方面に發送せり。 一月二十四日、(1)非常時局打開の爲徹底に既成政黨の現狀維持、退嬰思想勢力を一掃せんことを切望すとの電報を寺内、軍部、其の在京右翼團體方面に發したり。 (2) 其の他現下の危局に對し何等認識なき現狀維持勢力たる政黨人の入閣は絕對拒絶せられんこととの進言書を關係方面に發したり。		
福岡	岡	大日本護國軍總部	(一) 一月二十六日、小倉市木本榮方に關係軍團員十數名を召集、時局對策協議會を開催し、宇垣内閣出現反對を決議し、各軍團毎に言論文書等により之が運動を展開せしめ、且軍部其他要路方面に激勵電報を發する様指示する處ありたり。 (二) 一月二十九日、小倉市木本榮方に臨時緊急參謀會議を開催し、宇垣大將大命拜辭に際し發表したる聲明書は反國體的、反軍的内容たる事を皇治評論にて論ずる事を決議し、更に同日寺内陸相宛維新内閣成立に邁進せられたき旨打電せり。	

三、時局協議會の動靜

舊臘二十一日右翼團體の連絡統合を目的として結成したる時局協議會にありては、爾來只實、内部組織の統制強化に努む

國家(農本)主義運動の状況

と共により皇道政治確立、憲政擁護の第一着手運動なりとして先づ既成政黨の清算を目指し運動を続けつゝあるが、殊に今次政變に際しては別項(政變に關する運動狀況参照)の如く相當果敢なる運動を續けたる所なり。之より先巷間第七十議會の解散を見越し既成政黨員等による新黨樹立計畫の風評傳はるや本會は逸早く之が排撃運動を起すと共に引續き反國體的政治黨即時解散の勸告を爲す等の事ありたり。

(一) 新黨樹立排撃運動 一月二十日讀賣新聞紙上に前田米藏、中島知久平、兒玉秀雄等が中心となり新黨樹立計畫を進めつゝあるやの記事登載さるゝや、本會は翌二十一日同事務所に江藤源九郎、小林順一郎等十二名參集し本件を中心議題として世話人會を開催し、種々協議したる結果「既成政黨領袖の一部が日本主義的強力政治の美名を僭稱し新黨樹立を計畫するが如きは正義を蔑如し國民を愚弄するの甚だしきものなり」と爲し、同二十一日小林順一郎談話の形式にて之が陰謀排撃の機を都下各新聞紙を通じ發表したるが、更に翌二十二日世話人會名を以て後記の如き「既成政黨員の新黨樹立運動に對する時局協議會の態度」と題する文書を作成會員其他關係各方面に向け發送せり。

(二) 既成政黨清算運動 本會は其結成當日、當面の運動目標として既成諸政黨清算運動を掲げ、爾來之が運動の具體化に努めつゝありたるが、一月二十六日政變の禍中に於て小林省三郎外二十名は本部に參集し、協議の結果更に右運動の徹底を期する爲反國體的政治黨即時解散要求を決議すると共に右政黨所屬代議士及全國の黨支部幹事に對し之が解散離黨勸告を爲すことに決定し、直ちに左記勸告文を作成各方面に郵送せり。

後記(一)

既成政黨員の新黨樹立運動に對する時局協議會の態度
一月二十日讀賣紙上に、既成政黨領袖の一部が軍民一致、日本

主義的強力政治の美名を僭稱して、新政黨組織の計畫あることが報道された。吾々は斯かる策謀を昨秋以來、盛んに展開されつゝあることを、既に了知して居る。

苟も政黨員にして、既成政黨の非を自覺したならば、先づ脱黨して悔悛の誠意を披瀝すべきものであると信ずる。然るに之を成さず、今日の如き情況となりて、自己保存の爲めに、更に進んで斯かる策謀に熱中するが如きは、大義を蔑如し、國民を愚弄するの甚だしきものにして、時局協議會は、第一回會員總會に於ける聲明の本旨に従ひ、斷乎として斯くの如く日本主義を偽裝する此種の功利的政治團體の結成陰謀を粉碎し、飽迄も純正なる日本主義精神に立脚したる皇道維新達成の目的に向つて邁進せんとするものである。

昭和十二年一月二十一日

後記(二)

勸告書

時局協議會は、現下の國難打開の爲に、先決問題として、立憲の指導精神及び其組織形態に於て全く國體の本義に背き、且つ久しきに亙る批政黨の根源として屢々國內非常事變の目標となれる既成諸政黨(無産黨を含む、以下同じ)を速に清算し、純正なる大義の上に、眞の學國一致を實現せしむべく、全會員悲壯の決意を以て聲明致候事は豫て御承知の事と奉存候。

併しながら此事は、政黨員其人に對して多少にも憎惡の感を抱藏するものには決して無之儀御誤解なき様願上候。罪を憎むも斷じて人を憎まずの精神に反することは、一大家族國家たる皇國の國體を自覺する日本主義者間には、在り得べからざるものなることは言ふ迄もなき儀に候。此意義に於て、眞に同胞の義務として皇國の御爲め、茲に至誠を籠めて左の件實現の御決意を得度此段御勸告申上候。若し各位が今日の重大時局に於て左記勸告内容

國家(農本)主義運動の狀況

を冷靜に御吟味下さらば、日本人たるの良心に照し必ず御同意相成るものと存申候。然らば將來は相親和して共に、難局打開、皇運扶翼の爲に協力致すを得ることに可相成と信じ居候。

「勸告」左の理由に依り此際既成諸政黨は直に自發的に潔く解散し、各黨員は暫く謹慎して皇民としての實を天下に示されざるべからず。

理由其一、帝國議會は立法、豫算等を通じて宏談を翼賛すべき機關として、臣道躬行の神聖なる殿堂なり。即ち階級利害の代表機關にもあらず、政權爭奪の壇場にもあらず、功利主義に立脚したる歐米諸國の議會とは此儀に關し根本に於て全く相容れざるものとす。従つて之に奉仕する政治家並に政治結社は全臣民の模範的奉仕人或は奉仕團體たるを要し、斷じて功利主義者又は功利團體たるを許さず。

然るに既成諸政黨が口舌に美辭を弄しつゝ實質的には功利團體たるの事實は餘りにも明瞭にして辯解の餘地なし、是れ我が國體の本義を顧みず諸外國の憲政思想を以て獨自絕對なるべき皇國の政治を指導したる結果にして既成諸政黨の反國體的存在なるの事實は明々白々たり。

従つて斯かる現狀を打破し、我が國獨特の帝國議會の容相を實現化する爲には、之に奉仕する議員の本質を更正し、既成諸政黨を一旦全部清算解散せしめ、全く新に、我が國體の本義に朝宗せる日本主義的政治勢力の養成を助長せざるべからず。是れ苟も臣道躬行を念とす

國家(農本)主義運動の狀況

る者の當然の決意ならざるべからず。
理由其二、功利主義は弱肉強食を伴ひ、國內は四分五裂し、道義廢弛、國民大衆生活の脅威不安等は其因を悉く之に發す。然るに既成諸政黨は疑もなく斯かる功利主義的政治の大支柱なり。今日の如き廢國以來の國際危局に直面して、尙ほ斯かる現狀を維持せんとすることは明かに國を亡ぼす者なり。

速に政治の中心より斯かる禍根を清算し、一大家族國家たる 皇國本來の眞姿を顯現せしめ、明朗なる日本主義に立脚して、弱きを扶け、横暴を挫き、和情協同、ひたすら 皇運扶翼の爲め一致邁進するならば、如何なる國難も打開して、國家的に偉大なる飛躍を遂げ、悉く皇徳に浴して同胞相愛、相扶佐して、全國民の經濟生活も、茲に始めて安樂の境に入るを庶ふことを得べし。之が爲にも既成諸政黨は驕然大悟、速にみづから解體して政治の中心より一切の功利的禍根一掃に協力するの誠心なかるべからず。

理由其三、既成諸政黨は、畏れ多くも數年以來幾度か宸襟を惱まし奉れる非常事件の禍因たる道義的責任は到底免るべからず。道義を以て立國の基礎となせる 皇國に於て、法律に觸れざるの故を以て、斯かる大なる道義的責任を無視することは絕對に不可なり。殊に 皇道政治翼賛の大責任ある政治精社に於て然りとす。勿論政治其人の更生は常に之を望むべしと雖も斯くも汚れたる政治精社其者を尙ほも更生せしめんとするは明かに忠節を

八〇

解せざる行爲なり。
今日の如き情勢となりては最早如何なる偽裝手段を用ゆるとも斷じて其存續を許さるべきに非ず。
理由其四、苟も 天皇の軍と反國體的功利團體たる既成諸政黨とを對立的に考ふること夫れ自體が既に甚だ大なる誤謬なり。

然るに、今日 皇軍が公然と既成諸政黨の本質を糾弾したる場合に於ても、尙ほ其罪責を自覺せず、更に來るべき選舉に於て 皇軍に抗して全國民を煽動するが如きは、特に此國際非常時局に於て、皇國臣民として、良心ある者の斷じて敢てし得べきことにあらず。依て此際には政黨員にしてたとひ主觀的には尙ほ多少の言ひ分ありと信する者も、大義と大局の上に立ち反省自戒、潔く解體するの忠誠心あるを要す。是れ 既成政黨員が過去の罪を贖ひ、忠良なる臣民として更生する唯一の道なりと確信す。

既成諸政黨自發的解黨勸告の理由は以上にて極めて明白の事と奉存候。時局は頗る重大に候。最早數年來の如き妥協工作を講ずることを許し得べき時期には全然無之事は申上ぐる迄も無き儀と要する此際に於て、既成政黨員各位は何卒至急御反省の上、貴團體即時御解體の事に相願度、若し之が爲に貴力及ばずんば、先づ御自身だけなりとも直に御脱黨の上、忠良なる臣子としての實を御示し下さる様、僞なき同胞の情を以て茲に、謹んで御勸告申す。

上候

昭和十二年一月三十日

時局協議會 敬具

四、愛國労働農民同志會の動靜

本會は近時急速なる會勢の伸展に伴ひ各種方面の問題を捉へ積極的運動を続けつゝあるが、今次政變に際しても、其獨自的立場により或は時局協議會の中心勢力として別項(政變に於ける運動關係参照)の如く維新内閣要望運動の外新政黨樹立排撃運動等相當活潑なる運動を展開したり。

一方本會は昨年來川口市各鑛物工場が所謂鉄鐵飢饉の爲殆んど半休状態となりたる實情に鑑み、國民生活安定上並經濟國防上放置すべからざる重大問題なりとし、舊曆十二月二十二日の本部理事會に於て對策協議の結果、先づ地元川口支部をして其の實行對策を講ぜしむることとしたるが、川口支部に於ては其後小林等の指導に基き本年に入るや先づ全市鑛物業者勞資座談會(一月七日)に次で支部擴大委員會(同九日)等を開催し、之が運動方針等を決定すると共に不取敢政府當局に陳情する爲一月十三日、大野元次郎外十三名は首相、陸軍、海軍、内務、司法、商工、各大臣を歴訪し左記陳情書を提出する所ありたり。

陳情書

一、昨年末來川口市六百個の鑛物工場は所謂鉄鐵飢饉の爲に甚しく苦しめられ、價格は官の統制下に於ても既に順當り六拾七圓迄即ち約二割方騰貴し、而も數量は需要の約五割を充たすに足らず、業者は此不足を補ふが爲に古鐵を買ひ競ふも其量たるや亦極めて微弱にして、民間古鐵仲買業者は此機を利用して價格

國家(農本)主義運動の狀況

を暴騰せしめ、普通鐵より遙かに品質不良なる古鐵が順當り百圓強といふが如き驚くべき市價となりました。而も是等を合しても材料不足の爲に各工場は悉く半休状態となり、業者並に従業員が之が爲に受けつゝある所の打撃は甚大にして到底此儘成り行きに任すといふことは出来ない状態にあります。

二、此問題は敢て川口市鑛物工場のみの問題ではありりませぬ。

他の地方に於ても同様の事と思ひます。又此種の問題は敢て銑鐵に限らず、昨年米、鋼鐵、紙其他諸種の重要産業の原料並に製品に對しても略同様の傾向現象が甚だ顯著でありまして、甚だしきは十割方の急激なる價格騰貴を來したるものも少くありません。之は現在の自由主義、資本主義的經濟機構の齎す當然の現象であります。斯かる状態は國民生活の安定上、並に經濟國防上到底放置すべからざる由々しき重大問題であると信じます。

要するに農工商各部門に於ける生活必需品、其他主要物品の價格が單なる需要供給關係のみに依て甚しく高下するといふことは國民生活は永久に安定致しませぬ。加ふるに斯かる状態を自由放任に放置し、一朝有事の場合に際して外國よりの輸入が全く杜絶したならば、國內不足物品價格の暴騰は底止する處なかるべく、之が爲に國家豫算は際限なく増大し、被害は國民全般に波及し、同時に斯かる物價騰貴に伴ふ國民生活の不安は、收入減の出征家族の財政困難と相俟つて想像に餘りあるであります。一方に於ては眞面目なる企業者は勢ひ逐次に倒るゝに至るべく、經濟的國內悲況は誠に容易ならざることになることは必然であります。然るに其間に處し獨り投機に巧なる不徳企業家、資本家或は時の事情の特別擁護下にある産業關係者のみが國家全般の斯かる苦しみを他岸視しつゝ成り金を誇るといふが如きこととなりまして、皇國內全國民が眞に苦樂を共にして非常困難に對處すべき一大家族國家内の現象として斷じて許し得べからざることあります。

現在川口市鑄物諸工場の業者並に多數従業員の苦難を冷眼視

が相當期間一般政治家に容認されて遂に今日の如き銑鐵飢饉の一因をなしたるが如きことは起らなかつたであります。

要するに今日の如き状態となつたのは過半は過去の政治家の罪にして、國家の重大事よりも黨利黨略を先きに、徒に軍民離間に腐心する既成諸政黨者流並に自由主義的官僚政治の過去の秕政に因由し其責任は頗る重大なるものと信じます。斯の如き國家的全般事情の爲に、重要な物資に大なる不足を告げ、之が爲に一部の國民が不當の損害を受けざるべからざるが如き場合が生じた際には、其損害は當然國家が之を補償すべきものであると信じます。

又不可抗力的國家事情の爲に同様の場合が生じて之が爲に一部の國民のみが耐ゆるべからざる犠牲となるが如き際には我が國體の本義に照し、相共に苦樂を領つるの意味に於て國家は之を救済すべきものであると信じます。

川口市に於ける被害業者並に多數従業員の今日受けつゝある損害は明に前者であります。換言すれば其損害は公正なる調査に基きて國家に於て是非共之を補償することにして之に關する豫算も本期議會に直ちに追加提出して頂きたいのであります。

五、政府は以上の處置を採ると同時に、不足物資の補給と生産増加の爲め思ひ切りの手段を講じて頂かなければならませぬ。そうして此非常時に於てたとひ一部たりとも國民の力が無爲にして遊んでゐるやうの事のない様にしていただきたいのであります。

六、本問題は前述の如く決して一川口市の問題でもなく、又單に銑鐵飢饉の問題でもありません。實に重大なる國家的問題で

國家(農本)主義運動の狀況

しつゝ獨り製鐵業者並に古鐵仲買業者のみが巨利を貪つて非常時に満悦しつゝある有様は明に其一例であります。

要するに斯かる状態を放置することは單に國民生活の安定並に經濟國防上、殊に現下の非常時局に照して許すべからざることであるのみならず、國體思想擁護上よりしても斷じて看過すべからざる重大問題であります。

三、依て國體明徴の徹底、國民生活の安定、國防の強化を約束せる現政府當局は此機を失せず、直ちに善處され決して一時の彌縫策に甘んずることなく、此際一舉にして根本的の對策を講ぜられむことを要請する次第であります。

之が爲に、國家的事情に依りて國內に急激に重要物資の不足を告ぐる時、其機を利用して物價を騰貴せしめ、以て私慾を恣にし、國家の苦難を更に加重せしめんとする行爲は之を大罪の一と認め、重き刑に處する事となし、且つ物價を統制して其大なる變動を防止すると共に、不足品の公正妥當なる配給の途を拓き、以て全國民が家族的に苦樂を相俟して如何なる難局にも對處し得るが如く制度上所要の改革を今期議會に緊急提出していただきたいのであります。

四、國際聯盟退以來、極東に於ける國際政局は極めて緊張し、非常時の聲が國內に漲ること既に幾歳月でありませうか。此間に於て一般政治家が軍部の武裝國防の努力に協進すべく萬一の場合を顧慮して經濟的に思想的に國內の充實準備に献身的の努力を爲し來つたならば今日の如き情勢とはならなかつたのであります。即ち中島前商工大臣が各方面の熔鑄爐建設申請を一日本製鐵株式會社擁護の爲めに飽く迄も認可せざりしが如き状態

ありまして、又非常時對策として必ず緊急に解決を要する問題であります。特に國防の重大任務ある軍部として、又自由主義を明かに否定して入閣されたる現軍部大臣とされまして、此問題は當然責任を以て解決される必要があるものであつて、之を單なる川口諸工場の救済問題の如き一少局部問題と解することなく、之が爲に大なる御盡力を特に御願致す次第であります。

七、實は此問題の徹底的解決は現在の如き資本主義經濟機構のままでも亦之に對抗する社會主義的經濟機構でも不可能事でありまして、結局我が愛國労働農民同志會の數年以來主張する處の我が國獨特なる日本主義的經濟機構の採用以外に其方法はないのであります。前述のことも其一端でありまして、換言すれば我國體の本義を經濟部門に透徹せしむるといふことに總てが歸着するのであります。政府は須らく今日の機會に於て此重大なる趣旨をはつきりと天下に聲明して全國民に一日も速かに大局の歸趨を了知せしめ、此改變期の不安を除去することが必要であります。

以上數項に述べたる意味に於きまして、我が愛國労働農民同志會は慎重考慮の結果、皇國の爲め全國の同志と共に此重大問題を必ず解決すべく茲に大なる決意を固めた次第であります。何卒本會六萬の會員の至誠奉公の微衷を御取り上げ下されて以上の願望御聞き届け相成度此段階で陳情致す次第であります。

尚ほ以上述べましたる事を要約致しますれば左の通りであります。

1. 政府は國民生活安定並に經濟國防の爲に主要物價を速に統

國家(農本)主義運動の狀況

1. 物産不足の際に於ても其價格を騰貴せしめざる如くすること。
2. 物産不足の際に、價格を向上せしめて特に大なる利益を收めんとする者は國を賊する者として重刑に處する如くすること。
3. 政府は適宜の手段を以て、不足物産の配給を常に公正ならしむる如くすること。
4. 政府は適切有效の手段を採りて不足物産補給の途を講ずると同時にその生産を至急増大せしむること。
5. 國家的事情に基因して急に不足せる物産の爲に受くる一部國民の損害中顯著なるものは調査の上國家之を補償すること。

五、日本主義選舉闘争協議會の結成準備

時局協議會世話人、江藤源九郎、吉田益三、中原謹司等は最近議會は解散必至的情勢に在るを以て、此際日本主義者は一大共同戦線を形成し、以て選舉戦に臨むべきなりとし、一月三十一日午後本部事務所にて右三名の外

赤崎寅藏 薩摩雄治 森直次 赤松克磨 佐々井一晃
田中耕 椎尾辨匡

等會合し、種々協議したる結果、愈々議會進出を目標に「日本主義選舉闘争協議會」を結成することに決定し、來る二月三日新橋驛東洋軒に於て其の第一回會合(結成式)を開催すべく左記案内狀を發送したるが、本協議會は一見時協の政治運動團體なるかの相貌を呈するも事實は寧ろ時協の偏向的傾向(愛同中心主義)乃至一部幹部に對する反感より出發したるものと見

るを妥當なりと認めらるべく、尙本會の發起人中に衆議院第三探案代議士を以てなる淡交會のメンバーを見る事は相當注目するを要する所なるべし。

左記

時局は議會解散必至に向つて動きつゝあるものと存じ奉り候處維新進行を要する吾等日本主義者は此の際一大共同戦線を形成して選舉戦に臨み國民大衆の前に自由主義者並に社會民主主義者と徹底的闘争を斷行する必要を痛感するものに御座候依て吾等は不肖を顧みず茲に日本主義選舉闘争協議會を提唱致し候間何卒先輩同志各位の御賛同御來會を賜り度く此段御案内申上候也

日時 二月三日午後五時
場所 新橋驛樓上東洋軒
會費 壹圓五十錢也(當日御持参のこと)

六、大日本生産黨の情勢

(一) 本部情勢

最近に於ける本黨の情勢は、黨青年分子の行動頗る活潑なるものある外、總務委員長吉田益三は曩に維新政黨準備會を結成し、更に時局協議會結成に當りても率先之が中心となりて奔走する等、只管黨の擴充と戦線統一促進に努めつゝあるが、之と併行して黨の一般的運動傾向も益々大衆的現實運動に意を注ぎつゝあるやに認めらるゝものあり。而して黨本部に於ては一月十七日昭和十二年度運動方針大綱左記(一)を全國支部宛指令する所あると共に左記(二)聲明書を發表したるが、特に右運動方針大綱に於て「戦線統一の促進と、所屬分黨の整理統合による陣營強化、或は農民部の新設によ

國家(農本)主義運動の狀況

以上五項の爲に所要法律案と所要豫算とを必ず本期議會に提出して之を通過せしむること。
6. 政府は現在我が國に採用されつゝある資本主義經濟機構に一部の唱導しつゝある社會主義經濟機構は共に我が國體の本義に悖るものとして之を否定し、日本主義に基き現機構全面的再檢討の意圖を此際明瞭に天下に聲明すること。
以上六項であります。極めて當然の事ではありますが、實質的に行はれて居らない事のみであります。
昭和十二年一月九日
愛國労働農民同志會
會長陸軍少將 松本勇平
川口支部長 名古屋喜代造

發起人

江藤源九郎 吉田益三 赤崎寅藏 小池四郎 薩摩雄次 森直次 赤松克磨 中原謹司 佐々井一晃 田中耕 椎尾辨匡 以上

る勞農日本主義組合運動の展開、並青年層の結集は所謂維新前夜に於ける必然的要求なり」等の方針を強調しあるは各方面より注目せられつゝある所なり。

左記(一)

昭和十二年度運動方針大綱

一、總 說

我黨が昭和六年六月大日本主義の大旗を掲げ内田總裁統率の下に結黨されて以來茲に六年凡ゆる苦難と障礙を乗り越え、幾多の犠牲者を含へつゝ、啓蒙運動實踐運動を通じて主張した昭和維新の必然性は其の間幾多の歴史的事象の發生に依つて裏書きされそれ等の事象の續生は更に我黨の擴大強化に役立ち同時に維新勢力の一大興隆に貢獻する所があつた我黨は斯くの如き歴史的使命を體驗しつゝ昭和十二年を迎ふるに當り更に全黨一致奮力昭和維新前夜の最後の聖戦に決死の覚悟を以て天業翼賛の御奉公を果し皇民必至の唯一任務を達成しなければならぬ。

二、日本主義陣營の統一合同に就て

日本主義陣營の統一合同運動は過去數年間に於て數度ならず空しく失敗の歴史を重ねて來たが猶且つ純正にして強力なる中樞主體勢力結成への意欲は衰へず燃え上つてゐたこの事は特に昨年二、二六事件を通じて嚴肅痛切に感ぜられたところであり、我黨は昨年六月の全國代表幹部會に於て率先維新戰線の統一合同に向つて精進すべきことを運動目標の一項目として決議したのである而して「維新政黨精進準備會」「純正日本主義青年運動全國協議會」「純正維新共同青年隊」等の結成に貢獻し「時局協議會」の結成にも積極的協力を爲した本年度に於ても全國代表幹部會の決議は依然

として遵奉すべきであり亦益々その氣運に拍車つけなければならぬ。

三、我黨の大目標に就て

昭和御一新の大眼目は元より日本民族の魂の維新に在ると同時に國體精神の諸政への顯現發揚に在る換言せば政治上に於て諸政治機構の簡易化、經濟上に於ては金融機關の國營産業上に於ては諸産業の民業的公營を急速に實施し非常時國難の骨髓たる思想的、政治的、經濟的禍弊を剔抉一洗せねばならぬ。

四、黨組織の擴大強化に就て

日本國家更生の爲めには我黨獨目の運動が益々徹底的に展開されねばならぬがその必須前提として黨の組織の強化がなされねばならぬ組織の強化は勿論不斷に努力するべきであり亦全分營を通じて努力されて來た事實であるが特に之れを今年度の運動方針に取り上げた所以のものは從來の組織運動の經驗に基き幾分の缺陷を指摘し補つたが爲めである即ち關東關西兩本部管下を通じて單獨分營並に分會準備會を廢し實勢力に應じて支部及支部準備會とするにより組織上の便利を計り一方總務會を頻繁に開催して總括的活動の圓滑なる指導促進を期してゐる斯く縱横の連絡統制が整備されたのを契機として全組織は倍倍の努力を以て擴大強化運動に邁進すべし。

五、實踐スローガン

一、對支對蘇問題の根本的解決

地方大會を開催すべく各分營協力邁進すべしその開催地並に時期等は各分營の希望を參照して改めて決定指令する豫定である。

東京、大阪兩府下分營は急速に聯合會結成を計るべし。

十、啓蒙運動に就て

大衆啓蒙運動即ち魂の更生は維新完成の一大前提なるが故に決して輕視するべきではなく最も重視されなければならぬ、從つて一般啓蒙運動には益々力を注ぐべしその方法は各分營に於てそれぞれ地方情勢に應じて適當の措置をとるべきであるが黨機關紙黨政綱政策の解説普及版を發行し活動を利便ならしむる豫定である。

總本部は右の十項を以て昭和十二年度運動方針の大綱とす。

昭和十二年一月

大日本生産黨本部

左記(二)

聲明書

多難なりし昭和十一年も過ぎ茲に新春を迎ふるに當り轉た感慨に堪へざるものがある。

世界の情勢は刻々變轉極まりなく輕々に豫斷を許さざる状態に在り世界の大變革の到來間近にあるの感を深うするものである即ち列強各國に於ては思想、經濟を根柢とする戦に寧ろ日なくかのスペインの大動亂を契機として人民戰線國民戰線の對立漸く白熱化しその波紋は次第に世界各國に漲り殊に東洋に於ては人民戰線の旗幟をかざして日本赤化を標的となしつゝある蘇聯は日支國交の微妙なる間隙に乗じ暗躍遂に今日支那をして容共抗日を標榜する事態を醸成せしめたのである而もこれを好期として英米資本主義國

- 一、人民戰線の粉碎
- 一、政黨政治主義の擧滅
- 一、國民生活の防衛
- 一、廣義國防の確立
- 一、農村窮乏の打開

右は維新途上の運動目標であるが實踐に當つては其の都度詳細なる指令に従ふべくその他の諸問題に對しても慎重審議の上立黨の大精神に照して之が實現を期すべく適宜指令を待たるべし。

六、農民部の新設

昨年末の總務會の決定に基き農民部が新設された特に農村分營に於ては新設農民部の活用を計り農民層への浸透を果敢に實踐すべし。

七、勞働組合農民組合運動に就て

昨年度の運動方針にも特に之を取り上げて置いたが勞働部、農民部の兩部門は車軸兩輪の關係を保つて各々その機能を發揮益々日本主義組合運動の進展を計り併せて人民戰線思想運動の粉碎に努力すべし。

八、青年部に就て

維新前夜に於ては青年の統一無難なる活躍が必然的に要求される故に各分營に於ては益々純正強固なる青年の結集を計り以て一大維新勢力の創成に邁進すべし。

九、地方大會の開催其の他

敍上の一般の方針大綱に基き本年度の運動を最も有効に實踐すべきことに關しては本部より其の都度指令を發するが特に北海道、九州、臺灣の各地方に於ては適當なる時機を選んでそれく

家は我が日本に對して經濟的壓迫を開始したのである。亞細亞を巡る幾多の諸情勢更に疊に締結されたる日獨防共協定日伊通商協定の反響は國際上極度の尖鋭化を招來し第二次世界大戰への暗示をなげかけたものであることを遺憾なく示す。第二次世界大戰への暗示をなげかけたものであることを遺憾なく示す。第二次世界大戰への暗示をなげかけたものであることを遺憾なく示す。

此の秋に當り國內の諸情勢一として樂觀を許すもの無きは眞に憂慮に堪へざる所である。既成政黨は護憲運動の美名の下に英國流の政黨政治を復活せしめんと焦慮しつゝあるが過去幾十年間彼等がなせる積悪は天の容れざる所たると共に人も亦許容する所に非らず時代は已に彼等に關心なく流轉し新らしき何物かを要求してゐる。今更の如く既成政黨者流が政黨華かなりし頃を夢み煩悶焦慮するは其の愚や正に及ぶべからざるものがある。

又一方官僚は陛下の官更たるの本分を忘れ刑事政策を以て直ちに庶政一新の遂行と心得淨化肅正なりと斷ずるはその愚も極まれりと云ふべし。即ち行政機構の改革は屋上屋を架するの觀あり改革は改革とならず簡易化すべき政治を却つて複雑大ならしめ或は口に國民生活の安定中小商工業農山漁民の救済を叫べども事實は無謀なるインフレ經濟の横行により國民大衆に對して不當過重なる課税を斷行し一部、財閥、特殊商人の投機的暴富の代償として物價暴騰により大衆の飢饉的生活の窮乏を招きつゝあるは痛憤を禁じ得ざる所である。

これは教育問題とに就ても亦同様である。文部省の改革案なるものは徒らに年限延長等の形式方面に提はれ眞個の皇民を養成すべき皇道教育の眞髓に觸れざるものであつて本末を顛倒するも甚だしきものである。就つて軍部方面を見るに彼等が自己に與へられたる天職の遂行に猛進しつゝあることは喜ぶべきことであるが時折過ぎたるは及ばざる憾ある言動が見受けられるのは遺憾である。自重自戒に心を致すと共に皇軍たるの自覺に立つ眞の肅軍へと進まれんことを切望するものである。

更に民間に於ける日本主義團體は滿洲事變以來宛かも雨後の筍の如く簇生出したが自然淘汰を経て一大整理が行はれつゝある斯くして維新勢力大同團結の氣運然し全國各地に於ても共同闘争への準備は着々と進行し以て國難打開に當らんとする形勢に在る。然し乍ら所謂轉向派と稱せらるゝ者未だ必ずしも眞の日本精神を把握せず唯物的なる民主主義思想をその本質とし自己醜惡的理論闘争に耽りつゝある今こそ功利主義、共產主義、偽裝日本主義者等は斷乎自己清算を爲すべき秋である。殊に社大黨の如きは黨内に民主主義の非を覺れる二、三の黨員ありとするも全體としては依然として民主、共和主義を其の本質とするものであり我が國體の仇敵たることに變りはない今や日本主義の本流が大同より統一へと進展しつゝある折柄偽裝日本主義に對しては徹底的な吟味と精算とを斷行すべきである。神聖なるべき政治が一部特權階級に依り壟斷さるゝ現狀を打破

し眞の天皇政治確立のため盡力邁進せむことを誓ふ。
右聲明す
昭和十二年一月

大日本生産黨
總務委員長 吉田 益三

(二) 關東本部常任委員會の狀況

本黨關東本部に在りては一月十一日本部に於て吉田委員長出席の下に本年度第一回常任委員會を開催し、久野一雄を座長に推し諸般の報告後議事に入り、(1)分黨整理に關する件(組織薄弱なるものを整理し極力統合に努むること) (2)東京府支部聯合會結成の件(各支部の連絡統制を期する爲府聯を結成すること) (3)農民部設置の件(本部に農民部を設け既設労働部と共に日本主義労働戰線の純化統一に努むること) (4)東京市會議員選舉對策の件(候補者を擁立し選舉戦を通じて日本主義の徹底に努むること) (5)時局協議會支援の件(時協を極力應援し戰線の統一強化、皇道維新の實現に努むること) 其他の案件を審議決定したる後、吉田委員長より時局協議會の結成趣旨及之が支援方黨黨員の健闘を要望する挨拶ありて散會したり。

(三) 關西本部專門部長會議の狀況

一方關西本部に於ては、前報關東本部に先ち一月六日本部に於て各専門部長會議を開催し、本年度運動方針に關し協議する所ありたる結果其の主なるものとして、(1)來る大阪市會議員選舉には尠くとも二十名の候補者を擁立すること、(2)所屬分黨の整理統合を圖ること、(3)書記局ニユースを發行すること、(4)近く大阪市内に於て黨勢擴張演説會を連續開催すること等を決定する所ありたり。

(四) 青年運動社の狀況

本黨關東本部常任委員藤三雄の主催する青年運動社に在りては、近來殆んど見るべき活動なく機關紙「青年運動」も客年九月十日廢刊したる所なるが、「最近我國内外の諸情勢は將に歴史的な一大轉換の期に直面する重大時局なるに鑑み、本年度は之に對應して果敢なる運動を行ふこと」に決定し、左記運動方針を樹て青年層の獲得強化に努むる

國家(農本)主義運動の狀況

と共に、機關紙の再發行を爲すべく準備を進めつゝある模様なり。

- 一、全世界の人類生活より赤賊の掃滅を期す 一、政黨及官僚不正金融財閥の打倒 一、全愛國團體の質的向上と大同團結の促進

七、立憲議會の情勢

立憲議會に在りては恒例の如く一月一日本部に於て總裁田中澤二以下百名出席の下に新年拜賀式を舉行し式典終了後總裁より「昭和十二年は本會の組織完成の重大意義ある年である」と組織完成激勵に關する訓示の後別記昭和十二年度役員を任命する處ありたるが、之に對して役員代表總裁部長田村益喜は「總裁の命の儘に粉骨碎身組織完成に當る」旨の誓詞を述べ散會したり。而して本部に於ては一月二十日來る二月十一、十二日の兩日全國支部代表者會議開催すべき旨の通告及昭和十二年度組織誓約の完成方並日本改造の具體案普及の督促狀を夫々全國各支部宛發送する處ありたる外更に同月二十三日、第七十議會停會となり政變を豫想さるゝに至るや「時局重大組織完成を急げ」なる會勢伸張を期する激勵電報を各聯合支部宛打電したり。敍上の如く本會は時局に對しては靜觀的態度を執り何等積極的に活動する所なく終始し専ら會の組織擴大強化に努めつゝあり。

別記

昭和十二年度役員

總務

(總務部長) 田村益喜 (基金部長) 中島博
(幹事長) 加藤喜孝 (特命巡閱使) 前田舜岳
(宣傳局長) 田中耕

(事務局長)

原利重
佐藤信藏
平澤兵之助

幹事

菊地清太郎 小野寺榮治 角田勝三郎 三浦惣太郎
本郷松春 野邊豐治 武内辰之介 犬塚卯作

島崎拾吉 萩澤信太郎 内田信男 生田九郎
野呂鉄彌 矢島雄助 間庭信一 神戸公雄
若杉金四郎 山本善次 耕

臨時組織局長

田中耕

研究室

委員長 田村益喜 副委員長 増永浩
委員 加藤喜孝 委員 田中耕
中 信 聯合支部長 田中耕
群馬縣第一區 高橋秀郎
秋田縣第一區 金作之助
備後 小林守衛
群馬縣第二區 野邊豐治
長崎縣第一區 犬塚卯作
江東 野々村寛止
福岡縣第二區 間庭信一
宮城縣第一區 菊地清太郎
埼玉縣第一區 矢島雄助
北 大和利仲

東京府第三區 聯合支部長 濱野信次郎
東京府第六區 三浦惣太郎
靜岡縣第三區 磯部第一郎
長崎縣第二區 犬塚卯作
神戶 入澤清太郎
埼玉縣第三區 森尾津一
青森縣第二區 佐藤信藏
大分縣第一區 佐藤清八
福岡縣第三區 齊藤晃
東 信 田中耕
青森縣第一區 野呂鉄彌
北海道第一區 手塚惠男
埼玉縣第二區 森尾津一
本部宣傳局部長 久保春三
遠藤清 多田熊雄 佐々木貞左夫
岡本等 齊藤晃 森岡香松 水野愛輔
伊藤茂雄 吉村米秋 江南三郎 飯森茂平
入内島重藏

無産政黨運動の状況

一、社會大衆黨の動靜

(一) 議會對策 黨に在りては、本誌前號記載の如く、唯一の政府反對黨として國民大衆の要望に副ふべく果敢なる對議會闘争を展開すべく企圖し、本月十八日中央委員會に於て第七十議會對策の件を附議し。

(1) 一般質問は麻生久に決定し居りたるも之を變更し安部黨首を起したしむること(一般質問の機會に黨の國體觀を宣明する爲)

(2) 政府提出法案の分擔は議會對策委員會に於て決定すること

(3) 政府に對する質問は非常時に對する積極政策を折込み政府案を徹底的に批判すること

(4) 外交問題有志懇談會(小會派の會合)には龜井貫一郎を黨代表として出席せしめ、右有志代議士團の世話人として淺沼稻次郎を出席せしむること

等を決定し、院内闘争の陣容の整備に努め他方院内と相呼應して院外闘争についても之亦力を注ぎ本月六日付を以て「第七十議會院外闘争に關する指令」を各支部聯合會宛に發し、小作法、勞働組合法、國立民衆銀行法獲得請願の爲の署名運動及び黨勢擴大の爲の演說會開催を慫慂し、而して十一日の本部書記局會議に於ては、右運動結果の爲、二月九日東京芝協調會館に於て三大法案獲得民衆大會を開催することを決定せり。更に本月二十一日より三日間東京全市三十箇所に於て廣田内閣打倒の爲、議會闘争宣言演說會を開催し氣勢を擧ぐる處ありたり。

右の如く院内外相呼應して對議會闘争の展開を期しつゝ二十一日の議會再會當日は黨所屬十八名代議士全員登院し、松本、黒田兩代議士を加へ、午後零時三十分より十分間代議士會を開催、淺沼より「安部黨首の質問順次繰上を各派交渉會に提案交渉中」其他の報告を爲し、午後一時十八分全員本會議に出席せるも當日は黨として發言者なき爲何等の行動を見ざりき、然して別項の如く同日夜政情切迫し議會停會、内閣總辭職となり、安部黨首の質問の機會を失ひ且新内閣成立後は衆議院の解散必至と見たるを以て右安部黨首の一般質問の原稿を「パンフレット」となし廣く黨の主義主張を宣傳することとし、本月二十七日付を以て「安部委員長一般質問要旨」なる小冊子を發行せり。

(二) 政局に對する黨の動靜 社會大衆黨代議士團に在りては本月二十一日衆議院の情勢緊迫を告げ、廣田首相參内の報傳はるや、同日午後十時三十分麹町區三年町龜井貫一郎方に代議士會を開催し、各自の情報に基き種々協議の結果、次の聲明書を發表すること及び二十二日は一同待機し居ることを申合せ翌二十二日午前二時散會せり。

聲明書

議會は本日深更突如として停會を命ぜられた。政局は混亂を惹起し重大時局に際し國民の歸趨を迷はしめんとしてある。事態ここに至つたことは政黨の進退明確ならず、黨出身關係をして豫め党内に闘ふことを爲さしめずして、議會に於いて遂に軍部との對立を爆發するに至つたのである。

政、民兩黨よろしく關係を引上げ所信のため闘ふ可し。
廣田内閣は無能にして國民生活を益々不安定ならしめたのであり、我等は既にこれが打倒を表明し來つた、須く即時總辭職して責任を明らかにす可し。

右聲明す
一月二十二日深更

社會大衆黨代議士會

而して二十二日黨所屬代議士及議會對策委員は正午頃本部に參集、逼迫せる政局に對する情報を持寄り協議中、議會解散必至の情勢なる旨の新聞號外發行さるゝや、解散、不解散の二意見ありたるも、萬一解散の場合は逸早く選舉闘争を展開すべき要ありとし各府縣支部聯合會に對し、「政局危機に瀕し解散必至の形勢なり、我黨進出の絶好の機闘争形勢をとり待居

せよ本部」と打電し、更に二十四日には書記長麻生久の名を以て各支部聯合會宛に次の如く解散に對する注意喚起の文書を發送し、議會解散、總選舉に備へる處ありたり。

社會大衆黨本部

書記長 麻生 久

支部聯合會御中

廣田内閣は遂に崩壊した。今回の政變は從來の既成政黨を中心とする議會政治に對し致命的な打撃を與へたものであつて二・二六事件以上の重大なる政治的變革である次期政權については只今二十四日正午未だ豫想つかざるも、既成政黨を包含せざる軍部官僚の超然内閣たる事は疑ひない政界の一部に新聞の報導するが如く新黨計畫が進められつつあるが、次期内閣を無條件に支持するファッショ的新黨が結成さるゝと否とに拘はらず新内閣は人心一新の建前より組閣直後議會を解散し總選舉を行ふことは必至と見なければならぬ。

今や我黨躍進の絶好機である。各聯合會及び支部は解散に備へ必勝の闘争隊形の下に待期せられ度し。時代は革新期に入りつゝある。必ず来るであらう選舉戦に對しては我黨多年の闘争の成果を集約し黨員の肉體を彈丸として言論戦一方で押切る覺悟でなければならぬ、我黨の革新政策と闘争に鍛練した肉體が唯一の我等の資本である從來の金があれば選舉はやれないと云ふ觀念を一掃して革新の氣魄を以てて必勝を期せらるゝ様努力せられ度し。次期内閣は今月一杯に組閣されるものと見て解散は二月早々であらう選舉戦は、從つて二月より三月初旬にかけて行はるゝことと考へる。

右簡單に政情を報告し解散に對する御注意を喚起します。

二月二十四日

而して斯る政局下に於て黨は「吾等は軍部がファッショであり、又既成政黨が現状維持派だと云ふ如く抽象的に反對するものに非ず、從つて宇垣大將が組閣の天命を拜し、内閣を組織するも頭から反對するものに非ず、要は生るべき内閣が革新的政策を實行するか否かによつて態度を決定すべきなり」と靜觀的態度を採りつゝありしが、宇垣大將が組閣の天命を拜受せしより陸軍の強硬なる反對に遭ひ數日を經過せるも組閣工作何等進展せず、しかも宇垣大將對陸軍の爭點不明の爲一般國民は其の眞相の理解に苦しむ處なるを以て、宜しく兩者共其の爭點を明示すべきなりとの觀點より一月二十七日次の如き聲明書を發表せり。

聲明書

宇垣大將が組閣の天命を拜してより既に數日を經過せるも、宇垣大將の組閣は軍部との關係によつて困難に逢著せる如くであるが、事態の眞相はいづれにあるや國民の理解にくるしむところである。

宇垣大將は此際多數國家革新に對する組閣の方針を明示し、軍も亦その抱懷する具體的方策を提示して以てその爭點を國民に明かにす可きである。

一月二十七日

社會大衆黨

然るに二十九日愈々宇垣大將組閣の天命を拜辭し林大將に組閣の天命降下するや「林内閣は組閣本部の顔觸其の他より見て比較的弱體内閣であり、從つて革新的政策も何れの程度迄行ふか判然せざれども、恐らく思ひ切つたる革新はなし得ざるべし」と多くを期待し居らざる模様にして、さきには議會解散必至なりと觀たる黨首腦部に在りても、「衆議院の解散は陸軍の要望する處なるが今日の情勢は解散なく終了する模様なり」との觀察をなすに至れり。然れども萬一解散ありたる場合には黨に於て候補を擁立し得る選舉區全國五十二區に約六十名を立候補せしめ三十五名乃至四十名の當選を期すと稱し、著々之が準備を爲し居る状況なり。

(三) 全國市町村會議員選舉對策

社會大衆黨に在りては近時各種選舉戦に於て異常なる躍進を遂げつゝあるが、更に本年

一月二十日大阪府堺市會議員選舉を始めとして全國的に施行せらるべき市町村會議員選舉に對しては、「市町村自治體は、資本主義的支配の細胞である、したがつて、この細胞に深く根を下ろせるブルジョア政黨は、昔日の觀無けれども市町村自治體政治には、根太き根幹を有しつゝあり。されば打倒資本戰の先頭に立つわが黨は、ブルジョア政黨並に資本家的政治支配を培養しつゝあるこの資本主義政治機構の組織細胞の破壊に向つて強力なる闘争を展開しなければならぬ」との建前より果敢なる選舉闘争を展開すべく企圖し、昨年十二月の黨大會に於て市町村會議員總選舉に對する方針を決定し、更に本月十

無産政黨運動の状況

九五

八日の中央執行委員会に於て黨本部に之が對策委員会を設置し、二十日、大會決定の方針要綱を内容とせる「地方自治體總選舉に關する指令」を各支部聯合會宛發送する處ありたり。

尙對策委員及大會決定の選舉闘争の基準及び堺市會議員選舉結果は次の如し。

- (1) 黨本部對策委員
三輪壽壯 片山 哲 河上丈太郎 淺沼稻次郎
渡邊年之助 平野 學 松岡駒吉 三宅正一
阿部茂夫 田万清臣 河野 密
- (2) 選舉闘争の基準
(A) 日常闘争との緊密なる聯繫とその發展の形態に於て選舉戦は效果的に戦はなければならぬ。其の爲めには
(イ) 進戰時體制の財政の大衆生活への影響
(ロ) 進戰時體制下の中央政府のファッショ化と地方自治體の専制支配
(ハ) 地方自治體に於ける資本家地主の獨占的専横に對して昭和十二年度豫算市町村會を效果的に戦ふこと
(ニ) 候補者選定の基準
(イ) 黨員たることを要す
(ロ) 相當の闘争經歷を有する事
(ハ) 闘争力ある人物と雖も、指導的人格の薄きものは候補者たる事を得ず
- (3) (一) 地方的便宜主義は絶対に之を排撃する事
(イ) 候補者の公認手續
(ロ) 市會議員候補者の選定は各府縣聯合會に於て嚴選し本部にその公認を求むる事
(ハ) 町村會議員候補者の選定は各支部に於て嚴選し、これを各府縣聯合會に上申し、府縣聯合會を経て本部にその公認を求むる事
(ニ) 候補地區に於ては常選を期して戦ひ、常選の見込なき地區は立候補せざる事
(イ) 候補者を擁立し得ざる地區にあつては左記の基準により活動をなすこと
(ロ) 我黨の政策を徹底せしむる爲めに、日常闘争と結合して地方自治體政治批判とファッショ反對の言論戦を展開し、他黨との鋭き對立を的確ならしめ、大衆黨意識を未組織大衆にたたきこむ事に集中する事
(ハ) その餘力をもつて隣接地區の選舉戦を應援する事
(ロ) 堺市會議員選舉結果(定員三六名)(二月二十日施行)

有 効 票 數	無 効 票 數	得 票 數				落	候補者氏名	備 考
		得 票 數	對 票 總 數 に 對 する 歩 合	當	落			
一九三五七	二四二	四九一	〇・二五	當	落	廣 田 秀 松		
		三六一	〇・一八	當	落	石 谷 熊 吉		
		三二六	〇・一六	當	落	岩 田 喜 重 郎	日本俵給者協會(社大黨系)	
		二二四	〇・一一	落	落	竹 馬 秀 道		

二、勞農無産協議會の動靜

勞農無産協議會にありては、別項記載の如く社大黨との合同問題も全く決裂に終りたるを以て、専ら自派組織の擴大強化全國的進出を畫策すると共に、對議會闘争其他を活潑に展開しつつあるが、本月中に於ける主なる行動を摘記すれば左の如し。

- (一) 常任委員會の状況 本月十日本部に於て常任委員會を開催し左記事項を協議決定せり。
- (2)(1) 本部擴充の件
機關紙部設置の件
部長小堀甚二、部員高津正道外四名。
- (3) 支部代表者會議開催の件
新潟、栃木の代表者を参加せしめ支部代表者會議を開催することに決定。
- (4) 議會闘争方針書の内容
無産政黨運動の状況
- (5) 書記長鈴木茂三郎草案を作成することに決定。
議會對策委員會設置の件
對策委員左の通り決定。
鈴木茂三郎 北田 一郎 安平鹿一 小堀甚二
山ノ内房吉
- (6) 勞働組合法小作組合法獲得の件
社大黨は本問題に付き既に調印を取りつゝあり勞協は立後れの

観あるを以て大衆課税反對の一項を加へて闘争することに協議せり。

(7) 大會開催の件

来る二月中旬開催することとし、準備委員に高津正道外六名を

(二) 議會對策委員會状況

本月十三日本部に於て本委員會を開催し左記事項を審議決定せり。

(1) 第一回全國大會の件 議會對策の院外闘争を集中的目標たらしむる爲、勞協第一回大會の期日は二月二十一日とし大會準備委員會に通告すること。

(2) 労働組合法、小作法の請願署名運動の件 社大黨の綱張り主義を打破し之と協力すること正しきも社大黨が應諾せざることを明かなるを以て、東交、全評、其の他市従、自勞、北農及び全農各縣聯の協力を得て勞協としての署名運動を即時開始すること。

(三) 支部代表者會議状況

下に左記議案を審議可決せり。

本月二十日東京芝協同會館に於て支部代表者會議を開催せり、出席者百三十名加藤勘十議長の

(1) 職線統一に關する件 鈴木茂三郎より社大黨に對する合同提唱以來の經過社大黨より拒否の經緯、東交外三團體の情勢等に付き詳細なる説明を爲し承認を求めたり。

(2) 第七十議會に對する闘争方針書の件 小堀甚二別記(一)の方針書を朗讀説明し更に闘争委員會に於て審議決定することとせり。

(3) 大會に關する件 高津正道より「吾黨は從來合同第一主義で黒田、松本兩代議士を煩して來たが社大黨が斯る態度(別項記

選任せり。

(8) 黨名變更の件

黨の文字使用に付協議したるも、市議職を控へての不利と東交内部の情勢を考慮し、大會に於て新役員に一任することに決定。

とに決定別項参照)請願書を院内に於て如何に取扱ふかに付ては加藤委員長に一任。

(3) 大衆課税反對の件 小資本の商業保護法設定に關する大衆的運動を展開することに決定。

(4) 院内連絡員決定、左記四名に決定鈴木茂三郎、山ノ内房吉、安平鹿一、小堀甚二。

載の如き)に出でたる以上吾々は是から新しくスタートせねばならぬ」云々と將來の動向を説明し大會開催に付て承認を求めたり。

緊急動議 芝支部菊地兼治より市電共同經營案及び市従業員市議立候補禁止の二件には絕對反對なるを以て小委員會を設置し且本代表者會議の名に於て聲明書を發表し度しと提議し異議なく可決、小委員に高津正道外六名を選任せり。

(四) 時局批判演說會開催状況

本月二十三日より二月二十八日迄東京全區に亘り四十回の時局批判演說會を開催することに決定目下東京市内各所に於て開催中なるが相當の入場者を得盛況を呈しつつあり。

(五) 議會停會並に時局に對する聲明書發表

本月二十二日別記(二)の如き議會停會に對する聲明書を發表すると共に、更に同日加藤委員長は別記(三)の如き時局に對する聲明書を發表せり。

(六) 市電共同經營市議員の議員立候補禁止反對運動状況

前記決議に基き鈴木書記長外三名は本月二十六日東京市長及び電氣局長を訪問し別記(四)(五)の如き抗議文及び決議文を提出し抗議陳情する處ありたり。

別記(一)

第七十議會に對する闘争方針

勞農無産協議會闘争對策委員會

一九三七、一、一九

昨年(一)は日本ファシズムの一分派たる非法的、急進的ファシヨが一應後退し、日本をファシズム化する仕事が「上からの」漸進的ファシシヨに委ねられた年であつた。二二六事件は急進的ファシシヨが自ら欲つた不手際な暴挙の故であつたが、併し彼が遺した仕事は「上からのファシシヨ」に依つて別の形で繼承され、日本のファシズム化は高度化しつつある日本資本主義の所要の限界を守り、且つ對應し乍ら實質的に促進されるに至つた。

未曾有の軍事豫算の編成と大衆課税の創設、國家統制化の促進等は急進ファシシズムの天上の夢が地上に引きおろされて、現實化したありのまゝの姿である。言葉をかへて言へば、日本のファ

ツシズムは昨年度に於て豫備段階から建設期に入つたと云ひ得やう。従つて、國際的關係は益々惡化しつつある。

(二)

かゝるとき第七十議會を迎えた。

民政、政友其他國同等ブルジョア政黨は財政問題、外交問題等を採り上げて一齊に起ち上つた。財政問題は上からのファシシヨが準備時の財政、税制の建前を建設する爲に、勤勞大衆の生活の安定を犠牲とし、其の上大衆的課税の重壓を加えんとするものであり、外交問題は官僚的秘密外交と舊態依然たる二重外交の失敗に依て、一方にはファシシヨ・インタナシヨナルに加盟して英米佛等との對立を深め、他方には對支對ソ外交を惡化せしめて日本を重大なる國際的危機の中に陥し入れた問題である。

ブルジョア政黨が此の二問題を探り上げたのは第一には、軍部と官僚に支持される廣田内閣の失敗に乗じて、強奪された政權を政黨の手に取り戻さうと云ふのである。之が爲

無産政黨運動の状況

ブルジョア政黨はいつ軍部、官僚と妥協するかも知れない所の危険がある。併し、當面の状況は議會政治を防衛して軍部、官僚のファッショ的政治支配と或程度闘ふことなくしては達成されない。

第二には、ブルジョア階級は

- (一) 多くは第二次世界戦争の危険を冒して迄海外市場を確保するだけの決意なく
- (二) 資本構成の最高の段階に對應するファッショ政治の經濟政策たる統制經濟に就て國家的統制よりも私的獨占の資本統制を歡迎する傾向がある
- (三) とりわけ廣田内閣の準戰時稅制による財産稅、取引稅の設定、相續稅の引上げ、所得稅の改正等其他財政計畫の不安、又は支那市場を犧牲とする軍部對外交に對する不滿等がある

ブルジョア政黨はかゝるブルジョア階級の利害を代表しなければならぬ。

第三には、一方に於ては喪失した國民一般の信望を恢復して無産政黨の進出に備へ、他方に於ては黨内に醸成されつつある幹部と平黨員、老政治家と、少壯政治家等々の對立と危機を打開しなければならぬのである。

吾が勞協の議會闘争は勤勞大衆の爲めの大衆政黨たる階級的立場から議會の内外に於て獨自の闘争を展開せんとするものである。ブルジョア政黨が財政問題に付て軍事豫算の本質と國民生活安

義より先に故意に人民戦線を排撃せんとして、ブルジョア政黨の自由主義勢力との提携を拒んで來た。而るに第七十議會に當つて所謂小會派運動に参加するに到つた。之は社大黨の理論と實踐の敗北であるとは云へ反ファッショ闘争へ一歩前進したものとて喜ぶ可きである。

所謂小會派運動はその中に少數の反政府のファッショ派を含み、政友、民政の少壯派との提携が出来ないが確に反ファッショ闘争の一進歩である。

(四)

吾々の議會闘争の集中的な目標の第一は

- (一) 上からのファッショに依つて重壓されて居る言論、報導、集會結社並に公的私的の不當な検閲制度を革正し國民の政治的自由獲得に邁進す
- (二) 行政改革、議會改革、選舉法改正に現れたる軍部、官僚の獨裁的なファッショ案を斷乎排撃し、民主主義的改革を行ひ、選舉法は二十歳以上の男女に參政權を擴大することを根幹とす
- (三) ファッショの行政改革、稅制改革を通じて、ファッショが自治體の官僚支配を強化せんとしつゝあるに對して、徹底的に自治體の自治權の防衛、擴大の爲めに闘ふ
- (四) 國際的危機を煽動して内外の軍需品工業資本家を利せしめ、人心を不安ならしめる言動を禁止し、軍部官僚の秘密外交を排し、國民的平和外交の樹立を期す。特に日ソ不侵略條約の締結、内政不干渉領土不侵略を基礎とする友好的日支國交の恢復、ファッショ・インタナショナルからの脱退、世界の平和並に極東太平洋の平和に關する、平和運動の促進に關する一切

無産政黨運動の状況

一〇〇

定の矛盾を突かず、僅かに資本家負擔の相續稅、財産稅其他につき若干の修正を以つて廣田内閣と妥協し、又は外交問題に付て二重外交の背後に在つて日本を危殆ならしむる勢力を宛めず、國民的平和外交の樹立を放棄するに於ては、吾が黨はブルジョア政黨の本質をあげて彼等を暴露する。

又、社大黨の一部にファッショ派が巢窟つて居ることは天下周知の事實である。同じファッショであつても官僚其他の中にさへ幾つかの流れのファッショ分派があり、之等の中社大黨内のファッショと共通する官僚其他のファッショ派の立場は、最近廣田内閣が獨ファッショ政策の實現に不十分だとの見解から、多分に廣田内閣反對に傾きつゝあること、從つて社大黨内のファッショ派が反政府の態度を鮮明にして來たことは注目すべきである。吾が黨は社大黨の健全な發展と防衛の爲に、社大黨と雖もそのファッショ・イデオロギー（問題人は人ではない）に對しては斷乎として容赦するものではない。

然し乍ら吾が黨は、議會闘争の集中的な目標を廣田内閣及びその背後の軍部、官僚のファッショとの抗争爆撃に注ぐものである。之が爲め議會の内外に於て、社大黨代議士會（外に松本、黒田兩氏）の同志諸君並に社大黨の黨大衆、全黨、全水及び東交全評、市從、自勞四團體其他の勞農團體大衆と協力して同一戦線の第一線を結集し、進んでブルジョア政黨派の反ファッショ的勢力の活動を促進し之とも提携して第二線の備えを構築せんとするものである。

吾が黨は今日程廣汎な戦線に總ゆる反ファッショ勢力を動員する必要が差迫つて居る時期は無いと信ずる。社大黨はその獨善主

に努力を集中しなければならぬ。

第二は、大衆課稅反對、國民生活安定の問題である。

(一) 大衆課稅に關しては

- (1) 所得稅、營業收益稅、地租、家屋稅の免稅點の設定又は引上。
- (2) 砂糖消費稅、織物消費稅、酒稅、ガソリン稅等の引上反對。

取引稅の新設反對。

清酒、ビール、燒酒等の專賣制反對。

(6) 家屋稅の中央移管反對、自治體の獨立財源確保。

(5) 營業收益稅、地租、家屋稅等に對する累進稅率の適用。

(二) 國民生活の安定に關しては

- (1) 國民生活の安定に關する緊急法の實施（獨占價格の抑制、借金の支拂ひ猶豫、貸銀、俸給の引上げ、小資本の簡易金融等）
- (2) 勞働組合法、小作法の設定。
- (3) 庶民銀行、小資本商工業の金融機關の設定。
- (4) 無料病院、診療所の徹底的普及。
- (5) 國民年金法、俸給生活者の退職規定、小資本商工業並に徒弟、店員の保護法設定。

右の様な要求を當面の要求とする。

之を實現する爲めには昭和十二年度の軍事豫算案は部分的修正にては不可能に付き豫算の返上を爲す。十二年度豫算案は之を實施することに依つて勤勞大衆の生活を根柢より破壊する悪性インフレを激發する危険があり、又、(1)電力の民有國營案、(2)義務教

一〇一

- 育の年限延長、(3) ファッショ統制に関する諸政策の所要經費を組
み込んで居る。之に對し吾が黨は、
- (一) 政府のファッショ的政策に關する所要經費並に之等の法案に
反對す。
- (二) 電力の民有國營は
- (1) 之に依つて料金の一般的低下を期し難く、却つて赤字財政
の財源として料金を引上げる危険あり、國民生活の軽減とは
ならない。
- (2) 國營に移される従業員は退職手當は約一億に及ぶも、政府
及び電力資本家には財源なく従業員の生活を脅やかすもので
ある。
- (3) 之は軍部的、官僚的ファッショ案であり、之に賛成するこ
とは上からのファッショに協力する以外の何物でもない。
- 據つて政府案に反對す。
- (三) 義務教育の年限延長は
- (1) 授業料其他の父兄負擔金の廢止。
- (2) 學用品の無料給與。
- 即ち、一切の經費の國庫負擔とし、其他教育の内容、學制の
根本的改革の原則の承認を豫め要求す。
- (五) 吾が黨本部に議會開爭對策委員會を置く。
- 委員會は代議士加藤勘十氏の開爭に積極的に協力し、議會開爭
を指導す。
- (一) 大衆的請願署名運動。
- (1) 勞働組合法、小作法の獲得。

- (2) 大衆課税反對、小資本の商工業保護。
- (3) 國民生活の安定に關する緊急處置。
- 之等に關する請願並に法律案の提出。
- (二) 議會開爭(府會報告を兼ね)に關する吾が黨の方針を普及徹底
せしめる爲め各地に演說會を開き、演說會の集中的な目標を二
月廿一日の我が黨の第一回全國大會に置く。
- (三) 小會派運動に對する協力並に擴大。
- 以上
- 別記(二)の内容は別記(三)と同一なり
- 別記(三)
- 聲明書
- 一九三七・一二・二二 勞農無産協議會 加藤 勘十
- 一、來年度の膨大なる軍事豫算案が國民生活の安定を犠牲として
編成されたものである以上國民が軍部に質疑を糾さんとするは
當然であり、軍部は誠實懇切に解答すべきである、然るに「軍
民離間」又は「軍部を侮辱する」等と稱して故意に解答を避けん
とする態度は妥當でない。
- 二、民政、政友其の他のブルジョア政黨は税制に對しては財産税
の創設、相續税の増徴其他資本家負擔のものに反對するのみ
であつて大衆課税には反對せず又廣田内閣に對しては黨川身の
關係を引上げずして不信任的質問を行ふが如きは自家權の甚
しきものなり、これブルジョア政黨が眞實に勤勞大衆の生活の
安定を所期せず、又斷乎として軍部官僚内閣と闘ふ決意がない
からである。

三、然し乍ら廣田内閣に時局擔當の能力なき事は今や明白であ
る、停會又は解散の如きは理由がない、廣田内閣は即時總辭職
することが當然である。

吾が黨協は後繼内閣を目指す軍部、官僚、政黨其の他一切の
政治的策動を監視しつゝ國民の政治的自由と國民生活の安定を
保證する具體的政策を明示する新政權の樹立されん事を所期す
るものである。

別記(四)

抗議

最近東京市當局は東京市の議員が區會、市會其の他の選舉に立
候補し、又は公職に就くことを禁止する意向を表明して居ると傳
へられる。之が果して事實とすれば看過す可からざる重大問題
である。

元來、東京市の議員は東京市吏員服務規定から除外されて居
る。従つて同規定に拘束される理由がない。そこで市は近く同規
定を改正して議員をも拘束せんとする計畫があると聞くが、それ
は次の如き理由に依つて不當であり、吾々は斷乎として反對する
ものである。

一、東京市の議員も一個の公民である。従つて公民權を有するも
のである。之を單に東京市の都合で侵害すると云ふことは全く
不當である。

二、又此の禁止理由は市の議員が政治的色彩を帯びることがいけ
ない云ふにあるかも知れないが、然らば吏員にして政治的色彩
濃厚なるものに對しては如何なる處置を採るのであるか。

本問題の言明者たる大久保助役が政友會員であることは蔽ふ

無産政黨運動状況

可くもない歴然たる事實である。かゝる事實に何等觸れること
なくして、只議員のみに政治的色彩を禁することは矛盾も甚だ
しい。老練にして不當なる處置と言はざるを得ない。

要するに、今回東京市當局が市の議員に對して強要せんとする
立候補禁止は不當にして無論據である。故に吾々は斷乎として之
れに反對し抗議するものである。

一九三七年一月二十日

東京市長

牛塚 虎太郎殿

別記(五)

市電の共同經營に關する反對の決議

東京市電の後藤電氣局長は市電と地下鐵、青バスの共同經營試
案なるものを發表した。吾が黨は支部代表者會議の名に依つて當
局の試案に絕對反對し之が撤回を要求するものである。其の理由
は

一、試案に依れば共同經營により年收二百萬圓の純益をあげる計
算なるも計算の基礎には疑問があり、職員、従業員の待遇は結
局三者の最低の條件に引き下げられることが明らかであり、
殊に解散手當に付ては當局にも何等成案がない。

二、市電の如く市民の大衆的な足は定評のある根津財閥の様な私
的獨占資本に委ねべきでなく、市財政に依つて經營し之を主體
に市のもとに帝都の交通統制をなすことが當然である。

三、市電の更生は當局の説明書に依れば、他に方法なしと云ふも
他に方法なきに非ず、當局が他の方法に關して實行に努力せざ

無産政黨運動の状況

るか又は現在の當局の信用と力量を以てしては實行出來ない問題たるに過ぎないのである。

四、殊に牛塚市長も後藤局長も、先に市電従業員の生活を低下させストライキに依り市民に迷惑を及ぼさせ乍ら更生に失敗したる山下案の直接、間接の責任者であり、而も市會の改選と任期の満了を前にして、市民並に職員、従業員にとつて重大問題た

る共同經營案を實行せんとするは不當である。

右決議す

一九三七年一月二十日

勞農無産協議會支部代表者會議

東京市長 牛塚 虎太郎殿
同電氣局長 後藤 梯次殿

労働運動の状況

一、勞農無産協議會並に關係労働團體等の政治戦線統一運動の状況（其の四）

社大黨と勞農無産協議會との合同並に東京交通労働組合外三労働團體の統一的社大黨支持問題は客年十一月號に既載後、社大黨側は依然勞協並に全評排撃の態度を變更せざる爲黒田、松本兩代議士の斡旋も何等奏效せず最近に至り之が實現は全く不能に陥りたるが、左に其の後に於ける之等團體の状況を摘記すべし。

（一）勞農無産協議會の情勢

勞協にありては、客年十二月號に既載の通り、社大黨との合同問題は不能なりとの見透しの

下に、向後の方針要項を發表し自派組織の擴大等に努力すると共に、松本、黒田兩代議士の斡旋と後記四團體の牽制とによつて、合同實現には期待せざるも對外的に有利なる轉換進展を爲さんものと嚮心するに至れり。而して客月十四日松本、黒田兩代議士は勞協及び東交、全評等の代表と會見し對策を協議したる結果翌十五日の松本、黒田連名の書面を以て社大黨首安部磯雄に會見を申込みたり、其の後松本代議士の秘書役たる全水の泉野利喜藏は社大黨三輪壽壯に對し「松本代議士より安部黨首に對し會見を申込みたる眞意は斡旋より手を引く手段にして會見を目的とするものに非ざるを以て文書にて社大側の眞意を回答ありたし」と申込みたるを以て、社大黨に於ては其の後常任委員會を開催し協議の結果淺沼、平野の兩名儀を以て（1）社大は依然門戸を閉鎖し居らず（2）四團體中市從及び自勞は既に社大支持を決定し東交も續々入黨しつつあり（3）全評は其の後社大支持に關し協議したる模様なく政治方針を異にするを以て協力し難し（4）勞協は合同の對照として認め難し云々の回答文を松本、黒田の兩名に手交することに決定し、客月二十四日院内に於て右淺沼、平野の兩名より松本、黒

田の兩名に之を手交したるに、松本は「自分は文書の回答を求めたるものに非ず安部黨首との會見を要望したるものなり」と申出でたるを以て淺沼は「然らば安部黨首に其の旨傳達すべし」と稱し、前記回答文を松本より取戻せり。而して社大黨本部にありては本月十三日黒田に對し本月十四日安部黨首が會見する旨傳達したる處、黒田より目下松本が旅行中なるを以て同人の上京を俟つて會見したき旨の回答あり、本月十八、九日頃會見の豫定なりしが其の後兩者會見することなく有耶無耶裡に經過しつゝある模様なり、而して勞協にありては本月二十日の支部代表者會議に於て鈴木茂三郎より社大黨に對する合同提唱以來の經過、社大黨より拒否の経緯、四團體の情勢等に付き詳細なる説明を爲し承認を求め茲に勞協と社大黨との合同は實質上全く不能となるに至れり。

(二) 四團體(全評・東交・市從・自勞)の統一的社大支持問題の情勢

全評、東交、東京市從、東京自動車労働の四團體にありては其の後依然松本、黒田兩代議士の斡旋を期待すると共に數次に互り小委員會或は戰線統一懇談會等を開催して四團體の統一的社大支持の實現に努むる處ありしも、社大黨の態度は前記の如く他迄勞協及び全評を排撃しつゝある爲、松本、黒田兩名の斡旋も何等奏效せず、殊に四團體中東京市從黨員組合は客月十四日の中央委員會に於て社大黨支持の實踐化に關し協議せる結果 (1) 全統一的達成の爲僚友團體との協議は依然之を繼續すること (2) 組合員個々の入黨は之を強制することなく組合の政治方針に合致する様啓蒙指導に當ること (3) 本部執行委員及び書記は原則として入黨すること (4) 組合の代表者として委員長及び政治部長を黨中央機關に入れること (5) 組合員中の入黨者は組合支部所在の黨行政區支部の市從班として組織すること等を決定し、此の決定に基き客月十六日市從代表は社大黨本部を訪問し黨支持申込書を提出したるに對し、翌十七日右支持承認の正式回答あり、茲に市從は單獨社大黨支持を決定するに至れり。又東京自動車労働組合にありては客月二

十四日の中央委員會に於て「社大黨を團體支持すること、但し之が正式手續は當分の間保留し他の三團體と共に政治戦線の統一に努力すること」等を決定し近々正式に社大黨支持の手續を執ることゝなれり。更に東京交通労働組合にありては依然勞協派と統協派(社大派)との對立ありて政治的意見の一致を見るに至らず、本月十五日の中央委員會に於て兩派自説を主張し論争せるも結局佐々木議長提案に依り、「當分の間は政黨支持自由とし組合としては社大勞協の何れとも協力し之を通じて政治戦線の統一に努力すること」に決定せるが、爾來勞協派は全評等と協力積極的に勞協の擴大強化に努め、一方社大派に於ては直ちに單獨に社大黨支持の手續を採ることなく個人的入黨の方法に依り漸次社大派の擴大を圖りつゝある現況なり。全評は既に社大黨支持を斷念し、東交の勞協派と協力勞協の擴大強化に努めつゝある實情にして、四團體の統一的社大黨支持は全く失敗に歸するに至れり。

(三) 關係團體の情勢

(1) 全評關西地評大阪協議會

全評大阪協議會にありては大阪地方勞農無產團體協議會加盟團體

中大阪市電從を始め其の他の團體が既載の如く社大黨に正式入黨せる爲孤立の狀態となりたるを以て、専ら關東地評の情勢を注視しつゝ勞協社大の合同に側面的援助を爲しつゝありしが關東地方の情勢前記の如くなりたるを以て、本月廿五日關西地評執行委員會を開催し今後は從來の政治闘争に對する無關心的態度を清算し府市會議員選舉に際しても立候補人物を獲得し是等を中心とする政治結社を樹立して政治運動に積極的進出を計ると共に勞働運動の中にも充分に政治的色彩を加味し進出すること等を決定せり。

(2) 全評京都協議會

本協議會最高幹部京都府議津司市太郎は既に社大黨に入黨し本月十三日全評中央執行委員を辭任する旨同協議會に届出たるを以て本協議會の内部には相當動搖を招來せる模様にして、本月二十二日の委員會に於て政治

戦線統一問題に對しては社大黨支持の方針を以て臨むことに決定せり。

(3) 神戸地方労働無産團體懇談會 本懇談會加盟の神戸市電從、全評神戸地協、全農兵庫縣聯の三團體にありては客年十一月號に既載の通り他迄三團體統一社大黨支持を申合せたるが、其の後神戸市電從は本月十二日極左運動關係者として檢舉せられたる、車掌八名の解雇發表さるゝや之が復讐に賃上闘争を開始し緊急に社大黨の應援を必要とするに至りしを以て、本月二十三日社大黨兵庫縣聯神戸支部に單獨支持を申込み承認を得たり。

二、東交及び市從の對市共同闘争状況（其の一）

東京市電從業員を以て組織せる東京交通労働組合及び東京市從業員組合にありては最近市當局に於て市吏、雇傭員の市會議員立候補其の他政治的進出に對し或種の制限を加へむとする計畫あるを聞知し其の政治的進出の自由を確保すると共に、近く實現せんとする都長官選に依る都制案反對並に目下市電當局に於て計畫しつゝある市電、青バス、地下鐵共同經營反對及び物價騰貴に因る賃銀値上等に關する共同闘争を開始することに決定し、目下關係當局の訪問陳情或は全市從業員大會の開催等之が反對運動を展開しつゝあり左に其の概況を摘記すべし。

(一) 市當局訪問状況 本月十二日東交、市從の兩組合は各、中央執行委員會を開催して前記問題に對する共同闘争を爲すことに決定し、更に本月十八日都市從業員組合全國協議會（東京、大阪、神戸各都市從業員組合を以て組織せる連絡機關關東地方委員會を開催して（東交、市從の代表五名出席）兩組合の本問題に對する從來の闘争經過を報告したる後對策協議せる結果市當局を訪問して理事者の意志を確めたる上本問題に對する一大運動を展開することに決定、本月十九日代表佐々木瀨三外五名東京市役所を訪問大久保助役と會見し「市傭員の政治的進出阻止」に關し當局の意向を訊すと共に反對陳情を爲したるに、大久保助役は「吏員の政治的進出は公吏の立場上統制上不合理であるから或程度の制限は當然やらねばならぬが未だ具體的案は決定して居らぬ」と答へ結局不得要領にて會見を終れり。

(二) 全市從業員大會の状況 本月二十一日兩組合代表集合し「市電從業員政治的進出自由の獲得、市電身賣反對、都制に於ける都長官選反對」等を目的とする全市從業員大會を開催することに決定、本月二十七日夜芝協調會館に於て之を開催せり、參會者七百五十名市從の橋本富貴良議長の下に左記議案を審議決定すると共に友誼團體等の祝辭等ありて相當氣勢を揚げたり。

(1) 市電身賣案粉碎の件 東交の佐々木瀨三より一月十二日の後藤電氣局長の試案を見るに後藤の言分は市電は毎年赤字である之を如何に考慮するもどうすることも出来ぬ其の上自由競争が激しいから之を統制しやうとするのである然し絶對に從業員には不安を與へぬと言つてゐるが、此の試案は公共事業より營利事業に轉換するものであるから絶對に反對である、事業の不振は事實であるが二億七千萬圓の負債あることが最大原因を成してゐるものと思ふ市電の更生出来ないのは市理事者に誠意がないからである又身賣の際には使用人を其の儘持つて行くと云つてゐるが退職賜金は一時保留だといふことである統制會社に行つた以上は吾々の賃銀は必ず低下するものと見られる此の問題に對しても市民運動として活潑なる闘争を起さねばならぬ、今東京市では来る市會の總選舉の爲に混雜してゐるが此の際に此の試案を實施しやうとして居る、反對運動を起すには青バス、地下鐵等と連絡を密にし市民へ宣傳し諒解を求め無産黨市會議員を通じて後藤案の粉碎と吾々の案の實行に向つて第一期、二期、三期と最も組織的な運動を起すと同時に之と相俟つて全市從業員の組織の力を以て一大ストライキを敢行しても抗爭しなければならぬ（此所で辯士注意を與へらるゝ）以上は吾々の緩急兩様に依る戦術であり従つて此の

基本の方針を以て飽迄後藤試案に對し斷乎たる反對闘争を爲さねばならぬ云々と述べ満場一致可決。(本問題に關しては後日詳細登載の豫定)

(2) 物價騰貴に因る賃銀引上の件 市従の石川清提案理由を説明異議なく可決。
(3) 市會進出抑壓反對の件 東交の佐伯健より「今回市の案に依れば吾々が市議に立候補する際は當局に届出を爲し當局の回答を俟つて措置することになつてゐる之は憲法に於て保證せられた選舉に關する自由を妨ぐるものであつて醜惡市會の全貌を吾々に見せない方針である云々、吾々は團結の力を以て此の案に斷乎反對すべきである」と述べ満場一致可決。

(4) 都長公選に依る都制案促進の件 市従の小野正造より「今日の政治は各種の方面より觀るに疑獄の可能性が充分にある之を明朗化するには民衆の生活を基本とした自治體を希望する内務省の都制案を實施するならば都長が内務大臣の任命に依るのであるから現在の従業員は情實の爲に大部分犠牲されることは必然で斯る際の市従業員の家族は如何になるか吾々は官吏を長とする都制には絶對反對である」と云々と述べ何等異議無く可決。

以上にて議事を終り實行方法に就て實行委員を選任することとし現在の東交、市従の現執行委員全員二十五名を以て充當することに決定尙左の如き決議を爲せり。

決議

- 一、全市従業員大會は次の條項貫徹の爲に邁進す。
- 二、市従業員市會進出抑壓絶對反對
- 三、都長公選に依る都制の實施促進
- 四、物價騰貴に依る賃銀即時引上げ

全市従業員大會

(三) 實行委員會並に關係當局訪問状況 本月二十八日實行委員會を開催して名稱を「全市従業員大會實行委員會」とし小委員を各組合より四名宛八名を擧げ尙前記大會の決議事項の實行方法(關係當局に抗議、陳情其の他)等を協議決定せり。

而して本月二十九日代表六名は内務、鐵道兩省を訪問別記(一)(二)の如き陳情書を提出して種々陳情すると共に、同日社大黨並に勞協本部、婦人市政淨化聯盟、愛市聯盟等を訪問して協力を求め更に同三十日には市長、電氣局長を訪問別記(三)の如き決議文を手交し抗議陳情する處ありたり。

別記(一)

陳情書

今回東京市當局者は全市従業員の市會議員選舉職出馬を禁止し、選舉運動に拘束を加ふが如き市條例の改正を企圖しつゝありますが、これは全市従業員に與へられた公民權の制限剝奪となり、延いては市民の要請する市政刷新をも阻止する由々しき問題と存じます。

私共はもとより市の従業員としての本分をよく辨へ、これに忠實ならんことを期するものでありますが、又市の従業員の立場から特に永年腐敗に腐敗を重ねた市政の根本的刷新の緊要なる事を痛感したるものであり、與へられたる神聖なる公民權を有効に使用し、市政刷新に微力をつくすことも必要であると信じて居ります。

斯る意味に於て全東京市従業員は市當局の企圖に對して擧げて反對して居るのであります。市に對する監督の立場にある、貴省に於ても私共の意を諒とせられ、市當局の注意を喚起し、誤れる市條例改正をなさしめざる様御願ひ致します。

昭和十二年一月二十七日

労働運動の状況

内務大臣 潮 恵之輔殿

對市従業員大會

別記(二)

陳情書

今回後藤東京市電氣局長は、行詰れる市電更生策として『市電、地上鐵、青バス共同經營案』なるものを立案發表し、目下市電更生審議會に附議しつゝありますが此の案は第一に交通統制に名を藉ると雖も全市交通網よりすれば小部分に過ぎず、しかもこれを一營利會社に經營せしむるもので、必然的に營利資本の利益のために公益は従とさるべく公益事業の本旨とは相容れざる矛盾を犯すものであり、第二に市電行詰の最大の痛たる甚大なる負債をそのまま、本市に残しおくの結果は、市經濟に巨額の負擔を重課するものであり、何等根本的更生案に非ざる一時的糊塗策と言はざるを得ず、かくては市民と従業員の犠牲に於て徒らに金融資本を利するの結果となり、公益事業たる本質に鑑みて斷じて採るべからざる暴案と意料いたし、全従業員はあげて絶對反對であり、職者、市民に於ても反對して居る實情であります。監督官廳たる貴省に於ては右案を充分検討され、斯かる謬案を撤回せしめ眞の市

労働運動の状況

電更生案樹立を急務せられる様切望いたします。

昭和十二年一月二十七日

全市従業員大会

内務大臣 湖 惠之輔殿
鐵道大臣 前田 米 藏殿
別記(三)

決議文

去る一月十二日後藤電氣局長が市電事業更生審議會及我々従業員代表に發表説明せる『市電、地下鐵、青バス共同經營案』なるものは市電更生、交通統制に名を藉ると雖も、具に案の内容を検討するならば甚だしき謬案と斷定せざるを得ないのである。

第一に該案に依る交通統制は全市交通網より見るならば、其の一部分に過ぎず、しかも一電鐵資本の下に事業が委託されるのであり、斯くては營利を最大の目的とする私營會社の利潤を企圖する以外の何ものでもない。我々は現下の交通状態より考察し、帝都に於ける交通統制は斯かる一小部分の統制に依つては、其の目的を達成する能はず廣範なる交通機關を自治體たる東京市に於てこれを統制經營する事が安當であり又斯くすべきであると確信す。

第二に該案は市電更生の爲であると言はるゝが、しかし乍ら

三、組合會議擴大執行委員會狀況

日本労働組合會議にありては本月十二日日本部に於て擴大執行委員會を開催せり、出席者松岡駒吉外二十三名松岡議長の下に左記議案を協議決定せり。

議 事

(一) 亞細亞労働會議對策の件

米寇より印度側との交渉の經過を報告したる後印度側が出席出来ざれば會議の開催は不可能なるを以て直ちに最後の電報照會を爲し若し曖昧なる時は無期延期となすことに決定一切を鈴木文治、松岡駒吉に一任せり。

(二) 日本人スタジエール(實地見習員)問題

米寇より昨年度の國際労働事務局派遣員の近況を報告し本年の派遣員を如何にすべきやの問題に關し、各委員より第一回の派遣の成績は良好ならず依つて中止すべしとの意見ありたるも一切は書記局に一任と決定。

(三) 第七十議會對策の件

(1) 労働組合法、小作法制定促進請願運動 上條愛一より別項記載の本運動の經過を述べ承認を求む。

(2) 義務教育年限延長問題 政府の延長案に條件附(貧困者に對する救済制度の確立を要望)にて賛成することとし別記(一)の如き決議文を作成關係當局を訪問陳情することに決定。

(3) 母子扶助法案 川村保太郎の提案に依り別記(二)の如き決議文を作成關係當局を訪問陳情することに決定。

(4) 中小工業者に對する許可制に關する件 中商工業者に對する營業許可制度の件に付き種々協議したる結果組合會議關係の代議士に一任し政府の意向態度を確めたる後對策を講ずることと決定。

(5) 労働組合法、小作法制定要求運動の追加對策 從來の運動の外「各地方協議會をして各地選出代議士に對し本件に賛成

労働運動の状況

一一二

大なる市債はこれを其のまゝ市に残置するのであつて、毎年累積する市債の元利償還は結局は市の負擔となるのであり、市民は更に負擔の重課に苦しむであらう。惟ふに案そのものは形を變へた市債の本市肩替りであると言ふことが出来るのである。斯くては電氣局に於て經營するも何等變りないのみならず、何を好んでかくの如き案を作製するのであるか諒解に苦しむざるを得ない。

第三に案の發表に依つて市民と従業員は大なる不安に陥られてゐる何故かなれば、案の實施に依つて經營が獨占化し、營利を基本とする經營方針は必然的に乘車料金の値上げとなり、従業員は資本家的統制の故に整理、貸下、労働強化の強壓に生活權が著しく脅威されるに至るのである。

我々全市従業員大會は以上の如き理由に依り、今回の後藤局長試案市電身賣りに絶對反對し、全市従業員の名に於て案の撤回を要求す。

昭和十二年一月二十七日

全市従業員大会

東京市長 牛塚虎太郎殿
電氣局長 後藤 梯 次殿

せしむる様折衝せしむること「往復葉書」を以て貴衆兩院議員に對し右二法律に對する賛否の回答を求め之を各加盟團體の機關紙に掲載することに決定。

(四) 人事に關する件 港從の申出に依り沼田吉太郎を評議員に岡崎憲を執行委員に變更すること並に書記局事務員として勝見宗吉を雇入ることを承認。

(五) 第二十三回國際労働總會労働代表並に顧問選任に關する件 松岡駒吉より代表小泉秀吉、顧問上條愛一、岡崎崎憲の三名を推薦したるに、港從は岡崎を是非代表にせられたしと主張し官業労働總聯盟、總同盟の三團體は顧問一名を是非自團體より選任せられたしと申出で、各團體何れも種々の術策を弄し自説を固執して妥協成らず其の間際議會及び小委員會を開催して種種折衝協議したる結果漸く左の如く決定を見るに至れり。

代表 小泉秀吉(海員協會々長)

顧問 上條愛一(組合會議書記長)

顧問 内田文市(總聯盟主事)

別記(一)

義務教育二ヶ年延長に關する決議

義務教育二ヶ年延長案は我國労働階級の雙手を擧げて賛成する處で有る。而已ならず現下の重大問題たる失業の緩和、労働者素質の向上、國民保健等々の見地よりするも極めて時宜を得たるものと信ずる。我等は當局が萬難を排して此の案の達成の爲に邁進せられん事を望むと共に貧困者の子弟の爲に公費制度を確立せん事を要請する。

一一三

労働運動の状況

昭和十二年一月十二日

日本労働組合會議

別記(二)

母子扶助法に對する決議

失業保險制度のない我國の現狀に於て勤勞大衆の家庭悲劇を緩和し母性擁護の實を擧げる爲には失業者の家族に對する扶助を確

一一四

立する事は緊要缺く可らざる事である。

然るに政府の母子扶助法案に於て失業者の母子に對する扶助を除外したるは本法案本來の使命を滅却するものである。政府は須らく本法案を改正して失業者の家族に其の扶助を擴大すべし。

昭和十二年一月十二日

日本労働組合會議

四、労働組合法、小作法制定促進に關する請願運動状況 (其の二)

(一) 組合會議外三團體の情勢

組合會議、社大黨、全農、日農總同盟四團體の労働組合法並に小作法制定促進に關する請願運動狀況に關しては客年十一月號に既載の通りなるが、其の後各團體は關係團體等に夫々指令し請願書等を送附して全国的に署名運動を展開しつゝあるが、近く之を取組め議會に提出する模様なり、尙右四團體にありては其の後數次に互り實行委員會等を開催して社會立法懇談會の開催、關係當局の訪問陳情、三大立法(労働組合法、小作法、國立民衆銀行法)制定要求民衆大會の開催等に付き協議を爲し本運動の有利進展を策しつゝありしが、關係官廳の訪問陳情は諸種の事情に依り有耶無耶となり、又來る二月九日開催の豫定なりし三大立法制定要求民衆大會も中央政界の現狀等に鑑み無期延期を爲すに至れり。而して右社會立法懇談會は安部磯雄外十名發起人となり内閣及び諸官省、貴衆兩院、民間團體、社大黨並に勞農團體關係者二二一名に夫々案内狀を發送し本月二十九日夜東京丸の内中央亭に於て開催せるが、出席者僅かに三十五名にして松岡駒吉司會者として挨拶を述べ別記(一)(二)の如き完全小作法要綱、労働組合法要綱に基き出席者より夫々意見の開陳ありて散會せり。

(二) 組合會議の情勢

客年十一月號既載の組合會議獨自の立場に於てする請願令に依る内大臣宛の請願運動は之を中止す

る模様なるが議會請願運動は前記の如く社大黨等と提携の下に目下全国的に活潑なる請願署名運動展開中にして、本月十四日には別記(三)の如き請願署名運動に關する注意書なるものを關係團體に發送せり。

(三) 勞農無産協議會の情勢

本協議會にありては社大黨との合同問題が決定的決裂に立到り本請願運動の協同不可能となりたるを以て別項記載の如く本月十五日の議會對策委員會に於て請願署名運動の獨自的態度を決定し翌十六日別記(四)の如き指令を以て各支部に指令すると共に友誼團體に對しては依頼狀を發送し引續き關係各團體に別記(五)の如き請願書用紙を發送して目下全国的に署名運動を展開しつゝあり。

別記(一)

完全小作法要綱

中澤辨次郎案

- 一、耕作權の確立
小作權を物權として確認し、登記を経ざるも土地引續きの事實に依り物權的權利の發動を認め何れの第三者に對しても對抗し得るものたること。
- 二、耕作權の最短期間は之を二十年―それ以下の短期契約は總て二十年とす―とし最長繼續期間は法定せざること。
- 三、耕作權の更新は小作人の利益に於て自由となし正當の事由なく地主之を拒むを得ざること。
- 四、土地所有者は小作人より生存權の脅威に基く正當の異議申出ある場合、土地の自由賣却を行ひ得ざること。
- 五、土地の所有者に變更あるも小作人の有する耕作權には何等の影響變化を與へざること。
- 六、耕作權の譲渡は一般的には任意とし、特殊の場合に限り禁止

労働運動の状況

し、またその轉賃借は原則として禁止すること。
但し兵役、疾病死亡の特殊事情ある場合に限り之を認容する事。

- 六、地主耕作權の解消を求めんとする場合には左の如き對價を支拂ふべきものとする事。
 - (イ) 土地改良、耕地維持乃至耕地設備費として土地賣價の三分の一を下らざる價格の賠償。
 - (ハ)(ロ) 現在耕作物、耕作用具に對する相當賠償。
- 二、所有權の制限
 - 一、土地の自由處分權の濫用は小作人の生活權を脅威し、延いては公秩良俗を害する虞れあるを以て、次項以下の如き適當なる制限を付すること。
 - 二、土地の賣買譲渡は關係小作人の同意を得るにあらざれば實行

労働運動の状況

- 土地の自由なる収益處分に基く左の如き行為は土地の社會性故に土地の生産力培養の必要に鑑み強く制限すること。
(イ) 立入禁止假處分に關する制限。
(ロ) 土地不當明渡し要求に對する制限。
(ハ) 假裝土地賣買及び信託法利用土地會社の地主代理行為に對する制限。
- 公正小作料の制定
- 公正小作料制定の第一歩として、先づ小作人の生活權確保を基準とする最高小作料を決定すること、その額は收穫高の三分の一を越えざる範圍に於て定むること。
- 確定的公正小作料は幾くとも生産費を控除した收益の三分の一以上に及ばざること。
- 天災地變その他不可抗力に依る收穫の減少したる場合はその割合に應じて減額又は免除すること。
- 租税免除の行はれる場合に於ては當然に小作料をも免除すべきものたること。
- 小作料支拂の甚しき遲滞に渡らざる限り、それを理由として立毛差押へ等の不當處分を行ひ得ざる原則を確立すること。
- 團體協約權の確立
- 新たに作らるべき小作立法の内には各個的小作契約の外に集合契約制を確立すること。
- 小作人の生活權確保を基調とする小作契約の改善乃至維持の交渉に付き、小作人各團體は自由にその交渉に當り得るものたること。

- 本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届け出ることを要す。
- 労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。
一、名稱 二、目的 三、主たる事務所 四、組合員の資格に關する規定 五、組合員の加盟脱退に關する規定 六、組合の大會其他の會議に關する規定 七、組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に關する規定 八、加盟金及組合費並に會計に關する規定 九、組合規約の變更に關する規定 十、組合の聯合及合併に關する規定
- 労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず。
- 労働組合は労働爭議につき役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず。
- 雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て、被傭者を解雇する事を得ず、傭主又はその代理人は被傭者を労働組合に加盟せざる事又組合より脱退する事を雇傭條件となす事を得ず。
- 労働組合が傭主又はその團體と労働協約を締結したる場合巨於て之に反する組合員と傭主との單獨契約條項は之を無効とす。
- 労働組合の役員又は組合員は労働爭議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるることなし。
- 労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。
- 労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散することなし。
- 地方長官は労働組合の規約又決議法令に違反するものあり

労働運動の状況

- 團體協約權に基く小作契約改訂の提議ありたる場合、相手方は團體交渉たることを理由として之を拒むことを得ること。
- 右交渉繼續中はその理由の如何を問はず、立入禁止、土地明渡要求立毛差押、小作料支拂要求等の一切の不法行為をなすを得ること。
- 前項に依る場合、民法上の義務不履行の責任は生ぜざるものとする。
- (備考) 小作組合法を別に制定する場合に於ては團體交渉權は該法中に包含さるべきものなるが現在に於てはその用意に缺けてゐる故此處に規定すべきである。
- 五、其他他規定すべき事項
- 地主の利益に於て爲す土地會社の營む請負小作制は小作人の生活を脅威し、農村の公安を害する虞れあるを以て之を嚴禁すること。
- 天災地變その他收穫物價格の暴落等に依り小作人の生活權を脅かす減收の起るべきことを豫想し、國家は小作立法と同時に農業保險法を制定し、特別會計に依り之が匡救の途を立てること。

別記(二)

労働組合法要綱

日本労働組合會議大會決定

- 一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善並に其他被傭者の共同福利の保護増進及其素質の向上を計るを目的とする被傭者の團體又はその聯合を謂ふ。

と認めたるときは警告を發し若し應ぜざる場合にはその取消變更を裁判所に訴ふる事を要す。
十二、六に違反したる傭主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。
別記(三)
昭和十二年一月十四日
日本労働組合會議議長 松岡 駒吉

請願署名運動に關する件

- (一) 労働組合法、小作法制定要求に關する請願署名運動は來る二月九日(豫定)東京に社會立法制定要求民衆大會を開催し、直ちに議會に提出することに決定して居りますので何卒大至急署名運動の御手配を願上す。
- (二) 右署名用紙を二月五日迄に組合會議書記局に到着する様御送附下さい。
- (三) 尙今回の署名運動は組合員必ならず組合員外未組織労働者並に一般國民大衆にも働きかけて廣く署名に御努力を願上す。
- (四) 労働組合法、小作法の請願署名用紙御必要の際は書記局へ御一載下さい直ちに御送附申上げます。
- (五) 署名運動に對する御注意
イ 署名には出来るだけ印若しくは捺印を捺して下さい。
ロ 街頭署名は當局は不許可の方針とのことです。

別記(四)

指令第參號

労働組合法、小作法制定に關する請願運動の件
第七十議會に對し、労働組合法、小作法制定に關する請願運動

労働運動の状況

を起すことに決定致しました。請願用紙は二、三日中に各支部宛送附致しますが、各支部は直ちに準備を整へ、請願書用紙到着次第に、職場、村落、街頭に於て、記名捺印を取る運動を展開されたい。

印判は便宜上捺印でも差支へないことになってゐます。記名捺印を了した請願書は各支部で取纏め、第一回切日として、一月末日迄に確實に本部へ送達ありたし。

右

昭和十二年一月十六日

労働無産協議會本部議會闘争委員會

各支部御中

別記(五)

紹介議員 労働無産協議會執行委員長 加藤 勘十

労働組合法即時制定に関する請願書

小作

法

府

郡

村

字

番地

請願人

職業

氏名

族籍

常年

歳

外

名

請願の要旨並に理由

労働條件の維持改善を計り、以て労働者階級の生活を防衛する

五、愛國労働組合全國懇話會の動靜

愛國労働組合全國懇話會は既戦の如く全國會議結成の前提として組織せられたるものにして、爾來之が組織の擴大と愛國

労働組合會議の結成に努力中なりしが、近時加盟團體たる日本産業労働俱樂部對總聯合會其の他の團體との間に愛國政黨樹立問題等を繞り意見の對立を招來し内部の不統制を暴露しつゝあり、殊に本月十二日の本懇話會關東地方委員會席上に於て産勞側は過般の「日獨防共協定祝賀提灯行列費用割當の件」並に後記の「電力國營促進全國期成同盟」結成に關し反對意見を述べ他團體と論争する等何等かの機會に本懇話會より脱退せんとするが如き態度を示したるを以て、之に對し産勞外の團體は産勞の態度を批判檢討し産勞脱退したる場合の對策等を協議する處ありたり、更に總聯合會高山久藏等は愛國團體の全統一の爲には産勞を除外するも可なりとの意向の下に全統一の具體的工作を進めつゝある模様なり。

而して愛國政黨樹立問題に關しては關東地方の總聯合會高山久藏等は時局協議會に参加し此の一派と共に之を樹立せんと策動しつゝあり又關西地方の總聯合會は既戦の如く皇國農民同盟等と共に右時局協議會には反對的態度を採り新政黨樹立の前提として大和聯盟なるものを結成せり、更に産勞は現在愛國政黨樹立に策動中の人物は何れも大衆的組織を有せず且政治的野心満々たる所謂札付人物のみなるを以て之等と共に愛國政黨を樹立すること能はずと稱し極めて消極的態度を持しつゝある等本懇話會の内部は極めて不統制複雑なる情勢を呈しつゝある現況なり、左に最近に於ける主なる行動を摘記すべし。

(一) 電力國營促進運動状況

本懇話會にありては豫てより政府案たる電力民有國營案支持を標榜し聲明書の發表或は關係官廳を訪問して之が實現方に關し陳情する等電力國營案促進運動を爲しつゝありしが、更に本運動を全國的に展開する必要ありとして客月二十二日加盟團體たる總聯合會外六團體(産勞は出席せず)の代表十五名會合し運動方法等に付き協議せる結果名稱を「電力國營促進全國期成同盟」とし常任幹事に高山久藏、矢ヶ崎靜馬、佐藤守義、深田吟次郎の四名を挙げ運動方針として

労働運動の状況

唯一の手段は労働組合に團結し、組織を通じて自己の要求を主張することであります。殊に最近の物價騰貴と労働條件の低下に苦しめられつゝある労働者階級にとつては當然にして最低の要求であるにも拘らずわが國においては未だ法認されてゐないのみか、屢々労働者の團結権は脅威されつゝある状態であります。また土地を唯一の生産手段とする農民にとつては耕す土地を保護する小作法の制定が緊急不可欠の絶對的必要であります。即ち、小作料減免請求權の確認、小作農民に對する耕作權の確保等、小作農民を保護する法律の制定なしには小作農民の生活安定は期し難いのであります。

これら二法の獲得運動は既に久しい以前より行はれてゐるのでありますが、最近には昨年一月、東京に開催された労働大會(労働無産協議會はこの大會を通じて結成されたものであります)においても右二法案の即時制定を要求したのであります。労働者農民にとつてこれら二法の獲得は今や一日も猶豫し難い死活の問題であります。

以上の理由により、速かに労働組合法、竝に小作法が制定せらる様、御配慮を願ひます。

右法律制定の儀請願令に依り請願仕候也

昭和十二年 月 日

衆議院議長 富田 幸次郎殿

労働運動の状況

一一〇

- (1) 同一主張の愛國團體並に既成政黨にも働きかけること
- (2) 宣傳方法としてはポスター、パンフレット、ビラ等を作成配布すること
- (3) 國民大會を開催し氣勢を挙げ又署名を取り請願運動を爲すこと
- (4) 地方に對しては本部より講師を派遣し座談會等を開き其の際署名運動を爲すこと等を決定せり。

而して右決定に基き本月十六日別記(一)(二)の如き電力國營即時斷行の請願署名運動に就ての御願と題する印刷物及び請願書を加盟各團體等に發送し目下之が署名運動を爲しつゝあり尙本運動に關しては後記の如く常任委員會に於ても協議決定する處ありたり。

(二) 常任委員會の状況

本月十七日大阪中央公會堂に於て第六回常任委員會を開催せり出席者高山久藏、赤崎寅藏外十五名にして大橋治房議長の下に左記事項を協議決定せり。

- (1) 國際労働代表會議に關する件
皆川利吉より「本問題に關し前日廿八日當局より通知を受領した、昨午政府に抗議の陳情をしたが多少其の効果があつた、當局に於ても必ずしも投票數のみで證據せぬとの回答であつた、一月十二日關東地方委員會を開いた時本問題に關し懇話會より四名が海軍聯盟に話合に行くことになり電話照會した處同聯盟に於ては既に一月八日に「林、安田、熊本」の三名を申告してゐるので話合があつたとしても之を變更し得ぬとの返事であつたので海軍との共同申告は難しくなつた譯である。今迄海軍聯盟の方を考慮して
- (2) 電力國營問題に關する件
高山久藏より「日本は物資が不足であるが唯一つ水力電氣に恵

居たので本件に對する處置は少し遅れた此の事情承知の上で協議されたい其の上愛國從業員組合總聯盟の員數等書類整備の上廿一日迄内務省に申告の手續を執りた度い」云々と説明し協議せる結果左の如く決定

- 労働代表 林 助 (海軍聯盟)
顧問 今井 武吉(總聯合會)
顧問 石井 熊藏(産勞俱樂部)

其の運動の要點は

- 中小工場休業損害政府保證
中小工場労働者生活保證
至急對策を講じ現狀の不安を除去すること
物價を統制し物資の不足を來さざる様にすること
物價吊上げ策謀嚴罰處斷
右内容の文章を本部にて作成關係當局に陳情すること
(4) 港灣労働者保護問題に關する件
左の如く決定

- (イ) 健康保險法を港灣從業員に適用すること
(ロ) 労働者災害扶助法適用範圍を擴大し港灣從業員にも之が福利を均霑せしむること
(ハ) 退職積立金法を右同様適用すること
右を文書とし逕信、内務兩省に陳情すること
(5) 諸物價吊騰對策調査委員會設置の件
山崎常吉より「廣田内閣の採つた増稅計畫が諸物價の吊騰を來たした、國防の見地から増稅した事に付國民は其の責任を負はねばならぬが或團體の如きは大眾課稅反對運動を起して居るが此の大眾課稅反對が國防費に累を及ぼすと云ふ様な事では我々は躊躇する、本問題に就ては相當研究の餘地があるので對策調査の爲調査委員會の設置を提案する」と述べ協議の結果

本部に於て具體案を決定することにて右提案を採擇する事とし不日、本部に於て日時場所を定め委員を召集することに決定

- (6) 愛國從業員組合總聯盟加盟承認の件
中部地方に於て合同統成せる本團體を正式加盟せしむる事を承

労働運動の状況

一一一

まれてゐる之を國家一般の福祉の爲に統制する運動は誠に必要と思ふ、其の統制に依り現在五百萬キロの電力は二千萬キロに迄開發し得る、現在の組織に在つては大資本は低價なる電力を使用し中小資本は高價なる電力を使用せねばならぬ。此の意味から電力民有國營案は我々の理想から距ること相當遠いが現在の電力産業が日本の金融財閥がやつて居る點より見て國有國營の理想の過程として今回の政府提案の民有國營案に對し結束し充分政府を監督鞭撻せなければならぬ今の政府の腰の入れ方を見ると政府案さへ實現が危ふまれるので全力を盡して此の運動を爲さねばならぬと思ふ」と説明し實行方法として、請願運動(電力國營即時斷行に關する貴衆兩院に對する請願)ポスター、立看板、パンフレット、演說會尙之が目的達成の爲電力國營既成同盟會を各地に造り國民の輿論を喚起すること、具體的方法是本部に於て取纏め各所屬團體に指令することに可決

(8) 銑鐵飢饉問題對策の件

皆川利吉より「愛國労働農民同志會からの委託提案があつたので本問題を提出する現在鑄物の材料が不足し一應六十七圓に昂騰を見て居る、之は財閥の計畫的買占めに依るものであり、政黨又之に合流して居る大工場は材料を用意して居り困らない、困るのは中小工場と労働者である川口市の如きは六百軒の鑄物工場が殆んど休業狀態に在り其の労働者は半數休業と云ふ憂目を見てゐる。

之は政府の方針の誤りと財閥が材料を匿して増稅反對の手段となす爲である。今議會で既成政黨も問題にするであらうが我々は其れと別途の方法で運動したい」と説明し

労働運動の状況

認可決

(7) 政治委員会設置の件

具體的に政治意見を纏める為政治委員会を設置することとし其の委員招集日時場所を本部に一任する事に決定

(8) 緊急動議

獨逸に労働代表派遣の件

松田喬平より「防共協定に賛同するものは大體現状打破の勢力であると云ふ見地からゼネバの國際労働會議との關係より此の獨逸の労働者との交際の爲日本より代表者を送つた方が面白いのではないかと思ふ其の費用は愛國團體並に其のグループからでも出て来る、之が實現方を圖りたい。右は或要路方面からヒントを得て提案するものである」と述べ

皆川利吉

「提灯行列の際獨逸大使を通じ記念品を贈つた時の話に本年四月頃獨逸の代表者が日本に来るとの事で實は其の時相談しやうと思つてゐたのであるが此の話に關聯して居るから賛成である」

高山久蔵

「私が先に労働代表顧問として獨逸に行つた時獨逸の労働者は日本の労働者に對し非常に好感を持つて居る事を感じた、松田君の動議に賛成する」

大橋治房(議長)

「松田君の提案は結構であるがナチスの政治を日本に持つて来るのではないと云ふ觀點を明らかにし獨逸と交通することにした、一般に獨逸の政治を日本に取入れるが如き疑を抱かしめぬ事を前提として本案に賛成する」

故に吾等の主張は皇國の國體を顯現せる産業形態としての國有國營の實現である。しかし現時の我が國の狀態より即時國有國營の斷行の社會全般に及ぼす急激なる影響の甚大なるに鑑み國有への第一段階としての意義を認めて民有國營を支持する吾等の態度を茲に表示するものである。

然るに第七十議會を前にして、財閥政黨等の亡國的现状維持派陣營よりは、最近積極的な反對論の擡頭するあり、而してはやくも議會に於ける同案の通過は至難なりとする定評を生むに至つた。

彼等の反對論こそは全く自己陣營の利害打算に立脚するものにして寸毫も國家國民の生成に思ひを至さざる反國體思想の發露に他ならない。かくの如き資本家的既成諸政黨の魔手にかゝりて、電力國營案が葬り去られんか、吾等國民の待望して止まざる

電氣料金の値下げ

失業対策

國鐵全線の電化

農村の電化

國防の強化充實

電力の新たる開發

等の改新政策の實現思ひもよらず、侮を千載にのこすものといふべし、

署名運動の敢行

この重要國策たる電力國營に對する吾等の意志を表示し、反對論を一蹴して當局を鞭撻するの合法的手段として茲に「電力國營即時斷行に關する諸願署名運動」を吾等は敢行せんとする次第で

労働運動の状況

一一三

赤崎

「議長の説に賛成する」

松田

「唯獨逸の労働者と交際する事を目的とするもので獨逸の政治を日本に移さうとするものではない」

結局原則として本年春頃代表を獨逸に送る事に決定

(9) 日本産業労働祭に關する件

例年の通り日本産業労働祭を四月三日舉行する事に決定

(10) 次期常任委員会に關する件

次回常任委員会は来る三月下旬中部地方(場所名古屋一任)にて開催すること

別記(一)

電力國營即時斷行の諸願署名運動に就ての御願ひ

左記の主旨、方針を参照の上、國民的要望たる電力國營即時斷行の達成のため、特に各位の御協力を切望致します。

昭和十二年一月十六日

電力國營促進全國期成同盟
後援 愛國労働組合全國懇話會

各位

吾が電力國營促進全國期成同盟は、何故に電力國營の即時斷行を主張し、その實現に努力するか。それは言ふまでもなく、國家産業の根基をなし、國民生活に重大なる關係を有し、殊に一朝有事に備ふる石油・石炭の貯蔵、即ち國防の充實のためにも、電力經營が個人的營利經營に委ねるべきものでない明かな事實に立脚するものである。

ある。

全國同憂の各位！

吾等は各位の絶大な御協力御支援の下に右の目的貫徹を期する次第、何卒特別の御配慮を切望して止みません。而して第七十議會の開會中、同案の採否をめぐり議場の正に白熱化せんとする直前、國民總意の結集たる國民大會を帝都に開催して、國民代表による議會請願となさんとするものであり、切に各位の全的參加を今より懇望する次第である。

次に議會の開會もいよいよ切迫した今日、吾等のこの運動は最も急速なる展開を必要とする。

署名運動の具體的方針

(一) 貴族兩院議長宛に一通宛の請願書を提出する必要上、同一人より二通の署名を乞ふこと。

(二) 特に請願書の表紙に注意されたし(貴族院議長衆議院議長宛別々二通署名のこと)。

(三) 署名運動の第一期間を一月三十一日までとす、而して同日までの獲得分は即日本部宛送付ありたし。

(四) 右の送付は本部に於て負擔すること。

(五) 第二期間を二月一日より二月十五日までとす、請願書不足の節は本部宛申込まれたし。

(六) 宣傳ポスターの活用を是非依頼します。

別記(二)

電力國營即時斷行に關する諸願書

府 市 町 大字 番地

縣 郡 村

一一三

労働運動の状況

請願者 職業 外 名

衆議院議長

電力國營即時断行に關する請願書

請願要旨

電力民有國營は、國防、國家産業、國民生活に最も大なる關係を有するものに有之候、就ては左の要旨の條項を挿入の上、今次の第七十議會に於て、御採擇相成度候

(イ) 皇國日本の國體理想を具現せる産業形態、即ち國有國營の前提としての民有國營たること

(ロ) 電力並全電氣事業の供給價格の引下げを断行し、以て國民生活安定の條件たらしむること

(ハ) 國防上、電力使用を最も有効適切ならしむること

(ニ) 農村の電化計畫を樹立し、農民の窮乏を打開すること

(ホ) 電力開發を十全たらしめ、國鐵全線の電化、國家重要産業の電化等をしてその從業の生活の向上を計り、進んで國民大衆の失業救済の方途たらしむること

右五項目に關する條項挿入の上、採用實施相成度、茲に請願仕候也

請願理由

あらゆる物資の天然資源に乏しき日本に於て、唯一恵まれたる水力電氣を百パーセントに活用し、國家百年の大計を樹立することとは何人も異論なき事と存し候

然るに現在の電力經營を一瞥候に、全國を通じて、八百有余の電氣會社は雜然として無統制に分散し、全く將來の發展性に對し

て、現在のまゝの民間經營を續ける限りに於ては、我が國に於ける電氣産業の發展は不可能と相成申候

茲に於てこの現狀を打開し、將來の發展を期するの途は、國家權力による強力なる統制以外に斷じて方途は無之と存じ候、勿論、吾等としては徹底せる國有國營を願望し、之れに依らざれば、完全なる統制の不可能なるは熟知し居り候へ共、事には段階が有之、急激なる變化の各方面に及ぼす甚大なる影響を慮り第一段階として現在の政府案たる民有國營案を支持致す次第に御座候

然るに近時あらゆる四圍の情勢は電力國營案に對し、寔に憂慮に堪へぬ不安なる傾向を示し居るものゝ如くに見受けられ候、かくしては吾等、年來の念願たる

(一) 更に新たな電力の開發

(二) 電力料金の引下げ

(三) 失業對策

(四) 國鐵全線の電化

(五) 農村の電化

(六) 國防の強化

(七) 電氣從業員の生活の向上

等の改新政策實施は全く思ひもよらず、殊に、農村に於ける現時の電氣事業架設費の莫大なる負擔、料金の高率等々農民の負擔加重は言辭に絶する現狀に有之候折柄、悲憤傳へらるゝ如き反對論者の論旨のまゝにこの政策が葬り去れらんか、國家百年の上に於ける國運伸長に及ぼす一大損失は計り知るべからざるもの有之、國民全般が當然辛くべき天與の資源を、一部の力によつて壟

斷することの惡政に思ひを致す時、當局は全部の反對論を一蹴して、所期の目的に邁進されたく願上げ候

六、物價騰貴と労働運動

昭和六年九月英國の金本位制停止断行及び同月勃發せる滿洲事變の結果、外貨邦債の漸落を來し、金流出を盛んならしめ、政府は遂に同年十二月十四日所謂「金輸出再禁止」を断行し、更に同月十七日金貨兌換停止の勅令を公布するに至れり。

此の金輸出再禁止は、滿洲事變による軍事實の急速なる膨脹に伴ふ所謂軍需景氣と相俟つて貨幣價值を下落せしめ、物價を

して騰貴の趨勢を辿らしめ以て直接間接に、國民生活の上に暗影を投ずるに至れり。而して未曾有の甚大なる昭和十二年

國庫豫算案(二十億四千萬圓)の發表は此の傾向に拍車を加へ、物價は急騰するに至りたり。日本銀行調査による東京卸賣物

價指數につき觀るに、本年一月の卸賣物價指數は前月に比し八分六厘の昂騰となり、前年同月に比し二割一分六厘の騰貴と

なり、更に之を昭和六年十二月(金輸出再禁止の月)に比すれば實に六割一分の激騰を示せり。斯くの如き急激なる物價昂騰

に對し勞働賃銀の變動を見るに、昭和十一年十月に於ける定額賃銀指數(日銀調査)は昭和六年十二月に比し九分三厘の減少

となり、實收賃銀に於ても僅かに五分の増加を示せるのみにして、斯くの如く急激なる物價騰貴に對する勞働賃銀の不均衡

は勞働運動に相當影響を與へたり。即ち、全日本勞働總同盟に在りては、本月十一日の中央委員會席上本年度の主要闘争方

針として物價騰貴に伴ふ賃銀値上闘争を全國的に展開することに決し、此の旨同日付を以て同月十七日指令第一號並に檄文

として各所屬團體に發送し、各所屬團體亦此の本部の方針に基き著々運動を進めつゝあり。

労働運動の状況

合に發し本闘争を全国的に統一指導せんとしつゝあり。

更に東京交通労働組合及び東京市従業員組合は本月二十七日東京市芝協同會館に於て全市従業員大會を開催し、「物價騰貴による賃銀即時引上の件」を決定し、同月三十日兩組合代表者は市役所を訪問し従業員家族の生活不安に對する善處方につき懇請する處ありたり。

以上の外大阪市電自助會を始め全國各労働團體に在りても夫々賃銀増額運動につき協議決定し、著々之が運動を展開しつゝあり。

右の如き物價騰貴に基く賃銀増額運動は各労働團體共通の運動にして最近に於ける無産政黨の急速なる躍進と相俟つて從來兎角沈滞せる組織運動に進出せむと企圖しつゝある模様なるが、之が爲労働紛争議は激増傾向顯著にして、本年一月中に發生せる争議總件数は二二〇件中賃銀増額要求に基く争議は實に九五件の多數に昇る状況にして、本運動は全国的に進展しつゝあり労働運動の動向は將來相當注意を要するものと認めらる。

尙右の如き労働者の賃銀値上運動に對し、事業主側は未然に之が防止の爲、東洋紡績株式會社を始めとし自發的に賃銀増額又は臨時手当の支給等を爲すもの相當多數に上り、之亦相當注目に値するものあり。

農民運動の状況

一、全國農民組合の情勢

全國農民組合にありては、全國大會を二月中旬に開催すべく専ら之れが準備に努めつゝあり、又地方聯合會にありても年次大會其他に於て夫れ／＼運動目標並に新役員を決定し、冬期闘争に全力を傾けつゝあり。概況次の如し。

(一) 中央部の状況

(1) 大會準備活動

第七十議會會期中二月十六、七の兩日東京市に於て開催と決定せる本年度大會

は、政府が異常なる方針を樹立し、默せる大衆の大なる負擔と犠牲とに於て之れを處理し、全農をしてその本來の闘争目標とする土地、小作料の題目の外に此の時局即ち大衆の生活窮乏を増大せしめつゝある政府の政策に對する抗争を當面の任務として課せられてゐる所に格別の意義がある(一、二五付達第一七號、一、二〇付同一九號)として大會の中心題目を「小作料全國改定運動、大衆課税反對、農民必需品騰貴抑制、獨占價格反對、小作法即時制定、農地法案反對、農産物検査國營反對、官僚的農村更生運動反對」等に置き盛會裡に開催せんとして各府縣聯合會に對し代議員の派遣、地方情勢の報告方應等諸般の準備活動を續けつゝあり。

(2) 機關紙の發行

一月一日付にて「土地と自由」第百五十號を發行せり。(本號より大阪版を設けたり)

(二) 地方聯合會の状況

(1) 年次大會其他の状況

(イ) 東京府聯合會

一月二十一日東京府下南多摩郡小宮町府聯事

務所に於て全農本部員岡田宗司府聯代議員四十名出席の下に開催し、當面の運動目標を「反ファツシヨ的勢力の統一強化と労働者農民の大衆的基礎運動の擴大」に置くことに決定し左記議案の審議並に本年度役員を決定せり。

農民運動の状況

一二八

記

議案

- 一、略
- 二、略
- 三、小作法獲得請願運動に関する件
- 四、土地取上立禁立毛の差押へ反対闘争に関する件
- 五、農村政治運動強化の件
- 六、農村ファッショ運動粉砕の件
- 七、農檢強化により小作料引下げ改正要求の件
- 八、養蠶農民の生活を補償す可き繭價補償法制定要求の件

九、貯水池の犠牲となる多摩川沿岸漁業組合員の生活補償要求の件

十一、十三、略

以上

新役員

執行委員長	中村高一	書記長	泉澤義一
會計	井上重五郎	會計監査	須長甲三
顧問	吉川守國		森田喜一郎
顧問辯護士	黒田壽男	牧ノ内武人	大泉信
	坂口亮人		

(ロ) 栃木縣聯合會 一月十日擴大執行委員會を宇都宮市縣教育會館に於て大屋執行委員長以下二十二名並岡田本部員出席の下に開催し、冬期闘争目標を「(1)小作法の制定要求 (2)農産物不當檢査反對 (3)大衆課税反對」闘争等に置き殊に農産物檢査反對闘争に於ては「(1)合格米基準引下 (2)俵裝檢査の緩和 (3)重量制の要求 (4)罰米の廢止獎勵米要求」等に力を注ぐこととせり。

(ハ) 静岡縣聯合會 一月十六日擴大執行委員會を開催し、書記局員の山崎執行委員長不信任問題につき協議を遂げ「執行委員長排斥の舉に出でたる書記局員は之を解任し、同時に山崎執行委員長は責任上一切の役員を辭任することと爲し、委員長の仕事は福島義一をして代行せしむることとせり。

(ニ) 岐阜縣聯合會 一月二日支部代表者會議を開催し「(1)昭和十一年度小作料減免要求 (2)産米檢査の緩和補償米の要求 (3)小作法、労働組合法の制定要求、大衆課税反對」等を主要目標として運動を進むることとせり。

(ホ) 福島縣聯合會 一月三十一日田中委員長以下約三百五十名の組合員並に岡田本部員等出席の下に本年度年次大會を開催し、本年度上半期に於ける運動目標を「小作法の獲得、小作爭議の自主的解決、新進幹部の養成、町村會議員の獲得」に置くことを決定せり。

尙大會議案の主なるもの並に新役員次の通り。

議案

- 小作料引下運動に関する件
- 小作補償米要求に関する件
- 小作法制定に関する件
- 土地取上反對に関する件
- 肥料問題に関する件
- 農家借金整理に関する件
- 入營兵家族生活補償に関する件

國民健康保險組合法に関する件

物價騰貴政治反對の件

市町村會對策の件

ファッショ反對の件

役員

執行委員長 田中利勝 書記長 八百板正
常任委員 高木松太郎

(ヘ) 岡山縣聯合會 一月十日岡山市公會堂に於て杉山、黒田、水谷の三代議士並に組合員其他約四百名出席の下に開催し、本年度運動目標を「地主が絶對權力を握り封建時代其の儘の高き小作料を搾取しつゝある小作制度の根本的解決と資本主義制度の打倒」に置き當面の具體的運動目標を「大衆課税反對、ファッショ反對、社會大衆黨を中軸とする政治戦線の擴大強化」に置くこととせり。而して本大會に於ては言論の中止に應ぜざりし石井安六の檢束と縣聯書記森田壽の言論中止ありたるも大會は比較的靜肅に終始せり。尙大會議案の主なるもの並に新役員次の通り。

議案

小作料減免闘争の件

農民運動の状況

土地取上反對闘争の件
強制穀檢反對獎勵米増額闘争の件

農民運動の状況

小作法獲得運動の件
地方自治體選舉開争の件
大衆課税反對開争の件
産業組合對策の件
ファッショ粉砕の件

(ト) 愛媛縣聯合會 一月十五日本年度年次大會を松山市大街通二丁目ラヂウム温泉に於て渡部執行委員長以下八十五名出席の下に開催し左記議案の審議並に本年度新役員を決定せり。

電燈料値下の件

新役員

執行委員長	宮向國平	書記長	江田三郎
常任書記	石井安六	森田壽	白井憲一
	中村一郎	池田勝則	楠見嵩

議案

小作料永久三割減免の件
産米麥検査反對獎勵米増額反對の件
自轉車荷重牛馬車税等惡税撤廢の件
小作法制定要求の件
大衆課税反對の件

ファッショ排撃の件

青年部確立の件

新役員

聯合會長	林田哲雄	執行委員長	渡部國一
書記長	佐竹庄平	常任書記	武知榮
	武田長太郎	瀧口悦雄	村上吉作

(2) 選舉運動 全農岡山縣聯合會にては一月二十八日施行の上道郡に於ける縣會議員補缺選舉に書記長江田三郎を擁立せるが、同選舉區の有効投票總數七千九百六十四票中四千四百十八票を獲得して當選せり。

(8) 組織活動 (イ) 栃木縣聯合會 大屋執行委員長は小作爭議防止委員會の影響に依り全く潰滅状態にありたる「箒根支部」の再建を企圖し一月十六日箒根村に於て座談會を開催せり。

(ロ) 福佐聯合會 本聯合會唯一の地盤たる佐賀縣三養基地方は昭和十一年夏以來協調組合の設立に依り全く潰滅状態と

なれるため、新執行委員長は之れが再建を志し不取敢基里村支部の強化を圖ることとせり。斯くて一月三日基里村開争委員會を結成し開争委員長に基里村第二區支部長中村友造を、同副委員長に秋山仙造を推し再建活動を開始せしめたり。

二、皇國農民同盟の情勢

(一) 冬期講習會開催 本同盟にありては、内外時局の重大化しつゝある際、廣く農村大衆の實生活に即し國體農民運動に精進しつゝある吾が同盟は、眞に大地を踏みしめた偉丈夫を全國の村々に送らねばならぬ」として一月二日より五日迄四日間大阪府北河内郡交野村倉治源氏の瀧愛汗熟道場に於て青年講習會を開催せり。講習生は大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根の一府五縣より選拔せられたる同盟員四十八名にして、毎日太鼓を合圖に起床し、國歌合唱、皇居遙拜、奉仕作業を行ふ等緊張裡に講習を了へたり。

因みに講師の氏名並に演題次の如し

神と人と土	京都帝大 作田 莊一
我國の有難さ	海軍大佐 山下 智彦
國際的國內的危機	
自己を捨てよ	

何を目的とすべきか

神らがらの道	大社教總監 千家 尊建
世界經濟の動向と日本經濟	東京帝大教授 橋爪 明男
農藝の實際	元岡山縣農林技師 吉原 喜一
作業奉仕の意義	皇國農民同盟理事長 吉田 賢一

(二) 大阪府聯合會第二回大會狀況 本聯合會は「日本精神を高揚して新農村建設の大目標を掲げん」と稱し第二回大會を一月十五日大阪府北河内郡守口町公會堂に於て開催し、國體的農村建設の柱梁として五人組制度と村政改革を實現せんことを宣言せり。

因みに本大會に於て審議せる議案並に新役員次の通り。

農民運動の状況

農民運動の状況

議案

- 一、五人組制度實現の件
- 二、國體の本義に基く政黨結成の件
- 三、肥料國營に關する件
- 四、電力國營に關する件
- 五、府縣會議員町會議員選舉に關する件
- 六、皇農道場設立の件

一三二

(三) 奈良縣聯合會の結成

昨年八月以來元全國農民組合奈良縣聯合會幹部駒井菊松、元全國水平社員西光萬吉コト清原一隆等を中心として皇農奈良縣聯合會の結成に奔走しつゝありしが、愈々機熟せりとなし、一月十七日皇農本部理事長吉田賢一、竝宮地豫備騎兵大佐等の出席を得、北葛城郡高田町に於て之れが結成大會を開催せり。

三、中央農林協議會の運動狀況

舊臘農山漁村の經濟更生を目的として結成せられたる中央農林協議會にありては、一月三十一日産業組合中央金庫會議室に於て協議會を開催したるが出席者は

千石(産組中央會) 有働(全 販 聯)
千坂(全 絲 聯) 碓氷(全 乾 聯)
岸本(日本米穀協會) 片田(全 養 聯)

石黒(農村更生協會) 伊藤(農村工業品販賣所)
東浦(帝 農)

等二十餘名にして新内閣に對し農村水産行政機構を改革強化し以て確固たる農村水産國策の樹立實行に邁進方要望することに決し別記聲明書を發表することゝせるが之が取扱は帝國農會に一任せり。

(別記)

聲明書

新内閣の使命は庶政を一新して國防の充實を期し國民生活の安定を具現するにありと確信す而して國防の充實と國民生活の安定とは皇軍の基幹たる農山漁村民の經濟更生を以て第一歩となす。

新内閣は宜しく此の點に著眼し兵農兩全の實を擧ぐべく農村水産行政機構を改革強化し以て確固たる農村水産國策の樹立實行に

邁進すべし此の時に當り庶政一新の名に於て農林商工兩省を合併せんとするが如きは我國農林水産業の特質と發展とを無視するものにして農商務省時代に於ける行政上の失敗に鑑み吾人の斷乎反對するところなり。

昭和十二年一月三十日

中央農林協議會

四、産業組合の運動狀況

(一) 産業組合中央會

本會に在りては一月二十五、六、七の三日間に互り第四十八回支會役員及主事協議會を開催せるが、來會者百餘名にして第二次産業組合擴充計劃樹立に關する件外十件を審議決定する處ありたるが、重なる議案左の如し。

記

(1) 産業組合擴充五ヶ年計劃第五年度事業遂行の件

(未だ以て組合精神の普及十分ならず其の事業も亦全組合員の經濟生活に徹底せざるの憾あり、故に未設置町村並未加入農業者の解消組合經營大業化の積極的遂行、産業組合教育の徹底、都市産業組合の普及活動促進に向つて勇往邁進し以て産業組合運動の正常なる進展を期すること)

(2) 第二次産業組合擴充計劃の件

(産業組合の實務益々重大を加ふるの秋擴充五ヶ年計劃の成果

(二) 産業組合中央會山口縣支會

本會にありては今回漁村に於ける經濟振興と懇談會を開催せり。漁村經濟振興懇談會協定事項案にめ之を指導誘掖すべく、一月十五日關係者十數名會合し漁村經濟振興懇談會を開催せり。漁村經濟振興懇談會協定事項案に

農民運動の状況

一三三

就き種々協議し大體其の決定を見たるも更に委員を選任し懇談會を開催審議することとせり。

五、系統農會の運動状況

(一) 帝國農會

本會にありては、第七十回帝國議會に提案せらるべき農林國策、其の他農村關係法案の實現促進を圖るべく一月二十二日より二日間に亘り道府縣農會長協議會を開催したるが、帝國議會は停會に引續き内閣の總辭職となり其の目標を失ひたる爲會議は氣乗せず形式的に之を開き別記聲明書並決議を可決せり。

(別記)

聲明書

政府の税制改革案は國民負擔不均衡の是正を大眼目とし、達觀して農會年來の主張に合致するものと認む、然るに最近動もすれば國民負擔の均衡化實現を根本より破壊し去らんとするが如き反對論の頻りに行はるゝは實に農家の爲めのみならず又邦家の爲め深く遺憾とする所にして吾等は斯る反對論を斷乎として排撃す。

茲に系統農會は一致團結して重要農林國策農會技術員俸給國庫補助増額と共に農山漁村民の過重負擔を軽減すべき税制改革の實現に直往邁進せんとす。
右聲明す。
昭和十二年一月二十二日
道府縣農會長協議會

(二) 關西二府十七縣農會聯合會

本農會に於ては一月二十日大阪市實業會館に於て關西二府十七縣農會大會を開催せるが、參會者は帝國農會長代理東浦庄治、兵庫縣農會長山脇延吉外一千餘名にして先づ司會者松原五百藏より開會の辭あり、亞いで兵庫縣農會長山脇延吉より所感として「我々多年の宿望たる農村の負擔均衡に付現政府は最善の努力を拂ひつゝあるに不拘我々の選出せる代議士等は之に難辭を付け大修正を加へんとして居る、若し今議會で農村選出の代議士が我々に不利なる言論を爲し又は該政府提案の税制改革案に對し我々に不利なる修正を加へたる代議士あるならば之等の者に對しては徹底的に何等かの方法を以て制裁を加へねばならぬ」云々と意見を開陳せり。續いて帝國農會長の祝辭あり、夫れより議事に

入り別記宣言決議を可決し、實行方法として本大會の決議を以て直ちに總理、各省大臣並各政黨總裁、貴族院各會派代表關西二府十七縣農會選出代議士に電報を以て陳情すること、本大會決議事項の貫徹を期する爲各府縣毎に實行委員を選び政府、政黨政派の要路並選出代議士に對し而接要望し飽迄實現運動に努むること、本大會決議要旨を直ちに關西府縣以外の各道府縣農會に通報し速かに全國的農村輿論の高調連絡を圖ること外數項を決定して大會を終れり、引續き各府縣代表の五分間演説あり、相當氣勢を擧げたり。

(別記)

宣言

現下我國内外の非常時局に際し政府は難に應政一新の聲明に基き税制改革其の他重要農林國策を樹立し近く再開の第七十議會に提出實現を期せんとす。

惟ふに建國の大本たる農村の不況幾既に久しく其の窮乏の禍根たる苛重負擔の軽減は直に農村救済の喫緊事として多年我系統農會の絶叫要望せる所なり。

今次政府は之が改革を斷行し國民負擔の均衡を圖り以て農山漁村民の負擔を軽減せんとす吾人は積年の宿望達成の氣運將に到來せるものと謂ふべし、茲に關西二府十七縣下全農家の總意を代表し其の主張を廣く天下に闡明し飽迄所期の目的の貫徹に鋭意邁進

せんことを期す。
右宣言す。
昭和十二年一月二十日

關西二府十七縣農會大會

決議

- 一、國民負擔の均衡を主眼とする税制改革の實現を期す。
- 一、徹底せる農林國策の實現を期す。
- 一、農林商工兩省の合併に反對す。
- 一、農會技術員給國庫補助増額の實現を期す。

昭和十二年一月二十日

關西二府十七縣農會大會

六、帝國水産會の運動状況

本會にありては、一月二十六、七の兩日に亘り赤坂三會堂に於て第十六回總會を開催せるが、出席者全國代表八十五名にして、漁村指導機關整備に關する件、漁村金融改善に關する件、漁業經營改善に關する件、水産物利用の改良振興に關する

る件他四件に就き協議する處ありて近く政府に對し建議陳情する模様なり。

七、全國町村長會の運動狀況

本會にありては、一月二十八日より三日間に亘り第十七回總會を開催せるが、會同者百五十餘名にして、諸種の報告を爲したる後議事に入り宣言決議(別記)を可決、翌いで三十四の議案に就き審議を重ねたるが、其の重なる議案は左の通りにして近く夫々關係當局に建議する模様なり。

記

- (イ) 政府の公表せられたる地方税制及財政改革案に關し町村特別税戸數割廢止に依る収入缺陷に付ては調整交付金の交付に依るは勿論獨立税を創設し個々の町村財政の實情に鑑み相當弾力性を有せしむる模様の筋に要望すること。
- (ロ) 今次發表の税制改革案中産業組合に對する課税は可成除外する模様の筋に要望すること。
- (ハ) 義務教育年限延長の實現方を其の筋に要望すること。
- (ニ) 醫師なき農漁山村に對し國費を以て醫療並助産機關を施設せらるゝ模様の筋に要望すること。

(ホ) 電力國營を急速に實現せらるゝ模様の筋に要望すること。

(別記)

決議

- 一、税制改革案の實現を圖ると共に自治權限の擴充を期す。
- 一、地方財政調整交付金の交付に關しては公平適正なることを期す。
- 一、地方制度の刷新改善を期す。
- 一、町村吏員待遇改善の急速解決を期す。
- 一、町村有建物火災保險相互組合法の制定を期す。

昭和十二年一月二十九日

全國町村長會

八、東北振興町村長聯盟の運動狀況

東北六縣町村長を以て組織せる東北振興町村長聯盟に在りては一月二十二日赤坂三會堂に於て東北振興町村長聯盟大會を開催せり。出席者七十餘名にして「政府が今回の豫算査定に當り東北振興豫算削減を加へ遂に東北振興計畫は幾かに名目のみ存して實質の之に伴はざる結果を招來するの懸念あり、政府は當初の聲明の如く東北振興調査會案に據る東北振興第一期

綜合計畫經費を昭和十二年度以降五ヶ年繼續の經費として來年度豫算に分割計上せられむことを要望し之れが徹底を期するものなり」とし之が宣言決議を爲し來賓として出席の政友、民政、東方、國同、昭和の各政黨代表より夫々激勵的演説ありて閉會し、散會後三十名の代表者は三班に別れ首相官邸、内務、文部、陸軍、海軍、農林、逓信、大藏、鐵道、商工の各省及東北局、内閣調査局等を訪問陳情せり。

商工運動の狀況

一、全日本商權擁護聯盟の運動

本聯盟に於ては一月二十六日本部事務所に於て全日本商權擁護聯盟各地支部代表協議會を開催せるが、出席者は全國加盟團體代表二百餘名にして山崎常任副委員長より開會の辭あり、續いて各種の報告ありて議事に入り、産業組合政策是正、中小商工業振興に關する件を議題として種々協議する處ありて、原案通り可決し之が實行方法は常任委員に一任することゝせり。而して同議案の核心を爲すものは、「産業組合に對する所得税、營業收益税、營業税及資本利子税等の各種免税特典を廢止し凡て商工業者と均等に課税せられたること、産業組合政策を是正し産業組合に對する過度の保護助成の特典を撤廢

水平運動の状況

一三八

し、産業組合に對する監督取締及検査を嚴正にし産業組合の違法脱法行為の絶滅を期し以て中小商工業者に對する壓迫を除
去せられたきこと」を要望せるものなりとす。

二、日本實業組合聯合會

全日本肥料團體聯合會等諸團體の産業組合課税要望の運動に關しては別項に記述せるを以て爰に之を再掲せず(附録 税
制改革案を繞る農村商工關係諸團體の運動狀況参照)

水平運動の状況

一、全水第十四回全國大會準備運動の状況

全國水平社に在りては、昭和十一年度全國大會(第十四回)に關し、客年一月二十六日福岡市全平公會堂に於て開催せられ
たる第三回中央委員會に於て、第一候補地埼玉縣、第二候補地福岡縣、第三候補地熊本縣とし同年四月下旬乃至五月上旬を
期し開催することに決定し、大會準備委員會を任命せり。更に三月二十四日東京市淺草區今戸町所在全水東京支部事務所に於
て大會準備委員會を開催し協議の結果同年四月二十七、八兩日埼玉縣川越市所在舞鶴館に於て開催することとし、大會費用
其他具體的方針を決定し、四月四日大會達示第一號を以て全國所屬支部へ指令を發したり。而して之と同時に中央委員深

川武外二名をして埼玉縣特高課に之が諒解を求めしむる所ありたるが、埼玉縣當局より同地は戒嚴令施行地に近接し居るの
みならず、前記大會達示中大會の意義任務の説明に關し「外には戦争の危機内には二・二六事件を畫期線として政治権力は急
速にファッショ化しつゝある」旨強調し、大會の中心スローガンとしてファッショ反對を掲げつゝある情況に鑑み、此の際
中止若くは延期方懸念せられ遂に延期の已む無きに至れり。而して其の後全水總本部に於ては同年十一月三日大阪市浪速區
所在浪速市民館に於て第六回中央委員會を開催し協議の結果昭和十二年一月二十日前後東京に於て開催し翌日は政府當局に
對し關係問題に付き陳情抗議要求の抗争デーとするこゝとなしたるが、参加者動員の必要上三度之を變更し二月十四、五の
兩日東京市芝區所在協同會館に於て開催することに決定し東京市赤坂區表町一丁目八番地松本次一郎方に大會事務所を設置
し、常任中央委員井元麟之、常任書記酒井基夫を常置し種々之れが準備に著手すると共に、一月十六日全國各支部に宛て大
會召集狀を發送したるが、其の後中央政界の變動の爲更に三月三日に之を變更し(議會解散の場合は五月上旬)東京に於て開
催することゝなし、二月六日大會達示第二號を以て各府縣聯合會並各地區協議會に宛て指令を發送せり。以上の如く第十四
回全國大會は種々なる客觀的情勢により昭和十一年中之を開催すること能はず、遂に本年に持越されたるが、本大會は反フ
アッショ闘争を中心スローガンとするものゝ如く、殊に帝國議會開會中なるを利用し部落改善費年額一千萬圓獲得運動其の
他政治闘争に進展する處あるを以て相當注意の要ありと認む。

二、差別事件並糾弾運動の状況

(一) 佐藤中將糾弾運動の解決状況 昭和九年十一月二十三日付萬朝報紙上に「貴人と穢多」と題する記事を投稿し、所謂鐵
道疑獄事件の控訴公判に於て、證憑の朗讀を裁判長に迫りたる元鐵道大臣小川平吉を攻撃し「自己の罪を蔽はんとする其

水平運動の状況

一三九

の心事の陋劣汚穢は到底幾多以下である」と稱したる豫備役陸軍中將佐藤清勝に對する全國水平社本部の糾弾運動の状況に關しては、昭和九年十二月、昭和十年一月、二月、三月、四月、五月、八月分月報に記述せる如く佐藤中將個人に對する糾弾運動は、同中將が「謝罪文を萬朝報社並在郷軍人會機關紙「戰友」に掲載し、更に陸軍當局に對し軍隊内に於ける差別問題撤廢方法に關し、誠意ある進言を爲す」こととして妥協成立し、其の後佐藤中將は謝罪文を全水本部に送付したる爲一應本問題は解決したるものゝ如くなりしが、全水本部に於ては「陸軍の最上層階級に在る者が未だ斯の如き差別的觀念を有するは畢竟するに、陸軍當局が軍隊内に於ける差別事實を放任し何等差別觀念排除の政策を樹立せざるに原因するものなるを以て單に佐藤一個人の糾弾に停むべきものに非ず、更に此の問題を契機として陸軍當局の責任を糾弾すると共に、軍隊内に徹底したる融和政策の確立を要求するの要あり」と之が運動を全國的に展開し、各部落に於ては、在郷軍人會、青年團、青年訓練所等が中心となりて座談會、演說會を開催し「軍隊内差別撤廢融和政策樹立」に關する決議文を陸軍大臣、在郷軍人會長、青年訓練所本部等に送付すると共に、水平新聞、各種リーフレット等の發行に依り部落大衆の闘争意識の高揚に努むる等其の運動熾烈を極めたるが、本月十二日全水中央常任委員井元麟之外三名は東京市本郷區向ヶ丘彌生町三番地佐藤中將宅を訪問し、佐藤中將と會見折衝の結果「人民融和への道」一千五百部を全國各聯隊内に於ける差別觀念を除去する目的の下に、佐藤中將寄贈とし費用四十五圓同中將負擔にて全國各聯隊に借行社より配布せしむることとし圓滿解決せり。

(二) 差別放送事件糾弾運動の解決状況

全國水平社總本部に在りては昭和十年十二月二十五日午後九時、東京中央放送局より全國中繼を以て放送されたる、邑井貞吉の講談「中江兆民」中差別的言辭ありとなし、中央放送局、大阪放送局、逓信省等に對し抗議折衝中なりしが(昭和十一年一月分登載)全水總本部より上京中の中央常任委員井元麟之外二名は本月十四日、

中央放送局に、文藝部長小野賢一郎、演藝課長久保田万太郎を訪問し、約二時間に亙り折衝の結果次の條件に依り圓滿解決を見るに至れり。

- (イ) 中江兆民問題に就き遺憾の意を表すること。
- (ロ) 今後一層出演者の選擇に注意し階級的、民族的、職業的差別をせしめざる様注意する。
- (ハ) 尙一層當事者に部落問題に對する注意を喚起せしむる。
- (ニ) 今後講演、演藝其の他に融和的放送を行ふ。
- (ホ) 部落問題に關しては將來全國水平社を折衝對象とする。
- (ヘ) 部落問題に關する連絡を密接にする爲に中央放送局側に於ては小野、久保田を、全水側に於ては井元、深川、酒井を代表者と定める。

(三) 報知新聞社の差別記事掲載に對する糾弾運動の状況

一月十二日付報知新聞朝刊東京版に「我帝國を美化しよう、市民は先づ見直せ」と題し「三河島や向島のある部落のやうに醜景をこの大東京の真中で云々」「我等の大東京の少くとも中央地帯は決して特殊部落ではないのです云々」等の記事の掲載ありたるを以て、三河島部落民、向島部落民及全國水平社は何れも差別的記事なりとして、各自に報知新聞社を糾弾すると共に、東京府社會課、中央融和事業協會、内務省社會局等を訪問陳情する所ありたるが、其の運動概況左の如し。

- (1) 三河島部落民の動靜 荒川區三河島町、皮革業藤田榮次郎は本月十三日報知新聞社を訪問抗議したるが其の後同人を中心に種々協議の結果、東京府社會事業協會融和部に一切の交渉を一任することに決定し、本月二十二日次の如き要求書

水平運動の状況

一四二

を東京府社会事業協会長へ提出せり。

一月十二日付報知新聞記事に關する要求書

一、内務省に對し

(一) 内務大臣の陳謝。

(二) 内務省は各道府縣知事に對し、織多、新平民、特殊部落、長吏坊、馬の骨、草坊、四つ、等又は之を諷刺したるものは左記法令の違反に該當する旨通牒を發し、嚴重取締を勵行する事。

(3) 治安警察法「第十條、第十六條の安寧秩序を紊す」に該當、

出版法「第十九條、第二十條の安寧秩序を妨害し」に該當、

新聞紙法「第二十三條、第二十四條、第四十一條の安寧秩序を紊す」に該當、

(4) 警視廳令「興行場及興行取締規則第五十一條の公安を害し」に該當、(各道府縣は之に準ず)

二、報知新聞社に對し

社長が直接謝罪文を提出する事。

三、美術批評家協會に對し

會長が直接謝罪文を提出する事。

昭和十二年一月二十二日

荒川區三河島町八丁目二、四一〇

藤山榮次郎

東京府社会事業協會長殿

(2) 向島部落民の動靜

向島區吾嬭町東七區町會及奉明會役員松山主計以下十二名は本月十五日、吾嬭町東七ノ六五眞光會館に於て協議の結果、關係官廳に對する陳情(要求)並報知新聞社に對する決議文を手交することに決定し、町會長松山主計外十名は、翌十六日東京府社会課長、同學務部長、中央融和事業協會、内務省社会局長官等を訪問し陳情要求書を提出し、更に報知新聞社に到り抗議の上決議文を手交せり、要求事項及決議文の内容次の如し。

(一) 美術批評家協會に對する要求事項

(2) 協會を解散すべし、

協會責任者は謝罪すべし、

警保局に對する要求事項

(1) 新聞檢閲責任者を即時撤官すべし、

(2) 將來檢閲に當遺漏なきを期せらるべし、

(三) 報知新聞社に對する決議文

昭和十二年一月十二日貴紙東京版に掲載せる「東京を美化しませう」は當該地區に對し、甚だしき侮辱を加へたるのみならず非國民的記事なりと認め、茲に吾嬭奉明會並に吾嬭七區町會

の決議により左記の通り要求す。

(1) 編輯及執筆責任者を即時撤官すべし、

新聞社並新聞社長は謝罪すべし、

(3) 而して將來は如斯非禮失態をなからしむべし、

右要求のあたりとも聞き入れざる時は向島區内に於て不諱を敢行すると共に、更に全國の同志並に融和團體に訴へ全國的の運動として報知新聞の糾弾の徹底を期すべし。

(3) 全國水平社の動靜

全水東京府聯合會會長深川武、全水中央常任委員井元麟之、全水常任書記酒井基夫等は、本月十七日向島區吾嬭町東七區町會長松山主計を訪問し、全水との共同闘争を提唱したるが松山より全水側が物質的慰藉の方法に依る解決を計らんとするを處れ拒絶せられたるを以て獨自の立場に於て糾弾せんとしつゝあり。

(4) 東京府社会事業協會の動靜

東京府社会事業協會融和部に在りては本月十八日常務委員會を開催し(松山主計、藤田榮次郎の兩名は委員として出席す)對策協議の結果報知新聞社に對する交渉方針を左の如く決定せり。

(1) 報知新聞社に對し今後如斯ことなきやう注意を促すと共に新聞社をして啓蒙運動に盡力せしむること。

(2) 新聞社は今後座談會等を開催し、再び問題を惹起せざるやう注意すること。

(3) 皮革工業に對して社會的に認識を深めるため無料にて記事の掲載等援助すること。

(5) 報知新聞社の態度

報知新聞社に在りては本月二十二日定例重役會に於て對策に關し協議の結果、

(1) 遺憾の意を表する事、

(2) 編輯責任者を處罰する事、

(3) 編輯記者の座談會を開催し融和團體に對する認識を深める

(4) 執筆者に對し遺憾の意を表せしむるやう斡旋する事、

等を決定し家庭部長兼東京版主任永井和歌丸は、東京府社会事業協會を訪問し諒解を求むる所ありたり。

水平運動の状況

一四三

朝鮮人運動の状況

一、警視廳管下における極左朝鮮人の活動と檢舉の概要

(一) 概説

警視廳に於ては、其の管下に滞在する黨並全協影響下朝鮮人の檢舉を續行して其の殘存分子の清掃をなすと共に、一派の再據頭に制壓を加へ來れるが、昭和十年八、九月に至り、コミンテルン第七回世界大會の決議が、合法出版物其他を通じて我國に紹介せらるゝに及び、曾ては轉向を表明し、日和見的立場にありたる出獄者其他の意識分子にして、合法場面に進出するの傾向頗る濃厚となり即ち、李雲洙、朴台乙、金鶴儀其他に於ては、昭和十年十二月末、謄文朝鮮新聞を發行し、其の配布網を通じて分散せる左翼分子の糾合統一を企つるに至り、又李昌鼎、金武英、金昶夏等の出獄朝鮮人は、右と別個に昭和十年五月頃より、出獄者慰安會其他の名目を以て秘かに會合し、六月中旬以降江東方面所在硝子、鍛冶其他中小工場に就勞中の朝鮮人勞働者を目標に、單獨勞働組合の組織活動を展開するに至れり。而して其の活動は、表面標榜するが如き改良主義的勞働組合の結成に非ずして、黨又は全協の再建を目標とし、コミンテルン第七回大會の決議方針を實踐しつゝありたり。

舊プロット加盟三一劇場の後身たる朝鮮藝術座は、昭和九年十月過去の極左偏重主義的活動の清算を宣言し、合法劇團を標榜して漸く其の命脈を維持し來りたるが、客年一月以來内部的活動活潑化し、公演活動に於ても階級的民族的色彩濃厚となり、名實共に三一劇場を再現するに至りたるを以て、警視廳に於ては朝鮮新聞關係者の檢舉(特高外報月報昭和十一年九月分参照)に引續き、右單獨勞働組合關係の李昌鼎外十二名、朝鮮藝術座委員長金斗錫外十五名を檢舉せり。取調の結果前者より李昌鼎、金武

英、金昶夏の三名を後者より金斗錫外五名を、日本共產黨の目的遂行の爲にする行爲を爲したるものとして送局せり。

(二) 單獨勞働組合結成運動

(1) 結成の経緯

元日本共產黨全協東京支部協議會フラクたりし李昌鼎は、轉向を表明し

て昭和十年五月八日出所(於東京控訴院、懲役二年、五年間執行猶豫)せり。然るに依然共產主義の正當性を確信し、同一心境にありたる金武英、朴台乙等と秘かに再轉向の機會を窺ひつゝありたるが、(一)黨全協等の非合法組織體は、滿洲事變以後の客觀的重壓の下に潰滅狀態にあり。従て勞働者小市民の生活は擁護せられず、極めて悲惨なる狀態にあると、(二)又指導體を喪ひたる黨、全協影響下分子は、合法團體より其の加盟を阻まれ日和見的立場に彷徨しつゝあり、(三)然れども江東地方に於ては、江東讀書俱樂部等の下に結集せる之等影響下分子間に指導體再建の氣運鬱積しつゝありと認め「黨又は全協の再建」を目標に、單獨勞働組合の結成を決意するに至れり。

而して其の意圖する單獨勞働組合は、在露中の山本懸藏が嘗て全協大衆化の爲めに本邦共產主義者に指示せる、所謂地方的企業別單獨勞働組合の組織方針(昭和八年十一月七日付勞働新聞第一〇〇號)如何にして階級的勞働組合を組織すべきかに基きたるものにして、江東地方に散在せる意識分子を糾合して合法的單獨勞働組合を結成し、以て黨並全協の綱領に従ひ其の闘争方針を實踐せむとしつゝありたり。而も之が結成の準備活動展開中、コミンテルン第七回世界大會の方針反映するに及び、本組織を以て其の決議方針を實踐するため好個の組織なりとせり。偶々日本勞働組合全國評議會が、本組織を自己の傘下に吸収せむとするや、合法舞臺利用の好機として之に加盟し、其の内部に於て「協同會」を結成し、徐々に全評の極左化を圖らむとせるものにして、一派は協同會を以て單獨勞働組合に比し、當局の彈壓を免れコミンテルン第七回大會の決議を實踐する爲めの最良の組織なりとせり。

(イ) 準備活動 昭和十年五月頃金武英、尹炳煥、金敬伊等總戸方面在住鮮人は、親睦團體「城東會」組織に關し非法組織を主張する朴台乙、金三鳳、金祖夏、李泰鎬等吾嬬町方面にありたる朝鮮人と對立の状況にありたり。李昌鼎は城東會の組織を支持し、意識分子を之に結集せしめ、單獨労働組合の素地たらしめむと後者を説得して、之を組織せしめたり。

次で六月中旬より單獨労働組合組織に著手し、朴台乙、李泰鎬、金武英、宋二夏等に於て、江東地方に散在せる意識分子の糾合に努めたる處、内地人柳源三、岩田佐一郎(城東託兒所)等及鮮人親睦團體向島共和會、南海親睦會、健友會、城東會等の各責任者の支持を得たるに依り、同年九月初旬本所區向島須崎町某所に於て單獨労働組合結成全體準備會議を開催せり。其後李昌鼎外七名の準備委員に於て、江東讀書俱樂部、同娛樂俱樂部、第一合同消費組合、大久保鐵工所、四ツ木セルロイド工場(従業員)等と連絡し、表面 (一)工場法の徹底的適用 (二)賃銀値上 (三)賃銀の規定日支給 (四)長時間労働絶對反對等を標榜して大衆獲得に努むる所ありたるが、十一月中旬に於て、内地人笹野徳三郎(讀書俱樂部)、山我仁助(第一合同消費組合)、菲澤慶子、青木某等を支持者又はメンバーに獲得し、陣容漸く整ひつゝありたり。

(ロ) 全評江東地區協議會に再編成と協同會の結成 然るに昭和十年十一月中旬に至り、全評江東地區に於ては、李昌鼎等に於て單獨労働組合結成の準備活動を展開しつゝあるを看取するや、之を傘下に吸収せむとし、合同方を提議せり。單獨労働組合側に於ては、種々對策協議の結果、既存労働組合に加盟し、「フラクシオン」活動に依つて其の所屬組合(團體)を革命的方向に指導することが共產主義者の使命であり且コミンテルン第七回大會の決議を實踐する所以なりとし、(一)此際全評に全員加盟し、職場活動に依つて未組織労働者を糾合し、單獨労働組合を結成すること、(二)結成の後、江東所在の各組合に働きかけ、戦線統一を圖ること等、對全評方針を決定し、同年十二月初旬翌十一年一月中旬の二回に亙る合同

懇談會に臨めり。全評側は、産業別組合主義の立場上之に反對し、單獨労働組合關係者は夫々の職業に應じて各産業別組合に加盟し、それ等のメンバーは、別に親睦を目的とする團體を組織すべきことを提議せり。茲に於て當初の方針を拋棄して、李昌鼎、金武英、柳源三等は全評江東地區協議會化學分會に、李泰鎬、山我仁助其他は同金屬分會に加盟し、昭和十一年二月二十日頃新に、親睦機關を標榜して「協同會」を結成せり。

(2) 活動概況 表面的には全評各産業別組合に加盟し、其の擴大強化に努めつゝありたるが、(一)全評の労働協支持を以て、反ファシヨ人民戦線の結成を阻害するものとして反對闘争を展開し、裏面に於ては、(二)江東地方の意識分子間に對立せる闘争方針の統一を圖る爲め、戦線統一懇談會を開催し、或は (三)共產主義理論並戰術研究會を開催して、黨全協の再建方針を協議し、本研究會を以て、全評其他合法労働組合内に於けるフラク活動の指導母體に發展せしめ、江東地區に於ける黨の組合部的役割を擔當せしめむと企圖しつゝありたり。

(イ) 全評の労働協支持に對する反對運動 昭和十一年六月下旬全評關東地方擴大委員會に於ては、労働問題に關しでは之を支持すべく態度を決定し、來るべき關東地方評議會年度大會に之が議案上程せられむとするや、李昌鼎、李泰鎬、中本コト山我仁助の三名は、秘かに會合し、(一)全評が労働協を支持することは社大黨との對立を激成し、我々の目的とする人民戦線の結成に大なる支障を齎すを以て極力之に反對すべきこと、(二)大會席上に於て、山我が反對演説を爲し、李昌鼎が其の支持演説を爲すこと等を協議せり。同年七月五日、芝協調會館に於ける全評關東地方評議會年度大會に於て、労働協支持を内容とする議案(政治闘争強化に關する件)上程せられ討論に入るや、山我は大要次記の如き反對演説を爲し、該案の撤回を要求し、労働協をして廣汎なる大衆的カンパ機關たらしむる事を提議せり。李昌鼎は之が支持演説を爲し、議場を紛糾せし

め、遂に右議案を一時保留せしめたり。

記

「本案の撤回を要求する。それは凡ゆる資本主義ブルジョアジーが吾々の職線統一を再び分裂に陥れ、資本の攻勢を計らむとする時、その分裂を孕ませるが如き新黨樹立運動は、凡そ全無産階級の要望に反するものである。今日我々労働階級の日常の経済闘争中一つとして政治的意味を含まないものはない。それに對して新黨でなければならぬといふ理由は、何一つ見出すことが出来ない。社大黨をファッショと呼んで労働協の存立を合理化しようとしてみる斯る態度こそは、労働組合の全的合意と職線統一を阻害するものである、私は之に代るに次の事項を提案する即ち

(ロ) 職線統一懇談會による活動方針の統一

昭和十一年三月初旬、當初李昌鼎の單獨労働組合結成を支持しつゝありたる青木某、菲澤慶子(山我仁助内妻)等に於ては、「我々の運動は、指導體たる日本共產黨の再建を前提とすべきものである、

その爲には、黨組織の基礎たる大經營を中心に細胞を組織すべきである」として、單獨労働組合による合法活動、特に全許加盟に極力反對するところありたり、山我も漸次之に傾き、李昌鼎等の黨全協再建の前提として、合法活動を展開せむとするの意見と對立を來しつゝありたり。偶、本所地方に於て雑誌「仲間」を發行しつゝありたる嚴鐘鎬、長島乾司、浦野喜太郎、井井よし江、水谷正夫等に於ても、「協同會」に合流せむとするに至りたるを以て、之等分子の懇談會を開催し、活動方針の統一を圖るべく企圖せり。三月十六日午後七時より同十時頃迄の間、山我方に於て李昌鼎外七名に依り準備的懇談會を開催したるも、依然對立的意見を解消するに至らざりしを以て、引續き同月二十三日鮮人李昌鼎外五名、内地人柳源三、長

島乾司外六名に依て第二回の職線統一懇談會を開催せり。

席上浦野喜太郎、長島乾司、柳源三、嚴鐘鎬、金武英、金昶夏等は、

- (1) 過去の全協は力關係を考慮せずデモ、カンパ等に職場大衆を動員し、
 - (2) 大企業内に二、三の分會員が出來ると、直に上部機關に引き上げ職場闘争を閉却し、
 - (3) 他組合の意識分子を引抜き、同志打的行動を敢てし、
 - (4) 天皇制打倒等の如き高度のスローガンを掲ぐる等、全般的に政治偏重の嫌があつた、
- と過去の全協活動を批判し、再度斯る誤謬を犯さざらむことを中合すと共に、「(一)現在の客觀的情勢に照し、我々はコミンテルン第七回大會に於て採擇せるテーゼに基き、既存の合法労働組合に加盟し其の所屬組合の尖鋭化を圖ること、(二)反ファシズム闘争を展開する爲め、全許其他の労働組合は勿論、右翼團體等にも加入し、共同職線を展開することが急務であり、最も正しき方針なり」との結論に達し、單獨労働組合結成の基本的方針並全許加盟方針を承認し、對立せる活動方針を統一せり。

(ハ) 共產主義の理論並戰術研究會の開催

李昌鼎に於ては、職線統一懇談會に依つて江東地方意識分子の意見の統一を

圖る一方、昭和十一年六月一日午後七時頃より同九時頃迄の間、本所區横川橋帝大セツルメント附近帝大生新谷某方に於て、伊藤憲一(元共青中央委員)山我仁助、菲澤慶子の三名と會合し、共產主義理論並戰術研究會を開催せり。

菲澤慶子は、大企業を中心とするフラク活動を以て、共產主義者の基本的態度なりと主張し、李昌鼎との間に依然意見の對立ありたるが、結局 (1)我々共產主義者は狀勢の如何に拘らず、原則として大企業を目標に活動すべきである、(2)現在操

頭しつつある組合の全的組合の氣運を利用し、既存労働組合に加盟して、戦線統一の爲め活動することも必要である、(3) 今後活動分子はなるべく大企業に潜入すると共に、全評其他合法労働組合に加盟せる分子と提携し、共産主義運動の發展に努むべきである、(4) 今後毎月一回宛研究会を開催し、本研究会で討論せる根本理論並戦術は、時局新聞、労働雑誌、サラリーマン等に發表すること、等を協議せり、其後伊藤、山我等の個人的事情の爲め、再開に至らざりしも、李昌鼎等に於ては、本研究会をして全評其他の合法労働組合内に於けるフラク活動分子の指導母體に發展せしめ、江東地區に於ける黨の組合部的役割を擔當せしめむと企圖しつつありたり。

(3) 其他 李昌鼎、金武英、金昶夏、李泰鎬等に於ては、江東所在娛樂俱樂部、讀書俱樂部等のメンバーを單獨労働組合(全評加盟後は協同會)に再編成すべく企圖し、昭和十年十月以降相踵で之に加盟したるが、特に金武英、宋二夏等は娛樂俱樂部財政世話役として、李昌鼎、柳源三は組織宣傳部員として其の諸活動に参加せり。

(三) 朝鮮藝術座 (1) 檢舉前の状況 朝鮮藝術座は、舊プロット加盟三一劇場の後身にして、往時に於てはプロットの直接指導下に活潑なる演劇活動を展開せり。然るに、昭和九年七月、當時の客觀的情勢の重壓を受け其の指導母體解體するや、表面之に順應して舊來の極左偏重主義の清算を宣言し、高麗劇團に改組せり。其後朝鮮藝術座と東京新演劇研究會に分裂し、前者は「新演劇の創造樹立」を、後者は「技術者中心の純然たる興行劇團」を標榜別箇の活動を展開し、漸く其の命脈を維持しつつありたり。

昭和十年中葉より再擡頭の傾向を辿るに至りたるが、翌十一年一月兩劇團合體し、相當活潑なる活動を展開するに至り名實共に三一劇場を再現せり。

(2) 活動概況 中心分子金斗鎔、金鳳元、金三奎等に於ては、三一劇場の革命的傳統を繼承し、日本共産黨の大衆化を目標に

(一)「演劇活動を通じ、朝鮮未組織大衆の啓蒙と戦線統一の役割を擔當せしむ」(金斗鎔) (二)「現在に於ける客觀的情勢は、非合法活動による被壓迫階級の解放は不可能なるを以て、合法的範圍内に於ける民族演劇を通じ、民族的階級的意識の高揚に努むると同時に、戦線統一を圖り、朝鮮人解放運動の目的を達成せしむる役割を爲す」(文藝部員金鳳元) (三)「共産主義思想を基調とせる進歩的民族演劇を通じて、在日本朝鮮民衆をして批判的精神を指導高揚せしめ、資本主義による搾取と抑壓を如實に理解せしめ彼等を解放戦線に誘導するにあり」(財政部長金三奎)との認識の下に大要次記の如き諸活動を展開し、韓遠來、安禎浩、朴贊鳳、李浩鎔等は、劇團の中心と爲り其の諸活動に参加せり。

(イ) 朝鮮藝術座と東京新演劇研究會の合同、高麗劇團の分裂は、劇團の生命とする演劇技術を低下せしめ、爲に大衆の支持を喪ふに至り延ては、經營上の困難を來しつつありたり。之が克服策として關係者間に再合同の議擡頭しつつありたるが、昭和十年七月下旬、演劇雑誌「テアトロ社」村山知義の斡旋に依り合同の氣運頓に促進せり、昭和十一年一月五日、東京半込俱樂部に於ける朝鮮藝術座臨時總會に、東京新演劇研究會より崔丙漢外八名参加し合同を實現せり。

而して表面「在日本朝鮮民族の演劇運動を遂行し、日本にある朝鮮人の文化的(演劇)要求を充當し、同時に朝鮮の進歩的演劇の樹立」を標榜せり。

(ロ) 公演活動 (a) 中央公演 舊朝鮮藝術座に於ては、昭和十年十一月二十五、六日築地小劇場に於て中央公演を開演せり、其の上演脚本「鼠火」(李箕永原作)は、朝鮮に於ける封建的遺習を打破し、進歩的思想を暗示し、「土城廓」(韓泰泉作)に於て、資本主義下に倫落せる朝鮮女性の悲惨なる生活を描寫せり。

朝鮮人運動の状況

一五二

(b) 地区公演 合同前に於て舊朝鮮藝術座は、昭和十年三月三日芝浦會館に於ける創立準備の第一回公演以來、東京市内、神奈川縣下に於て四回の地区公演を持ち、東京新演劇研究會は、同年三月十六日以來東京市内に於て二回の地区公演を開催せり。

合同後に於ては、昭和十一年一月二十九日蒲田桃屋劇場（観客約一〇〇名）同三十日神奈川鶴見岩戸館（観客約一〇〇名）同三十一日神奈川玉川高津館（観客約三〇〇名）二月四日芝浦青年會館（観客約四〇〇名）の四箇所に於て、前記土城廓及び柳致眞作「牛三幕（反地主イデオロギーと、金吾と稱する中間搾取に對する忿懣を描寫せるもの）」を上演せり。

(c) 第二回公演準備活動 昭和十一年二月初旬の總會の決定に基き、文藝部員に於て第二回中央公演川脚本の作成に著手せり。四月中旬崔丙漢作「春香傳」五幕同「アリラン峠」五幕金斗鋒作「農村の春」に對する批判會を開催種々討議したるが、何れも其の内容不適當として之が上演を中止せり。

(ハ) 研究會活動 金斗鋒、金三奎に於ては、各メムバーに階級的民族的演劇活動家としての意識を體得せしむべく、昭和十一年六月中旬以降同年九月初旬に至る間前後十六、七回に互り研究會を開催せり。研究會は文藝、演技の二部に分ち、前者に於ては、作家の作品を中心に演劇の理論的研究を主とし、（毎月水曜日）後者は作品の朗讀「メイクアップ」發聲法等演劇技術の向上を目的とせり。

二、在京都朝鮮人に依る演劇團體「白藝團」の結成と第一回公演状況

(1) 結成の経緯 昭和十一年十一月中旬、新聞配達人朴相基は、元朝鮮語劇團中心分子金岑万と協力し、劇團の結成準備中にありたるが、翌月中旬在京都朝鮮人中の演劇に興味を有つ土木工事場監督補助文在新、新聞配達人鄭宗漢、同朴奉

基、立大生曹永柱、同魏大駿、刺繡職柳順子（女）等を糾合し、新演劇團體「白藝團」を結成せり。

本團體は (一) 昭和七年六月中旬舊プロット京都地協の再建を企圖せる朝鮮語劇團（趙南錫、朴享緒、金岑万、文在新）(二) 昭和九年十一月頃結成を見たる「三千里劇團」（文在新、鄭宗漢、柳順子、朴相基）(三) 昭和十一年五月「三千里劇團」メムバーを中心とする「半島藝術研究會」(四) 同年七月中旬前記メムバーを以て結成せる「花月劇團」等の後身體と目すべきものにして、在京都朝鮮人留學生學友會中心分子孫容丹、元朝鮮語劇團朴享緒等が其の指導權を掌握しつゝあり、舊朝鮮語劇團の革命的傳統を繼承し演劇を通じて民族意識の誘發高揚を圖らむとするものと認められ其の動向嚴重注意を要すべきものあり。

(2) 第一回公演状況 本月十五、六兩日、左記に依り中京區三條通柳馬場角京都基督教青年會館に於て、創立第一回の公演を開催せり。

(一) 入場者 兩日を通じ二九四名（入場料五十錢）
(二) 創立經過並第一回公演に關する挨拶 魏大駿。
(三) プログラム
(イ) ジャズバンド（内地素人バンド）二回演奏（ロ）盲の弟劇

(ハ) 民謡二回 (ニ) 家庭哲學（劇）
尙公演初日は恰も「三エルデー」に相當せるを以て、言語其他に相當制限を附し嚴重取締を加へたる爲め事故なく終了せり。

三、兵庫縣朝鮮人團體聯合會の創立

神戸市居住中の客籍朝鮮人張致洙及薛東鎧等は既報（昭和十一年十一月分特高外事月報参照）の如く豫て縣下所在の各種朝鮮人團體を統一して民族的結合の強化を圖るべく之が準備中の處、其の後舊臘二十七日及本年一月八日の二回に互る準備會合を経て愈、一月十日之が創立大會を開催するに至りたるが、今後本會の組織は相當擴大するものと認められ其の活動に關しては相當注意を要するものと思料せらる。今創立大會の概況を摘記すれば次の如し。

朝鮮人運動の状況

一五三

朝鮮人運動の状況

一五四

- 一、開催日時 昭和十二年一月十日 午前七時三十分
- 二、場所 神戸市吾妻小學校講堂
- 三、参加團體 神戸市引協親會、第四組朝鮮人組合、大新相親會、昌進會、新進會、大和親睦會、東釜共親會。
- 四、新團體の名稱 兵庫縣朝鮮人團體聯合會。
- 五、大會の模様 在神思想客疑鮮人李麟淵司會の下に議長金鐘植、副議長張致洙、書記金海耕外一名を指名し先づ張致洙より経過報告として『本會結成の目的は吾々在神同胞の利益の爲めである。團結の力を吾々同胞が發展向上する唯一の武器である。昨年夏母國を襲來した大水害に同胞の慘害救済を目論見水害對策委員會を結成し救済基金募集運動を敢行したる處、非常なる好成績を示した。之は吾々が大同團結して活動した結果であつて即ち團結の力の偉大なることを如實に示した適例である。依つて此の機會に於て在神同胞の大同團結の必要を痛感し、有志協議の結果、既設團體の統一運動に着手することゝなつた。』云々と述べ終つて議事に入り左の如き創立趣旨書、綱領、規約、並役員等を決定し無事散會す。
- 六、趣旨書、綱領、規約並役員。

(イ) 趣旨書

躍進兵庫縣下には神戸市を始め各都市農村に四萬と云ふ我々同胞が各産業部門に従事なして居住し、居る所毎に組織せられある各種團體が同胞生活の擁護向上の爲め多くの努力を惜まざることは實に悦ばしきことである。

然るに世界的に襲來せる經濟恐慌の波瀾は必然的に日本の各産業機構に深刻なる影響を及すに至り我々同胞にも益、生活の不安

定が増大し窮乏の行詰り彷徨なす最も悲惨なる現實に置かれ居る人間に恒産がなくば恒心が無しとは古への聖賢の教の如く物質本位の現在社會にて生活の不安定は精神即ち恒心の麻痺を招來し人間生活の根本條件たる物心の兩面に破綻を見るに至り従つて我々が態々組織せし團體が會員大衆と公約せる目的と事業を意の儘に達成し得ず、其の全部が凋落不振の秋を見るに至り實に杞憂已まざるの重大問題と言はねばならぬ。歴史的進行に伴ひ必然的に動搖せし經濟舞臺に立ちて打續く生活戰線の慘憺たる中に固有の精神を失はず、凡ゆる經濟生活の難關を突破しつゝ果敢にも生活の路を探索し求むる同胞大衆に秩序あり指針と慰安を與へて生活戰線の力となり伴侶となることが團體組織の根本目的であり事業遂行の一條件である。然れ共我々の團體組織は生活安定なき大衆層に其の基礎を置ける爲、其の目的と事業の實踐に當り餘りにも自體の力が微弱なることを認識すると同時に過去凡ゆる貴重なる體驗にて學びし所多く分散より集中に、孤立より團結へとこの原理を此處に悟り、兵庫縣下に散在せる我々朝鮮人團體間に此の議の出現を見るに至りしは實に偶然のことではない。大同團結の力を以て縣下四萬の同胞の生活擁護の向上の爲凡ゆる事業實行に遠大なる意圖を以て組織せられたる兵庫縣朝鮮人團體聯合會は同胞大衆の生活戰線に勝利を爲す原動力ともなり、其の歴史的に負荷せしめられたる使命遂行の爲機能發揮するものにして我々は眞實に團體聯合會を絕對支持せざるべからざる義務と責任の重なることを悟りて團體聯合會の趣旨と目的の大なることを知れ。

(ロ) 綱 領

一、本會は在兵庫縣朝鮮人團體聯合の發展強化の爲め統制指導を

期す。

- 一、本會は在兵庫縣朝鮮人の生活擁護向上を圖らむことを期す。
- 二、本會は在兵庫縣朝鮮人に必要なる教育事業の實施を期す。
- 三、本會は在兵庫縣朝鮮人に政治的意識の普及を期す。
- 四、本會は在兵庫縣朝鮮人の商工業増進の爲奨励指導を期す。

(ハ) 規 約(抜萃)

- 第一條 本會は兵庫縣朝鮮人團體聯合會と稱す。
- 第二條 本會の事務所は神戸市内に置く。
- 第三條 本會は兵庫縣下に在る朝鮮人團體の發展強化の爲統制指導を爲し、朝鮮人の生活向上の爲一切の問題の解決に努力し、本會綱領を貫徹せしむることを目的とす。
- 第四條 本會は本會の目的遂行の爲左の事業を遂行す。
 - 一、朝鮮人會館
 - 二、朝鮮人教育機關の確立
 - 三、幼稚園設置
 - 四、生活改良
 - 五、衛生思想普及運動
 - 六、健康増進の爲め體育運動の施行
 - 七、精神修養の爲め正當なる娛樂機關の設置
 - 八、慰安會開催

四、海外不逞鮮人の近況 (其の一)

所謂海外不逞鮮人は主として支那、滿洲、米國等の要地を根據として依然執拗なる策動を繼續中なるが、特に客年以來彼等は帝都叛亂事件の勃發、日支間の國際紛争等の如き内外に於ける客觀的情勢が朝鮮獨立運動に極めて有利に展開しつゝあ

朝鮮人運動の状況

一五五

九、講演會討論會等の開催

十、登山會遠足會等の開催

十一、救済事業の實施

十二、其の他朝鮮人に有益なる事業有る時は隨時實行

第五條 本會は兵庫縣下にある朝鮮人團體及本會を賛同せる有志人士にて組織す。

第二十條 本會は會長一人、副會長三人、書記長一人、書記部員二人、總務部長一人、部員三人と定む。

第三十三條 本會參加團體は本會役員會の決議事項を絕對遵守する義務を有す。

第三十四條 本會參加團體は各自團體の事業活動にあつては必ず本會に報告爲し、指導援助を受ける義務を有す。但し特に緊急を要する時は事後承認を求む。

(ニ) 役 員

會長(金 鐘 植) 副 會 長(白 文 奎、羅 宗 均、金 在 凡) 書記長(李 麟 淵) 財政部長(張 致 洙) 組織部長(鄭 允 祚) 政治教育部長(許 鳳 恒) 體育部長(具 在 仁) 人事部長(金 海 耕) 法律相談部長(李 載 陽) 調査部長(金 道 致)

りと爲し、近き將來に於て東洋を中心とする世界第二次大戰の勃發すべき必然性を説き之が活動頗に活潑を加ふるに至りたり。

而して彼等の内部に於ては依然として派閥感情を清算し得ざる状況にあれ共一度朝鮮獨立運動の展開場面に至るときは、夫々競争的立場に於て極めて活潑なる闘争を敢行しつゝあるものにして、此の傾向は將來益々熾烈化せむとする模様あり、何時不逞輩の内地潜入を見るに至るやも計り難く、嚴重警戒を要すべき情況にあり。今最近各派の動靜を概記すれば次の如し。

(一) 在支不逞輩の策動状況

(1) 韓國國民黨の情勢

本黨は客年帝都叛亂事件以來盛んに我が帝國の國際的危機切迫せりと唱へ各種宣傳印刷物を發行して之を頒布すると共に尖銳闘士養成の爲新に黨所屬の青年團を結成して、飽迄首領金九の主張する直接行動第一主義を信奉し、著々之が準備に没頭し、更に時局に對應する爲益、黨員の結束を鞏固と爲すべく、客年十一月六日南京附近に於て黨第二次大會を開催し今後の活動方針等に關する協議を爲し宣言書等を發表するに至りたることに關しては既報（昭和十一年特高外事月報中在支不逞輩人の近況参照）の通りなるが、彼等の幹部は本黨創立當初に於ては、其の事務所を鎮江に設置し居りたるも其の後南京に移轉し、金九始め大部分の黨員は専ら南京及其近郊に潜伏して巧みに出沒抗日運動に没頭中にして最近再び事務所を鎮江に移轉すべく李始榮以下二、三の幹部は既に同地に移轉し之が準備中の模様あり將來相當活動積極化するものと思料せらる。

而して今回黨員須知なる縦十種、横七、五種二十頁の「パンフレット」及機關紙「韓民」第十號を我が出先官憲に於て入手したるが、其の内容を摘記すれば次の如し。

(イ) 黨員須知(黨憲、黨規及決議案抄録)

(a) 黨義

我等は五千年來獨立自主し來れる國家を異族日本に奪取され、政治の蹂躪と經濟の破滅と文北の抹殺の下に現在死滅に直面し、民族の自存を獲得する能はず世界的に共榮を圖るに由なき境遇にあり。

茲に本黨は革命的手段を以て仇敵日本の總有侵奪勢力を撲滅し國土と主權を完全に光復し、政治經濟及教育の均等を基礎とする新民主共和國を建設し、以て内は國民各個の均等生活を確保し、外は族と族、國と國との平等を實現し進んで世界一家の進路に向はん。

(b) 黨綱

- 一、國家主權光復の革命的意義を國民に鼓吹喚起し、民族的革命力量を總集中すること。
- 二、嚴密なる組織下に民衆的反抗と武力的破壊を積極的に進行すること。
- 三、我等の光復運動を友好的に援助する國家及民族と切實に聯絡すること。
- 四、普選制を實施し、國民の參政權を平等ならしめ基本權利を保障すること。
- 五、土地と大生産機關を國有と爲し、國民の生活權を平等とすること。
- 六、生活の基本智識と必需技能を修得するに充分なる義務教育を公費を以て實施し、國民の修學權を平等にすること。
- 七、國際平等と世界的共存共榮を計ること。

朝鮮人運動の状況

八、獨立運動に對する似而非純粹的理論と行動を排撃すること。

九、臨時政府を擁護進展せしむること。

(c) 黨員

黨員資格 黨員は通常黨員、候補黨員、特殊黨員、秘密黨員の四種とし、年齢滿十八歳以上の韓國男女に限り許可入黨せしむ。

權利義務 黨員は選舉、被選舉、提議、表決及抗議の權利を有し黨憲、黨規及決議に絕對服従し、秘密を嚴守し、黨費負擔黨會に出席の義務を有す。

黨員は以上の各項義務を忠實に履行する外左記各項を見聞する時には直ちに秘書部に報告すべきものとす。

一、本黨及本黨領導下の各種團體或は事業に對する内外人の批判。

二、本黨幹部に對する内外人の批判。

三、内外各種運動に關する消息。

四、黨員に關する新消息。

五、重要又は注意を要する人物の動靜。

六、對立團體或は黨員の所屬團體に關する一切の動靜。

七、其の他各參考となるべき事項。

通常黨員 入黨後三箇月以上の候補期間を経過し節次を完了せる者を通常黨員とし、完全なる權利と義務を附與す。

候補黨員 通常黨員二人以上の推薦と黨務會の決議と理事長の認可を経たる新入黨員を候補黨員とし其の權利義務は被選舉に對する制限表決並抗議の權利を除く外通常黨員と同一

朝鮮人運動の状況

とす。

特殊黨員 自身の必要に依り其の姓名と住所の秘密を要する者を特殊黨員とし、其の權利義務と入黨費又は黨費出席の義務を免除する外通常黨員と同一となす。

秘密黨員 黨務工作上絕對秘密を要し、常務會の決定を以て理事長の認可を経たる者、或は理事長が自ら許可入黨せしめたる者を秘密黨員とし公開の權利と義務を免除す。

凡て黨員は黨の許可なく他の政治團體又は機關に加入することを不得るものとす。

(d) 機關

大會 黨員大會或は代表大會は本黨最高決議機關なるを以て年一回開會し報告聴取、黨務審議、追認案の決定豫算及決算案の通過、提議案の討議、彈劾案の受理、黨規の改正、黨政の樹立、理事長理事及監事の選舉解任を行ふ。

理事會 理事會は黨務執行機關なるを以て毎期一回開會し、黨務の執行、豫算決算、部主任及區支部の幹事任免、黨員の進退及賞罰濟難等の事項を處理し、大會閉會期間中大會の權限に屬する決議と理事の選舉解任を代行し次期大會の追認を求むるものとす。

監事會 監事會は監察機關なるを以て隨時開會し、黨員と黨務を監察し黨費決算を檢査し執行期間の違法或は不法行為を彈劾す。但し黨務執行に干渉するを得ず。

區會 區會は黨の基本組織なるを以て月一回開會し黨費收納、時事報告、學術講演、事件討議、黨員訓練等の事項を處理す。

部主任は常務會の一員として部務を處理す。部員は部務に従事す。

區監事は區會の主席となり區員を指導す。

(f) 財政

本黨は入黨金、月捐金、收入捐及特別收入を以て黨費に充當し會計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月末日に終る。入黨金は二元とし、入黨當時に納入し、月捐金は毎月二十五錢とし年三期に分納し、收入捐は收入額の百分の一と定む。

(g) 賞罰

褒賞 黨員にして左記の一に該當する者に對しては理事會の決議を以て記功或は褒彰の賞を行ふ。

一、黨費徵求に特殊なる成績を有する者。

二、多額なる金品を寄附或は周旋調達したる者。

三、五箇年以上職務に勤続したる者。

四、擔任職務に優秀なる成績を有するか、或は日常工作に特別なる勤勞ありたる者。

五、嶄新鋭正なる黨の革命的理論を發案せる者。

六、特殊使命を忠實に遂行したる者。

(h) 懲罰

黨員にして左記の一に該當する者に對しては理事會の決議を以て譴責又は除名の處罰を爲す。

一、提示せる問題に答案を提出せざる者

朝鮮人運動の状況

地方機關として必要なる地方に支部を設けず。

常務會理事會に秘書部、財政部、組織部及宣傳部を設置し各部の主任をして常務機關たる常務會を組織せしめ、毎週一回開會し、理事會に於て委任せる事項並各部に關する事務を處理し、理事會閉會期間中は理事會の職權を代行し次期理事會の追認を求む。

各部 秘書部は人事、機要、文牘其の他他部に屬せざる事項を、財務部は財政及會計並豫算等一切の會計に關する事項を組織部は本黨及各部門及團體の組織に關する事項と本黨及他黨の組織理論、情勢等の調査に關する事項を、宣傳部は、出版著作、圖書、講演等宣傳に關する事項と黨員の訓練及領導に關する事項を掌理す。

(e) 役員

職位 本黨に理事長一人、理事六人、監事三人、部主任四人、部員若干人、區監事若干人を置き理事長、理事及監事は大會に於て部主任並に部員及區監事は理事會に於て選任し、部主任は理事會より選任す。

職權 理事長は各部の事務を指導監督し、理事會と常務會の主席となり、大會に對して責任を負ひ、對外的には黨を代表し、理事會の決議に對しては再議請求權を有し、又は理事會決議事項を執行中その弊害ある點を發見せる時は其の執行を停止せしめたる後再議を求め緊要必要な事項あるときは常務會の同意を以て先づ執行し追認を求む。

理事は理事會の一員として常務を掌理す。監事は監事會の一員として常務並に黨員を監察す。

二、區會に連續二回故なく缺席せる者

三、理事會、常務會、部員會に連續二回故なく缺席せる者

四、其の他黨に於て主催せる集會に連續二回故なく缺席したる者

五、黨の許可なく他の政治團體又は機關に加入し又は此を發起したる者

六、黨費を故なく二期以上納入せざる者

七、各種の報告を拒絶せる者

八、黨の秘密を漏洩せる者

九、公決に服せざる者

十、職務を懈怠し、或は執行せず又は絕對辭避する者

十一、黨義又は黨綱に反する言論行動を爲す者

十二、黨員間に離間中傷するが如き言動を妄行する者

十三、黨員の名譽信用を毀損するが如き言動を外部に對して表示せる者

十四、黨の幹部又は個人に對する不信任的言動を外部に對して表示せる者

十五、黨の精神に違反し黨の體面を汚損するが如き行為ある者

十六、其の他黨に反動するが如き言動ある者

「韓民」第十號(昭和十二年一月一日付)

(a) 新年の所感と題し『一九三六年の危機……死滅に直面せる吾人は此の危機が爆發したならばと切に期待し居たるに何事もなく何時の間にか此の年も暮れて了つた』と前提し『地球は一回轉したとして新年が來た而も吾々は一步も進み得ず去

一五九

朝鮮人運動の状況

年立つてゐた所に其の儘星標の様に立つてゐる」として所謂日本の國際的危機に對應する爲めの黨活動の無力なりしことを嘆息的に自己批判し更に『併し乍ら此の日流す涙も永い事は無い難て笑ふ時が来る』一九三六年が去つても之と共に危機が去つたのではない。却つて危機は一層擴大した。とて我が日本の國際的危機の増大と戰爭の勃發を暗示し『此の危機が爆發すれば吾人は如何にすべきか。(中略)吾人は新年初日より戰線統一の爲に遺憾なく努力すべき事を決心せねばならぬ』『吾人は各々其の主義に隨ひ先づ韓國の特殊性を正確に認識し夫れを土臺として共通せる闘争理論を把握諸戰線の統一を速かに完成し次で全民族的抗日聯合戰線を完成する事である』他人が怎ふあらうとも吾々光復運動者は吾が革命理論を樹立し吾が光復戰線の統一に先づ努力しよう。之が新年に當つて當に吾人が感じた事であり、又當に實行すべき事である』と述べ抗日戰線統一の必要性を強調し居れり。

(b) 中國抗日軍を積極後援せよと題し『吾々は祖國光復の爲三十年間苦闘する抗日軍である。倭敵の虐殺と壓迫を一番甚だしく蒙つてゐるのも吾々民族である。倭敵とならば子孫まで滅ぼしてやると云ふ鋭い敵愾心を持つてゐるのも吾々民族である。』と前提し『吾々と敵の距離が漸次接近し今や後退しようとしてもする道がない、此の際吾人は兵器を提げて前進するのみである。』

口にのみ主唱せる韓中聯合戰線を事實實現すべき時が到達したのである。當に戰場に進むべきである。學良の判亂が倭敵に有利ならしめたのは事實で、之に因りて吾々に對する敵の

攻撃を一層急激ならしめ、亦中、蘇、日間の一大戰爭が即時爆發する可能性もある。

吾々が今尙躊躇逡巡し居たならば再び何の機會を待つべき、進まう、戰の道へ進まう、獨立門に自由の鐘が鳴るまで』と東洋を中心とする一大戰爭勃發の切迫せることを宣傳し更に『吾々は起つた、此處にも彼處にも一齊に起つた。意思さへ堅固なれば何人も忠烈の士となり救國の英雄となる事が出来る、祖國の光復が難いと云つて心配する事はない。乍然吾人の經驗は萬事遺漏なき嚴密なる組織を要求し殊に規律を生命より重んずる軍事行動を洩らして怎うする。吾人の軍備が成らざれば誰が吾々の獨立戰爭をして呉るか、米國の爲には米國人以外に血を流す者がいないと同様韓國の爲には韓國人以外に血を流す者はない、然らば吾々が國の爲に血を流すことを決心し、亦吾々の力に依つて吾々の組織を嚴密にし規律を刷新すべきは、當然中の當然である。

乍然之れは一個人の力のみを以て出来る事ではない先づ一旗幟下に集まり然る後其の旗を持つ中心機關の號令に服従、之を擁護することに依つて吾々の目的を達する事が出来るのである。而して此の旗を持つ中心機關は開ふまでもなく吾が臨時政府である』とて軍事的訓練の必要性を説くと共に之が統一組織の中心體たる假政府の擁護を爲すべきことを力説し『……何人よりも先づ倭敵を討つべき吾々としては目下氷天雪地に於て倭敵と死闘する中國抗日軍を今尙知らざる振りして居ることが出来るか、否之は義理上から言つても體面上から言つても許さるべきでない。目下緩遠に於て滿蒙軍と戰

ふ中國軍隊は實際に日本軍隊と戦つてゐるのである。

故に吾人は之れを後援する義務を有するのである。韓中同盟軍の組織も空言よりも斯る實際の工作連絡に依り成功し得るのである。(中略)故に吾が臨時政府と韓國民族とは率先して電報を以て祝賀し併せて激勵し、尙負傷者を慰勞する爲若干の藥品を送附したるに抗日將軍傅作義氏から謝意を表す

(2) 韓國民族革命黨の情勢

本黨は客年末以來全黨代表大會を開催すべく之が準備中(昭和十一年十二月分特高外事月報参照)の處、其の後著々準備進行し愈々本月五日より同十日迄右大會を開催するに至りたり。

而して大會は最初二日間豫備會議三日目より本會議に入り、會議中は相當紛糾ありしも大體豫定通り議事を進め終了と同時に各地代表は三々伍々歸任せしめ中央黨部に於ては引續き執行委員會を開催し幹部の部署を決定し尙近く大會宣言を發表すべく起草委員を擧げ案文作成中なりと謂ふ。今大會前の情況並大會の情況等の概要次の如し。

(イ) 代表大會前の準備工作

本黨内部は金元鳳對李青天の二派に分れ暗に反目の形勢にあり客年九月李青天の南京出發後杭州を迂迴して陝西省西安に赴きたる理由も表面黨の資金造成工作にありと雖裏面に於ては資金造成の曉には民革より分離して他黨と合流せむとする野心ありたることは諸般の情勢並本人及長男李英植等の行動に徴し明なり。斯の如き情勢下に愈々一月五日より全黨代表大會を開催することに決定したる爲め客年十一月、十二月兩月に互る各區の代表選舉に當りては兩派互に自派黨員を代表に選出すべく暗躍し殊に南京に於ては相當露骨なる得票争を演じたるが結局代表者は金元鳳派の人物大多數を占むるに至りたり。

(ロ) 代表大會の状況

朝鮮人運動の状況

(a) 豫備會議の状況

一月五日及六日の兩日南京某所に於て開催、中央執行委員金元鳳、金科

朝鮮人運動の状況

一六二

李、尹琦燮、李青天、崔東昨、尹世賢、李光濟、申翼熙外五名並各區支部代表李雲煥、金龍洙(以上上海區)李景山、金基濟、李永人(以上廣東區)柳東悅以下一名(成都區)安之清以下五名(南京區)検査委員姜昌濟等出席大會に關する一般的準備協議を爲したるが、第一日及第二日席上検査委員姜昌濟は『今次の代表大會は或種の不正行為ありたる理由に依り正式に承認し得ず』と前提し『今次大會不承認問題は金元鳳の獨裁が導火線となりたるものなり。遂に代表選舉に對し一は代表詮衡委員を選出して之に一任すべしとする説、一は一般黨員をして代表を直接投票せしむべしとする説の二説が提案され討議の結果後者の方法に賛成する者多数決を占め、之に依りて連記投票することに決したるに不拘金元鳳は當時該會主席たりし尹琦燮其の他を買収し、右決議を無視し此の方法竝決議は非合法なりとの口實の下に更に代表詮衡委員を選出して自己の買収したる者を代表として仕舞つた。如斯代表者を以て行はるゝ今次全黨代表大會は正式に承認し得ざる次第にて検査委員は之が爲缺席す』云々と述べ退席せる模様にて如實に黨内情の紛糾を想はしむるものあり。

(b) 本會議の状況 豫備會議に引續き一月七日より十日迄四日間に入り本會議を開催、中央執行委員、同常務委員、各代表及検査委員代表姜昌濟等約三十名出席議長に尹琦燮、書記に尹世賢を任命議事に入り第一日は(一)中央執行委員會々務報告(金元鳳) (二)各區代表の區部情勢報告 (三)中央検査委員代表報告(姜昌濟)ありたるが、検査委員代表姜昌濟は豫備會議と同様大會不承認を力説せるを以て議長尹琦燮より『斯る検査委員の逸軌行動は李青天と連絡し黨を分解せむとする策動にして絕對容認する能はず』云々の言辭を弄したるを以て姜昌濟は激昂し暴行に出で一時會場混亂に陥り之が爲結局姜に退場を命ずるに至る等議事進行捗々しからざりし模様なり。斯くて第二日に至りては開會劈頭検査委員の除名問題並李青天の反黨的行動に對する處分問題を中心として論議し検査委員に對しては二、三箇月間の停權處分に附することとし、李青天に

對しては黨に謝罪せしめ聲明書を發せしむることを決定したるのみにて第二日を終了せり。第三日及第四日は前述の紛争問題も一段落を告げたるを以て愈、豫定の議事に入り(一)黨名を爾今「朝鮮革命黨」とすること。(二)黨旗制定問題は當分之を留保すること。(三)黨の重要事業施行方針として(イ)日本帝國主義を打倒し吾等の革命に同情する各國人とは何人たりとも握手合作すること(ロ)現在南京にある學生既訓練者四十七名未訓練者二十名を三ヶ月間速成訓練し日支紛争問題を利用し抗日工作に使用すること及之が經費捻出其他に就ては全力を集中し、且最高黨部が黨員全體を指導すると共に何時たりとも總動員し得らるゝ様準備すること(ハ)中華某地に黨第十七區を設置し中央部より責任者を派遣すると共に之が經費として月額二百弗乃至五百弗を支出すること(ニ)中央執行委員は黨規上十三人乃至十七人(現在黨員百九十三名ありと)となり居れるが金元鳳獨裁の批難ある折柄なれば最大限を採用し十七名とすること。(ホ)全黨代表大會宣言書を發表すること(宣言文作成委員は申翼熙、尹琦燮、李青天、金元鳳の四名を選任す)等の各事項を決定し更に次の如く役員を選任し茲に全く本大會を終了、参加者は夫々自己の部署に引揚げたり。

中央委員

金元鳳 李青天 尹琦燮 成周寔
申翼熙 尹世賢 金尙德 崔東昨

崔錫淳 千炳日 柳東悅 金弘敘
李景山 鄭八仙 鄭日明 外三名

(3) 元韓國民族革命黨及韓國國民黨員の檢舉 曾て大正八年初朝鮮獨立萬歲騒擾事件後逃走渡支し假政府韓國革命黨、新韓獨立黨、東方被壓迫民族聯合會、韓國民族革命黨、韓國國民黨等各種不逞團體を組織又は之に關係し、最近に於ては抗日漢文雜誌「獨立公論」を發刊活動中の延月明、延秉昊、ト延秉學當四十四年は舊臘二十一日來滬佛租界愛多亞路平安旅舍に潜

朝鮮人運動の状況

一六三

伏し抗州に於ける舊韓國獨立黨に参加活動すべく同黨幹部趙素昂、洪曉湖等と秘かに連絡し同地に移轉の準備中なりしが、本年一月七日上海日本總領事館に於て之を發見佛官憲協力の下に檢舉せられたり。

(二) 在布哇不逞朝鮮人の策動状況

兵庫縣に於ては豫て注意中の朝鮮日報神戸支局長容疑鮮人薛東鑽に對し同日報大阪支局長朴東壽よりの容疑通信に依り在布哇韓人婦人救濟會發送京城朝鮮日報本社宛南鮮水害救濟品が舊臘十八日布哇ホノルル出帆同月三十一日神戸入港の日本郵船大洋丸にて日本旅行案内社扱ひとして神戸税關保稅倉庫に在倉し、右容疑者の手を経て本社に托送することとなり居れる事實を探知したるを以て、本月十三日税關吏立會の下に該品を披見したる處、梱包木箱三箇中より夫々在布哇不逞鮮人團體機關紙國民報四五〇部(大韓民國十七年二月二十七日付大韓獨立宣言書の登載あるもの外發行日の相違せるもの六種)同新韓民報二部(大韓民國十八年十月一日付同十月八日付のもの)及在支不逞鮮人團體韓國國民黨機關紙韓民二部(大韓民國十八年九月三十日付第七號同十月十五日附第八號)を發見せり。

依つて即日關係者と目さるゝ前記薛東鑽及同社大阪支局販賣係主任朴永壽大阪朝鮮新聞發行人姜明鎬の三名を大阪府と協力檢舉し取調の結果、該慰問品の送附に就ては客年九月布哇に渡航したる前記姜明鎬の友人元實業時報社記者姜在殷より同年十二月十五日付を以て姜明鎬宛に『今回布哇韓人婦人會に於て募集したる朝鮮水害救濟慰問品を日本郵船會社に托し京城朝鮮日報社宛にて神戸まで送附するも神戸にて中繼し京城本社宛送附の手續を爲す人なく同會に於ては其の世話人の物色に困窮し私に(姜在殷)相談ありたるを以て兄(姜明鎬)を推薦したるに付朝鮮日報大阪支局を訪問同支局長と協議し手續を完了せられ度し』との意味の書信に韓人婦人救濟會長朴今字より朝鮮日報支局長宛の托送依頼狀を同封し來りたるを以て、姜明鎬は客年十二月三十日朝鮮日報大阪支局朴永壽に對し電話を以て前記の事情を傳へ同封の依頼狀を手交したり。斯て朴永壽

は支局長金容采と協議の上朝鮮日報神戸支局長薛東鑽に此の經緯を傳へ取扱はしむることとなりたるを以て右書面を薛東鑽宛に郵送せり。

斯くて薛東鑽は直ちに日本郵船會社取扱店方面につき調査したるに該當品を發見せず爲めに各方面に手配し其の儘と爲し居りたる處一月十三日日本旅行社より該品到着の通知ありたるを以て朝鮮本社に轉送せむとしつゝありたる事實判明せるが、不穩文書の密送關係に就ては朴永壽、薛東鑽等は差當り容疑の點なく只前記紹介者姜在殷と直接關係ある姜明鎬に容疑の點濃厚なりと認めらるゝを以て朴、薛兩名は之を釋放し姜明鎬は兵庫縣に引渡し目下引續き嚴重取調中なり。

五、朝鮮人の内地出入状況調

(凡例○印増)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者との比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
十二月	九、七二二	九、九一三		一九二	七六五	六〇八
自十一月						
至十二月	一一五、八六六	一一三、一六二	二、七〇四		三、七二五	七、二二六
合計						

宗教運動の状況

一、類似宗教「生長の家」概況

(一) 概況

東京市赤坂區梅町に本部を置く「生長の家」は現主宰者谷口雅春の創始に係り、同人が昭和五年神戸在住中個人雑誌「生長の家」を編輯發刊して所謂光明思想の普及を提唱したるに濫觴するものにして、昭和九年本部を東京に移して組織を擴充し、巧妙なる布教宣傳を以て克く世情に投じ、創始以來僅々五年にして全國に七百數十の地方支部(誌友相愛會)と信者(誌友)十數萬を擁するの發展を見るに至れり。

而して本教團は最近類似宗教團體の跋扈弊害に對する當局の斷乎たる取締を見るに至るや、即ち其の對象と爲ることを恐れて自ら教化團體に外ならずと稱し居れるも、其の所説或は信者の心理に徴するも類似宗教團體たること明にして、而も其の云爲する幼稚なる宗教的唯心論に出發する誇大なる現世利益の強調は、殊に醫療妨害等の弊害を惹起するの虞ありて、本教團の動向等に關しては宗教警察上相當注目の要あるものと認めらる。以下其の沿革教義並に現況等の概要に就て述ぶる所あるべし。

(二) 主宰者谷口の經歷及教團の沿革

「生長の家」主宰者谷口雅春は明治二十六年十一月二十二日神戸市湊區夢野町三丁目に生れ、大正十三年早稻田大學文科を中途退學後大日本紡績株式會社に入社したるが、同八年同會社を退いて皇道大本教に入信し、綾部本部に於て同教機關紙あやべ新聞の編輯に従事し、傍ら出口王仁三郎、淺野和二郎等に就き心靈學、鎮魂歸神法等を修習し更に各宗教を研究する處ありたり。斯くて大正十年大本教第一次不敬事件の發生するや直ちに同教を去つて上京し宗教上の著述に當り居りしが、大正十三年十二月神戸市所在の外國商館ヴァキウム・オイル會社に就職したり。其の後

圖らずも神の啓示に依り後述の如き眞理を體得せりと自稱し、昭和五年三月神戸市外住吉の自宅を「生長の家」本部と爲し、個人雑誌「生長の家」を編輯發刊して人類光明化運動を提唱し、卑近巧妙なる布教手段に依り漸次誌友(信者)を獲得し、昭和八年八月右商館を辭して専ら教勢の擴大「生長の家」關係の著述出版に當れり。斯くて昭和九年八月在京誌友有志の勧誘に依り上京し、「生長の家」本部を東京市澁谷區穩田三丁目七六(谷口の現住所)に移して組織を擴大し、同年十一月「生長の家」關係書籍の出版並に販賣營業を目的とする株式會社光明思想普及會(資本金二十五萬圓)を設立し、更に翌年十月同じく其の附帶事業を目的として設立したる株式會社眞實社を合併して資本金を百二十五萬圓となし、同時に其の本社並に「生長の家」本部を現在の場所に移轉せり、而して「生長の家」を始め各種の機關雜誌、單行本の出版頒布、新聞廣告、講演會等に依るの外眞實道場、花嫁學校家庭光明寮の設置經營等布教宣傳に努め遂に今日の隆盛を見るに至れり。

(三) 教義並に布教の方法

「生長の家七つの光明宣言」(左記一)に依れば「生長の家」は凡ゆる既成宗教を超越し、生命の實相が無限生命の道なることを把握確信して其の眞道を歩むことにより病苦其の他の人生苦を克服し、人類相愛協和の天國を地上に建設せんことを其の理想とするものなり。而して其の所説を聞くに人は神に造られたる神の子にして無限の可能性を内包する神そのものなり。而も三界は唯心の所現にして森羅萬象は悉く實相の假象なり。吾人の眼に見、耳に聴き、手に觸るゝ等の五官の感能は總て本來無なるを有なりと謬想しつゝあるものにして、人の肉體の如きも亦心の影に過ぎず、唯有るものは神、光明圓滿具足せる神の心と神の心の顯現のみなり、是れ即ち生命の實相にして、人の之を自覺し之を以て人の全存在なりとするの境地に達するとき病める者も苦しめる者も疾病苦痛を脱却し得て本然の生命の實相に生活するを得べしと云ふに在り。

而して谷口雅春は神の啓示により右の眞理を徹悟し、「善き言葉の創化力」に依りて人類の運命を改造し地上天國を建設す

るの使命と靈能を體得し、人類を匡救指導しつゝあるなり。而して「生長の家」本部を通じて働く神の靈波は如何なる遠隔の地に在る者をも指導し、正座合掌瞑目して神想觀を行ひ精神を統一して招神歌(左記)を誦み、只管神を思念すれば融然として共に大生命に歸一し、徹しては神姿に接し神告を耳にし遂に「吾即神」の境地に入るものなり、更に直接指導を受ければより速に眞生命の磁氣に觸れ得るものと爲しつゝあり。

更に又彼の言葉は神の子の内包せる無限の可能性を啓發して大自在の境に達せしむるの創化力を有ち、「生長の家」其の他の機關雜誌、「生命の實相」其の他の刊行書籍等は能く之を閱讀する者をして生命の實相に徹せしめ、一讀難病を快癒し、跛者をして歩行せしめ、失業者をして職を得せしむべし等と諄々しつゝあり。「生長の家」が文書傳導を根本とし、株式會社光明思想普及會を設立經營しつゝある所以亦是に在りて、同社は昭和九年十一月資本金二十五萬圓を以て設立せられ、翌十年十月株式會社見眞社を合併して資本金を百二十五萬圓と爲し、雜誌「生長の家」「白鳩」「光の泉」支部聯絡機關新聞「光明の音信」等を編輯發行するの外、昭和十年一月出版なる「生命の實相」全集全十二巻を豫約出版し、尙「生命の經濟」「光明の健康法」「百事如意」「光の門」等多數書籍の出版頒布に當り、多額の費用を投じて一流新聞紙上に廣告宣傳しつゝあり。右の如く出版物に依るの外本部に「見眞道場」「家庭光明寮」を設置經營し、尙隨時各地に講演會、座談會等を開催して布教を爲しつゝあり。現在光明思想普及會の發刊書籍種目は概ね左記(三)の如し。

「生長の家」の教義は概ね敍上の如くなるも其の布教の實際に當りては常に除病攘災等現世利益の誇大の吹聴に終始し居れる實情にして試に最近本部見眞道場に於て開催せる「生長の家」指導者講演會に於ける谷口雅春の講義の一節を掲示すれば左記(四)の如し。

(四) 組織概況 「生長の家」本部は谷口雅春を總裁とし、殆ど其の獨裁的支配下に在り。彼を中心として本部最高機關たる

る理事會あり。理事は又各部局(顧問、企劃、教化、總務、編輯、教育、婦人)の長として本部の中樞を形成し、地方支部として全國各地に七百三十餘の「生長の家」友相愛會を置き布教開發に努め居れり。

株式會社光明思想普及會は「生長の家」本部と全く異名同體にして、「生長の家」を教化團體なりとする建前より其の企業的方面を擔當せしむる爲の手段便法に過ぎず。取締役社長の外取締役監查役各五名を置き社務を掌らしむ。谷口は表面重役に列し居らざるも、會社の實權は殆ど彼の壟斷する處にして、前記役員の如きは寧ろ空位を擁しつゝあるの實狀なり。而して「生長の家」地方支部たる「誌友相愛會」責任者は會社の株式を以て之に充て、誌友獲得に依る書籍の賣行を直ちに自己の利益に反映せしむるの功妙なる方法を採り居れり。

「生長の家」教育事業として經營しつゝある花嫁學校、家庭光明寮は谷口雅春の妻眞子寮長となり、高等女學校卒業程度以上の婦女子に對し結婚準備の教育を施し約四十名の寮生を收容しつゝある狀況なり。

「生長の家」光明思想普及會の首腦者左の如し。

一、生長の家本部理事會(最高機關)

總裁 谷口雅春
理事長 辻村楠造(元陸軍主計總監)
顧問 野村義隆(元海軍主計大佐)
企劃部長兼教化部長 秋田重季(子爵元貴族院議員)
總務部長 清津理門(谷口雅春義兄)
編輯部長 岡田昇(十一年十月佐藤勝身辭職後就任)
教育部長 矢野西雄

宗教運動の状況

婦人部長 松本恒子

二、光明思想普及會重役

取締役社長 服部仁郎(十一年六月二十八日佐藤勝身
辭任後社長トナル)
取締役 辻村彦二郎
同 巽忠藏
同 佐田フミヨ
同 湖松茂吉
同 西村辰五郎(佐藤勝身辭任後取締役トナル)

監査役 石津又一郎
同 湯澤睦雄(警視社)
同 井上喜久磨
同 伊東義啓
同 吉田信雄
三、大株主(三百株以上)
三、二七〇株 谷口輝子(雅春妻)

三、〇〇〇株 谷口雅春
一、四二六株 小塚公平
三〇〇株 伊東義啓
三〇〇株 宮崎喜久雄(以上東京)
五〇〇株 山田豊太郎(長崎)
五〇〇株 星丘重一(兵庫)

(五) 現況 「生長の家」の事業母體たる株式會社光明思想普及會にありては昨春頃より首脳幹部等の専擅的經營に不満を有する一部青年社員間に改革論擡頭し、會社を社員、誌友等の大衆的經營に改めんとするの運動漸次表面化しつつありたるが、獨裁者谷口は直ちに其の指導者數名を解雇して巧に機先を制し、一先づ該運動を中絶せしめて事なきを得たり。之と同時に別途社内首脳幹部間に於ても思想的乃至感情的問題より軋轢を生じ、取締役社長佐藤勝身、谷口の義兄清津理門、大株主小塚公平等は互に派閥を構へて鼎立抗爭を續けつゝありたるが、該軋轢は昨年六月佐藤勝身一派(編輯部長佐藤彬勝身の長男)顧問辯護士島田庄七郎、宗教聯盟部長柴田武福、婦人部員松本祐子、社員松本俊介等の連袂脱退となりて遂に表面化し、脱退派は本教團の理論的誤謬、社内組織上の醜狀等を指摘暴露して教團を攻撃するに至れり。更に他方花嫁學校、家庭光明寮に於ても、寮長谷口輝子(雅春の妻)が其の驕慢狹量の性格より、豫て熱誠教育に當りて深く寮生等の敬愛を蒐めつゝありたる立仙曲松夫妻の聲望を嫉視し、種々辭を構へて遂に之を罷免したる事より紛議を醸し、寮生等は團結して立仙夫妻の留任運動を試み次で其の運動一蹴せらるゝや退寮する者相繼ぐに至れり。

敘上、醜惡なる内部紛争に關し主宰者谷口は、即ち佐藤一派の脱退に關しては、間もなく取締役社長(服部仁郎)以下夫

夫の役員を補任して陣容を整備し、其の暴露攻撃に對しては其の一派に背教者の名を冠して之に應へ、更に家庭光明寮の紛議に關しては寮生等の純情に出でたる留任運動を一蹴して却つて「立仙は純情少女を使喚して其の留任運動に勞働運動の形態を執らしめたり」云々と譏諷する等宗教家としてあるまじき陋劣なる態度を示せり。

而して事業經營の實狀は既に昭和十年を以て本教普及の飽和極點に到達したりしものゝ如く、客年以降新規入會者は遞減して舊刊書籍の賣行は漸次衰退し、更に新刊書籍も亦其の内容濫刊舊著と殆ど同巧異曲にして特に誌友の熱狂を呼ぶに足らず、多額の廣告費は徒らに失費を増加するのみにして其の業績は下降の一途を通り、其の株式配當は十一年度下半年より從來に半減して五分配當を執行するの餘儀なきに至れり。茲に於て本教團は財政的打解の一方策として各誌友の持株を寄附せしむる事を策し、恰も誌友の自發的提言なる如くに偽裝して之を機關紙上に發表し或は「任意の寄附獻金は本部に直送せられ度し」云々の通告を發し、或は又二十圓以上任意寄附の形式を以て谷口の揮毫を頒布する等種々寄附獻金の慫慂に努めつつあり。更に生長の家教育法なるものを提唱し、昨年十一月機關紙「生長の家」を教育革新號として全國教育界に働きかけ、本年一月號機關紙「いのち」には「陸海軍大臣に進言す」「世界大平和の促進策」なる二題を登載し、多數將校へ寄附して軍部方面の認識を求むる等誌友獲得の新方面開拓に狂奔しつつあり。

以上は「生長の家」に關する概況を述べたる處なるが「生長の家」は人類光明化の一大運動なりと爲すも這是世相の弱點に投じ谷口が自己一流の文筆に托して翻譯的心靈學を傳へ恰も幽玄絶妙の絕對真理を道破せる如くに吹聴し、多くの歸依、渴仰者を擁して企業的野望を遂げんとするものに外ならず。殊に最近邪教取締一、二の事例に鑑み自ら教化團體と稱して取締圈外に立たんと努めつつあり。其の宣傳布教の實情に付ては向後警察取締上相當の注意を要するものと認めらるゝなり。

(左記一)

生長の家七つの光明宣言

- ▽吾等は宗派を超越し生命を禮拜し生命の法則に隨順して生活せんことを期す。
- ▽吾等は生命顯現の法則を無限生長の道なりと信じ個人に宿る生命も不死なりと信ず。
- ▽吾等は人類が無限生長の眞道を歩まんがために生命の創化の法則を研究發表す。
- ▽吾等は生命の糧は愛にして祈りと愛語と讃嘆とは愛を實現する言葉の創化力なりと信ず。
- ▽吾等は神の子として無限の可能性を内に包有し言葉の創化力を驅使して大自在の境に達し得ることを信ず。
- ▽吾等は善き言葉の創化力にて人類の運命を改造せんがために善き言葉の雜誌「生長の家」及び聖典を編集して發行す。
- ▽吾等は正しき人生觀と正しき生活法と正しき教育法と正しき社會改造とにより痛苦その他の人生苦を克服すべき實際方法を指導し相愛協力の天國を地上に建設せんことを期す。

(左記二)

招神歌

生きとし生けるものを生かし給へる御祖神元津靈ゆ幸へ給へ。
吾が生くるは吾が力ならず天地を貫きて生くる祖神のいのち。
わが業はわが爲すにあらず天地を貫きて生くる祖神のちから。
天地の祖神の道を傳へんと願れまし生長の家の大神護りませ。

(左記三)

發行書籍目録

題名	定価
生長の家の實相	全五冊 時拂十三圓 冊拂三十四圓二錢
久遠の實在	三四十二錢
生命の奔流	二四
新生活への出發	二四
地湧の淨土	二四
いのちのはやて	二四
本當の教育	二四
生命の神秘	二四
光明の思想	二四
生命の行方	二四
生ひ立ちの記	二四
月刊生長の家	三四六十錢(一年分)
月刊生命の教育	三圓六十錢(一年分)
月刊生命の藝術	二四四十錢(一年分)

(左記四)

本部講習會席上に於ける谷口雅春の講義内容
寢小便—親達が又子供は寢小便をするだろうと言ふ氣持を去らな

ければ子供の寢小便は癪らない親が小便はしなと思へばするものではない。

皮膚病—總ゆる皮膚病に犯される者は祖先の靈よりくるものである。

脊髄病—心が曲つて居るから起る常に感謝する様に努め柔軟の心を失はぬ様に心掛ける事にすれば全治する。

痔—身體を常に不潔にする爲に發する。

脱腸—母親が秘密の心を持つて居る時に起る又陰氣の心を持ち不平を言ふ人等に多い。

腎臓病—祖先の靈よりくるものであるから祖先を祭ることに心掛くべきである甘露の法雨に依り癒る。

婦人病—等は産婆の暗示に依ること多きを以て暗示にからぬ様に乳房の小なる人は乳が出ない等と言ふが絶対に左様な事はない。

乳癌—筋を引くものである祖先に感謝せしめて甘露の法雨をな

さしめると良い。

癩癧—迷へる靈魂の障りを放つて置くから起る甘露の法雨により全治す。

鳥眼—五官の病氣である有難い心の足りぬ結果から起る。

扁桃腺—祖先の靈魂より来るものである。

肺病—心の不平より来る有難さを感じしめること。

癰瘡—突張る心より来る油斷の無い人に多い。

麻疹—せか／＼した心より生ず。

火傷—争ふ心より生ず。

フケ—不平の持主にて迷へる靈魂より来る。

疥癬の病氣—憂鬱の者に多い。

骨の病氣—先祖を輕んずるより起る甘露の法雨によりて癒つた例あり。

眼病—天地の神を有難いと思はぬ人に起る。

バセドウ病—夫婦の争ひより生ずる。

亂視—心の亂れに取越苦勞より起る。

トラホーム—不平の心より来る不潔より来るものでないぶつ／＼言ふ時に發するものである。

心臓病—氣苦勞に取越苦勞等の人は靈多界に行くと癒るものである。

胃腸病—感謝の心が足りぬから起る。

リヤウマチ—頭固より生ずる、家庭の不和より来る神觀の途中に癒つた人が多くある。

胃瘰癧—心が解ければ癒る。

傳染病—因縁より生ずる心の影である縁に觸れて出で来るものである同じ種類のものであるから同じ因果に依つて来るものである潜伏期等も押へ隠れて居る心から来るものである。

熱病—争ひより起る。

嗜眠性腦炎—祖先の靈の病氣、高慢を抑へる心持でなくては癒らぬ。

脚氣—祖先の靈から起る病氣。

中毒—慾張の不調和の心、毒は元來ないものである。

流産早産—靈魂が入つて居ない時に起る若し入つて居ても直ぐに出る場合に起る近時避妊法等が流行して居るが神に懺悔して許しを受けなくてはならない。

其の他の運動

一、消費組合運動の状況

(一) 關消聯の臨時本部設置

舉せられたるため、本部の陣容整備の必要に迫られたる關消聯に於ては一月十一日聯盟本部に本部陣容整備を中心とする中央執行委員會を開催したるが、本件に關しては協議の結果左の通りの役員を以て臨時本部となすことに決定せり。

委員長代理 大澤喜作 會計 吉本三代治
配給 申義容 精米部 森岡、大杉某
米の仕入 大澤喜作 事務 岡正芳

(二) 關消聯の新年度に対する主張

關消聯に於ては事實上自己の經營下に發行せられつゝある日消聯機關紙「消費組合新聞」新年號に於て一九三六年度の回顧と新年度への展望の題下に主張を披瀝せるがその要綱次の如し。

- (1) 全組織は昭和十一年以來の上昇の波に乗れるが關消聯常任中央執行委員會はその最初の時期を改造期と規定し全組織に向つて組織的經營的改造の爲の新活動を激したる結果經營に組織的洋々たる發展の前途を確立しつゝ新年を迎へた。
- (2) 第七十議會に於て容認せられんとする所謂大衆課稅消費組合課稅には諸他の勞農、産組諸團體と共に斷乎關はんとする。
- (3) 悪性インフレと物價暴騰に對し一般大衆の消費組合支持は飛躍的に昂まらうとしてゐる、斯る狀態に於て吾々は廣汎なる大東京學生消費組合にありては一月二十三日神田區美土代町所在東京基督教青年會館に於て杉善外
- (4) 政治、勞働組合の職權統一は今後一層進捗すべく消費組合職權に於ても日消聯協、全消協、東消協、産青聯等へ積極的に參加し消費組合との友交關係を一層強化し更に關消聯の單一化は眞劍に考慮研究し吾々の歴史的發展に於ける任務を十分達成しなければならぬ。

東京學生消費組合にありては一月二十三日神田區美土代町所在東京基督教青年會館に於て杉善外

十七名參集の下に第十一回定期總會を開催し事業報告の後役員改選の件外六事項につき審議決定する處ありたるが主たる決定事項左の如し。

(1) 役員改選の件

阿部溫知議長指名による詮衡委員矢崎芳郎外二名の詮衡の結果次の通り決定。

組合長 賀川豊彦
理事 山岸 晟 賀來岩一郎 八木澤善次
阿部溫知 三輪壽壯 小川清澄

(2) 監事 片山 哲 塚原 博 廣中英太郎

(3) 定款變更の件

定款第五條中拡大、駿大支部を閉鎖事務所を削除する事に決定。

經營方針決定の件
次期臨時總會に於て審議することに決定。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十二年一月中旬に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機 關	係	發行月日	發行番號	處分月日	備 考
唯物論研究	唯物論研究會機關誌		一、一	第五一號		
消費組合新聞	日本消費組合聯盟機關紙		一、一	第九三號		
水 平 新 聞	全國水平社總本部機關紙		一、五	第二二號		

特高關係主要機關紙發行狀況

勞農無產新聞	勞農無產協議會機關紙	一、一〇	第三號		
維新運動	維新會機關誌	一、二〇	第二七號	一二、三禁止	
國民運動	大日本生產黨機關紙	一、二三	第七一號		
明倫	國民協會機關紙	一、一五	第五二號		
明倫新報	明倫會機關誌	一、一	第五一號		
皇道	同 右(紙)	一、一五	第二三號		
皇道會機關誌	皇道會機關誌	一、五	第五卷第一號		
三六情報	三六俱樂部機關誌	一、二〇	第四五號		
2600	同 右	一、一	第五卷第一號		1936C改題
愛國勞働農民新聞	愛國勞働農民同志會機關紙	一、一五	第七號		
回天時報	大日本生產黨系機關誌	一、一	第十二卷		
愛國新聞	愛國青年聯盟機關紙	一、一五	第一六六號		第一六五號缺號
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	一、二一	第五二號		

共產主義運動

項

東京市所在劇作研究團體「林檎俱樂部」は結成以來活動の見るべきものなかりしが遂に解散せり。

協劇團機關紙「新協劇團」第二〇號發行。

立作家俱樂部機關紙「作家クラブ」第一號發行。

京市所在「高圓寺ペン倶楽部」解散。

中央ペン倶楽部に在りては規約の改正、並役員の改選

在京國體擁護聯合會にありては「驚くべきロシアの現情」

を語る」と題するパンフレットを發行、全國愛國團體其の
他關係方面に配布せり。

ハ俱樂部にありては從來發行の機關紙「1936」を本

號より「2600」と改題發行す。

歌山市全和歌山愛國同志懇談會にありては、同市内日

國懸兩神宮前に於て非常時打開、維新新行祈願祭を

けせり。

正日本主義青年運動全國協義會地方協義會告我

[illegible]

運動日誌

[illegible]

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

る。

在京横田勇、須一義雄等は神劍黨なる愛國團體を結成すべく昨年十月下旬より之が宣言、規約、綱領、信條等を各方面に配布活動中の處、本日明治神宮社前に於て結黨式を舉行せり。

大日本護國軍田川軍團田中靜は「兇賊人民戰線運動を壓滅せよ云々」の檄文一萬枚を作成、全國友誼團體方面に配送せり。

國社黨奈良縣黨務局に於ては機關紙「街頭新聞」第三三號を一月二十日附發行したるが本日發禁處分に附せられたり。

佐賀市護國青年會員宮永規三は時局協議會の影響下に同地方の愛國團體を糾合して本日「佐賀縣維新運動聯盟」を結成せり。

純正日本主義青年運動全國協議會に於ては本協議會全國組織一覽表を各方面に送付す。

在名中部日本憲法擁護聯盟にありては本日世話人を開催し、本年度運動方針として政黨撲滅外數項を決定したる外同月二十日既成政黨の禁止解散要請激勵文を世衆兩院議員方面に郵送せり。

神兵隊事件關係者影山正治は「彫魂錄第二輯」中「古事記二」を編纂し、同志共地に配布す。

運動日誌

一、上旬

大日本生産黨相談役小山田淑助は客年十一月一日付「大日」より抜萃し「非常時献芹」と題するパンフレットを作成し各方面に配布す。
在京建國本部にありては「昭和十二年度建國要綱」を全國町村長其の他關係方面に配布すると共に本年は特に建國祭の家庭化を強調せり。
酒田市東光日々新聞社にありては本月五日、九日の兩日市内に於て滿蒙事情講演會を開催し、内蒙獨立軍支援の爲義捐金募集を爲せり。
大日本生産黨關西本部常任委員豊西楠一は堺市會議員選舉に立候補す。
五、一五事件民間關係者照沼操は懲役五年に處せられ、豊多摩刑務所に於て服役中の處、本日刑期満了、出所歸郷（茨城）せり。
純正日本主義青年運動全國協議會にありては活動報告書第二號を作成し各方面に送付す。
在京東方會は本日赤坂區溜池七に事務所を移轉す。
在京日本精神宣傳會にありては既成政黨排撃に關する聲明書を發表し、代表者は外、陸海省其の他關係方面を歴訪之を手交せり。
清水市農會にありては長澤勇の斡旋にて直心道場長大森有聲及勳皇維新同盟の永井了吉を招き、同市妙福寺に時局講演會を開催す。
維新運動社主幹、大日本生産黨情報部長永富以徳は新聞紙法第二、三、七、四一條並刑法第一八條により罰金百圓

一七八

の略式冒頭を受けたたり。
在京金鷺學院にありては本月九日より本日迄篤農協會第四回冬期中央講習會を開催せり。（出席者地方農村中堅者六十一名）
在京建國會にありては一月十五日荒川區内三山俱樂部に、同二十三日同區内第二瑞光小學校に於て國難打開演説會を開催し、（一）日蘇修交即時斷絶、（二）人民戰線撲滅を決議せり。
在京昭和義塾にありては淺草公會堂に於て廣田内閣彈劾時局批判演説會を開催せり。
愛同加盟滋賀勤勞民衆同盟は年次大會を開催す。
新潟縣農民聯盟は機關紙「正氣」創刊號を發行す。
新日本國民同盟東京府支部協議會に在りては本日四谷區新宿階喜亭に於て本年度第一回理事委員會を開催して、同盟結成五周年記念開會の件外七件を決定したり。
在京勤勞俱樂部にありては本月八日より十日間市内愛知本管會社事務所に於て日本主義青年講演會を開催せり。
愛同加盟三重愛國農民聯盟準備會にありては結成大會を開催す。
五、一五事件陸軍側關係者八木春雄、中島忠秋の兩名は何れも滿洲國歩兵中尉として奉職中の處置を爲同道歸國せり。
在京建國會本部員古塚敏夫外數名は本日、日本青年會館に於て舉行されたる東京愛市聯盟大會場にて無産政黨排撃ビラを撒布し、所轄署に檢束されたり。

一八

一七

一八

濱松革新社會同盟は本日發展の解消なる旨の宣言書を發表し解消したり。

一九

新日本國民同盟に在りては同盟結成五周年記念開會に關する件と題する指令を全國各支部宛發送したり。
政黨解消聯盟山梨縣支部聯合會にありては、甲府市縣教育會館に於て山崎清純の時局經濟講演會を開催せり。
日獨協會大阪支部にありては、公設團體と共同して中之島公會堂に於て日獨防共協定祝賀會並講演會を開催せり。（參加者四、七〇〇名）
時局協議會にありては調査部主任佐藤鉄馬大佐述「最良救國策は是だ」と題するパンフレット約五千部を作成發行せり。

中旬

在阪維新政黨結成準備會は本日世話人會を開催し、本準備會と時局協議會との關係に付協議したる結果、兩者の關係密接不離なるものありて將來時協が新黨結成の曉は當然發展の解消を爲すべきものなるも、それ迄は時協とは別個の立場に於て陣容の擴大を圖ること」に決定す。
在京原理日本社にありては反國體思想撲滅の爲、本月十五日「天皇親政論」を發行し、更に同二十日「天皇親政臣道實踐の進路に横たはる障礙を排除する學術的、合法的節約方法」と題する印刷物二千部を作成、樞密顧問官貴衆兩院議員其の他關係諸官廳方面に發送せり。

二〇

時局協議會にありては「機關紙御惠贈方御依頼の件」と題する印刷物を作成し、會員其他關係團體宛發送せり。
在京國體原理研究所長澤九一郎は「至高府樹立に俟つ皇

二四

道興隆なる叢書五百部を作成、軍部、諸官廳、右翼團體方面に配布せり。
新日本國民同盟近畿地方協議會に在りては大阪市大觀記念會館に於て近畿地方協議會擴大理事委員會を開催、皇道維新政黨要望に關する件外五件を可決す。
時局協議會は「日本主義運動と時局協議會」と題する宣傳パンフレット（十錢）を在京「今日の問題」社より發行せしめたり。

二五

尚「第二回會員總會記事（昭和十一年十二月二十一日於東京麹町寶亭）」と題する印刷物を作成、各會員及關係方面に配布す。

二六

高知縣にありては美濃部博士暗殺豫備犯人松田孜郎を送局せり。

二七

梅櫻會に在りては本日「同憂の士に懇話」と題する既成政黨撲滅を強調せる印刷物を作成、各方面に配布せり。

二八

大日本生産黨に在りては客年來機關紙「大日本生産黨報」を休刊中の處本日付再刊第八號を發行す。

二九

時局協議會は協發第七號を以て「活動狀況御報告の件」を作成、各會員に配布す。

三〇

元愛政八幡支部長米村長太郎、大日本護國軍久保美喜、新日本海員組合木山政規等は本日連絡機關として「日本主義團體北九州地方協議會」を結成したり。

三〇

國社黨本部に於ては機關紙「國社」二月五日附創刊號を發行す。

三〇

北海道空知郡江部乙村吉田堅治は北海道愛國團體同盟會

運動日誌

一七九

運動日誌

を中心同志を糾合して全北海道愛国團體聯合協議會を
結成せり。

純正日本主義青年運動全國協議會廣島地方協議會結成さ
る。

山形市東光日々新聞社長大川周三は第三インターナシヨ
ナル防遏手段と稱し、生命辯護法講義を爲すべく新原理
研究會なる塾を開設せり。

在京大化會員三苦孫市、渡邊正義、長原義忠、岩崎次郎
の四名は舊臘恐喝罪により警視廳に檢束され爾來東京區
裁判所に於て審理中との岩崎は起訴猶豫、三苦は一
月二十九日懲役四ヶ月、渡邊は同日懲役六ヶ月、長原は
一月三十日懲役六ヶ月の判決を夫々言渡さる。

無産政黨

勞農無産協議會常任委員會を開催し、議會對策委員會の
設置、大會開催の件(二月中旬)其の他を協議決定す。

社大黨書記局會議を開催し、三大法案獲得民衆大會を二
月九日開催することに決定。(本文参照)

勞協機關紙「勞農無産新聞」第三號を發行す。

社大黨東京府縣に於ては一月二十一日より三日間各支部
一齊に請願闘争演說會を開催する様各支部に指定を發す。

社大黨労働委員會を開催し、官勞彈壓問題、尾去澤事件
を中心とする院内闘争及び國際労働代表選出問題等につき
協議す。

社大黨本部より各支部聯合會宛に、府縣會闘争方針並に

一八〇

闘争成果を報告せしむべく通達を發す。

勞協議會對策委員會を開催し、大會開催の件其他を協議す。

社大黨議會對策委員會開催。

社大黨京都府縣年次大會開催。

社大黨、全農東豫協議會開催。

社大黨書記局會議を開催、二十一日より三日間一齊に議
會闘争宣言演說會開催の件其他を決定す。(本文参照)

社大黨中央執行委員會を開催し、(1)議會に於ける一般質
問を安部磯雄とすること、(2)外交問題有志懇談會には黨
代表とし龜井を出席せしむること其他を協議決定す。(本
文参照)

社大黨百安部磯雄及書記長藤生久は日活東京撮影所に至
り「トッキー」撮影を爲す。

社大黨系勤勞市民俱樂部年次大會開催。

社大黨東京府縣區會議員團新年宴會開催。

勞協支部代表者會議開催。(本文参照)

社大黨代議士會を開催し、有志代議士團外交紀彈演說會
並に民衆大會に關する件其の他を協議決定す。

大阪府縣市會議員選舉施行社大黨候補者三名當選す。
(本文参照)

社大黨、市町村會議員選舉に對する指令を發す。(本文參
照)

社大黨所屬代議士十八名は松本、黒田兩代議士を加へ院
内に於て代議士會を開催す。(本文参照)

社大黨代議士會の名を以て時局に關する聲明書を發表

労働運動

目黒自動車運輸株式會社(東京)従業員は東横電鐵との合
併に依る慰勞金其他に付き紛争發生。(十七日解決)

國際労働局第四回俸給者專門委員會に出席中の鈴木文治
歸朝す。

株式會社津上製作所(東京)に組合(全評)否認に基く労働
爭議發生。

日本港海從業員組合中央委員會開催。

組合會議擴大執行委員會開催。(本文参照)

海員組合副組合長米窪滿亮國際労働理事會に出席の爲め
出發す。

中部港海労働組合年度大會開催。

來朝中の印度社會主義奉仕團書記長「バンデユランヂ、ユ
ダングラオ」は總同盟本部を訪問し幹部と意見の交換を
爲す。

愛國労働組合全國懇話會常任委員會開催。(本文参照)

東電會社にありては定期昇給を發表したる處從業員組合
は永年勤続者の優遇を除外することに不満を抱き即日會
社側に交渉を開始せり。

大阪市電自働會當局に對し物價騰貴に因る臨時手當支給
方嘆願す。

全評關西地群執行委員會開催賃上闘争及政治職職統一問
題等を協議決定す。

東交、市從主催の全市從業員大會開催。(本文参照)

一八一

運動日誌

す。(本文参照)

勞協執行委員長加藤勘十、時局に關する聲明書を發表す。
(本文参照)

勞協、帝國議會停會に對する聲明書を發表す。(本文参照)

社大黨、全農、全勞各栃木縣縣三派合同擴大執行委員會を
開催す。

社大黨國際部、市民委員會、財務委員會、青年部本年度
執行方針書を各支部聯合會宛發給す。

社大黨書記長名を以て議會解散に備ふる注意喚起の文
書を各支部聯合會宛發給す。(本文参照)

社大黨書記局會議を開催し、社會立法獲得請願闘争は政
局の推移如何に不拘闘争を繼續することに決す。

社大黨東京市民團體聯合會機關紙「商工市民新聞」第三號
發行。

勞協代表東京市役所を訪問「市議員の議員立候補禁止反
對」決議文及市電の共同經營に關する反對の決議文を提
出す。(本文参照)

社大黨、時局に關する聲明書を發表す。(本文参照)

社大黨は「安部委員長一般質問要旨」と題する「パンフレ
ット」を發行す。(本文参照)

岡山縣會議員補缺選舉に社大黨員、江田三郎當選す。

社大黨書記局會議を開催し、衆議院の解散を見越し總選
舉準備其他に就き協議し、時局に對する聲明書を發表
す。(本文参照)

運動日誌

一八二

二九 組合會議其他主催の社會立法懇談會開催。(本文参照)
東交、市役の代表、内務、鐵道兩省其他を訪問陳情す。(本文参照)

水 平 運 動

- 一、 全國水平社に在りては機關紙「水平新聞」第二十二號を發行配布す。
- 二、 全國水平社中央委員長代議士松本次一郎は「第六十九特別議會開會報告書」七百部作成し、全水全國各支部宛發送せり。
- 三、 全國水平社奈良縣聯合會支部代表者會議開催。
- 四、 全國水平社三重縣聯合會常任委員會開催。
- 五、 全國水平社三河縣聯合會常任委員會開催。

朝鮮人運動

- 一、 在京民族主義系團體「荒川親睦會」は機關紙「荒川親睦會ニユース」(一九三七年一月一日付新年號 第八號一〇〇部)を發行關係方面に頒布す。
- 二、 朝鮮日報神戸支局長容疑人薛東鎮は、最近在神朝鮮人團體の民族的統一組織を計畫する一面、在住朝鮮人の文盲退治の目的を以て短期諺文普及夜學講習會を開催すべく目下準備中なり。
- 三、 財團法人大阪府協和會は機關紙「協和月報」刊行號を發行關係各方面に頒布す。
- 四、 千葉縣に於ては客年十二月神奈川縣選舉の麻藥密賣關係朝鮮人と連絡ある朝鮮人金昌烈以下三名、内地人藥種商

二名を檢舉目下取調中。

在京朝鮮人金浩永主宰の東京朝鮮新報は本日付第三十七號を發行各方面に頒布す。

山口縣下關市所在の朝鮮人團體東和會は、一月十日より三月末日迄の期間同市内居住中の朝鮮人四十四名を集めて、算術、國語、鮮語等を主として教授する目的を以て夜學を開始せり。日下の處差當り容疑の行動なきも山口縣に於て其の動向注意中なり。

兵庫縣に於て神戸稅關保稅倉庫内に留置中の南鮮水害救濟品梱包(在布哇韓人婦人救濟會より京城朝鮮日報本社宛の托送品)中より海外不逞朝鮮人團體機關紙國民報四五〇部、新韓民報二部、韓民二部を發見、日下大阪府と協力關係者と認めらるべき容疑人三名を檢舉し取調中。(本文参照)

在京朝鮮人演劇團體白雲團は創立第一回公演を開催す。(本文参照)

客年十二月四日發會式を舉行せる山口縣協和會は今同其の事業の一部として、縣内居住中の朝鮮人にして警察官署が本籍地に歸還せしむるの必要あるも旅費不足する者に對し之が旅費を補助することに決し、新に歸還旅費補助規程を制定本日より實施す。

戸田市汽船積石炭仲仕下請負業近藤組朝鮮人仲仕九三名は元九州合同労働組合常任書記村桂壽の煽動並に彼の若松聯合組合石炭仲仕爭議の有利なる解決等に刺戟せられ本月十八日、日本西部産業労働組合の應援を求め待遇改善

會報(二月二十五日付新年特輯號)は本日安寧秩序を妨害するものとして發禁處分に附せらる。

神奈川縣内鮮協會は本日藤澤劇場に於て既設融和團體明進會を解消せしめ新に本協會高座郡南部支部發會式を舉行す。

在京民族主義系團體朝鮮留學生研學會は本日事務所に委員會を開催し、定期總會開催の件及ニユース發行の件等に關する協議を爲す。

警視廳に於て本月十三日檢舉取調中の清掃人夫李益煒當二十四日は赤救及全協土建に加盟活動せしこと判明、本日送局す。

在京民族主義系朝鮮人團體早大女子同窓會機關紙「同窓會誌」一月二十四日付刊行號は内容不穩と認め本日發禁處分に附せらる。

宗 教 運 動

群馬縣新田郡敷塚本町所在新義眞言宗全性寺住職加賀谷義光は寺院内に於て、同町知人等と共に花骨牌を使用し賭博を開張したる事實發覺し檢舉送局せり。

靜岡縣志太郡島田町高野山大師教師試補杉浦宏濟當四十二年は自宅に弘法大師像を安置して衆庶を參拜せしめ、弘法療法と稱して聽診器、額帶鏡、耳鏡等を以て患者を診察し、或は之に投藥する等千餘名の患者に無免許醫療行為あり、且治療に名を藉り數十名の婦女を姦淫したること判明し、醫師法違反として檢舉送局せ

を要求せり。翌十九日組主側の拒否に依り一齊罷業に移り就勞仲仕に對し罷業煽動、作業妨害等の舉に出で組主側は之に對抗して仲仕の補充、暴力團の持出し等を爲し不穩の情勢にありたるが舊勞大黨所屬縣議三浦愛二の斡旋に依り要求條項の一部を貫徹し本日解決せり。

縣當局は罷業煽動作業妨害等の舉に出でたる爭議團員二〇名を檢束し組主側に對しては嚴重警告を與へ嚴重警戒を加へたる爲め警察事故發生せず。

本月二十日施行の大坂府堺市々會議員選舉に中立を標榜立候補せる朝鮮人呂現石當三十七年(慶南四川郡三千浦邑西生れ)は得票三三四票を獲得第二十七位にて當選す。

神奈川縣内鮮協會は本日縣廳社會課に於て縣、市社會課長、特高課長、關係警察署長等關係官公吏四十一名の會合を求め内鮮融和に關する座談會を開催す。

在京民族主義系團體中野親睦會は本日付機關紙「會報」第十三號を發行關係各方面に頒布す。

在京各大學專門學校朝鮮人留學生學友會に於ては本年度卒業生に對する聯合送別會を開催すべく計畫し、本日朝鮮基督教青年會館に各學校代表者會議を開催せるが、協議の結果來る二月六日夜本所公會堂に於て之を開催することに決定す。

警視廳に於て本月十三日檢舉の金完燮は全協化學及モツブルに加盟活動せる事實判明本日治罪法違反として送局す。

在京民族主義系朝鮮人團體豐島親睦會機關紙「豐島親睦運動日誌

2

二七

神奈川縣下神道各派關係者間に豫て神道聯合會を結成すべく計畫中の處最近約八百名の賛同者を得るに至り、近く發會式を舉行する豫定なり。

別府市別府中濱通十四丁目大社教會中補教位廣岡彌平常五十九年は自宅に出雲大社教の看板を掲げ窓に神符神札を作成頒布し生活手段と爲す中、信者たる有夫の婦を二十數日間不法監禁し暴力を以て姦淫しつゝありたること發覺し檢舉せり。

二八

東京市所在日蓮宗々務院に於ては同宗教學部長馬田行啓及立正大學々部長守屋貫教等中心となり、宗風を宣揚して時代の先驅たらんと爲し、同宗青年僧侶を以つて日蓮宗東京青年會を結成し其の創立大會を同院講堂に於て開

時事日誌

二二 小川商相の發意により永野海相は政民兩黨總裁を訪問し
二三 所謂妥協工作を爲す。
二四 廣山内閣總辭職と決定す。
二五 午後八時四十分伊豆長岡松嶺莊の宇垣大將に對し宮中よ
二九 り御召の電話ありたり。
午前一時三十分宇垣大將組閣の天命を拜受す。
宇垣大將天命を拜辭し即日沐浴し郎大將に天命を拜受す。

表覽一體運動會社るが主
(在現末月一年二十和昭)

備	主權本	主權家	主權民	主權主	主權附
(國)	主權本	主權家	主權民	主權主	主權附
(消費組合)	消費組合	消費組合	消費組合	消費組合	消費組合
(水平團體)	水平團體	水平團體	水平團體	水平團體	水平團體
(借家人團體)	借家人團體	借家人團體	借家人團體	借家人團體	借家人團體

(在現末月一年二十和昭)

- 一、國號名の上に記載せる括弧内の略符は夫々支持政黨を示せるものにして、(星)は大日本生産黨、(星)は皇道黨、(星)は愛國政治同盟、(星)は新日本國民同盟、の略符とす。
- 二、*印を附したるは夫々愛國勞働組合全國懇話會、日本勞働組合會議、日本アロニタリア文化聯盟の構成團體たることを示す。
- 三、日本勞働組合全國協議會の各差別組合及日本アロニタリア文化聯盟所屬各同盟並日本赤心救授會、日本反帝同盟は目下有名無實の狀態にあり。

外事關係

概説

一月中に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、本年に持越されたるスペイン革命動亂を廻る諸國の動向は、その後益々混頓とし、特に、佛・ソ對獨伊の義勇兵の戰たる傾向顯著なるに至り、舊臘、英佛兩國政府は、義務兵禁止に關する提案を爲し、ソ、獨、伊各政府は夫々贊意を表せるも、その實行甚だ困難なる模様なり。

エチオピア問題以來、緊張せる英伊兩國間に、二日、地中海協定成立せるは、英國の地中海に於ける傳統的覇權放棄の確認として重要な意義を有すると共に、他方今後の歐洲の國際關係に少なからざる影響を有すべし。

米國に於ても八日より對ス武器輸出禁止實施せられたり。

ソ聯邦に於ては、元駐英大使ソルニコフ、前ブラウダ外報部長ラデツク等の關係せる「並行本部」事件の公判、二十三日より開かれ、日獨兩國之に關聯せる旨の發表をなせるは、日獨防共協定に對抗せんとする宣傳工作の一と推測せらるべし。

中華民國に於ては、西安事件後、十日に至り、共產軍と提携せりと云はるゝ揚虎城、于學忠等は、國民政府に對し、蔣介石釋放に關する妥協條件の違約を責め、反中央的態度を表明せり、之に對し國民政府は、妥協工作に盡力中の如し。

海軍軍備無條約第一年に入り、英米兩國は逸早く主力艦の起工に著手、且空軍の擴張を爲さんとす。又特に太平洋方面に於ける軍備の強化は、ソ聯の極東海軍の整備と共に、注意を要する現象たるべし。

入國居住送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十二年一月)

取扱官廳	本籍、職業、氏名、年齢	禁止事由	處置
大阪	山東省諸城縣 苦力 穆光 三五	一月九日塘沽より神戸經由大阪入港の陽明丸にて密航渡來せるが、本名は同船が大連に向ふものと誤認し、同地居住の弟料理職穆光洪を頼り大連に赴かんとせるもの	一月十日大阪出帆の北嶺丸にて塘沽に送還
神奈川	浙江省 料理職 葉回 三七	一月四日上海より横濱入港の阿蘇丸にて渡來、群馬縣利根郡水上驛前上海驛方に赴くと稱せるも同縣に照會の結果要救護の虞あるに付入國禁止方回答ありたるもの	一月七日横濱出帆の阿蘇丸にて上海に送還
兵庫	廣東省 料理職 林松 四五	一月十三日香港より横濱入港の淺間丸にて渡來、同地山下町に赴くと稱せるも就働口不確實にして要救護の虞あるもの	一月十七日横濱出帆の照國丸にて香港に送還
兵庫	廣東省 店員 許榮 一五	一月十三日香港より横濱入港の淺間丸にて渡來、東京市杉並區高圓寺居住の同國人を頼り同地に赴くと稱せるを以て警視廳に照會の結果要救護の虞あり入國禁止方回答ありたるもの	同右
兵庫	浙江省 店員 陳安 一八	十二月二十九日上海より神戸入港の長崎丸にて群馬縣桐生市居住の實兄料理職陳安忠と共に渡來、同方店員就職の爲めと稱せるも群馬縣に照會の結果本名等の入國禁止方回答ありたるもの	十二月二十二日神戸出帆の長崎丸にて上海に送還
兵庫	廣東省 無職 雷焯 三六	一月二十七日カルカッタより神戸入港の英國汽船洗生號にて神戸市榮町一ノ六豚肉商公生號方店員として就職の爲め渡來せりと稱せるも、本名は大正十四、五年頃神戸に渡來同郷人出帆の北野丸にて送還せられ、今回雷永善と偽名不正手段にて入國せんとせるもの	一月二十八日神戸出帆の生駒丸にて上海に送還

山口	新東京 料理職 張金 三一	十二月二十九日夕下關入港の關釜連絡船にて關東局巡查井手房一郎夫妻に同伴せられ、井手の妻の實母佐賀市居住菅原スエ方に赴き同人が今回支那料理店開業決定に付料理職就働の目的なりと稱せるも取調の結果菅原の開店は未定なるを以て本名等は入國後要救護の虞あるもの	十二月二十九日夜下關出帆の連絡船にて釜山に送還
福岡	安徽省通化縣 豆素麵製造職 張福 三四	一月二十八日夕下關入港の關釜連絡船にて邦人關ステに同伴せられ岩手縣下居住の義姉清志田イセ方に到り豆素麵製造に就働の爲め渡來せりと稱せるも所持金皆無、要救護の虞あるもの	一月二十八日夜下關出帆の連絡船にて釜山に送還
福岡	福建省永春縣 職 陳二 九	一月七日基隆より門司入港の吉野丸にて渡來、臺中市勝美シン商會張添排(二四年)と共にシン購入並技術習得の爲め大阪に赴き日市と稱せるも、臺灣所轄警察署發給の内地渡航證明書を所持せず、身許不確實にして本邦入國後労働轉移の虞あるもの	一月七日門司出帆の九にて基隆に送還

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十二年一月)

取扱官廳	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡來後の經歷	送還事由	送還月日、出帆地、船名、行先地
北海道	浙江省温州府 吳服行商 林上 三八	大正十一年頃より道内を轉々行商に従事せる處昭和六年六月の爲め悪性の梅毒に罹るや毆打虐待を加へ、最近是他に三名の邦人婦女を籠絡關係する等素行極めて不良のもの	素行不良	一月二十六日小樽、華頂山丸、青島
警視廳	四川省重慶縣 杉並區阿佐ヶ谷四ノ四六 日大生 李健 二	昭和十年八月留學の爲め神戸に渡來せるが、昭和十一年二月頃肩書近所の齒科醫風間みよ(二三年)に治療を受けたるを機に甘言を以て誘惑し關係を結ぶ等素行不良のもの	素行不良	十二月二十六日横濱、六甲丸、上海
入國居住送還關係	浙江省青田縣 荒川區南千住町三ノ八七 人夫 王夢 三七	大正十三年六月傘行商と稱し門司に渡來後直に上京し、人夫として運搬労働に従事中のもの	無許可労働	同右

入國居住送還關係

浙江省瑞安縣 城東區大島町八ノ三一〇 大須賀豐次郎方岩 夫人王 三〇有	福建省福清縣 赤坂區田町六ノ一〇 吳服行商 杜明 三七坤	山東省芝罘縣 杉並區高圓寺七ノ九四〇 杉並區高圓寺七ノ九四〇 料理職 張平 三四山	浙江省蕭山縣 第一高等學校寄宿舎 一高特設科 盛澄 二三淵	河北省樂亭縣 中野區上高田一ノ四七 物理學校生 李瀛 二〇瀛
昭和十一年八月朝鮮經由下關に渡來せるものなるが、十二月二十二日三越本店にてラクダ燃外數點を當引の四十餘點を檢査格調の結果白木屋、寄島屋、三省堂等に於ても現行起訴猶豫處分に付せられしもの	昭和二年五月傘行商と稱し横濱渡來、千葉、茨城、埼玉各縣下を轉々後昭和四年二月上京以來入夫として運搬勞働に従事のもの	大正十一年三月神戸に渡來後直に上京して行商に従事しつゝ、轉々せるが昭和六年頃より業務不振の爲め密に無許可にて耳掃除(雜役勞働)に従事せるもの	昭和七年五月釜山經由下關に渡來、福岡縣下を無許可勞働に従事しつゝ轉々、同年九月上京し中國大使館劉海軍武官家使用人として雇はれたるも後肩書に於て無許可勞働從事中のもの	昭和九年十月留學の爲め渡來せるが元來共產主義思想抱持者にして昭和十年一月頃本郷區駒込千駄木町五九居住左頰邦人の渡邊子より日本語の教授を受けたる關係上全協再建策動中の濱子兄策郎と數次會見し最近は黨活動資金提供を決意し、又昨年帝都叛亂事件當時不敬の言辭を弄せることあるもの
昭和十年十二月渡來留學中の處、昨年十月二十日早發性癲癇症にて松澤病院に入院、十二月二十五日退院し、非監置の儘觀察中のもの				
犯 罪	無許可勞働	無許可勞働並 要救護	無許可勞働	精神病者
十二月三十一日、横濱、勝浦丸、大連	一月七日、横濱、阿蘇丸、上海	一月十三日、横濱、六甲丸、上海	一月十九日、横濱、筑波丸、上海	一月十九日、横濱、玄武丸、天津

一九〇

入國居住送還關係

浙江省永嘉縣 人 荒川區南千住町二ノ五八 夫 陳 林 三八文	山東省昌邑縣 荏原區戶越町七八五 カールテン 吳 英 三〇剛	河北省蠡縣 芝區高輪南町六 料理職 李 振 三六軍	四川省江安縣 神田區一ツ橋通二ノ三 留東新聞主幹 張 健 二七	四川省富順縣 住所右同 留東新聞編輯發行人 早大生 簡 泰 二六
前者は大正十三年四月、後者は同年十月何れも兼行商と稱し 門司に渡來、神奈川、關西地方等轉々後大正十五年八月及昭 和二年五月夫々上京して勞働に轉務、運搬勞働從事中のもの	昭和二年一月神戸渡來後直に上京、行商に從事中の處、平素 反滿抗日的言辭を弄し、昭和十年夏當時鎌倉に避暑中のソレ 聯邦大使館武官アリントク及「ゴハリョフ」通商代表部員「ブ ロキーン」等と接近行商以來之等の者の私宅に頻繁に出入する に至り、等々聯邦側に利用せられて我國に利益なる行動に 出づる處あるもの	大正十二年三月横浜渡來後直に上京、料理職として他人に雇 はれて轉々せるが、性質兇暴にて、一月四日屑書にて同僚た の料理職「家洲」(二六六)に口論を挑みて返を毆打し全治十日 の打撲傷を負はしめたが、此種暴行は從來も再三あり雇主 も解雇を欲するも後難を恐れ居るもの	本名等は昭和八年十二月、同十一月及同十一年一月夫々留學 の爲め渡來せる處、何れも左傾反日的思想を有し、日支兩國の 政治、經濟、外交、學生の消息等報道的の稱し昭和十年六 月留東新聞社を創立し屑書に事務所を設け週刊每號三千五百 部を發行せるが漸次左傾反日的記事の登載するに至り、昭和 十一年一月十七日以降禁刊の記事を出し、上海等に於て發行 の反日宣傳雜誌「現世界」等を取り寄せて留學生に回覽し又本	大正十五年三月大阪渡來、同地に於て與服行商に從事し昭和十 一年五月上京し轉々行商中の處、同年十一月頃新龍土町 一、二伊太利人「オオレス」カッター力に出入中、同家 女中「栃木縣人古橋榮子(二七年)」を廿言を以て誘惑し、屢々同 家に入り込み風俗を紊りつゝあるもの
素行不良	反日的言動荒 外驕等に利川 せらるゝ處	性質兇暴	反日、共產主 義思想抱持	一月二十九日、 横濱、筑波丸、 上海
同右	一月二十五 日、横濱、勝浦 丸、大連	同右	一月二十五 日、横濱、阿蘇 丸、上海	

一九一

一九三

愛知	靜岡	岐阜	長野	岩手
仲 仕 郭 岳 三ノ西 (以下本籍住所同右) 仲 仕 王 張 三ノ水 仲 仕 周 進 三ノ清 仲 仕 徐 福 三ノ岩	山東省濟南府 住所不定 吳服行商 王 立 四二興	浙江省瑞安縣 支那蔣麥製造販賣 河 安 三 五木 三 九朝	浙江省青田縣 住所不定 小間物行商 蔣 珍 四三奎	浙江省青田縣 支那蔣麥製造販賣 周 進 三 一財
本名等は夫々昭和八年四月、昭和六年三月、昭和七年七月及昭和三年六月以來、小間物及兼行商に従事せるが、何れも石炭仲仕として運搬労働に従事のもの	大正九年十月神戸渡來、東京に於て水道工事人夫として就働、昭和十年六月吳服行商となり昭和十一年八月より千葉市新生町吳服商渡邊仁の吳服委託販賣に従事、同十二月十三日右委託品を横濱寶庫の上大通方面に逃走を決意し右吳服約百七十四餘を四十三圓餘に賣却したるを檢舉送局せるも起訴猶豫に付せられたるもの	本名等は小間物行商と稱して長崎渡來東京、群馬、新潟等を轉々、何れも昭和九年三月轉入し無許可にて就働中のもの	大正十四年神戸渡來轉々後昭和二年六月轉入縣下を轉々行商中の處十二月一日下伊那郡飯田町居住吳服生方に宿泊の際吳の蘇口(七圓餘)を窃取せるを以て檢舉送局せるも起訴猶豫となれるもの	大正十四年横濱渡來小間物行商として各地轉々、昭和八年八月秋田より轉入して無許可にて就働し又素行不良にして屢々邦人にして獨身者なりと詐り現に佐藤タツミ(二十二年)と同棲せるも中國人なる事判明しタツミの父兄と紛擾中のもの
無許可労働	犯罪	無許可労働	犯罪	無許可労働
一月二十七日、名古屋、上海	十二月二十七日、神戸、然河丸、大連	十二月二十一日、名古屋、上海	十二月二十六日、横濱、上海	十二月二十六日、横濱、上海

山口	福建省福清縣 住所不定 楊炎 二元二九
犯罪	大正九年長崎渡來、九州、四國、中國を興服行商に従事しつ つ大正九年六月に昭和三十九年六月に於て窃盜 に依り大々懲役一年六月に處せられ、昭和九年一月同模窃盜 に依り船木區裁判所にて懲役三年に處せられ山口刑務所にて 服役一月二十六日満期出所せるもの
一月二十九日、門司、生駒丸、上海	

一、外諜容疑者取締狀況

宮城縣に於ては本年一月十四日豫て米國「グローブ・マガジン」社と連絡し各種國

宋一を檢舉取調を爲したるが其の状況左の如し。

同社は從來屢、本邦各地に國情調査容疑照會を發し殊に昭和十一年八月には本

(イ) 其の地方の寫眞地圖並に都市計畫の狀況
(ロ) 交通機關の系統其の他詳細
(ハ) 其

十一

一九五

外談取締關係

住所 宮城縣仙臺市東八番丁一九七清野房吉方

一九六

新聞記者島健コト島田榮一(當三十年)

(8) 連絡事實の概要 取調の結果本名は昭和十一年八月十日頃新聞記事蒐集の爲偶、仙臺市役所觀光係に面談中同係宛

照會ありたる「グローブマガジン」社の譯文を盗見し該照會は警察署より回答差控方連絡ありたるものなることを知悉し乍ら之を利用し同社と直接連絡の上各種資料を蒐集提供し多額の報酬を得んものと決意し同日同社宛自己を通信員として採用方通信する一方東京大阪京都新潟等の關係方面へ資料提供方照會を發し自己は仙臺市附近に於て各種資料を蒐集し居りたるに同年十二月十三日前記「グローブ」社より日本通信員に任命及原稿料一語一「セント」にて資料送付方依頼越あり爾來同社との間に屢、通信を続け報酬如何によりては其の要求に應じ機密の資料をも提供するの意圖を有し居りたるものなる事判明せり。

(4) 事件の處置 本件の如き事件に對しては目下適用すべき取締法規を缺くも斯種行爲は外事警察上看過す可からざるものなるを以て嚴重將來を戒飭し一月十六日身柄を釋放し引續行動注意中なり。

(二) 外談客島イデルウラルトルコタール文化協會關係者の送還 本件檢舉に關しては十一月號所載の通りにして當時論旨退邦に決定せる土耳其人「ハーサン・ムスタファ」は其の妻と共に一月十八日本國に向け論旨送還を完了せり。

社會運動の國際的連絡關係

客年末及本年初頭に於ける社會運動の國際的連絡活動中、西班牙動亂の刺戟を受け同國ヴァレンシア市、労働者エスベラント團體より「人民戦線」と題する左翼出版物(エス語)其他の郵送極めて頻繁となりたるは注目し値するものにして、尙北米方面よりの邦文左翼出版物の送付も益々滋きを加へつゝあり、其の重要な事例を舉示すれば次の如し。

發見月日	發 送 者	送 付 先	事 例
一二二四	西班牙國ヴァレンシア市 マール二五號 労働者エスベラント團體	小樽市永井町 小樽エスベラント會 幹事 福田仁一	「人民戦線」一九三六年十一月十五日附第二號 一部
一二二七	〃	長崎市銀屋町五六 高 原 憲	「人民戦線」十二月一日附第三號 二部
一二二七	〃	盛岡市内丸 盛岡エスベラント研究會長 井 川 靜	「人民戦線」十二月一日附第一號 一部
一二二七	ロスアンゼルス	松阪市所在 全農三重縣執行委員長 小林勝五郎	「前進の秋」(國際通信社發行一九三六、十一月二十日附) 一部
一二二九	不明	和歌山縣新宮市 高 橋 長 光	二、「前進の秋」一部 一、「前進の秋」(太平洋労働者十一月一日附) 一部
一二二九	ロスアンゼルス	高知縣安藝郡安藝町 田中喜代馬	三、「平和と幸福の社會」(國際通信社發行昭和十一年十一月) 三、「民衆の英雄市川」(國際通信社發行昭和十一年十一月)
一二二九	ロスアンゼルス	高知市通町 池田政之丞	「戦雲たなびく東亞の天地」(國際通信社第三卷第九號昭和十一年十月十五日發行) 一部
一二二九	ロスアンゼルス	高知縣高岡町 岡崎 精 郎	二、「前進の秋」一部 三、「民衆の英雄市川」一部 三、「戦雲たなびく東亞の天地」一部

社會運動の國際的連絡關係

一九七

一、二、九	ロスアンゼルス	奈良縣高市郡	「戦雲たなびく東亞の天地」一部
一、一	西班牙バレンシア市 労働者エスベラント團體	宇都宮市河原町 富永慶順	「人民戦線」第三號
一、三	ロスアンゼルス	栃木縣河内郡横川村 全農栃木縣聯合執行委員 大屋政夫	一、「前進の秋」一部 二、「躍進準備の爲に」一部
一、一〇	ニューヨーク市 フランクスパーク社 ダヒスチエ	千葉縣船橋町 齊藤義衛	一、「前進の秋」一部 二、「躍進準備の爲に」一部 三、「國際通信」(第三卷第八號昭和十一年九月二十日發行)一部
一月上旬	ロスアンゼルス	大坂市此花區 全日本労働總同盟大坂聯合會	「躍進準備の爲に」一部
一月上旬	ロスアンゼルス	大坂市東區玉堀町 大谷長三郎	一、「前進の秋」一部 二、「平和と幸福の社會」一部 三、「民衆の英雄市川」一部
一月上旬	ロスアンゼルス	大坂府堺市 種田徹摩	一、「前進の秋」一部 二、「躍進準備の爲に」一部
一月上旬	ロスアンゼルス	大坂市此花區 全日本労働總同盟大坂聯合會	「前進の秋」一部
一月上旬	西班牙國バレンシア市 労働者エスベラント團體	小樽市 福田仁一	「人民戦線」第三號
一月上旬	西班牙 労働者エスベラント團體	大坂市東區川區 黒崎誠	「人民戦線」第三號
一月上旬	西班牙 労働者エスベラント團體	長崎市市川町 植田高三	無政府主義系「A、I、T」エス語機關誌「通信ブレテン」一部
一月十一日	バレンシア 労働者エスベラント團體	金澤市森町 瀬川重禮	「人民戦線」第四號 一部
一月十五日	バレンシア 労働者エスベラント團體		

情報 其の他

一、浦鹽に於けるソ官憲の對邦人、船舶に對する取締

最近浦鹽方面に於けるソ官憲の對日策謀は從來の思想宣傳に代ふるに彈壓を以てし、殊に滿洲事變以來日ソ關係の逼迫に伴ひ益、其の取締熾烈となり、無根の口實を設けて在留邦人を抑壓し、或は之を追放處分に付する等其の取締振は言語に絶するものあり、而も彈壓の手は常に在留邦人に止まらず同港に入港する本邦船舶並に之が中繼機關たる商船組にも及び最近に至りては歐亞連絡船さいべりや丸の不法抑留事件、長壽山丸、金剛山丸等の不法抑留、商船組店員仲嘉一郎の死刑宣告事件、支配人高橋太二の拘引、商船組埠頭の移轉強要等々不祥事件を連發し、緊迫せる日ソ間の空氣を彌が上に刺戟するの態度に出でつゝあり。

本年一月中旬に於ける主なる事件を舉示すれば次の如し。

- (一) 商船組支配人高橋太二は軍探嫌疑にて一月四日ゲ、ベ、ウに檢舉され嚴重なる取調を受けたるが日本總領事館の抗議により出國禁止を條件に一月七日釋放したるも時々呼出をなし取調をつゞけつゝあり。
- (二) 朝鮮郵船長壽山丸一月七日浦鹽に入港するやゲ、ベ、ウ増員して檢索を嚴重に行ひ所持品、所持金の取調をなしたるが同船に事務補として乗船の元山憲兵隊員佐藤伍長は上陸中の行動を客観視せられ拘引身體檢査を受けたるも次回來航を條件に釋放せられたり。
- (三) 一月中浦鹽港に入港せる朝鮮郵船金剛山丸に對しても多數ゲ、ベ、ウ臨檢し嚴重なる檢索を長時間に互り爲し押收せ

情報其の他

る海圖面に赤鉛筆の印ありとて之をスパイ容疑視し三等巡轉士を拘禁脅迫せる事實ありたり。

(四) 一月十九日浦鹽に入港したる北日本汽船所屬船さいべりや丸に對し約四十名のゲ、べ、ウ乗船し數班に分れ嚴重なる身體検査、船内検査を行ひ多數書類金品を押収引揚げたるが、一時押収を受けたる外交文書入トランクは二十日同船出帆前漸く返還し來れり。

(五) ソ官憲は商船組の移轉、事務所の明渡、税關埠頭の使用禁止を強要せり。

税制改革案を繞る農村、商工關係團體の運動狀況
(三)

税制改革案を繞る農村、商工關係諸團體の運動狀況

一

税制改革案を繞る各種團體の運動は、休會明けの議會を旨して一齊に全國大會等を開催して氣勢を擧ぐると共に關係方面に對し陳情運動を開始せむと企圖し諸種の準備工作を進め居たり。然るに議會再會の劈頭に於て議會は停會となり續いて政變に遭遇せる爲、運動の目標を失ふに至り、全國大會等の開會は概ね之を一時延期し、假令大會を開催したるものに於ても氣乗薄にして氣勢舉らざりしが、議會に對する請願運動或は關係方面に對する陳情運動は依然として相當活潑に行はれたり。

二

産業組合諸團體に於ける産業組合課税の反對運動は、其の後専ら議會對策に集中し、之が中心團體たる「産業組合中央會」にありては議會に對する請願運動を行ふべく一月十三日各府縣支會に對し全國一齊に産業組合課税反對に關する請願運動を開始すべく指令を發せり。又其の後課税問題は何等好轉を見ず依然として憂慮すべき状態にありて此の際更に何等かの方策を考究する必要ありと爲し、翌十四日全中央機關（中央會、全聯、全販聯）役員合同協議會を開催し、組合課税問題對策に就き種々協議を遂ぐる處ありて、結局農林當局をして大藏當局に對し一層強硬なる交渉方を陳情することに決し、代表者十名を擧げたり。代表者は直ちに農林當局に陳情せるが、農林大臣より「當初から産業組合は本質上課税すべからずとして居る、然し三十億と云ふ豫算案全體に影響が及ぶ關係上反對は強く主張出來ぬ、閣議に於て私は議會で猛然たる反對が起るであらうと警告をして署名承認する心算である、今日となつては大藏省議も決定してゐることであり折衝しても見込がない」

税制改革案を繞る農村、商工關係諸團體の運動狀況

旨の言明ありたる趣にして、再び會議を開き今後の對策に就き打合せを爲したるが農林當局に對する期待は今や全然望み得ざる状態なるを以て今後は専ら議會へ主力を傾倒して全面的に運動を展開することを申合せを爲したり。

斯くて一月十九日各府縣支會に對し此の際事情の許す限り各地に於て重ねて道府縣組合大會若しくは組合長會議を開催して反對の氣勢を擧げ之を關係代議士に通報し其都度地方新聞に大々的に宣傳せしめ、又組合員より選出代議士に書狀若しくは端書を以て課税反對の依頼狀を發すべきことを指令して之が活動を促せり。又一月二十五、六、七の三日間に互に開催せられたる産業組合中央會第四十八回支部役員及主事協議會、同二十九日の産業組合中央會支會普及主事協議會に於ても課税反對運動に就き協議し、今後反對運動の手を緩めず從來の方針通り反對運動を推進することに申合せを爲したり。斯くする中に政變あり豫て計畫中の全國産業組合緊急大會は之を一時延期するに至りたるが、一月二十七日「産業組合課税に就ては今後如何なる内閣が成立するとも産業組合に對する不合理なる課税を行ひ組合の發達を阻止せむとするが如き方策に對しては斷乎之を排撃し反對を繼續せむとするものである」云々の聲明を發表せり。

「全國農村産業組合協會」に於ては課税反對の議會對策として税法律案特別委員に對して最善を盡す要ありと爲し一月二十日頃北海道及神奈川縣外二十五縣支會主事に對し道府縣選出代議士何某（産業組合關係ある代議士を指名す）に對しては議會再開に當り進んで税法律案特別委員の申出方に就き懇談する様依頼狀を發せり。

「産業組合青年聯盟全國聯合」は一月二十八日産青聯盟緊急全國大會を開催すべく準備中の處政變に依り本大會を一時中止することとし、一月二十五日之が通知に併せ「何人が政治の擔當者たるを問はず大衆に過重なる負擔を課し産業組合の發展を阻害するが如き税制改革案には斷じて反對する態度を持するものなるを以て組織を整へて待機すべし」との通達を發する

處ありたり。

次ぎに各府縣に於ける産業組合諸團體の運動は中央部の指令に基き行動しつゝありて東京、栃木、山梨、滋賀、廣島、岡山、福岡、高知の府縣に於ては産業組合長會議或は理事會或は又課税問題對策協議會を、産青聯九州地區協議會にありては地區委員會を開催して各々課税反對の決議を爲し之が實行方法として陳情書を作成して關係各省並各政黨本部、地元選出代議士に之を送附すること、或は陳情書署名運動を爲すこと等を決定し、夫々之を實行しつゝあり。又議會に對する産業組合課税免除に關する請願署名運動は京都、新潟、群馬、茨城、山梨、静岡、愛知、長野、福島、青森、富山、廣島、和歌山、福岡、鹿児島の一府十四縣に於て展開せられつゝあり。又大阪、福岡、佐賀縣下に於ては地元選出代議士に對し組合課税の不當なる所以を充分認識せしむる要ありとなし、反對理由書等を送附して本運動に對して善處方の依頼を爲す處ありたり。

三

系統農會に於ける税制改革案實現要望の運動は其後の經過を見るに先づ「帝國農會」に於ては税制改革問題は各種の反對論が熾烈を極め其の歸趨逆路すべからずと爲し、議會休會歸省中の地元選出代議士に對して從來の主張貫徹の爲充分なる諒解を得ることに盡力方一月八日府縣農會に通達せり。又議會對策等を協議の爲一月二十二、三の二日間東京市に於て道府縣農會長協議會を開催したるが、時恰も議會の停會に亞ぐに内閣の總辭職となりたる爲會議は氣象薄となり形式的に之を開き税制改革案並重要農林國策等の實現要望の聲明書を發表することとせり。

地方農會の運動としては一月二十日關西農會主催の下に大阪市に於て開催せる關西二府十七縣下農會大會（會同者一千餘名）を始めとし、宮崎縣農會及産業組合中央會宮崎支會共同主催の縣下農業者大會、茨城、山梨、鳥取、和歌山、長崎各縣

下郡農會主催の郡農會大會開催等ありて、夫々税制改革案の實現要望の決議を爲し關係當局並地元選出代議士に對して電報陳情し、或は陳情書に署名を取纏め之を送附したり。又山口縣農會に於ては縣下四ヶ所に於て地元代議士を聘し農政問題懇談會を開催して税制改革案に就き談合し之が實現に就き盡力方依頼する處ありたり。

次に税制改革案中の戸數割全廢に關し政黨間に於て之を半減に止むべしとの主張を爲すものあるやの趣にて、茲に帝國農會に於ては戸數割全免絶對支持の態度を聲明し原案の支持運動を爲す處あり、兵庫縣農會に於ては之に相呼應し一月二十日頃「地方税たる戸數割は農村の發展を阻害する最悪税である」とのパンフレットを作成、全國關係方面に配布して一般の注意を喚起せり。又京都府農會に於ても各郡市農會長に對し地元選出代議士をして戸數割全廢の原案支持に邁進せしむる様配意方依頼狀を發せり。

四

「日本商工會議所」に於ては一月二十六日議員總會を開催し茲に貿易對策委員會に於て決定せる輸出統制税並貿易統計税の新設中止方に關する建議案に就き協議する處ありて異議なく之を可決し、實行委員三十一名を擧げたり。又地方に於ける商工會議所等の運動としては三重、岡山、徳島縣下商工會議所に於て議員總會或は理事會を開催し、税制改革に關する建議（所得稅修正、相続稅物納、財産稅、取引稅、有價證券移轉稅新設反對）並税制改革の實行に關する要望（稅徵收方法等に關するもの）産業組合免稅特典の撤廢方に關する建議案を可決し、關係當局に之を提出せり。

五

「全日本商權擁護聯盟」に於ては豫ねて産業組合免稅特典廢止方に關する陳情運動を續け來りたる處なるが一月二十六日同

聯盟各地支部代表協議會を開催し（二百餘名參會）産業組合政策是正及中小商工業振興に關する陳情の件に就き協議を申ね之を可決せり。實行方法は新内閣成立を俟つて政府並政黨本部に陳情運動を爲すこととせり。同聯盟支部の運動としては、愛知、長崎、新潟、秋田、青森の各支部に於て産組課稅に關する陳情書を作成し關係當局並地元選出貴衆兩院議員に送附し居れり。

「全國米穀商組合聯合會」及「全日本肥料團體聯合會」は右聯盟と共同目的の下に運動を進めつゝありて、前述の全日本商權擁護聯盟主催の全國支部代表協議會の開催に當り同協議會は産組課稅問題、不當進出阻止問題等に就き論議せらるゝ有意義の會議なるを以て目的達成の爲電報其他の方法に依り絶大の聲援方所屬府縣聯合會に通達せり。

六

「日本實業組合聯合會」に於ては舊臘取引稅創設反對全日本商工業者代表者大會を開催して取引稅創設反對の氣勢を擧げたるが、更に二月三日第二回の全國商工業者大會を開催すべく計畫し之が準備を進め居たり。然るに今回の政變あり右大會の開催可否に就き一月二十八日協議會を開催し種々協議の結果新内閣成立し政策の決定を見たる上運動することに決し、一時大會の開催を中止することとせり。又神戸實業組合聯合會に於ては、理事會を開催して取引稅創設反對の決議を爲し、之が反對趣意書を作成して關係當局に送附することに申合せ、名古屋實業組合聯合會に於ては役員會を開き、二月一日取引稅新設反對地方大會を開催して氣勢を擧ぐることを決定せり。

「大日本毛織工業組合聯合會」外愛知縣毛布工業組合、福井縣織物同業組合に於ては取引稅反對の陳情書を作成して關係當局に送附し、又名古屋紙商同業組合に於ても役員會を開き取引稅反對の決議を爲し、陳情書を作成して關係當局に提出する處ありたり。

「飴消費課税反對期成同盟會」に於ては一月二十日頃各府縣關係團體に對し「政府當局が吾人の實情を相當承認せるに不拘、尙課税せむとする態度なるを以て此の際當局の誤れる方針を是正せしむる爲業者の意思を強く議會に反映せしめざるべからず」云々の檄文を配布して輿論の喚起に努めたり。又休會明けを期し第二回全國飴消費課税反對業者大會を開催して大々的に氣勢を擧ぐべく準備中の處政變あり速に計畫を變更し一月二十四日課税對策協議會を開催し二百四十餘名(參會)水飴消費税の新設には他迄反對に邁進することとし實行方法は役員に一任することとせり。

「長野縣酒造業組合聯合會」は曩に藏出課税反對、模倣酒と清酒との混和反對の趣意書を作成し、全國同業組合に送附して之が賛否を照會せる處、全國酒造組合中央會は統制を紊るものとして之が運動を阻止するが如き行動に出でたる爲本會に於ては獨自の立場に於て飽迄目的の貫徹を圖るべしと爲し、一月十二日酒造増徴反對協議會を開催して協議を遂げたる結果再び全國に飛檄して運動を推進することに決定、其の後之が檄文七千餘部を作成し全國關係方面に配布する處ありたり。一面「廣島縣酒造組合」は藏出課税實現要望、税率均衡方に關する請願書を作成し、署名取纏中にして近く全國酒造組合中央會の手を通じて衆議院に請願する模様なり。

山梨縣東山梨郡農會、東八代郡農會に於ては山梨縣の特産たる葡萄酒に課税せらるゝは葡萄酒生産者及醸造家に對する影響大なりとして之に反對し、東八代郡農會は一月十二日郡農會大會、同十九日には關係町村農會長會議を開催して課税反對の決議を爲し、陳情運動を爲すこととせり。又東山梨郡農會に於ても一月十八日郡内町村農會長會議を開催して對策を協議

し、同二十三日郡下葡萄栽培業者大會を開催すること、課税反對の聲明書を發表すること、縣農會を通じて帝國農會の援助を求むること等を決定せり。

「全國自動車業組合聯合會」に於て豫ねてガソリン課税反對陳情書を全國同業組合に配布して署名取纏中なるが、福島、青森縣下自動車協會及長野縣下同業者有志に於ては署名の取纏を了し夫々右本部に送附したる模様なり。

「映畫演劇觀覽税課税反對期成會」に於ては一月十九日東京市に於て中央實行委員會に兼ね全國興業家有志新年宴會を開催したるが會同者四十餘名にして協議事項なく、雜談的に觀覽税問題に就き談合したるも決定事項なし。

滋賀縣興業組合に於ては一月二十日臨時總會を開催して、課税反對に關する決議を爲し陳情書を作成して地元選出代議士に送附し、又群馬興業組合、福島縣聯合劇場協會は課税反對に關する嘆願書を作成して署名を取纏中なるが近く關係當局に送附する模様なり。

敘上の如く各種關係團體の運動は殆んど議會に集中せらるゝに至りたるも、議會の停會に亞ぐに政變あり、引續き休會となりたる爲運動の目標を失ひ、運動は自然に氣乗薄となりたる觀ありて、警察事故等無く平穩に經過せり。而して各種團體にありては新内閣の政策の發表を俟つて更に運動を展開せむとして靜觀的態度を持し居る模様なり。

農村關係團體の運動狀況

京	東京府農村產業組合協會	同右	一、産組課税反對 大衆課税反對
都京	産業組合中央會	同右	一、一月二十三日頃「税制改革と中小業者」と題するパンフレットを作成全國各府縣聯盟に配布する處ありたり 二、一月二十五日全國各府縣聯盟に對し本月二十八日産組緊急全國大會を開催すべく準備中の處政變に依り本大會を一時中止するも何人が擔當者たることを問はず大衆に過重なる負擔を課し産業組合の發展を阻害せんが如き税制改革案には斷じて反對する態度を保持するものなるを以て組織を整へて待機すべき様通達を發せり
阪大	大阪府農村產業組合協會	同右	一、一月十五日産業組合課税反對並選舉對策協議會を開催、組合課税反對陳情書を作成關係各大臣並府選出代議士に之を添附することに決定、同二十日頃、三萬餘人の署名を取纏むることとせり 一、一月二十一日産業組合課税反對の請願運動方所屬組合に通達し目下署名取纏中なり
崎長	産業組合中央會	同右	一、一月十一日産組課税反對理由書を府選出代議士に添附し本問題に就き善處方依頼する處ありたり 一、本支會の指令に基き縣下各町村産業組合は一齊に陳情書署名運動を爲しつつありて署名取纏め完了したるものより漸次關係當局に添附し居れり
新	新潟縣農村產業組合協會	同右	一、産組課税反對請願書署名運動を縣下一齊に展開しつつありたるが、署名者九千七百七十餘名に達したるを以て一月十九日之が請願書を佐藤代議士に手交したる議長長に提出方依頼せり。尙他の地元代議士に對しては請願書を提出したるを以て善處方の依頼狀を發せり
馬群	産業組合中央會群馬支會	同右	一、産業組合課税問題に關する請願書數百部を作成縣下産業組合長に配布し署名取纏中なり
城茨	産業組合中央會	同右	一、一月二十日産組課税に關する請願書を作成縣下産業組合に配布し署名取纏中なり 一、一月二十八日頃迄に完了の模様なり
木枋	産業組合中央會	同右	一、一月十六日組合課税對策協議會を開催せるが此の際實行委員を擧げて上京し地元選出代議士を歴訪して反對陳情することに決し同十九日上京すること 一、一月十八日各都市部會に對し産組課税問題に關する請願書署名運動方指令せるが各都市部會に於ては目下署名取纏中なり
岡靜	産業組合中央會	同右	一、一月二十日緊急理事會を開催し組合課税反對運動に就き協議したる結果、地元選出代議士に依頼狀を發送すること及組合課税に關する請願署名運動を爲すこと等を決定せり
梨山	山梨縣農村產業組合協會	同右	

農村關係團體の運動狀況

和歌山縣農 村產業組 合	島根縣農 村產業組 合	廣島縣農 村產業組 合	岡山縣農 村產業組 合	富山縣農 村產業組 合	富山縣農 村產業組 合	富山縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合	青森縣農 村產業組 合
--------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

農村關係團體の運動狀況

山	島	根	高知	福	岡	大分	佐賀	鹿兒島	東京
産業組合中央會 和歌山支會	産業組合中央會 島根支會	産業組合中央會 大原郡産業組合青年聯盟	産業組合中央會 高知支會	福岡縣産業組合青年聯盟	産業組合中央會 福岡支會	産業組合青年聯盟 九州地區協議會	産業組合中央會 佐賀支會	産業組合中央會 鹿兒島支會	帝國農會
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	税制改革案實現要略
一、産組課税に關する請願書を作成し關係組合に配布し署名取纏め通達を發せり。	一、産組課税反對陳情書を作成各町村産業組合に配布し、署名取纏中なり。 一、一月二十日郡内各町村産業代表者會議を開催、聯盟員は一致協力署名運動を徹底的に行ふことに決定せり。	一、一月二十日各町村聯盟に對し地元選出議員に對し葉書を以て各盟友より農村の實情を訴へ課税反對の要望を徹底せしむる様指令する處ありたり。	一、一月十三日理事會を開催、産組課税反對運動其の他に就き協議したるや産組課税問題に就ては今後益々結束を固め目的の貫徹を期することに申合せを爲したり。	一、一月十五日産組課税對策協議會を開催し協定の結果、一月二十二日より四日間、互に縣下四箇所に於て産業組合課税反對地區産業青聯大會を開催して氣勢を擧げたり。會同者五百餘名乃至一千名、辯論注意三件。	一、一月二十五日各郡市支會に對し請願署名運動方通達を發せるが各部會に於ては貴衆兩院議長に提出する模様なり。	一、一月十九日大分市に於て九州地區委員會議を開催せるが、其の際緊急動議として九州各縣選出議員に對し産組課税反對の陳情書を提出することを提議し之を可決せり。而して大分縣産青聯に於ては同二十日之も陳情書を作成し産青聯關係縣産青聯に送附する處ありたり。	一、一月十一日地元選出議員に對し、産組課税は絶対反對なるを以て税法案の修正方に就き配意を煩し度き旨の依頼狀を發せり。	一、一月二十日頃産組課税に關する請願書に署名取纏め方各郡市支會長に通過せり。	一、税制改革問題に關する反對論議を極め其の歸趨逆略すべからずと爲し、議會休會中府縣選出議員に對し從來の主張貫徹を期する爲諒解を得る様一月八日府縣選出議員に通過せり。 二、重要農林國策並税制改革案の實現促進運動の爲、一月二十二、三日の二日間、互に道府縣選出議員會議を開催(六十餘名)せるが、議會の傍會に引續き内閣總辭職の爲其の目標を失ひ會議は形式的に開き、税制改革案並重要農林國策等實現要略の聲明書を可決せり。

11

大	阪	京	都	茨	城	愛	知	庫	山	梨	滋	岐	富	鳥
關西農會	京都府農會	茨城縣農會	愛知縣農會	兵庫縣農會	山梨縣農會	滋賀縣農會	惠那郡農會	富山縣農會	八頭郡農會	岩美郡農會	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一、一月二十日本會主催の下に關西二百十七縣下農會を大阪市に於て開催せるが、會同者一千餘名にして税制改革の他重要農林國策の實現要望の宜管決議を可決し之が實行方法として本大會の決議を以て直ちに總理各省大臣並各政黨總裁、貴族院各會派代表、關西二百十七縣下農會代表、關西二百十七縣下農會代表、關西二百十七縣下農會代表、關西二百十七縣下農會代表、陳情を爲すこと、他の道府縣議會を通報し全國民的農民運動の高調連絡を圖ること等を決定し終つて各府縣代表の五分間演説を爲したり。	一、税制改革法案中戸數割半減說が政黨間に於て相當有力なるやの趣にて、斯くては國民民貨均衡の實現を阻止することとなるを以て此の際地元選出代議士に對し右趣旨を充分徹底せしむることに努力方一月十三日各郡市町村農會長に依頼狀を發せり。	一、本會に於ては各郡市に於て農會大會を開催すべく各郡市部會に通達を發する處ありて、十二月二十二日眞壁郡農會大會、同日二十四日筑波郡農會大會、本年一月十九日久慈郡農會大會（二箇所に於て）を開催し何れも税制改革案實現要望の決議を爲し關係方面に陳情書を提出せり。 一、客年十二月二十八日の通常總會に於て税制改革案實現要望の建議案を可決し關係方面に送附せり。	一、一月二十日第一地方税金の戶數割は農村の發展を阻害する最悪稅である」と題するパンフレットを作成、全國府縣農會其他關係方面に送附せり。	一、本會の指令に依り一月十二日東山梨郡農會大會（二五〇名）、同日東八代郡農會大會（三五〇名）を開催し、税制改革案の實現要望其の他に關於その決議を爲し、關係各省、貴族院議長に陳情書を提出することに決定せり。 二、一月二十八日甲府市農會、西山梨郡農會合同主催にて農政問題解決促進郡市農會大會を開催（四〇〇名）、税制改革案及重要農林政策の實現要望、葡萄酒課稅反對の決議を爲し一般農家の輿論喚起に努むることとせり。	一、一月十八日開催せられたる通常總會に於て税制改革並重要農林國策の遂行に關する建議案を可決し、關係當局に提出することとせり。	一、一月十七日税制改革案の實現方に就き配意方の依頼狀を作成、地元選出代議士に送附し、尙之が陳情書を貴族院議長に送附せり。	一、一月十一日開催の通常總會に於て税制改革並重要農林國策實現要望に關する建議案を可決せり。	一、一月十六日八頭郡農會大會（三〇〇名）、同十七日岩美郡農會大會（三五〇名）、を開催し右同様の建議を爲し、關係當局に陳情することとせり。						

131

山口	和歌山	岡山	長崎	大分	宮崎	崎
山口縣農會	那賀郡農會	岡山縣農會	長崎縣農會	大分縣農會	宮崎縣農會	
同右	同右	同右	同右	同右	同右	
一、一月十日より三日間に亙り縣下四箇所に於て地元選出代議士を聘し農政問題懇談會を開催し、稅制改革案並農林政策の實現方に就き盡力方依頼する處ありたり。	一、一月十三日各都市町村農會長に對し稅制改革案並重要農林國策の實現要望の決議を爲し、關係當局に陳情することとせり。	一、一月十三日各都市町村農會長に對し稅制改革案の實現に盡力方に就き地元代議士に依頼狀發送方通達せり。	一、本會の指令に依り東彼杵郡農會に在りては、一月十八日より三日間郡内三箇所に於て農會大會を、一月十一日、北高來郡農會大會を各々開催、稅制改革案の實現要望の宣言決議を爲し、不取敢關係方面に電報陳情したるが、尙後日更に陳情書を作成關係當局に提出する模様なり。 二、北松浦郡農會に於ては、一月二十日郡内各町村農會長に對し農會大會の開催方並關係方面に陳情書提出方通達せり。 三、北高來郡農會は一月二十日同様の通達を郡内農會長に發せり。	一、本會の指示に依り日田郡農會に於ては一月二十五日「稅制改革と農村」と題する印刷物を作成郡内各町村農會に配布し稅制改革案實現に就き輿論激起に努むる處ありたり。	一、一月十八日宮崎縣農會及産業組合中央會宮崎支會主催の下に縣下農業者大會を開催（八五〇名）農林國策並稅制改革の實現要望、産業組合課稅反對に關する宣言決議を爲したるが實行方法として關係各省、各政黨本部、貴族院議長に陳情書を提出すること、本大會の決議を直ちに各府縣農業團體に通知して全國的に輿論を喚起すること、縣下二十一箇所に於て地方大會を開催すること等を決定せり。	

一四

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp/>

府縣	東	京	靜岡	三重	山岡	廣島	德島	東	京	崎長
運動團體	日本商工會議所	靜岡、浜松、清水、沼津各商工會議所	宇治山田、津、四日市各商工會議所	岡山商工會議所	廣島縣商工團體聯合會	德島縣商工團體聯合會	全日本商權擁護聯盟	同聯盟長崎縣支部	同聯盟長崎縣支部	同聯盟長崎縣支部
運動目標	一、輸出統制稅、並貿易統計稅中止方	一、產業組合免稅特典撤廢	一、產業組合免稅特典廢止並其の他修正	一、產組課稅要望	一、稅制改革案修正要望	一、賣上稅、財產稅、反對所得稅、營業收益稅、有價證券移轉稅の修正	一、產業組合免稅特典廢止方	同右	同右	同右
運動狀況	一、一月二十六日議員總會を開催（一五〇名）、舊關貿易對策委員會に於て決定せる輸出統制稅並貿易統計稅の新設中止方を内容とせる關稅改革に關する建議案に就き協議せるが異議なく之を可決し、實行委員三十一名を擧げたり。考慮し置くこととせり。	一、日本商工會議所より義に送附し越したる產業組合問題に關する陳情書に署名取經中の處一月二十三日關係各省、政黨本部、地元選出代議士に之を送附せり。	一、一月十一日夫々議員總會或は理事會を開催、稅制改革に關する要望、並稅制改革に關する決議、產業組合免稅特典の撤廢方に關する建議案を可決し關係當局に提出せり。	一、一月十四日役員會を開催、商權擁護の立場より產業組合問題に關する陳情書を關係當局に提出することに決せり。	一、豫て稅制改革案は商工業者に取り一層の負擔過重となり業者の打撃大なりと爲し建議書を作成し、署名取經中の處一月十日關係當局に提出せり。	一、一月十六日總會を開催（八〇名）稅制改革案に就き檢討し、賣上稅、財產稅の撤回、所得稅、營業收益稅、有價證券移轉稅、相續稅、印紙稅の修正要望の決議を爲し陳情書を作成し、關係當局に提出することに決定せり。終つて五分間演說ありたり。	一、產業組合側に於ては全組合員より課稅反對の陳情書を提出し居る情勢なるを以て、此の際一月二十日の議會再開日を期して多數陳情書を關係當局及地元選出貴賓兩院議員に提出方客體二十四日所屬支部に通過せり。	一、一月二十六日同聯盟各地方支部代表協議會を開催せるが、加盟團體代表二百餘名にして產業組合政策は正、及中小商工業振興に關する件に就き協議之を可決せり。之が實行方法は常任委員に一任することとし、新内閣成立を待つて政府並各政黨に陳情運動を爲すことを中合せたり。	一、一月十二日同支部主唱長崎、佐世保兩商工會議所並縣商工聯合會との合同協議會を開催し、產組課稅に關する陳情書提出の件を附議し之を可決せり。	一、一月十二日同支部主唱長崎、佐世保兩商工會議所並縣商工聯合會との合同協議會を開催し、產組課稅に關する陳情書提出の件を附議し之を可決せり。

新瀉	同聯盟新瀉縣支部	同右	一月十四日産組問題に關する陳情書を作成關係各省、調査局長官、地元選出貴衆兩院議員に送附せり。
知愛	同聯盟岡崎支部	同右	一月十六日同支部主唱一市五郡の商工代表者協議會を開催(四〇餘名)、税制改革に關する件、産業組合課税要望の件を附議し協議の結果之が趣旨の實現に邁進することに中合せを爲したり。
青森	同聯盟青森支部	同右	一月十九日頃産業組合問題に關する陳情書を作成、關係團體の署名取纏中なるが近く關係各省並地元選出貴衆兩院議員に提出する模様なり。
秋田	同聯盟秋田縣支部	同右	一月二十日頃産組問題に關する陳情書を關係各省、各政黨本部、地元選出貴衆兩院議員に送附せり。
東京	全國米穀商組合聯合會	一、産業組合課税反對	一月二十六日開催せらるべき全日本商權擁護聯盟主催の全國支部代表者緊急大會は當聯合會の重要主張たる産組課税問題不當進出阻止問題等に就き論議せらるる有意義なるを以て、大會の目的達成の爲電報其の他の方法に依り絶大の聲援方一月十八日所屬府縣聯合會に通過せり。
東京	全日本肥料團體聯合會	一、産組課税免稅特典廢止方	二月二十五日幹部會を開催し前議會の附帶並希望決議の實現促進方、産組課税問題に就き協議せり。
東京	日本實業組合聯合會	一、取引税反對	一月二十日全國各府肥料商組合聯合會對し税制改革問題に關し、一月二十六日全日本商權擁護聯盟全國支部代表者會議を開催し、産業組合に對する免稅特典の撤廢等に就き論議せらるるを以て右に呼籲して中央會議に激電電報を發すると共に、軍ねて中央關係方面に請願要望書の發送方通過する處ありたり。
東京	日本實業組合聯合會	一、取引税反對	本會に於ては二月三日東京市に於て全國商工業者大會を開催すべく計畫し準備中の處、今回の政變に際し之が開催の可否に關し一月二十八日協議會を開催し、種々協議の結果新内閣樹立後其の政策の決定を待つて運動することとせり。
兵庫	神戸實業組合聯合會	同右	一月十九日理事會を開催、取引税創設反對決議並之が趣意書を作成し、之を關係當局に提出することに決定せり。其の後之に所屬組合代表者の署名取纏めつつあり。
愛知	名古屋實業組合聯合會	同右	一月二十日役員會を開催、取引税反對運動方法に就き協議し、二月一日取引税創設反對地方大會を開催すること等を決定せり。
東京	日本織物卸賣業組合聯合會	一、取引税新設反對	一月十七日全國織物關係諸團體に對し日本實業組合聯合會主催の下に、二月三日開催の取引税新設反對全國商工業者大會には多數參加方の勧誘狀を發せり。
大阪	日本毛布工業組合	一、織物税改正反對	從來毛織物の中非課税品とされ居りたる經絲に綿絲を用ふるものに對しても今回新に課税せらるるは業者に及ぼす影響大なりと爲し、一月十八日組合理事長外數名は上京、關係當局に陳情せり。

商工関係團體の運動状況

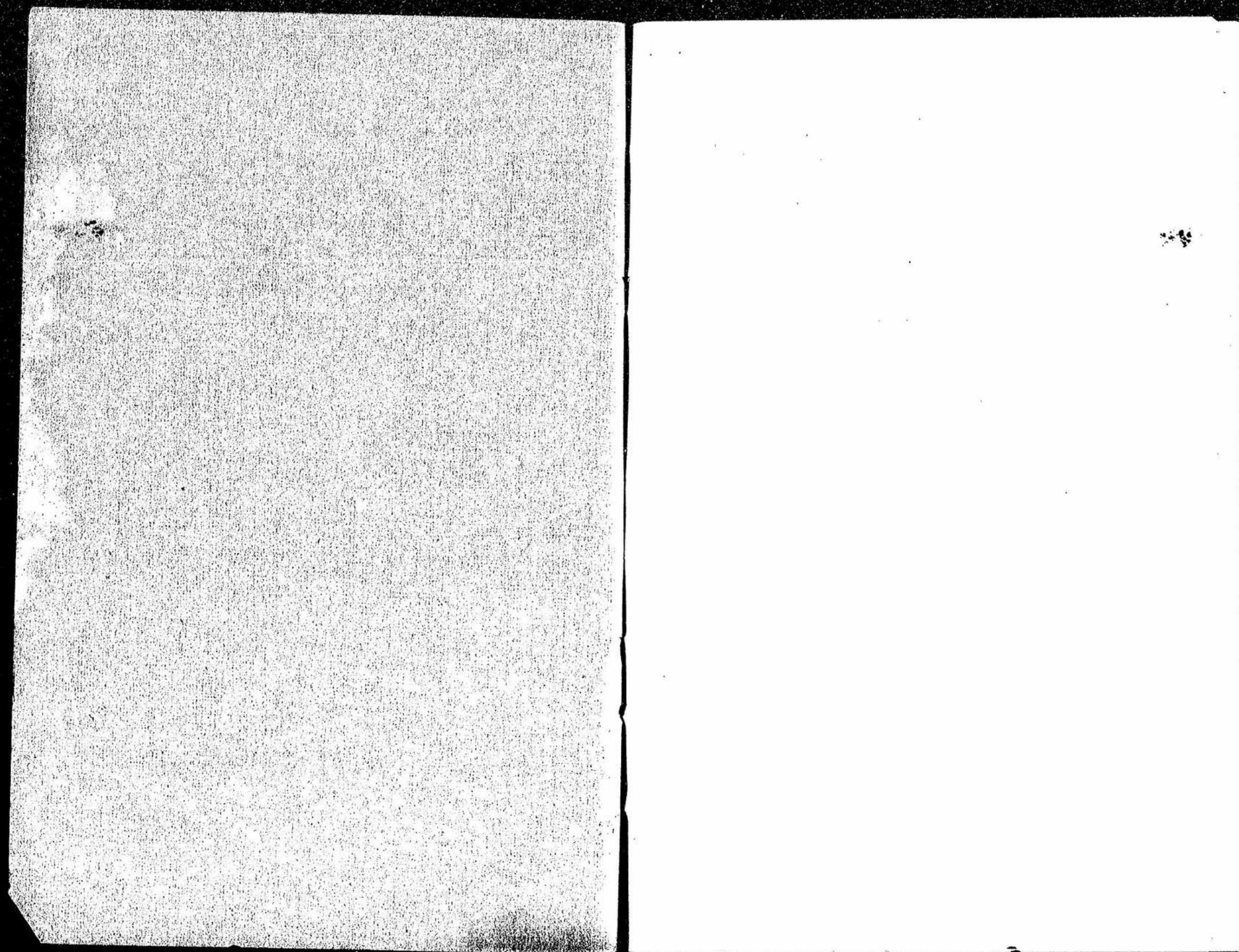
一六

山	島	野	長	京	東	知愛	井福	知愛
東山梨郡農會	廣島縣酒造組合	長野縣酒造業組合聯合會	長野縣下自動車業有志會	同	同	名古屋紙商同業組合	福井縣織物同業組合	大日本毛織工業組合聯合會 愛知縣毛布工業組合
一、葡萄酒	一、庫田課稅制實現 一、稅率均衡方	一、庫田課稅反對 一、模範酒と清酒との混和反對	一、ガソリン消費稅反對	一、葡萄酒	一、葡萄酒	一、取引稅反對	一、取引稅反對	一、取引稅反對
一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月十九日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。

島	福	滋	馬	京	東	青	島	野	長	梨
福島縣聯合劇場協會	滋賀縣興業組合	群馬縣興業組合	東京市映畫演劇觀覽稅課稅反對期成會	同	同	青森縣自動車協會	福島縣自動車協會	長野縣下自動車業有志會	同	同
同右	同右	同右	一、觀覽稅課稅反對	同右	同右	同右	同右	一、ガソリン消費稅反對	同右	同右
一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。	一、一月二十日東京市に於て中央實業委員會を組織し、關係各省大臣並地元選出代表者數名上京の上陳情運動を爲すべく準備中なり。

商工関係團體の運動状況

一七



昭和十六年二月二十日發行